

# 足立区地域防災計画

## 資料編

(令和7年度改訂)



足立区防災会議



# 目 次

## 第1部 足立区の防災力の高度化に向けて

- 第1 足立区の危険度（地震に関する地域危険度測定調査（第9回）【令和4年9月東京都都市整備局】） ……1
- 第2 気象庁震度階級関連解説表一覧 ……13

## 第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

### 第1章 区民と地域の防災力向上

- 第3 防災区民組織結成一覧 ……18
- 第4 区民消火隊一覧 ……29
- 第5 区民レスキュー隊町会・自治会一覧 ……32
- 第6 消防団関係 ……35
- 第7 災害時における住民の心得 ……36
- 第8 地区防災計画策定状況 ……40

### 第2章 安全な災害に強い防災まちづくりの実現

- 第9 不燃化促進助成地区一覧 ……42
- 第10 知ってほしい足立区の地盤と液状化対策 ……43
- 第11 防災井戸、災害緊急トイレ及びソーラーLED照明を設置した区立公園一覧 ……44
- 第12 危険物製造・貯蔵・取扱所一覧 ……46

### 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

- 第13 足立区緊急道路障害物除去路線図 ……47
- 第14 大震災発生時の緊急交通路 ……58

### 第4章 津波等対策

- 第15 津波による浸水被害 ……61
- 第16 大正関東地震等の津波 数値シミュレーションの結果 ……62

### 第5章 応急対応力の強化

- 第17 救出用資器材 ……66
- 第18 消防力一覧 ……67
- 第19 宿日直者の職務概要 ……68
- 第20 ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地 ……70
- 第21 舟艇等の接岸可能地点一覧 ……70
- 第22 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項 ……71
- 第23 災害状況速報 ……72
- 第24 災害（中間・確定）報告様式 ……73
- 第25 非常配備態勢配備人員報告様式 ……74
- 第26 給食要員数の報告様式 ……74

第 27	給食状況の報告様式	75
第 28	車両調達請求書様式	76
第 29	労務者供給請求書様式	77
第 30	防災関係機関の活動体制	
	1 都水道局東部第二支所足立営業所、2 警察署、3 消防署	78
	4 第六建設事務所	79
	5 N T T 東日本	83
	6 東京ガスグループ	85
	7 東京電力パワーグリッド株式会社	87
	8 東日本旅客鉄道株式会社	89
	9 東京地下鉄株式会社	90
	10 東武鉄道株式会社	91
	11 京成電鉄株式会社	92
	12 首都圏新都市鉄道株式会社	94

## 第 6 章 情報・通信の確保

---

第 31	地域防災無線系統図及び情報連絡図	96
第 32	東京都災害対策本部を中心とした通信連絡の系統図	97
第 33	無線局一覧	98
第 34	通信連絡受発信用紙	105
第 35	震災時広報文例	108
第 36	警察署通信連絡系統図	113
第 37	N T T 東日本エリアにおける特設公衆電話（事前配備）一覧	114

## 第 7 章 医療救護・保健衛生等対策

---

第 38	緊急医療救護所	117
第 39	救急告示医療機関	118
第 40	その他の一般病院	119
第 41	遺体処理関係様式	122

## 第 8 章 帰宅困難者等対策

---

第 42	東京都帰宅困難者対策条例	123
第 43	一時滞在施設一覧	127
第 44	区内各駅における帰宅困難者数	129

## 第 9 章 避難者対策

---

第 45	一時集合場所一覧	130
第 46	避難場所一覧	152
第 47	第一次避難所一覧（震災時）	157

第 48	福祉避難所（第二次避難所）一覧（震災時）	161
第 49	足立区避難所運営本部設置要綱	165
第 50	避難所運営本部組織図例	167
第 51	避難所関係様式	168

## 第 10 章 物流・備蓄・輸送対策の推進

---

第 52	足立区応急対策用物資備蓄場所一覧	176
第 53	備蓄物品一覧	180
第 54	受水槽・高架水槽・プール一覧	188
第 55	ろ水機配備場所一覧	192
第 56	給水槽一覧	196

## 第 11 章 放射性物質対策

---

第 57	関東地方周辺の原子力発電所及び原発防災区域	197
------	-----------------------	-----

## 第 12 章 住民の生活の早期再建

---

第 58	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	198
第 59	学用品の調達及び支給方法様式	204
第 60	足立区発行罹災証明交付申請書	208
第 61	足立区発行罹災証明書（物件居住者）	209
第 62	足立区発行罹災証明書（物件所有者）	210
第 63	義援金品受領書様式	211
第 64	応急仮設住宅設営予定地一覧	212
第 65	兵庫県阪神・淡路大震災復興本部の義援金配分計画	213

## 第 13 章 受援計画

---

第 66	応接受援管理帳	214
第 67	受援関連様式例	217
第 68	応援職員等名簿 様式例	218
第 69	避難所運営に関する応援可能な範囲の例	219
第 70	住家被害認定調査に関する業務の全体像と応援可能な範囲の例	220

## 用語集

第 71	用語解説	221
------	------	-----

## 第3部 災害復興計画

### 条例、規則関係

#### 第72 条例、規則関係

1 足立区防災会議条例	224
2 足立区災害対策本部条例	226
3 足立区災害対策本部条例施行規則	227
4 足立区災害対策条例	235
5 足立区災害対策条例施行規則	249
6 足立区緊急災害対策本部要綱	257

第73 足立区防災会議委員名簿	263
-----------------	-----

第74 協定・連絡先一覧	265
--------------	-----

## 第4部 風水害編

資料1 河川の状況	281
資料2 重要水防箇所評定基準	282
資料3 注意箇所一覧	283
資料4 水門・樋管一覧	291
資料5 管内排水場一覧	292
資料6 排水場配置図	293
資料7 水路及び溝渠施設の現況	294
資料8 地下街等、要配慮者利用施設	295
資料9 足立区水防組織	313
資料10 報告様式（水防活動報告表）	314
資料11 報告様式（被害報告表）	315
資料12 水防倉庫及び備蓄資器材一覧	316
資料13 土砂・土嚢保有量一覧	317
資料14 土取場一覧	318
資料15 避難情報等の伝達文の例	319
資料16 各河川の洪水予報伝達系統図	322
資料17 荒川下流タイムライン（拡大試行版）	329
資料18 水防活動における主な機関の活動	350
資料19 水門等操作系統図	351
資料20 避難所対策における主な機関の活動	354
資料21 雨量・水位通報	355
資料22 水位周知伝達系統図（都管理海岸）	357
資料23 水害時避難施設一覧	358

足立区地域防災計画  
震災資料編



# 第1 足立区の危険度

令和4年9月 東京都都市整備局

・地震に関する地域危険度測定調査（第9回）

・東京都「あなたのまちの地域危険度」（令和4年9月）

より

## 地震に関する地域危険度測定の沿革

東京都では、東京都震災対策条例（当時は震災予防条例）に基づき、昭和50年11月に第1回（区部）の地域危険度を公表しました。その後、市街地の変化を表す建物などの最新データや新たな知見を取入れ、概ね5年ごとに調査を行っており、今回は第9回目の公表です。

今回の測定調査では、都内の市街化区域の5,192町丁目について、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数及び総合危険度でお示ししました。調査を進めるに当たり、防災分野の専門家などで構成する「地域危険度測定調査部会」を設置し、より精度の高い新たな測定方法に改善を図るなど、検討してきました。

## 1 「あなたの住んでいるまちは、どのくらい危険か」把握していますか？

(1) 地震による町丁目ごとの危険度を測定しています

日本は、地震の発生が世界の約1割を占める世界有数の地震国です。

南関東におけるマグニチュード7程度の大地震の発生確率は、今後30年以内に70%程度と予測されています。

大きな地震が起こった際、あなたのまちにはどのような危険があるのでしょうか？

地震が起こると、揺れによる建物の倒壊、更には火災の発生による延焼等、大きな被害を引き起こす可能性があります。

本調査では、地震による危険性を地域危険度として測定し、お住まいの町丁目ごとに相対評価によるランク分けを行いました。

(2) 「安全安心な東京」の実現に向け地域危険度はこのように活用できます

災害に強い都市づくりを進めるためには、自治体による道路・公園などの整備とともに、都民の皆様が建物の耐震化や不燃化を含め、日頃から十分な備えと対策を講じることが重要です。そのためにも、地域の々と御一緒に地域危険度を御確認ください。

東京都は、「安全安心な東京」の実現に向け、地域危険度の測定結果を、「防災都市づくり推進計画」における整備地域の指定などにも活用しています。

### (3) 被害想定との違い

東京都が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」は、特定の地震を想定していることから、想定した震源地から離れると揺れが少ないなど、影響を受ける地域やその程度が限定的なものとなっています。一方、地域危険度は、都内の町丁目の地震に対する危険性を相対的に評価するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定している点が大きく異なります。

## 2 地域危険度とは

本調査では、以下の危険性を町丁目ごとに測定しています。

- 建物倒壊危険度 (建物倒壊の危険性)
- 火災危険度 (火災の発生による延焼の危険性)
- 総合危険度 (上記2指標を合算し、災害時活動困難係数を乗じて、総合化したもの)

### (1) どのような地震を想定しているのか

地震はいつ、どこで起きるか分かりません。そこで本調査では、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目の工学的基盤※において、同じ強さの地震が起きたと仮定し、危険度を測定しています。

### (2) どのように地域の危険性を測るのか

本調査では、区部及び多摩地域の市街化区域を対象に、町丁目を単位として、地震による危険性を科学的に測定しています。

### (3) ランクをどのように分けているのか

地域危険度のランクは5段階の相対評価としています。各ランクの存在比率をあらかじめ定め、危険量の大きい町丁目から順位付けを行い、ランクを割り当てています。

※工学的基盤：建築物等を支持し得る耐震設計を行う場合などに入射地震動を設定する地盤で、浅部層のN値が50以上（S波速度で300m/sから700m/s程度以上）の良好な地盤を指します。

## 3 地震の揺れによる建物の倒壊 ～建物倒壊危険度～

地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したものが「建物倒壊危険度」です。

建物倒壊危険度は、町丁目内の地盤特性と建物特性により測定しています。

### (1) 地盤特性

建物倒壊の危険性は、地盤の特性による影響を受けます。東京の地盤は、山地・丘陵地、山の手の台地、下町の沖積低地、台地を刻む谷からできている谷底低地に分類されます。

沖積低地や谷底低地は、地震が起きた場合に揺れが増幅されやすいため、比較的被害が発生しやすい地域です。

#### (2) 建物特性

建物倒壊の危険性は、建物特性による影響を受けます。建物は、耐震性が低いほど、倒壊の危険性が高くなります。

#### (3) 建物倒壊危険度の測定方法

建物倒壊危険度は、地震による面積当たりの建物全壊棟数「建物倒壊危険量（棟/ha）」を算出し、その値を町丁目ごとに順位付けした相対評価により測定しています。

#### (4) 建物倒壊危険置[棟/ha]の算出

建物倒壊危険量は、分類ごとに集計した建物量に、地盤特性と建物特性ごとの建物被害率を掛け合わせることで、測定しています。建物量は、町丁目ごとに、建物棟数を構造（木造-RC造等）及び建築年代といった建物特性別に集計しています。地盤特性は、左記「地盤分類図」により、町丁目別に12種類の地盤に分類し、各地盤分類について、地盤の揺れやすさを示す増幅率を設定しています。

また、沖積低地での地盤の液状化や丘陵地での大規模盛土造成地の影響も考慮しています。建物被害率は、阪神・淡路大震災や熊本地震などの過去の地震被害の調査事例などを基に設定し、耐震改修等の実績を考慮しています。

## 4 地震の揺れによる火災の発生と延焼 ～火災危険度～

地震が起こると、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性があります。

その危険性の度合いを測定したものが「火災危険度」です。

火災危険度は、出火の危険性と延焼の危険性を基に測定しています。

#### (1) 出火の危険性

出火の危険性は、地震が発生した際に火災が生じる危険性について世帯や用途別の事業所の分布状況、火気器具等の使用状況や出火率、地盤の揺れやすさなどから測定したものです。火気器具等の保有数や世帯数が多い地域では危険性が高く、また、地盤が揺れやすい地域では更に危険性が高くなります。

#### (2) 延焼の危険性

延焼の危険性は、火災が発生した場合の延焼火災の危険性について、延焼時間を12時間に設定し、建物構造や建物の間隔などから測定したものです。延焼を遮断する広幅員道路や公園等の空地が少なく、耐火性が低い木造建物などが密集している地域では、危険性が高くなります。

また、周辺にも同様の特徴を有する地域があり、延焼を遮断する道路等が形成されていない場合、もらい火による延焼の危険性が高まるため、更に危険性が高くなります。

### (3) 火災危険度の測定方法

火災危険度は、地震による面積当たりの建物全焼棟数「火災危険量（棟/ha）」を算出し、その値を町丁目ごとに順位付けした相対評価により測定しています。

### (4) 火災危険置[棟/ha]の算出

火災危険量は、出火の危険性と延焼の危険性を掛け合わせるにより測定しています。

出火の危険性は、東京消防庁「東京都の地震時における地域別出火危険度測定（第10回）」（令和3年6月）のデータを基に、町丁目別の出火件数を集計しています。延焼の危険性

は、東京消防庁「東京都の地震時における地域別延焼危険度測定（第10回）」（令和2年3月）の手法を用いて、延焼時間を12時間に設定し、周辺町丁目からのもらい火による延焼の危険性も足し合わせて、町丁目別の全焼棟数を集計しています。

## 5 道路の整備状況による災害時の活動の困難さ ～災害時活動困難係数～

地震により建物が倒壊したり火災が発生したときには、危険地域からの避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）が、その後の被害の大きさに影響します。このような活動のしやすさ（困難さ）を、災害時活動に有効な空間の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価した指標が「災害時活動困難係数」です。

建物倒壊危険量、火災危険量を合算し災害時活動困難係数を乗じて総合危険度を測定することで、災害時の活動のしやすさ（困難さ）を地域の危険性として評価しています。

災害時活動困難係数は、以下の2つの指標により算出しています。

#### (1) 活動有効空間不足率

活動有効空間不足率は、避難や、消火・救助・救援など災害時活動に有効な空間の、町丁目面積に対する不足率を表す指標です。災害時活動に有効な空間が不足するほど、災害時活動困難係数は大きくなります。

#### (2) 道路ネットワーク密度不足率

道路ネットワーク密度不足率は、避難や、消火・救助・救援など災害時活動のために広幅員道路と被災地をつなぐ、地域レベルの道路ネットワークの不足率を表す指標です。災害時活動に有効な地域レベルの道路ネットワークが不足するほど、災害時活動困難係数は大きくなります。

#### (3) 災害時活動困難係数の算出方法

災害時活動困難係数は、活動有効空間不足率と道路ネットワーク密度不足率により算出しています。

活動有効空間不足率は、町丁目内の幅員4m以上の道路や小公園等を、それらの周囲を含めて評価（建物は除外）し、それ以外の空間が町丁目面積に占める割合に

より算出しています。

一定以上の大規模な教育文化施設や集合住宅も災害活動に有効な空間として評価します。

道路ネットワーク密度不足率は、町丁目内の各地点から、1 km 以上連続する幅員が 12 m 以上の外郭道路（延焼遮断帯をイメージ）につながる幅員 6 m 以上の道路や避難場所・大規模救出救助活動拠点候補地に入れる幅員 6 m 以上の道路までに到達する平均所要時間により算出しています。

## 6 まちの総合的な危険度 ～総合危険度～

「総合危険度」は、皆様のまちの地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を足し合わせ、避難や消火・救助など、各種の災害時活動の困難さを係数として掛け合わせ、1 つの指標にまとめたものです。まちの地震の揺れによる被害や、火災被害の大きさを知るという視点、さらには災害時の避難や消火・救助活動などを支援する空間として、道路が重要な役割を果たすという視点から、防災都市づくりや道路整備の指標となるとともに、都民の皆様がまちの地震災害への対応のしやすさ（困難さ）を考え、地震に対する備えに活用することを想定しています。

### (1) 総合危険度の測定方法

総合危険度は、建物倒壊危険量及び火災危険量を合算し、地域レベルの道路整備状況などから評価した災害時活動困難係数を乗じて、測定しています。

## 7 災害に強い都市を目指して

危険度の高い地域では、建物の建替えによる耐震性の向上や不燃化を図るとともに、延焼を遮断する広幅員道路や、災害発生時の避難や消火・救助活動を支える地域レベルの道路、公園の整備を進めるなど、周辺町丁目も含めて、様々な震災対策を重層的、総合的に進めていく必要があります。また、いつ起こるかも知れない地震に対しては日頃からのまちづくりや対策と備えが重要です。

東京都では、地域危険度の測定調査結果を、建物の不燃化などを進める木造住宅密集地域整備事業や延焼遮断帯となる沿道一体整備事業など、防災都市づくりに係る施策を展開する地域（整備地域）の選定や、震災時火災における避難場所等の指定に活用しています。また、建築物の不燃化を促進するために知事が指定する区域（新たな防火規制区域）の地域要件としても定めています。

足立区の危険度一覧

町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
青井 1 丁目	5.44	494	3	0.41	1187	3	0.17	0.97	648	3
青井 2 丁目	6.76	294	4	3.35	129	4	0.23	2.29	133	4
青井 3 丁目	3.52	977	3	0.53	974	3	0.21	0.83	808	3
青井 4 丁目	4.45	710	3	0.45	1100	3	0.16	0.79	856	3
青井 5 丁目	2.72	1322	2	0.12	2290	2	0.13	0.37	2044	2
青井 6 丁目	5.24	529	3	0.89	628	3	0.17	1.06	566	3
足立 1 丁目	8.86	121	4	2.13	238	4	0.14	1.56	278	4
足立 2 丁目	7.16	248	4	3.21	134	4	0.24	2.52	115	4
足立 3 丁目	6.33	349	4	0.70	779	3	0.19	1.36	356	4
足立 4 丁目	8.75	132	4	1.79	293	4	0.16	1.66	244	4
綾瀬 1 丁目	5.03	575	3	0.83	668	3	0.16	0.91	713	3
綾瀬 2 丁目	4.60	674	3	0.24	1622	2	0.13	0.63	1119	3
綾瀬 3 丁目	2.44	1469	2	0.05	3067	1	0.09	0.23	2918	1
綾瀬 4 丁目	3.56	961	3	0.29	1469	2	0.14	0.54	1353	2
綾瀬 5 丁目	5.26	523	3	0.27	1522	2	0.11	0.60	1187	3
綾瀬 6 丁目	3.62	942	3	0.12	2285	2	0.14	0.51	1453	2
綾瀬 7 丁目	3.09	1143	3	0.08	2714	2	0.13	0.41	1817	2
入谷町	0.00	5177	1	0.00	5098	1	0.00	0.00	5181	1
梅島 1 丁目	6.42	330	4	0.51	1010	3	0.17	1.17	478	3
梅島 2 丁目	5.62	452	3	0.31	1419	2	0.19	1.14	493	3
梅島 3 丁目	6.61	312	4	1.68	320	4	0.21	1.71	228	4
梅田 1 丁目	6.46	325	4	1.13	500	3	0.13	1.02	599	3
梅田 2 丁目	8.89	118	4	2.63	181	4	0.20	2.27	136	4
梅田 3 丁目	8.56	144	4	4.33	90	4	0.26	3.38	72	5
梅田 4 丁目	7.19	243	4	1.26	444	3	0.19	1.61	261	4
梅田 5 丁目	7.26	238	4	2.19	232	4	0.15	1.43	325	4
梅田 6 丁目	6.20	371	4	1.33	419	3	0.18	1.33	380	3
梅田 7 丁目	5.54	477	3	0.91	614	3	0.18	1.15	487	3
梅田 8 丁目	3.11	1135	3	0.55	950	3	0.12	0.43	1734	2
扇 1 丁目	4.44	713	3	0.79	696	3	0.23	1.21	458	3
扇 2 丁目	2.49	1429	2	0.13	2187	2	0.15	0.40	1871	2
扇 3 丁目	3.28	1071	3	0.13	2257	2	0.17	0.57	1254	2
大谷田 1 丁目	3.95	852	3	0.36	1274	2	0.20	0.86	773	3
大谷田 2 丁目	2.62	1361	2	0.09	2544	2	0.13	0.35	2114	2
大谷田 3 丁目	4.43	715	3	0.26	1535	2	0.13	0.63	1130	3
大谷田 4 丁目	3.09	1144	3	0.16	1992	2	0.12	0.39	1957	2
大谷田 5 丁目	4.25	759	3	0.22	1712	2	0.15	0.66	1054	3
興野 1 丁目	8.82	125	4	3.78	108	4	0.25	3.18	77	5
興野 2 丁目	6.84	282	4	2.27	221	4	0.31	2.85	93	4
小台 1 丁目	1.69	2096	2	0.04	3409	1	0.27	0.46	1634	2
小台 2 丁目	6.75	296	4	3.54	120	4	0.13	1.37	354	4
加賀 1 丁目	4.49	706	3	0.40	1194	3	0.06	0.30	2375	2
加賀 2 丁目	2.62	1362	2	0.09	2559	2	0.09	0.24	2862	1
加平 1 丁目	3.24	1090	3	0.09	2571	2	0.11	0.38	1973	2
加平 2 丁目	2.13	1684	2	0.06	2892	1	0.09	0.19	3213	1

町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
加平 3 丁目	2.45	1461	2	0.06	2911	1	0.08	0.20	3159	1
北加平町	4.85	612	3	0.41	1163	3	0.15	0.81	833	3
栗原 1 丁目	5.11	558	3	0.96	590	3	0.21	1.29	405	3
栗原 2 丁目	3.16	1118	3	0.39	1221	2	0.08	0.28	2513	2
栗原 3 丁目	4.50	703	3	0.34	1319	2	0.13	0.64	1102	3
栗原 4 丁目	2.45	1457	2	0.06	2985	1	0.08	0.21	3049	1
弘道 1 丁目	5.19	540	3	0.45	1103	3	0.25	1.41	339	4
弘道 2 丁目	3.40	1016	3	0.21	1729	2	0.15	0.56	1299	2
江北 1 丁目	2.56	1385	2	0.11	2358	2	0.13	0.34	2178	2
江北 2 丁目	5.45	492	3	1.50	362	4	0.19	1.35	366	4
江北 3 丁目	5.05	572	3	1.14	498	3	0.15	0.93	687	3
江北 4 丁目	3.32	1048	3	0.35	1302	2	0.11	0.40	1897	2
江北 5 丁目	0.92	3472	1	0.01	4087	1	0.10	0.09	4099	1
江北 6 丁目	1.38	2565	2	0.02	3810	1	0.08	0.12	3894	1
江北 7 丁目	2.82	1256	2	0.18	1916	2	0.08	0.24	2809	2
古千谷 1 丁目	0.06	5024	1	0.00	4837	1	0.06	0.00	5105	1
古千谷 2 丁目	0.46	4349	1	0.00	4819	1	0.03	0.01	4952	1
佐野 1 丁目	2.27	1579	2	0.25	1577	2	0.14	0.36	2083	2
佐野 2 丁目	4.77	633	3	0.34	1322	2	0.12	0.61	1172	3
皿沼 1 丁目	4.45	709	3	0.21	1739	2	0.08	0.37	2008	2
皿沼 2 丁目	2.42	1489	2	0.07	2795	2	0.06	0.15	3582	1
皿沼 3 丁目	3.09	1141	3	0.10	2473	2	0.06	0.19	3214	1
鹿浜 1 丁目	2.66	1343	2	0.05	3211	1	0.12	0.34	2189	2
鹿浜 2 丁目	2.81	1260	2	0.15	2082	2	0.09	0.26	2662	2
鹿浜 3 丁目	4.09	801	3	0.20	1786	2	0.09	0.37	2012	2
鹿浜 4 丁目	5.41	501	3	0.43	1129	3	0.08	0.48	1569	2
鹿浜 5 丁目	2.27	1575	2	0.07	2773	2	0.12	0.27	2569	2
鹿浜 6 丁目	4.15	783	3	0.41	1171	3	0.09	0.39	1938	2
鹿浜 7 丁目	3.39	1023	3	0.17	1953	2	0.07	0.26	2674	2
鹿浜 8 丁目	3.86	873	3	0.18	1877	2	0.06	0.25	2751	2
島根 1 丁目	5.58	465	3	0.94	608	3	0.13	0.87	761	3
島根 2 丁目	4.07	808	3	0.81	681	3	0.15	0.74	927	3
島根 3 丁目	4.56	686	3	0.38	1241	2	0.18	0.90	726	3
島根 4 丁目	3.07	1149	3	0.22	1720	2	0.16	0.53	1401	2
新田 1 丁目	3.41	1015	3	0.24	1624	2	0.14	0.50	1479	2
新田 2 丁目	4.74	641	3	0.32	1379	2	0.13	0.65	1071	3
新田 3 丁目	3.34	1036	3	0.30	1425	2	0.10	0.37	2038	2
神明 1 丁目	3.16	1119	3	0.15	2059	2	0.15	0.48	1560	2
神明 2 丁目	4.37	725	3	0.38	1249	2	0.16	0.76	899	3
神明 3 丁目	4.07	806	3	0.41	1165	3	0.28	1.24	441	3
神明南 1 丁目	5.04	574	3	1.46	379	3	0.13	0.88	758	3
神明南 2 丁目	5.58	464	3	1.30	428	3	0.15	1.03	588	3
関原 1 丁目	7.93	191	4	2.08	246	4	0.21	2.14	151	4
関原 2 丁目	11.16	37	5	13.48	8	5	0.28	6.78	10	5
関原 3 丁目	10.05	69	5	6.52	44	5	0.22	3.70	59	5

町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
千住1丁目	6.33	350	4	0.64	838	3	0.16	1.13	503	3
千住2丁目	8.54	145	4	0.90	622	3	0.15	1.43	323	4
千住3丁目	9.40	95	4	1.21	469	3	0.18	1.86	196	4
千住4丁目	14.07	11	5	7.05	37	5	0.23	4.87	21	5
千住5丁目	8.71	134	4	1.56	345	4	0.26	2.71	103	4
千住曙町	3.33	1041	3	0.22	1723	2	0.13	0.47	1605	2
千住旭町	7.68	208	4	2.70	170	4	0.17	1.77	214	4
千住大川町	12.43	19	5	12.19	10	5	0.29	7.22	7	5
千住河原町	7.90	192	4	1.07	531	3	0.16	1.40	347	4
千住寿町	14.18	10	5	12.04	12	5	0.18	4.70	25	5
千住関屋町	1.19	2898	1	0.01	4020	1	0.15	0.18	3340	1
千住龍田町	11.97	21	5	6.85	40	5	0.22	4.10	40	5
千住中居町	8.51	148	4	2.63	182	4	0.17	1.93	187	4
千住仲町	8.93	115	4	5.15	68	5	0.21	2.97	88	4
千住橋戸町	2.49	1434	2	0.09	2532	2	0.16	0.42	1787	2
千住宮元町	7.08	259	4	2.54	194	4	0.18	1.69	234	4
千住元町	10.28	61	5	7.29	36	5	0.26	4.52	31	5
千住柳町	14.95	5	5	13.14	9	5	0.30	8.53	4	5
千住東1丁目	6.96	269	4	4.28	93	4	0.19	2.11	154	4
千住東2丁目	7.36	228	4	1.67	323	4	0.15	1.34	372	4
千住桜木1丁目	2.02	1768	2	0.04	3323	1	0.20	0.40	1879	2
千住桜木2丁目	2.99	1175	3	0.11	2400	2	0.16	0.50	1493	2
千住緑町1丁目	1.29	2722	2	0.01	4081	1	0.11	0.15	3625	1
千住緑町2丁目	8.51	149	4	1.54	351	4	0.13	1.27	414	3
千住緑町3丁目	8.63	139	4	1.67	324	4	0.11	1.09	543	3
竹の塚1丁目	2.54	1398	2	0.05	3115	1	0.09	0.24	2848	2
竹の塚2丁目	3.23	1094	3	0.11	2385	2	0.09	0.29	2459	2
竹の塚3丁目	2.49	1437	2	0.10	2445	2	0.10	0.27	2630	2
竹の塚4丁目	1.60	2228	2	0.02	3892	1	0.12	0.20	3154	1
竹の塚5丁目	3.21	1102	3	0.10	2490	2	0.10	0.31	2312	2
竹の塚6丁目	2.04	1750	2	0.03	3526	1	0.13	0.27	2641	2
竹の塚7丁目	2.58	1373	2	0.12	2312	2	0.15	0.40	1874	2
辰沼1丁目	2.77	1289	2	0.14	2142	2	0.12	0.35	2099	2
辰沼2丁目	5.07	567	3	0.47	1071	3	0.16	0.91	722	3
中央本町1丁目	2.15	1665	2	0.05	3079	1	0.18	0.40	1908	2
中央本町2丁目	4.17	776	3	0.17	1961	2	0.23	0.99	627	3
中央本町3丁目	3.63	941	3	0.12	2274	2	0.29	1.07	558	3
中央本町4丁目	4.57	682	3	0.56	937	3	0.26	1.34	369	4
中央本町5丁目	4.78	628	3	0.90	624	3	0.19	1.11	527	3
椿1丁目	2.83	1249	2	0.05	3041	1	0.06	0.17	3373	1
椿2丁目	6.47	324	4	0.69	796	3	0.09	0.65	1089	3
東和1丁目	4.50	700	3	0.29	1468	2	0.09	0.42	1760	2
東和2丁目	6.13	384	3	0.65	828	3	0.09	0.63	1138	3
東和3丁目	4.61	666	3	0.41	1175	3	0.10	0.48	1551	2
東和4丁目	5.62	455	3	0.94	606	3	0.10	0.63	1143	3

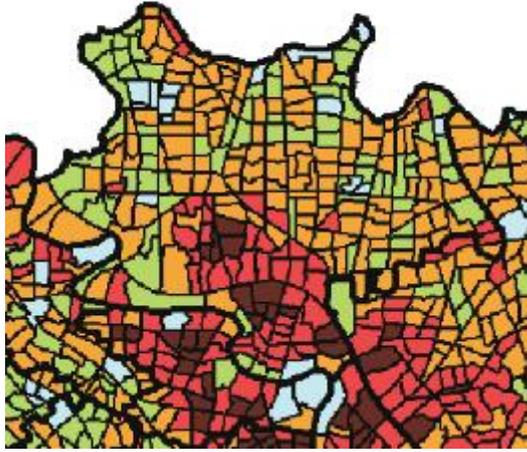
町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
東和5丁目	5.18	543	3	0.31	1414	2	0.10	0.56	1279	2
舎人1丁目	3.56	962	3	0.27	1519	2	0.10	0.38	1989	2
舎人2丁目	4.65	659	3	0.57	920	3	0.09	0.49	1511	2
舎人3丁目	6.36	344	4	0.65	829	3	0.10	0.71	983	3
舎人4丁目	4.23	765	3	0.45	1097	3	0.15	0.71	982	3
舎人5丁目	5.09	564	3	0.59	898	3	0.09	0.52	1414	2
舎人6丁目	1.28	2748	2	0.02	3691	1	0.08	0.11	3960	1
舎人町	0.00	5177	1	0.00	5098	1	0.00	0.00	5181	1
中川1丁目	5.06	569	3	0.45	1111	3	0.20	1.12	514	3
中川2丁目	8.43	152	4	5.26	66	5	0.37	5.09	20	5
中川3丁目	9.04	112	4	3.65	115	4	0.20	2.57	112	4
中川4丁目	4.22	766	3	0.15	2044	2	0.11	0.47	1616	2
中川5丁目	2.04	1748	2	0.07	2826	2	0.23	0.48	1579	2
西綾瀬1丁目	4.75	638	3	0.46	1085	3	0.33	1.70	230	4
西綾瀬2丁目	5.43	498	3	0.78	709	3	0.28	1.72	225	4
西綾瀬3丁目	4.39	721	3	0.49	1032	3	0.23	1.12	517	3
西綾瀬4丁目	2.70	1329	2	0.10	2517	2	0.23	0.63	1132	3
西新井1丁目	4.51	697	3	0.15	2042	2	0.11	0.51	1448	2
西新井2丁目	4.18	773	3	0.18	1879	2	0.08	0.33	2240	2
西新井3丁目	2.90	1219	2	0.18	1910	2	0.09	0.27	2594	2
西新井4丁目	4.16	778	3	0.41	1176	3	0.08	0.36	2051	2
西新井5丁目	4.54	689	3	0.17	1969	2	0.08	0.37	2039	2
西新井6丁目	4.88	604	3	0.90	619	3	0.14	0.84	803	3
西新井7丁目	2.14	1675	2	0.05	3174	1	0.07	0.16	3514	1
西新井栄町1丁目	4.09	802	3	1.38	405	3	0.20	1.09	541	3
西新井栄町2丁目	5.25	527	3	0.57	928	3	0.15	0.88	748	3
西新井栄町3丁目	8.43	153	4	3.91	103	4	0.19	2.35	128	4
西新井本町1丁目	8.35	159	4	2.69	174	4	0.32	3.58	63	5
西新井本町2丁目	2.73	1315	2	0.10	2474	2	0.16	0.45	1674	2
西新井本町3丁目	6.66	305	4	1.55	347	4	0.26	2.14	149	4
西新井本町4丁目	6.10	390	3	3.17	136	4	0.29	2.73	102	4
西新井本町5丁目	6.61	313	4	0.53	977	3	0.19	1.35	367	4
西伊興町	0.00	5177	1	0.00	5098	1	0.00	0.00	5181	1
西加平1丁目	0.37	4474	1	0.00	4744	1	0.13	0.05	4550	1
西加平2丁目	1.05	3196	1	0.03	3545	1	0.14	0.15	3597	1
西保木間1丁目	4.68	654	3	0.90	625	3	0.17	0.93	688	3
西保木間2丁目	2.46	1455	2	0.05	3114	1	0.17	0.43	1753	2
西保木間3丁目	1.53	2336	2	0.02	3853	1	0.13	0.21	3067	1
西保木間4丁目	0.83	3673	1	0.01	4013	1	0.14	0.12	3879	1
花畑1丁目	2.88	1229	2	0.11	2381	2	0.07	0.22	2982	1
花畑2丁目	1.28	2738	2	0.05	3164	1	0.07	0.09	4166	1
花畑3丁目	3.56	960	3	0.16	1995	2	0.06	0.24	2837	2
花畑4丁目	3.37	1029	3	0.11	2413	2	0.09	0.31	2325	2
花畑5丁目	0.94	3448	1	0.02	3863	1	0.12	0.12	3874	1
花畑6丁目	1.39	2552	2	0.06	3003	1	0.08	0.11	3939	1

町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
花畑7丁目	2.88	1227	2	0.09	2614	2	0.15	0.43	1729	2
花畑8丁目	0.47	4312	1	0.00	4478	1	0.13	0.06	4425	1
東綾瀬1丁目	2.96	1185	3	0.07	2747	2	0.08	0.26	2722	2
東綾瀬2丁目	2.20	1621	2	0.05	3184	1	0.07	0.16	3463	1
東綾瀬3丁目	2.42	1490	2	0.07	2867	1	0.09	0.22	2956	1
東保木間1丁目	2.65	1349	2	0.16	2018	2	0.13	0.36	2073	2
東保木間2丁目	2.84	1243	2	0.12	2265	2	0.09	0.28	2536	2
東六月町	3.92	858	3	0.36	1282	2	0.12	0.51	1446	2
一ツ家1丁目	4.15	784	3	0.28	1490	2	0.09	0.38	1972	2
一ツ家2丁目	3.45	995	3	0.22	1715	2	0.10	0.37	2023	2
一ツ家3丁目	3.00	1169	3	0.11	2345	2	0.10	0.32	2284	2
一ツ家4丁目	2.56	1386	2	0.09	2631	2	0.11	0.29	2495	2
日ノ出町	8.84	123	4	5.69	57	5	0.24	3.48	67	5
平野1丁目	4.00	839	3	0.29	1451	2	0.13	0.57	1263	2
平野2丁目	3.15	1123	3	0.11	2371	2	0.17	0.55	1305	2
平野3丁目	3.99	844	3	0.63	857	3	0.16	0.73	945	3
保木間1丁目	2.51	1409	2	0.10	2521	2	0.07	0.19	3234	1
保木間2丁目	3.21	1100	3	0.16	1979	2	0.07	0.23	2910	1
保木間3丁目	3.65	934	3	0.18	1909	2	0.08	0.31	2315	2
保木間4丁目	3.39	1022	3	0.09	2556	2	0.10	0.34	2195	2
保木間5丁目	3.64	939	3	0.27	1505	2	0.15	0.58	1238	2
保塚町	5.70	440	3	1.04	551	3	0.10	0.70	995	3
堀之内1丁目	2.20	1624	2	0.05	3068	1	0.12	0.28	2535	2
堀之内2丁目	2.92	1207	2	0.06	2920	1	0.10	0.29	2472	2
南花畑1丁目	4.70	649	3	0.49	1039	3	0.15	0.77	892	3
南花畑2丁目	4.16	782	3	0.29	1453	2	0.09	0.38	1974	2
南花畑3丁目	4.62	665	3	0.34	1324	2	0.13	0.65	1092	3
南花畑4丁目	2.72	1319	2	0.07	2790	2	0.11	0.30	2418	2
南花畑5丁目	1.20	2881	1	0.02	3981	1	0.09	0.12	3906	1
宮城1丁目	3.69	918	3	0.30	1434	2	0.11	0.43	1743	2
宮城2丁目	1.25	2816	2	0.01	4145	1	0.20	0.25	2770	2
六木1丁目	2.66	1345	2	0.24	1626	2	0.13	0.37	2010	2
六木2丁目	1.12	3066	1	0.11	2417	2	0.16	0.20	3144	1
六木3丁目	2.78	1282	2	0.09	2541	2	0.14	0.40	1883	2
六木4丁目	6.19	373	4	2.61	184	4	0.13	1.12	518	3
本木1丁目	7.58	216	4	1.23	458	3	0.19	1.65	249	4
本木2丁目	9.65	81	5	1.73	310	4	0.25	2.82	95	4
本木北町	7.46	224	4	3.02	146	4	0.28	2.96	91	4
本木西町	6.48	322	4	1.46	377	3	0.32	2.52	114	4
本木東町	10.54	54	5	6.82	41	5	0.22	3.79	53	5
本木南町	8.97	114	4	4.30	91	4	0.22	2.96	89	4
谷在家1丁目	3.34	1040	3	0.23	1669	2	0.07	0.27	2637	2
谷在家2丁目	2.11	1700	2	0.09	2597	2	0.07	0.15	3611	1
谷在家3丁目	2.82	1255	2	0.15	2087	2	0.08	0.23	2885	1
谷中1丁目	3.85	876	3	0.10	2446	2	0.07	0.26	2667	2

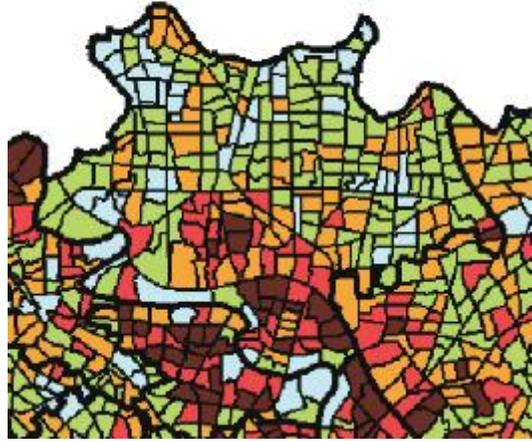
町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
	危険量 (棟/ha)	順位	ランク	危険量 (棟/ha)	順位	ランク		危険量 (棟/ha)	順位	ランク
谷中2丁目	1.63	2186	2	0.02	3923	1	0.11	0.18	3356	1
谷中3丁目	3.04	1156	3	0.10	2450	2	0.17	0.54	1348	2
谷中4丁目	1.27	2768	2	0.01	4029	1	0.21	0.27	2638	2
谷中5丁目	2.82	1259	2	0.11	2344	2	0.18	0.53	1367	2
柳原1丁目	11.06	38	5	7.85	32	5	0.23	4.33	33	5
柳原2丁目	16.72	3	5	22.37	1	5	0.22	8.63	3	5
六月1丁目	3.39	1020	3	0.27	1511	2	0.16	0.60	1203	2
六月2丁目	3.80	886	3	0.27	1533	2	0.13	0.51	1455	2
六月3丁目	4.60	667	3	0.22	1697	2	0.07	0.35	2129	2
六町1丁目	1.69	2095	2	0.13	2233	2	0.12	0.23	2940	1
六町2丁目	4.52	692	3	0.27	1521	2	0.12	0.56	1290	2
六町3丁目	3.53	973	3	0.17	1930	2	0.08	0.29	2430	2
六町4丁目	2.20	1627	2	0.07	2791	2	0.09	0.20	3153	1
入谷1丁目	1.61	2204	2	0.04	3297	1	0.06	0.10	3996	1
入谷2丁目	1.90	1885	2	0.03	3471	1	0.08	0.15	3567	1
入谷3丁目	2.55	1391	2	0.13	2247	2	0.08	0.20	3102	1
入谷4丁目	2.29	1564	2	0.07	2755	2	0.07	0.17	3394	1
入谷5丁目	1.26	2795	2	0.02	3994	1	0.06	0.08	4251	1
入谷6丁目	0.22	4714	1	0.00	4893	1	0.08	0.02	4881	1
入谷7丁目	1.46	2446	2	0.03	3539	1	0.09	0.14	3677	1
入谷8丁目	1.50	2374	2	0.03	3495	1	0.08	0.12	3847	1
入谷9丁目	1.59	2236	2	0.02	4000	1	0.11	0.18	3322	1
伊興1丁目	5.48	487	3	0.44	1119	3	0.17	1.00	616	3
伊興2丁目	3.33	1042	3	0.12	2292	2	0.13	0.44	1713	2
伊興3丁目	4.04	818	3	0.16	1985	2	0.19	0.81	826	3
伊興4丁目	4.59	678	3	0.30	1421	2	0.22	1.07	556	3
伊興5丁目	3.72	910	3	0.13	2194	2	0.17	0.65	1076	3
西伊興1丁目	5.42	500	3	0.58	918	3	0.09	0.55	1328	2
西伊興2丁目	5.97	408	3	0.70	788	3	0.09	0.62	1145	3
西伊興3丁目	5.36	509	3	0.63	849	3	0.10	0.58	1230	2
西伊興4丁目	4.01	834	3	0.41	1188	3	0.11	0.48	1559	2
西竹の塚1丁目	1.95	1832	2	0.06	2975	1	0.11	0.23	2906	1
西竹の塚2丁目	4.52	694	3	0.62	869	3	0.19	0.97	651	3
東伊興1丁目	4.59	677	3	0.31	1417	2	0.09	0.44	1717	2
東伊興2丁目	5.53	479	3	0.40	1195	3	0.09	0.53	1384	2
東伊興3丁目	3.98	849	3	0.25	1581	2	0.14	0.58	1229	2
東伊興4丁目	3.44	1002	3	0.12	2278	2	0.14	0.50	1475	2
古千谷本町1丁目	4.12	794	3	0.36	1298	2	0.10	0.46	1624	2
古千谷本町2丁目	4.00	840	3	0.38	1240	2	0.11	0.48	1558	2
古千谷本町3丁目	6.33	351	4	0.76	723	3	0.11	0.81	831	3
古千谷本町4丁目	5.59	462	3	0.40	1205	2	0.11	0.64	1107	3
舎人公園	0.03	5100	1	0.00	4854	1	0.05	0.00	5145	1
伊興本町1丁目	4.82	619	3	0.14	2169	2	0.14	0.71	977	3
伊興本町2丁目	3.69	919	3	0.19	1832	2	0.13	0.51	1445	2

(注) 総合危険度は、建物倒壊危険度及び火災危険度を合算し、災害時活動困難係数を乗じて、総合化したもの。

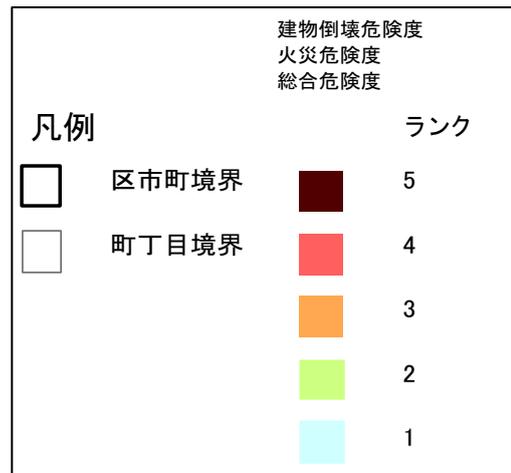
①建物倒壊危険度



②火災危険度



③総合危険度



## 第2 気象庁震度階級関連解説表

平成21年3月

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度には比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。
7		

※<sup>1</sup> 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※<sup>2</sup> 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※<sup>3</sup> 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

\* 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

### 第3 防災区民組織結成一覧

(各部)  
(本編 震災編P. 40、126、風水害編P. 52)

番号	区民事務所	町自治会名	消火隊	レスキュー隊
1	千住	千住旭町自治会	D	
2	千住	千住旭町会	D	
3	千住	千住東一丁目町会	D	○
4	千住	千住東町町会		○
5	千住	千住東二丁目自治会	D	○
6	千住	千住曙町自治会	D	
7	千住	千住関屋町会	C	
8	千住	柳原東町会	D	○
9	千住	柳原西町会	D	
10	千住	柳原南町会		
11	千住	柳原北町会	D	
12	千住	日ノ出町自治会	C	
13	千住	日ノ出町団地自治会		○
14	千住	千住東町住宅自治会		
15	千住	関屋ステーションハイツ自治会		
16	千住	北千住パーク・ファミリア自治会		
17	千住	グリーンコーポ千寿自治会		○
18	千住	千住関屋町自治会		
19	千住	コスモシティ北千住自治会		
20	千住	千住橋戸町自治会	D	
21	千住	千住河原町自治会	D	○
22	千住	千住仲町会	C	○
23	千住	千住緑町町会	CC	
24	千住	千住宮元町町会	C	
25	千住	千住中居町会	C	
26	千住	千住龍田町町会	C	
27	千住	千住桜木町町会		○
28	千住	千住桜木二丁目町会		
29	千住	都営桜木町アパート一号棟自治会		
30	千住	都営桜木町アパート二号棟自治会		
31	千住	千住一丁目町会		
32	千住	千住二丁目町会	C	
33	千住	千住三丁目町会		

番号	区民事務所	町自治会名	消火隊	レスキュー隊
34	千住	千住四丁目町会	C	
35	千住	千住五丁目町会	C	
36	千住	千住大川町東町会	CD	
37	千住	千住大川町西町会	D	
38	千住	千住大川町南町会		
39	千住	千住元町町会		
40	千住	千住柳町々会	C	
41	千住	千住寿町南町会	D	○
42	千住	千住寿町北町会		
43	千住	都営千住元町団地一・二号棟自治会		
44	千住	都営千住元町団地三・四号棟自治会		
45	千住	北千住第二ダイヤモンドマンション自治会		
46	千住	クリオ北千住壱番館管理組合		
47	千住	イニシア千住曙町管理組合		
48	千住	AQUA VISTA管理組合		
49	千住	フラッツ北千住管理組合		
50	千住	コーシャハイム北千住自主防災会		
51	江北	高野町会		
52	江北	下沼田町会	D	○
53	江北	上沼田町会	D	
54	江北	都営上沼田アパート東和会		
55	江北	都営上沼田アパートむつみ会		
56	江北	堀之内町会	D	
57	江北	西新井本町住宅自治会		
58	江北	都営扇二丁目アパート自治会		
59	江北	江北一丁目自治会		
60	江北	ソフィア西新井自治会		
61	江北	扇サンハイツ町会		○
62	江北	江北三丁目自治会		
63	江北	都営江北四丁目アパート自治会		
64	江北	さくら会		○
65	江南	小台町会	D	○
66	江南	宮城町会		○
67	江南	宮城第三団地自治会	D	
68	江南	尾久橋スカイハイツ自治会		
69	江南	ラ・セーヌ小台自治会		
70	江南	ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会		

番号	区民事務所	町自治会名	消火隊	レスキュー隊
71	新田	足立区新田町会	C	○
72	新田	都営新田一丁目アパート自治会		○
73	興本	本木東町会	C	○
74	興本	本木西町会	C	○
75	興本	本木北町みのり町会		○
76	興本	本木南町会	C	○
77	興本	本木三丁目北町会	C	
78	興本	扇一丁目寺地明和会		
79	興本	扇一丁目親友町会	D	○
80	興本	扇一丁目協和会	D	
81	興本	扇一丁目親栄町会	D	
82	興本	扇一丁目北町会	D	
83	興本	扇南町会		
84	興本	扇三丁目町会	C	
85	興本	興野町会		
86	興本	都営扇三丁目アパート自治会		○
87	興本	扇一丁目第4アパート自治会	C	
88	興本	扇一丁目親睦自治会	D	
89	興本	都営扇一丁目第二アパート自治会	C	○
90	梅田	本木一丁目町会	C	○
91	梅田	本木一丁目中町会		○
92	梅田	本木一丁目南町会	D	
93	梅田	関原二丁目南町会	C	
94	梅田	関原三丁目東町会	C	
95	梅田	中曽根町会	D	
96	梅田	関原二丁目町会	C	
97	梅田	関原三丁目町会	C	
98	梅田	梅田東町自治会		○
99	梅田	梅田通町会	C	○
100	梅田	梅田神明町自治会	C	○
101	梅田	梅田本町自治会		
102	梅田	梅田上町自治会	C	
103	梅田	梅田稲荷町会	C	○
104	梅田	梅田正和町会		
105	梅田	梅田亀田町会		
106	梅田	梅田八丁目アパート自治会		
107	梅田	コープ野村梅島自治会		○

番号	区民事務所	町自治会名	消火隊	レスキュー隊
108	梅田	マーシャンハイツ梅島自治会		
109	梅田	梅島グリーンマンション自治会		
110	梅田	朝日プラザ梅田自治会		○
111	梅田	梅島ビューハイツ自治会		
112	梅田	プラウドシティ梅島自治会		
113	梅田	リライズガーデン西新井管理組合		
114	梅田	ストークマンション梅島管理組合		
115	中央本町	足立高砂町会	C	○
116	中央本町	五反野西町会	C	○
117	中央本町	足立東町会	D	
118	中央本町	足立日吉町会		
119	中央本町	足立四丁目町会	C	
120	中央本町	千住八千代町会	C	○
121	中央本町	中央本町若松町会	C	○
122	中央本町	島根町会	C	
123	中央本町	梅島町会	D	
124	中央本町	梅島栄町会		○
125	中央本町	中央本町弥生町会		
126	中央本町	中央本町弥生自治会		
127	中央本町	梅島二丁目東町会		
128	中央本町	中央本町一丁目町会		
129	中央本町	中央本町栄町会		
130	中央本町	島根第二都住自治会	D	
131	中央本町	島根四丁目住宅自治会		
132	中央本町	島根四丁目第三自治会		
133	中央本町	ザ・ウインベル中央公園自治会	C	○
134	中央本町	綾瀬西町会	D	
135	中央本町	西綾瀬町会	D	
136	中央本町	西綾瀬四丁目自治会		
137	中央本町	西綾瀬三丁目第二自治会	D	○
138	中央本町	弘道一丁目町会		○
139	中央本町	弘道一丁目第二自治会		○
140	中央本町	弘道一丁目第4自治会		○
141	中央本町	弘道二丁目町会		○
142	中央本町	弘道二丁目中央自治会		
143	中央本町	青井二丁目町会		
144	中央本町	弘道二丁目梅の自治会		

番号	区民事務所	町自治会名	消火隊	レスキュー隊
145	中央本町	弘道第三団地自治会		○
146	中央本町	弘道一丁目自治会		○
147	中央本町	弘道二丁目五月自治会		○
148	中央本町	五反野第2スカイハイツ自治会		
149	中央本町	青井二丁目ニツ家町会	C	○
150	中央本町	青井三丁目町会		○
151	中央本町	青井兵和町会		
152	中央本町	青井第一自治会	D	○
153	中央本町	青井一丁目町会	C	
154	中央本町	青井四丁目ニツ家本町会	C	○
155	中央本町	青井四丁目第3自治会		
156	中央本町	西加平町会		
157	中央本町	青井六丁目町会	C	
158	中央本町	中央本町三丁目町会		
159	中央本町	中央本町四丁目町会	C	○
160	中央本町	中央本町五丁目町会		○
161	中央本町	中央本町五丁目住宅親交会		
162	中央本町	中央本町四丁目団地自治会		
163	中央本町	青井五丁目住宅供給公社自治会		○
164	中央本町	五反野スカイハイツ自治会	D	○
165	中央本町	睦自治会	C	
166	中央本町	青井六丁目アパート自治会		
167	中央本町	青井三丁目中央自治会		○
168	中央本町	日商岩井綾瀬マンション自治会		
169	中央本町	青井三丁目東自治会		
170	中央本町	青井四丁目緑会		
171	中央本町	ダイアパレス綾瀬自治会		○
172	中央本町	青井四丁目第四自治会		
173	中央本町	青井四丁目第五自治会	C	○
174	中央本町	グリーンパーク第5綾瀬自治会		
175	中央本町	五反野第3スカイハイツ自治会		
176	中央本町	五反野住宅自治会	C	○
177	中央本町	レクセル五反野管理組合		
178	中央本町	グランプレシア管理組合		
179	東綾瀬	東和一丁目自治会		
180	東綾瀬	蒲原自治会		○
181	東綾瀬	蒲谷自治会		

番号	区民事務所	町自治会名	消火隊	レスキュー隊
182	東綾瀬	上谷中町自治会		
183	東綾瀬	下谷中町自治会		
184	東綾瀬	普賢寺自治会	D	○
185	東綾瀬	普賢寺住宅自治会		
186	東綾瀬	綾瀬五・六丁目自治会	D	○
187	東綾瀬	綾瀬七丁目団地自治会		
188	東綾瀬	東綾瀬自治会	D	○
189	東綾瀬	綾瀬三丁目自治会	D	
190	東綾瀬	パークタウン東綾瀬自治会		
191	東綾瀬	綾瀬自治会		
192	東綾瀬	綾瀬東町会	D	○
193	東綾瀬	トーキョーガーデンスイート自治会		
194	東綾瀬	東淵江自治会	C	○
195	中川	大谷田東自治会	D	○
196	中川	隅田自治会		○
197	中川	長門南部町会	D	○
198	中川	長門東部自治会		○
199	中川	長門北部自治会		○
200	中川	長門西町会		○
201	中川	大谷田二丁目自治会	D	○
202	中川	東和二丁目自治会	D	
203	中川	東和二丁目西自治会		
204	中川	東和四丁目自治会		
205	中川	東和四丁目南部自治会		
206	佐野	大谷田上自治会		
207	佐野	大谷田西部自治会	D	○
208	佐野	佐野一丁目町会	D	○
209	佐野	大谷田一丁目団地自治会		○
210	佐野	六木一丁目町会	D	
211	佐野	六木二丁目町会		○
212	佐野	六木団地自治会		
213	佐野	谷中北町会		○
214	佐野	佐野二丁目北町会	C	○
215	佐野	佐野二丁目南町会	C	○
216	佐野	ボナハイツ中川自治会		○
217	佐野	大谷田五丁目町会	D	
218	佐野	中川ビューハイツ自治会		

番号	区民事務所	町自治会名	消火隊	レスキュー隊
219	佐野	ライオンズプラザ北綾瀬自治会		
220	佐野	神明上町会		
221	佐野	神明東町会		
222	佐野	神明仲町会		
223	佐野	加平町会		
224	佐野	北加平町会	D	
225	佐野	六木三丁目町会		
226	佐野	六木四丁目町会	D	
227	佐野	辰沼町会	D	○
228	佐野	辰沼第二自治会	D	○
229	佐野	辰沼団地自治会	D	○
230	佐野	シャルム綾瀬自治会		
231	佐野	六木三丁目自治会	C	○
232	佐野	神明南町会		○
233	佐野	神明2丁目自治会	C	○
234	保塚	南花畑下沼町会		○
235	保塚	榎戸町会		
236	保塚	堺田町会	D	
237	保塚	花保町会		○
238	保塚	内匠本町町会		○
239	保塚	花畑第三団地自治会		
240	保塚	花保親交町会		
241	保塚	東保木間一丁目都住自治会	C	
242	保塚	平野町会	C	○
243	保塚	平野竹親町会	D	
244	保塚	六町町会		
245	保塚	六町三丁目町会	CD	○
246	保塚	保塚町町会		
247	保塚	一ツ家一丁目町会	D	○
248	保塚	一ツ家二丁目町会	C	○
249	保塚	一ツ家三丁目町会		
250	保塚	一ツ家四丁目町会		
251	保塚	六町二丁目町会	D	
252	保塚	平野一丁目団地自治会		
253	保塚	都住平野三丁目団地自治会	C	
254	保塚	平野三丁目18番地自治会		
255	花畑	鷺宿町会	D	

番号	区民事務所	町自治会名	消火隊	レスキュー隊
256	花畑	外ヶ原町会		
257	花畑	仲組三丁目町会		○
258	花畑	堤根町会		
259	花畑	前通り町会		
260	花畑	花畑四丁目都住自治会		
261	花畑	花畑団地自治会		
262	花畑	保木間第五団地自治会	CD	○
263	花畑	花畑七丁目団地自治会	D	○
264	花畑	花畑第五都住自治会		
265	花畑	会組町会		○
266	花畑	桑袋団地自治会	C	○
267	花畑	花畑西町会		
268	花畑	保木間五丁目自治会		
269	花畑	南花畑自治会	C	○
270	花畑	南花畑第二自治会		
271	花畑	保木間11自治会		
272	花畑	エステート花畑自治会		
273	花畑	仲組四丁目町会		○
274	花畑	花畑八丁目団地自治会		○
275	竹の塚	水神町会	D	
276	竹の塚	西保木間二丁目町会		
277	竹の塚	原町会	C	
278	竹の塚	名地共和会		
279	竹の塚	名地町会	C	
280	竹の塚	在家町会		
281	竹の塚	前保木間親睦町会	C	○
282	竹の塚	三の輪町会		○
283	竹の塚	若宮自治会		○
284	竹の塚	南保木間町会	C	
285	竹の塚	北増田橋町会	D	
286	竹の塚	南増田橋町会		
287	竹の塚	第二都住会	D	○
288	竹の塚	第五住宅会	D	○
289	竹の塚	竹の塚南町会		
290	竹の塚	竹の塚中町会		
291	竹の塚	竹の塚上町会	D	
292	竹の塚	六月町会		

番号	区民事務所	町自治会名	消火隊	レスキュー隊
293	竹の塚	水無月会		
294	竹の塚	第八六月自治会		
295	竹の塚	東保木間町会	D	
296	竹の塚	都営住宅六月むつき自治会		
297	竹の塚	都営西保木間二丁目団地自治会		
298	竹の塚	西保木間都住自治会		
299	竹の塚	西保木間四丁目都住自治会		
300	竹の塚	竹の塚スカイタウン町内会		○
301	竹の塚	西保木間大曲自治会		
302	竹の塚	都営西保木間一丁目自治会		
303	竹の塚	六月中央自治会		
304	竹の塚	東京都住宅供給公社西保木間住宅自治会	C	
305	竹の塚	竹の塚六丁目アパート2号棟自治会		
306	竹の塚	西保木間三丁目むつみ会		
307	竹の塚	竹七東町会		
308	竹の塚	西保木間自治会		
309	竹の塚	新緑自治会		
310	竹の塚	都営竹の塚団地第一自治会		
311	竹の塚	都市再生機構竹の塚第一団地自治会		
312	竹の塚	都市再生機構竹の塚第二団地自治会	C	
313	竹の塚	都市再生機構竹の塚第三団地自治会		○
314	竹の塚	第一保木間アパート自治会		
315	竹の塚	保木間第四アパート自治会	D	○
316	竹の塚	保木間第四団地新館自治会		
317	竹の塚	竹の塚三丁目町会		
318	竹の塚	竹の塚七丁目団地自治会		
319	竹の塚	都営六月町団地自治会	D	○
320	竹の塚	竹の塚マンション自治会		○
321	竹の塚	都営保木間町アパート自治会		
322	竹の塚	日商岩井竹の塚マンション自治会		
323	竹の塚	西保木間中央自治会	C	○
324	竹の塚	保木間四丁目自治会		○
325	竹の塚	マンハイム竹の塚自治会		
326	竹の塚	六月一丁目第2自治会		○
327	竹の塚	六月自治会		
328	竹の塚	カインドステージ竹ノ塚自治会		○
329	竹の塚	セントレー竹ノ塚第二管理組合		

番号	区民事務所	町自治会名	消火隊	レスキュー隊
330	竹の塚	ライオンズスクエア竹の塚管理組合		
331	竹の塚	竹の塚ガーデンハウス管理組合		
332	西新井	西新井東町会	D	
333	西新井	西新井本町二丁目町会		
334	西新井	興野北町会	D	○
335	西新井	東京都住宅供給公社興野町住宅自治会		○
336	西新井	都営西新井本町四丁目アパート自治会		○
337	西新井	フレール西新井第一公団自治会		
338	西新井	フレール西新井第二自治会		
339	西新井	扇三丁目第二団地自治会		
340	西新井	栗原町会	DDD	○
341	西新井	西新井栄町二丁目町会		○
342	西新井	栗原南町会		
343	西新井	都営栗原1丁目アパート自治会		
344	西新井	あみだばし自治会	C	○
345	西新井	西新井本町2丁目アパート自治会		
346	西新井	西新井六丁目アパート自治会	C	○
347	西新井	西新井北町会		
348	西新井	栗原団地自治会		
349	西新井	西新井町会		
350	西新井	西新井1・2町会		
351	西新井	西新井本町一丁目町会		
352	西新井	西新井緑町会	D	○
353	西新井	西新井仲町会	C	
354	西新井	西新井中央町会	C	○
355	西新井	西新井15部町会	C	
356	西新井	西新井西町会		
357	西新井	秀和西新井レジデンス自治会		
358	西新井	藤和シティホームズ西新井管理組合		
359	西新井	ザ・ステージオ団地管理組合		
360	西新井	東京アクアージュ管理組合		
361	西新井	パークプレミアムメイツ西新井管理組合		
362	伊興	伊興町自治会	C	○
363	伊興	伊興北根町会		
364	伊興	都市再生機構西新井第三団地自治会	C	
365	伊興	伊興西町会	C	
366	伊興	伊興中央町会		

番号	区民事務所	町自治会名	消火隊	レスキュー隊
367	伊興	伊興北町会		○
368	伊興	伊興町アパート自治会		
369	伊興	伊興仲町会	D	○
370	伊興	西新井四丁目諏訪木町会	C	
371	伊興	西新井四丁目自治会	D	
372	伊興	東伊興町会	D	
373	伊興	狭間町会	D	
374	伊興	伊興南町会		
375	伊興	伊興東町会		○
376	伊興	伊興英知自治会		
377	伊興	伊興町前沼アパート自治会		
378	伊興	伊興四丁目住宅自治会		
379	伊興	伊興三丁目アパート自治会		
380	鹿浜	鹿浜押部町会	C	○
381	鹿浜	鹿浜東町会		
382	鹿浜	鹿浜古内町会		
383	鹿浜	鹿浜糶屋町会	D	
384	鹿浜	鹿浜島町会	D	
385	鹿浜	皿沼町会		○
386	鹿浜	加賀町会	D	
387	鹿浜	谷在家町会	C	
388	鹿浜	椿町会		
389	鹿浜	皿沼東町会		
390	鹿浜	都住谷在家団地自治会		
391	鹿浜	鹿浜団地自治会	D	○
392	鹿浜	上沼田第三アパート自治会		
393	鹿浜	北鹿浜第二都住自治会		
394	鹿浜	日本住宅公団江北六丁目団地自治会	D	○
395	鹿浜	都営鹿浜五丁目団地自治会		
396	鹿浜	都営鹿浜五丁目団地北部自治会		
397	鹿浜	都住加賀二丁目自治会		
398	舎人	舎人町会	D	
399	舎人	入谷町会	D	
400	舎人	古千谷本町町会	C	○
401	舎人	都住舎人自治会		
402	舎人	都住足立入谷自治会		
403	舎人	入谷町第2アパート自治会		

## 第4 区民消防隊一覧

(千住・足立・西新井ボランティア)  
(本編P.382)

防災区民組織消防隊一覧 (C級ポンプ)

千住消防署管内 (13隊)

所属町会・自治会	配置場所	配置場所名称
千住関屋町会	千住関屋町16-1	千寿第八小学校西側(敷地外)
日ノ出町自治会	日ノ出町19-3	北千住太陽保育園
千住仲町会	千住仲町28-1	千住仲町公園
千住緑町町会	千住緑町2-1-1、千住緑町3-22-5	千住スポーツ公園(西側)、千住緑町三丁目児童遊園
千住宮元町町会	千住宮元町6-1	八幡神社
千住中居町会	千住中居町12	千住中居町公園
千住龍田町町会	千住龍田町9-1	旧千寿第六小学校跡地
千住二丁目町会	千住2-63	金蔵寺
千住四丁目町会	千住4-22-16	千住ほんちょう公園
千住五丁目町会	千住5-13-1	学びピア21
千住大川町東町会	千住大川町17-1	千寿双葉小学校
千住柳町々会	千住柳町26番地	千住柳町児童遊園
足立区新田町会	新田1-22-16	日本化薬(株)東京工場裏

足立消防署管内 (39隊)

所属町会・自治会	配置場所	配置場所名称
梅田通町会	梅田7-10-5	梅田通公園
梅田神明町自治会	梅田6-26-1	梅田公園
梅田上町自治会	関原1-6	梅田上町プチテラス隣り
梅田稲荷町会	関原2-13-12	関原中央公園(関原防災広場)
足立高砂町会	足立1-17-4	足立一丁目児童遊園
五反野西町会	足立3-11-5	足立小備蓄倉庫
足立四丁目町会	足立4-18-11	末広公園
千住八千代町会	梅田3-2	都営梅田三丁目アパート
中央本町若松町会	中央本町2-4-22	若松公園
島根町会	島根4-17-10	島根北厨子公園
ザ・ウインベル中央公園自治会	中央本町1-18-14	マンション内中庭
青井二丁目二ツ家町会	青井2-30	町会会館東側
青井一丁目町会	青井1-11-11	青井公園
青井四丁目二ツ家本町会	青井4-12-17	須賀宅内
青井六丁目町会	青井6-16-8	青木方敷地
中央本町四丁目町会	中央本町4-6-8	足立消防署長宿舎
睦自治会	青井5-12-46	都営青井五丁目アパート
青井四丁目第五自治会	青井4-25	都営青井四丁目第二アパート
五反野住宅自治会	中央本町3-12-1	住宅駐車場
東淵江自治会	東和5-9-9	稗田公園
佐野二丁目北町会	佐野2-31	佐野第二公園
佐野二丁目南町会	佐野2-4-6	佐野第三公園
六木三丁目自治会	六木3-39	六木水の森公園
神明2丁目自治会	神明2-5-1	都住神明二丁目アパート1号棟北
東保木間一丁目都住自治会	東保木間1-25	都営東保木間一丁目アパート
平野町会	平野2-2	平野さくら公園
六町三丁目町会	六町3-11-17東側空き地	空き地(東京都所有)
一ツ家二丁目町会	一ツ家2-18-1	一ツ家第三公園
都住平野三丁目団地自治会	平野3-10	都営足立平野三丁目アパート
保木間第五団地自治会	南花畑5-15	都営保木間第五団地
桑袋団地自治会	花畑8-5	花畑桑袋団地12号棟前広場
南花畑自治会	南花畑5-14-20	都営南花畑五丁目アパート
原町会	保木間5-24-35	原公園
名地町会	保木間4-9-1	名地公園
前保木間親睦町会	竹の塚4-7-1	竹の塚第三公園
南保木間町会	保木間1-17-8	糶田公園
東京都住宅供給公社西保木間住宅自治会	西保木間4-12-2	公社西保木間住宅
都市再生機構竹の塚第二団地自治会	竹の塚1-5	町会保有倉庫
西保木間中央自治会	西保木間3-18	集会室前

## 西新井消防署管内（24隊）

所属町会・自治会	配置場所	配置場所名称
本木東町会	本木東町12-17	御獄神社
本木西町会	本木西町15-1	氷川神社
本木南町会	本木南町17-1	北野神社
本木三丁目北町会	本木東町19-11	本木東児童遊園
扇三丁目町会	扇3-18-14	扇中学校
扇一丁目第4アパート自治会	扇1-54	都営本木町第三アパート
都営扇一丁目第二アパート自治会	扇1-41-1	町会倉庫
本木一丁目町会	関原1-21-9	関原の森
関原二丁目南町会	関原2-35	八幡神社
関原三丁目東町会	関原3-6-3	関三ひがし児童遊園
関原二丁目町会	関原2-45-6	関原分校跡公園
関原三丁目町会	関原3-30-5	関原公園
あみだばし自治会	西新井本町2-19-7	団地東側空地
西新井六丁目アパート自治会	西新井6-15	集会所前
西新井仲町会	西新井6-9-1	西新井西公園
西新井中央町会	西新井6-35-10	西中第一公園
西新井15部町会	西新井本町3-6-9	西新井第二児童遊園
伊興町自治会	西竹の塚1-9-1	大境公園
都市再生機構西新井第三団地自治会	西新井3-14	防災倉庫
伊興西町会	伊興5-21-5	伊興ファミリー公園
西新井四丁目諏訪木町会	西新井4-26-1	諏訪木第三公園
鹿浜押部町会	鹿浜7-21	押部南公園
谷在家町会	谷在家2-16-17	赤木神社
古千谷本町町会	古千谷本町2-4-15	稲荷神社

## 防災区民組織消火隊一覧(D級ポンプ)

## 千住消防署管内（15隊）

所属町会・自治会	配置場所	配置場所名称
千住旭町自治会	千住旭町29-5	自治会事務所
千住旭町会	千住旭町9-16	千住あずま住区センター分室
千住東一丁目町会	千住東1-24-5	町会倉庫
千住東二丁目自治会	千住東2-20-14	町会会館
千住曙町自治会	千住曙町16-6	牛田児童遊園
柳原東町会	柳原1-21	柳原千草園
柳原西町会	柳原2-38-1	柳原稲荷神社
柳原北町会	柳原2-42-1	柳原二丁目児童遊園
千住橋戸町自治会	千住橋戸町25	稲荷神社
千住河原町自治会	千住河原町10-13	稲荷会館
千住大川町東町会	千住大川町17-1	千寿双葉小学校
千住大川町西町会	千住大川町35-1	千住公園
千住寿町南町会	千住寿町10-6	千住寿町児童遊園
小台町会	小台2-45-4	江南住区センター
宮城第三団地自治会	宮城1-5-9	都営宮城第三団地集会所前

## 足立消防署管内（42隊）

所属町会・自治会	配置場所	配置場所名称
足立東町会	足立3-21	町会倉庫前
梅島町会	梅島3-2-5	梅島天満宮
島根第二都住自治会	島根4-29	都営島根四丁目第二アパート
綾瀬西町会	西綾瀬4-7-27	弘道小学校
西綾瀬町会	西綾瀬2-1-13	五反野コミュニティセンター
西綾瀬三丁目第二自治会	西綾瀬3-4-4(予定)	都営西綾瀬三丁目第2アパート(予定)
青井第一自治会		
五反野スカイハイツ自治会	中央本町3-14-25	マンション敷地内
普賢寺自治会	綾瀬2-23-14	北野神社
綾瀬五・六丁目自治会	綾瀬5-11-15	綾瀬会館
東綾瀬自治会	東綾瀬1-28-7	東綾瀬住区センター
綾瀬三丁目自治会	綾瀬3-17-9	綾瀬住区センター
綾瀬東町会	綾瀬4-26-5	蛭沼公園

所属町会・自治会	配置場所	配置場所名称
大谷田東自治会	中川5-10-10	自治会館前
長門南部町会	中川1-16-1	町会神輿庫横
大谷田二丁目自治会	中川4-6-1	自治会事務所前
東和二丁目自治会	東和2-27-18	第六天公園
大谷田西部自治会	大谷田4-4-1	大谷田公園
佐野一丁目町会	佐野1-20	佐野一丁目ゆめ公園
六木一丁目町会	六木1-6-10	中川北小学校
大谷田五丁目町会	大谷田5-4-18	柳田公園
北加平町会	北加平町16	北加平公園
六木四丁目町会	六木4-3-12	町会会館
辰沼町会	辰沼2-15-30	稲荷神社
辰沼第二自治会	辰沼1-2-14	都営辰沼アパート
辰沼団地自治会	辰沼1-2-2	都営辰沼アパート2号棟前
塚田町会	南花畑1-16-26	塚田公園
平野竹親町会	平野3-14	都営平野3丁目第2アパート
六町三丁目町会	六町3-11-17東側空き地	空き地(東京都所有)
一ツ家一丁目町会	一ツ家1-22-20	町会会館
六町二丁目町会	六町2-7	町会子供の広場
鷺宿町会	花畑6-26-14	鷺宿東公園
保木間第五団地自治会	南花畑5-15	都営保木間第五団地
花畑七丁目団地自治会	花畑7-10-1	都営花畑アパート
水神町会	保木間5-32-4	水神橋公園
北増田橋町会	竹の塚3-8-1	保木間公園
第二都住会	西保木間3-2	都営西保木間3丁目アパート
第五住宅会	西保木間3-11-8	集会所横防災倉庫
竹の塚上町会	竹の塚5-18-17	町会会館
都営六月町団地自治会	東六月町10	都営六月町団地
東保木間町会	東保木間2-13-1	東保木間公園
保木間第四アパート自治会	東保木間1-5	10、7号棟間集会所東側

西新井消防署管内(25隊)

所属町会・自治会	配置場所	配置場所名称
栗原町会	栗原4-1、栗原4-7-23、栗原2-3-1	大師線高架下防災倉庫、栗原中央公園、石塚公園
西新井東町会	西新井2-23-1	袋在家公園
興野北町会	西新井本町4-9-27	西新井小学校
西新井緑町会	西新井4-13-1	高道西公園
伊興仲町会	伊興4-8-13	はやぶさ公園
西新井四丁目自治会	西新井4-24-14	西四会館隣り
東伊興町会	東伊興2-12-8	町会事務所
狭間町会	東伊興4-12-6	浄光寺
鹿浜糶屋町会	鹿浜2-18-20	糶屋三峯神社
鹿浜島町会	鹿浜2-28	氷川神社
加賀町会	加賀2-19-15	稲荷神社
鹿浜団地自治会	鹿浜2-40	都営北鹿浜団地
中曽根町会	本木2-5	中曽根神社
日本住宅公団江北六丁目団地自治会	江北6-30-4-14	14号棟西側倉庫
舎人町会	舎人5-21-6	氷川神社社務所前
入谷町会	入谷8-16-3号棟	団地北側
下沼田町会	江北2-43-8	氷川神社
上沼田町会	江北3-18-21	町会事務所
堀之内町会	堀之内1-7-4	氷川神社
扇一丁目親友町会	扇1-31-44	町会会館横
扇一丁目協和会	扇1-47-35	扇中央公園
扇一丁目親栄町会	扇1-36-2	扇一丁目親栄児童遊園
扇一丁目北町会	扇1-52-23	特別養護老人ホーム扇
扇一丁目親睦自治会	扇1-12-16	都営本木町民生アパート
本木一丁目南町会	本木1-26-20	空き地

## 第5 区民レスキュー隊町会・自治会一覧

(各部)

(本編P. 40、136、風水害編P. 58)

管轄 区民事務所	管轄 消防署	町会・自治会名	配置場所	所在地
千住	千住	千住東一丁目町会	千住東1-24-5	町会会館倉庫
千住	千住	千住東町町会	千住東2-7-11	町会会館
千住	千住	千住東二丁目自治会	千住東2-20	町会会館
千住	千住	柳原東町会	柳原1-21-26	区立柳原千草園(H21結成)
千住	千住	日ノ出町団地自治会	日ノ出町27-3	防災倉庫
千住	千住	グリーンコーポ千寿自治会	千住関屋町17-15	自治会倉庫
千住	千住	千住河原町自治会	千住河原町10-13	事務所裏倉庫(稲荷神社内)
千住	千住	千住仲町会	千住仲町28-1	千住仲町公園
千住	千住	千住桜木町町会	千住桜木1-7(予定)	千住桜木町公園(予定)
千住	千住	千住寿町南町会	千住寿町10-6	千住寿町児童遊園
江北	西新井	下沼田町会	江北2-14-11	町会会館
江北	西新井	扇サンハイツ町会	扇2-13-1	マンション敷地内
江北	西新井	さくら会	江北1-11-1	集会室内
江南	千住	小台町会	小台2-31-8	町会会館
江南	千住	宮城町会	宮城1-38	氷川神社
新田	千住	足立区新田町会	新田1-18	新田稲荷神社
新田	千住	都営新田一丁目アパート自治会	新田1-14	自治会集会所
興本	西新井	本木東町会	本木東町12-17	御獄神社
興本	西新井	本木西町会	本木西町15-1	氷川神社
興本	西新井	本木北町みのり町会	本木北町14-2	田中稲荷神社
興本	西新井	本木南町会	本木南町17-1	北野神社
興本	西新井	扇一丁目親友町会	扇1-31-45	町会会館
興本	西新井	都営扇三丁目アパート自治会	扇3-10-3	自治会倉庫
興本	西新井	都営扇一丁目第二アパート自治会	扇1-41-1	1号棟横集会所
梅田	西新井	本木一丁目町会	関原1-21-3	まちづくり工房館
梅田	西新井	本木一丁目中町会	関原1-21-3	まちづくり工房館
梅田	足立	梅田東町自治会	梅田2-19-2	梅田二丁目児童遊園
梅田	足立	梅田通町会	梅田7-10-5	梅田通公園
梅田	足立	梅田神明町自治会	梅田6-26-1	梅田公園
梅田	足立・(西新井)	梅田稲荷町会	関原2-13-12	関原中央公園(関原防災広場)
梅田	足立	コープ野村梅島自治会	梅島7-25-13	コープ野村梅島敷地内
梅田	足立	朝日プラザ梅田自治会	梅田5-27-1	マンション駐車場
中央本町	足立	足立高砂町会	足立1-17-5	足立一丁目児童遊園
中央本町	足立	五反野西町会	足立2-23	町会倉庫
中央本町	足立	千住八千代町会	梅田3-2	都営住宅敷地内
中央本町	足立	中央本町若松町会	中央本町2-4-22	若松公園
中央本町	足立	梅島栄町会	梅島1-27-6	梅島東公園
中央本町	足立	ザ・ウインベル中央公園自治会	中央本町1-18-14	ザ・ウインベル中央公園防災資機材倉庫内
中央本町	足立	西綾瀬三丁目第二自治会	西綾瀬3-4-4(予定)	都営西綾瀬三丁目第2アパート(予定)
中央本町	足立	弘道一丁目町会	弘道1-15-2弘道1丁目公園内	防災倉庫
中央本町	足立	弘道一丁目第二自治会	弘道1-15	2号棟南側集会所
中央本町	足立	弘道一丁目第4自治会	弘道1-8-1	自治会倉庫

管轄 区民事務所	管轄 消防署	町会・自治会名	配置場所	所在地
中央本町	足立	弘道二丁目町会	弘道2-16	町会事務所
中央本町	足立	弘道第三団地自治会	弘道1-11	1号棟東側倉庫
中央本町	足立	弘道一丁目自治会	弘道1-26	集会所前
中央本町	足立	弘道二丁目五月自治会	弘道2-28-21	集会所物置
中央本町	足立	青井二丁目二ツ家町会	青井2-30-11	町会事務所
中央本町	足立	青井三丁目町会	青井3-4-8	青井三丁目会館倉庫
中央本町	足立	青井第一自治会		
中央本町	足立	青井四丁目二ツ家本町会	青井4-1-2	町会倉庫
中央本町	足立	中央本町四丁目町会	中央本町4-6-8	足立消防署長宿舎
中央本町	足立	中央本町五丁目町会	中央本町5-7-16	町会会館
中央本町	足立	青井五丁目住宅供給公社自治会		マンション敷地内
中央本町	足立	五反野スカイハイツ自治会	中央本町3-14-25	マンション敷地内
中央本町	足立	青井三丁目中央自治会	青井3-15	集会所横倉庫
中央本町	足立	ダイヤパレス綾瀬自治会	青井4-45-10	マンション1階事務所内倉庫
中央本町	足立	青井四丁目第五自治会	青井4-25	団地内ポンプ格納庫
中央本町	足立	五反野住宅自治会	中央本町3-12-1	マンション敷地内
東綾瀬	足立	蒲原自治会	東和1-29	会長宅
東綾瀬	足立	普賢寺自治会	綾瀬2-23-8	北野会館
東綾瀬	足立	綾瀬五・六丁目自治会	綾瀬5-11-15	綾瀬会館
東綾瀬	足立	東綾瀬自治会	東綾瀬1-28-7	東綾瀬住区センター
東綾瀬	足立	綾瀬東町会	綾瀬4-2-3	広場
東綾瀬	足立	東淵江自治会	東和5-9-9	稗田公園
中川	足立	大谷田東自治会	中川5-10-10	公民館
中川	足立	隅田自治会	中川3-3-5	隅田クラブ
中川	足立	長門南部町会	中川1-16-5	町会倉庫
中川	足立	長門東部自治会	中川2-21-2	神輿倉
中川	足立	長門北部自治会	中川3-21	長門八幡神社
中川	足立	長門西町会	中川3-19	長門八幡神社
中川	足立	大谷田二丁目自治会	中川4-6-1	自治会事務所前
佐野	足立	大谷田西部自治会	大谷田3-7	大谷田西部自治会会館
佐野	足立	佐野一丁目町会	佐野1-20	佐野一丁目ゆめ公園
佐野	足立	大谷田一丁目団地自治会	大谷田1-1	4号棟向かい階段脇倉庫
佐野	足立	六木二丁目町会	六木2-6-27	六木二丁目中央公園
佐野	足立	谷中北町会	谷中5-11	辰沼公園
佐野	足立	佐野二丁目北町会	佐野2-31	佐野第二公園
佐野	足立	佐野二丁目南町会	佐野2-4-6	佐野第三公園
佐野	足立	ボナハイツ中川自治会	大谷田2-3-35	マンション敷地内
佐野	足立	辰沼町会	辰沼2-15-30	稻荷神社社務所
佐野	足立	辰沼第二自治会	辰沼1-2	自治会倉庫
佐野	足立	辰沼団地自治会	辰沼1-2-2	2号棟前広場
佐野	足立	六木三丁目自治会	六木3-39-5-204	
佐野	足立	神明南町会	神明南2-6	町会倉庫
佐野	足立	神明2丁目自治会	神明2-5-1	町会倉庫
保塚	足立	南花畑下沼町会	南花畑4-15-1	下沼公園 町会倉庫
保塚	足立	花保町会	南花畑3-1	公園内防災倉庫
保塚	足立	内匠本町町会	南花畑3-17-5	町会集会所

管轄 区民事務所	管轄 消防署	町会・自治会名	配置場所	所在地
保塚	足立	平野町会	平野1-2	平野さくら公園
保塚	足立	六町三丁目町会	六町3-3	足立4号公園
保塚	足立	一ツ家一丁目町会	一ツ家1-22-20	町会会館
保塚	足立	一ツ家二丁目町会	一ツ家2-9-1	町会集会所
花畑	足立	仲組三丁目町会	花畑3-28-1	花畑町土地区画整理組合記念公園
花畑	足立	保木間第五団地自治会	南花畑5-15	4号棟防災倉庫
花畑	足立	花畑七丁目団地自治会	花畑7-10-1	4号棟西側自治会倉庫
花畑	足立	会組町会	花畑6-3-1	あいぐみ緑地公園
花畑	足立	桑袋団地自治会	花畑8-5	自由広場内防災倉庫
花畑	足立	南花畑自治会	南花畑5-14-20	団地内ポンプ格納庫
花畑	足立	仲組四丁目町会	花畑4-27	仲組西公園
花畑	足立	花畑八丁目団地自治会	花畑8-13-35	都営花畑八丁目アパート集会所横
竹の塚	足立	前保木間親睦町会	竹の塚4-7	竹の塚第三公園
竹の塚	足立	三の輪町会	竹の塚5-34-15	
竹の塚	足立	若宮自治会	西保木間2-17-12	西保木間二丁目第2アパート 7号棟前 町会防災倉庫
竹の塚	足立	第二都住会	西保木間3-2	自治会事務所前倉庫
竹の塚	足立	第五住宅会	西保木間3-11-1	10号棟
竹の塚	足立	竹の塚スカイタウン町内会	西保木間4-12	建物敷地内
竹の塚	足立	都市再生機構竹の塚第三団地自治会	竹の塚6-4	名店街1階階段下倉庫
竹の塚	足立	保木間第四アパート自治会	東保木間1-5	自治会倉庫
竹の塚	足立	都営六月町団地自治会	東六月町10	団地敷地内
竹の塚	足立	竹の塚マンション自治会	保木間1-2-7	マンション1階倉庫
竹の塚	足立	西保木間中央自治会	西保木間3-18-1	集会所横倉庫
竹の塚	足立	保木間四丁目自治会	保木間4-6	集会所
竹の塚	足立	六月一丁目第2自治会	六月1-27	集会所
竹の塚	足立	カインドステージ竹ノ塚自治会		
西新井	西新井	興野北町会	西新井本町5-12-3	西新井本町五丁目児童遊園内(町会防災倉庫)
西新井	西新井	東京都住宅供給公社興野町住宅自治会	西新井本町4-15-1	自治会事務所
西新井	西新井	都営西新井本町四丁目アパート自治会	西新井本町4-27	防災倉庫1・2号棟
西新井	(足立)・西新井	栗原町会	栗原4-1	大師線高架下防災倉庫
西新井	西新井	西新井栄町二丁目町会	栗原4-1	大師線高架下防災倉庫
西新井	西新井	あみだばし自治会	西新井本町2-18-10-204	自治会倉庫
西新井	西新井	西新井六丁目アパート自治会	西新井6-15	1号棟集会所裏倉庫
西新井	西新井	西新井緑町会		
西新井	西新井	西新井中央町会	西新井6-42	足立共同荷受(株)内倉庫
伊興	西新井	伊興町自治会	西竹の塚1-11-1	東武鉄道高架脇防災倉庫
伊興	西新井	伊興北町会	西伊興4-1-7	町会会館
伊興	西新井	伊興仲町会	伊興4-8-13	はやぶさ公園
伊興	西新井	伊興東町会	東伊興3-23-4	伊興公園
鹿浜	西新井	鹿浜押部町会	鹿浜7-19-1	八幡神社社務所
鹿浜	西新井	皿沼町会	皿沼3-9-5	町会倉庫
鹿浜	西新井	鹿浜団地自治会	鹿浜2-40-4	4号棟北側コミュニティ広場
鹿浜	西新井	日本住宅公団江北六丁目団地自治会	江北6-30-12	防災倉庫
舎人	西新井	古千谷本町町会	古千谷本町2-4-15	町会事務所

## 第6 消防団関係

(千住・足立・西新井消防団)  
(本編 震災編 P. 40、312、382)  
(令和7年10月現在)

団	千 住	足 立	西 新 井	計
定員	380 人	520 人	360 人	1260 人
分団数	8 団	12 団	9 団	29 団
ポンプ(手引)	9 台	33 台	31 台	73 台
ポンプ(車載)	8 台	12 台	8 台	28 台
団員数	337 人	429 人	280 人	1046 人

## 第7 災害時における住民の心得

(各部)  
(本編 震災編P.115)

### 第1 大地震のときの心得

#### 1 大地震のときは、まず丈夫な家具などに身を寄せよ

大地震が起こったら、まず丈夫な家具などに身を寄せ、落ち着いて後の行動を考える。慌てて逃げ出しはいけない。木造家屋の二階は、一階よりも危険度は少ないから無理に降りることはない。地下でも、すぐに安全な空地に避難できる場合は別として、慌てて戸外に逃げ出すことはかえって危険な場合が多い。

家の中では丈夫な家具に身を寄せるか、机やベッドの下にもぐるか、柱の多いところに居るのが比較的安全である。ただ家具類は、転倒したり、移動しないように、平常から固定しておくことが肝要である。

防火上注意を要する危険な建物や老朽又は構造上から弱い建物には、十分な注意を要する。

#### 2 あわてて戸外にとび出さな

屋根瓦や窓ガラスの破片など凶上への落下物が多いので、慌てて外に出ることは危険である。逃げる場合はフトン等をかぶって出ると良い。ハダシで飛び出すことは危険である。大地震のときなど、手前勝手に逃げ出すと、群集のもみ合いで、大事をひき起こす危険があるので注意を要する。

#### 3 狭い路地、塀のわきをさけよう

狭い路地や塀のわきに近寄ると、家が倒れてきたり、瓦などが落ちてきたり、塀が倒れてケガをしたりするので注意を要する。特にブロック塀は危険である。

川べりには、平行して地割れが起ったり、地すべりが起こるので避けること。

鉄路や道路など人工的に土盛りしている所へ荷物を運んだり、避難するのは危険である。

#### 4 まず身の安全を確保

地震と感じたら、何をおいても身の安全を確保すること。大地震のときには机やベッドの下に身を隠し、寝ているときは布団・枕で頭を守る。

#### 5 火事を防ぐには

石油ストーブ、石油コンロは倒れないようにしておく。できれば自動消火装置や転倒防止装置の付いたものを使う。

プロパンガスボンベは、倒れないように鎖で固定しておく。また日頃から、使い終わったら元栓を締める習慣をつけておくことである。

学校、研究所、薬局等、発火性の薬品や油類のある所では、倒れたり、落ちたりしないように工夫しておくとともに、消火の用意や消火訓練をしておく必要がある。

## 6 揺れがおさまったら落ち着いて行動せよ

大地震のときは、普通激しい上下動から始まり、家を破壊したりするような震動がしばらく継続する。

揺れがおさまった後は、なるべく早く落ち着きを取り戻し、火元の注意、家族の安全を確かめ、身の回りを片付けるなど、適切な活動を開始するよう心がけるべきである。

## 7 人命救助には消火が第一

大地震の際、火を出さないようにすることが第一であるが、火が出たら、すぐに消しとめることが人命を救うためにも、最も大切なことである。倒壊家屋の下敷きになっている人を救い出すにも、火事が出てはしようもない。

## 8 確実な情報に従い、余震をおそれるな

大地震のあと、混乱に乗じ、人々を不安にするようなデマが飛ぶことがあるので、各人が十分注意することが肝心である。地震、津波、余震等の自然現象の推移については、気象庁、測候所から情報が発表され、また、当該市町村の災害対策本部から、適切な情報や指示事項がなされるはずであるから、携帯ラジオ等によってそれらの情報を受け、これによって行動をすることが必要である。

大地震の後では余震が続くことが多いが、本震よりは規模が小さいのが原則であり、やたらにおそれることはない。

## 9 衛生に注意し、秩序を守り、我がちの行動は慎む

大地震のときは、上下水道が破壊されたり、電気、ガスが止まったり、交通、通信の障害が起こったり、低地では浸水したり、いろいろな事態が一時に生じる。このような状況下では、衛生状態も悪く、感染症など種々の混乱や不便が起こるおそれがあるので、各人が理性ある行動をとることが必要である。

災害時には、とにかく我がちの行動をとりやすいが、これは混乱を起こす元であるので、おおいに慎まなければならない。

特に避難などのため、交通の混乱を起こすような行動は避けるべきである。

大地震のような事態では、各人が秩序を守り、力を合わせて不幸を最少にとどめるよう努めることが大切である。

## 10 不意の地震に、日頃の用意が大切

地震が起きてから貴重品を捜して避難の機会を失うことのないよう、日頃から、貴重品（現金、預金通帳等の証書類、貴金属、印鑑など）、携帯ラジオ、懐中電灯、救急箱、緊急食糧、水などは、とっさの場合でもすぐに持ち出せるようにしておくことが大切である。

## 第2 火災のときの心得

### 1 火事の際は、まず通報

火事の際一番大切なことは、慌てないことです。

一番危険なことは、一人で消そうとすることです。

火事の際は、大きな声で隣近所の協力を求めて、消防機関へ知らせる者と、消火にあたる者にわけて行動することが大切です。

### 2 火事の通報は電話、局番なしの119番で消防署へ知らせよう

火事が起きたら火事の場所、目標、状況をはっきり知らせてください。

「火事です。〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号、目標、〇〇小学校の東側の住宅です。」

### 3 みんなで火災予防の話し合い

家族の皆さんがそろそろ食事時など、家の中の取扱いや、もし火事になったらどうするか、我が家の防災家族会議を開き、次のような事を話し合みましょう。

- (1) 寝る前の火の元点検責任者を決める。
- (2) 点検する場所（器具）、方法を検討する。
- (3) 暖房器具や電気器具類の点検日を決める。
- (4) 火事の際の処置を検討する。

### 4 焼死事故をなくすために

焼死事故は昼夜を問わず発生していますが、やはり一番おそろしいのは、どうしても火災の発見が遅れがちな就寝中の火事です。

- (1) 老人や子ども、病人は、すぐに避難できるところに寝かせる。
- (2) 身体の不自由な人や子どもを残して外出しない。
- (3) 避難のためのロープやはしごを用意し、常に訓練しておく。
- (4) 非常口は、いつでも通れるように整頓しておく。

## 5 火災時の避難は、次のような点に注意しましょう

- (1) 努めて冷静を保つこと
- (2) いったん脱出したら、物を取りに火災の中へ戻らないこと
- (3) 煙の充満した建物では、壁に沿って身体を低くして避難すること
- (4) できれば、口、鼻をタオルや手ぬぐいで覆うこと

## 6 ふだんから、火事を出さないために

- (1) 寝る前に必ず火の元を確かめる。
- (2) 火を使う場所は、いつも整理整頓しておく。
- (3) 暖房器具や電気器具は、ときどき調べて、壊れた部分は完全に整備して、いつでも安全なものを使う。
- (4) 寝タバコはやめること、特に飲酒時は絶対にやめること
- (5) 階段下付近で火気を使わないこと

## 第8 地区防災計画策定状況

(本編 震災編P. 41、141)

策定年度	策定団体	
平成27年度	・千住柳町町会	・千住寿町北町会
平成28年度	・千住大川町東町会 ・千住大川町南町会 ・千住寿町南町会 ・長門東部自治会	・千住大川町西町会 ・千住元町町会 ・隅田自治会
平成29年度	・千住中居町会 ・柳原東町会 ・中曽根町会 ・大谷田東自治会 ・長門北部自治会	・千住龍田町町会 ・柳原西町会 ・本木一丁目南町会 ・長門南部町会 ・長門西町会
平成30年度	・柳原南町会 ・本木三丁目北町会 ・関原二丁目南町会 ・梅田上町自治会 ・梅田正和町会	・柳原北町会 ・本木北町みのり町会 ・関原二丁目町会 ・梅田稲荷町会 ・リライズガーデン西新井自治会
平成31年度 (令和元年度)	・日ノ出町自治会 ・千住四丁目町会 ・本木西町会 ・関原三丁目東町会 ・梅田神明町自治会 ・西新井本町一丁目町会	・日ノ出町団地自治会 ・本木東町会 ・本木南町会 ・関原三丁目町会 ・梅田本町自治会
令和2年度	・小台町会 ・宮城第三団地自治会 ・ラ・セーヌ小台自治会 ・ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会	・宮城町会 ・尾久橋スカイハイツ自治会

策定年度	策定団体
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青井二丁目町会</li> <li>・弘道一丁目町会</li> <li>・五反野第2スカイハイツ自治会</li> <li>・弘道一丁目自治会</li> <li>・弘道一丁目第二自治会</li> <li>・弘道第三団地自治会</li> <li>・弘道一丁目第4自治会</li> <li>・弘道一丁目第5自治会</li> <li>・青井二丁目二ツ家町会</li> <li>・都営青井二丁目住宅自治会</li> <li>・千住桜木町町会</li> <li>・興野町会</li> <li>・千住仲町会</li> <li>・八千代自治会</li> <li>・都営梅田三丁目アパート自治会</li> <li>・西新井15部町会</li> <li>・興野北町会</li> <li>・佐野二丁目北町会</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都営千住元町団地一・二号棟自治会</li> <li>・都営千住元町団地三・四号棟自治会</li> <li>・北千住第二ダイヤモンドマンション自治会</li> <li>・五反野西町会</li> <li>・足立東町会</li> <li>・足立日吉町会</li> <li>・足立高砂町会</li> <li>・足立四丁目町会</li> <li>・千住東一丁目町会</li> <li>・千住東町町会</li> <li>・北千住パーク・ファミリア自治会</li> <li>・千住東二丁目自治会</li> <li>・千住東町住宅自治会</li> <li>・本木一丁目町会</li> <li>・本木一丁目中町会</li> </ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千住二丁目町会</li> <li>・千住三丁目町会</li> <li>・千住五丁目町会</li> <li>・東京都住宅供給公社興野町住宅自治会</li> <li>・西新井本町四丁目アパート自治会</li> <li>・千住旭町会</li> <li>・千住旭町自治会</li> <li>・花畑ささえあいプロジェクト（花畑団地自治会含む）</li> <li>・梅田東町自治会</li> <li>・千住河原町自治会</li> <li>・下沼田町会</li> <li>・江北二丁目住宅自治会</li> </ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝日プラザ梅田自治会</li> <li>・栗原町会</li> <li>・西新井西町会</li> <li>・西新井本町3丁目AP自治会</li> <li>・秀和西新井レジデンス自治会</li> <li>・千住宮元町町会</li> <li>・島根町会</li> <li>・五反野第3スカイハイツ自治会</li> <li>・中央本町四丁目団地自治会</li> <li>・綾瀬自治会</li> <li>・西綾瀬町会</li> </ul>

## 第9 不燃化促進助成地区一覧

(各部)

(本編 震災編 P. 145、254)

① 補助100号線地区 (平成5年度事業終了)	② 桜土手通り地区 (平成6年度事業終了)	③ 旧日光街道地区 (平成6年度事業終了)
④ 補助138号線地区 (平成7年度事業終了)	⑤ 日光街道地区 (平成8年度事業終了)	⑥ 補助190号線地区 (平成8年度事業終了)
⑦ 小台通り地区 (平成8年度事業終了)	⑧ 補助256号線地区 (平成9年度事業終了)	⑨ 環状7号線地区 (平成10年度事業終了)
⑩ 補助109号線地区 (平成10年度事業終了)	⑪ 日光街道北部地区 (平成10年度事業終了)	⑫ 中央本町・梅島地区 (平成12年度事業終了)
⑬ 放射11号線地区 (平成17年度事業終了)	⑭補助136号線関原・梅田地区 (令和4年度事業終了)	⑮補助136号線扇・本木地区 (令和11年度事業終了)
⑯補助138号線西新井駅西口 その1工区地区 (令和12年度事業終了)	⑰補助138号線西新井駅西口 その2工区地区 (令和10年度事業終了)	⑱補助138号線西新井駅西口 その3工区地区 (平成27年度事業終了)
⑲補助138号線興野・本木地区 (令和11年度事業終了)	⑳補助261号線西竹の塚地区 (令和11年度事業終了)	㉑補助109号線神明・北加平地区 (令和15年度事業終了)
㉒補助261号線伊興・西伊興 地区 (令和15年度事業終了)	㉓補助138号線江北地区 (令和17年度事業終了)	㉔補助255号線梅島三丁目地区 (令和18年度事業終了)
㉕補助138号線西新井本町・ 扇地区 (令和19年度事業終了)		

※ ①～⑭、⑱については事業終了、⑮～⑰、⑲～㉕についてはそれぞれ事業終了予定年度を記入

# 第10 知ってほしい足立区の地盤と液状化対策

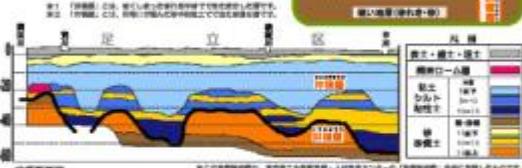
(令和7年4月時点)

## ③ 足立区の地盤は？

厚さ30m~60m程の軟弱な沖積層があり、また、地表面近くには液状化しやすい砂質層があります。

### 厚い「沖積層」が地震の揺れを弱め

厚い沖積層は、地震の揺れを弱め、建物に与える揺れを小さくしてくれます。この厚い沖積層は、液状化の発生を抑制し、地盤近くにある砂質層の液状化を抑制しやすくなります。



### 地形からみる液状化の可能性



足立区 建築安全課 検査係  
〒114-0011  
足立区中央本町1-1-17-1 中央館4階  
電話 03-3880-8278 (直通)

# 液状化 調べて、知って、確かめる



## ① 液状化現象って何？

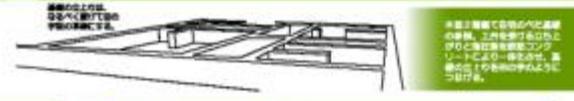
液状化現象とは、地震が発生した際に地盤が液体状となる現象のことです。

### 地震が砂の粒の結びつきをバラバラにする



## ② 液状化対策は？

まず、液状化の可能性を調べます。次に地盤調査を行い、適切な対策方法を検討していきます。



### ステップ1 可能性をチェック

地盤調査、地盤改良、ボーリング調査をホームページ上で実施することがあります。**液状化予測**

地盤改良の必要性を判断する。

地盤改良の必要性を判断する。

### ステップ2 地盤を調査

地盤改良の必要性を判断するには、地盤調査を行う。

ボーリング調査 (標準貫入試験)

地盤改良の必要性を判断する。

### ステップ3 対策を検討

液状化の対策を検討する。液状化の発生を抑制し、地盤近くにある砂質層の液状化を抑制しやすくなります。

地盤改良の必要性を判断する。

### ステップ4 液状化対策

液状化対策は、以下のようなものが考えられます。

#### あらかじめ対策をたてる

##### 基礎で対応する

液状化が発生した際、建物全体の揺れを抑制する効果があります。

直接基礎 (穴基礎)

小口懸杭工法

基礎の深さを確保し、液状化の影響を受けにくくします。

##### 地盤を改良する

液状化の発生を抑制し、地盤の強度を向上させます。

液状化改良工法

基礎改良工法 (標準貫入)

土とセメントを混ぜて液状化の影響を受けにくくします。

#### 被害を受けたあとで修復する

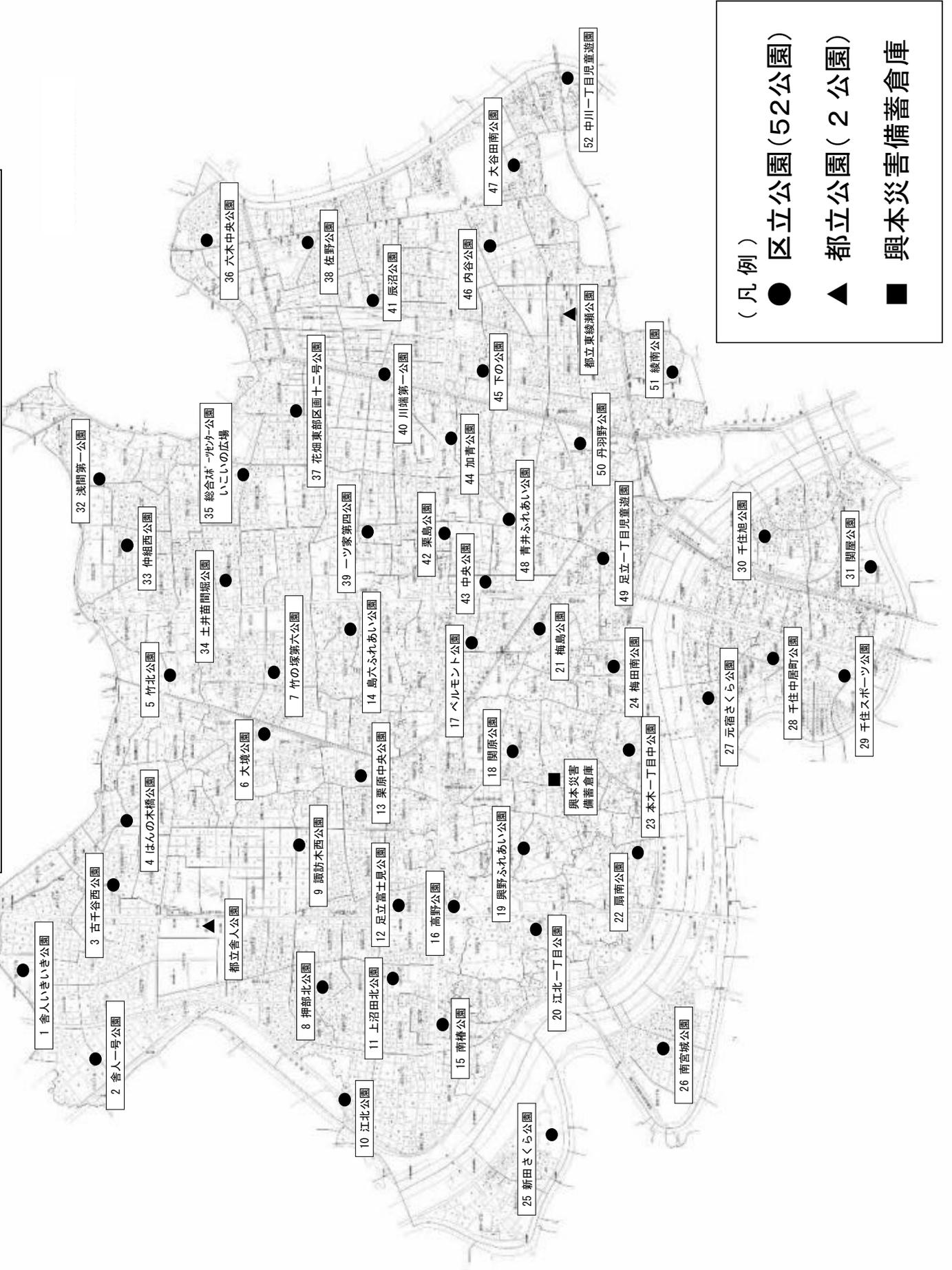
液状化による被害を受けた場合、修復を行う必要があります。

液状化による被害を受けた場合、修復を行う必要があります。

## 第11 防災井戸、災害緊急トイレ及びソーラーLED照明を設置した区立公園

番号	区立公園名	所在地	番号	区立公園名	所在地
1	舎人いきいき公園	舎人六丁目3番1号	27	元宿さくら公園	千住元町18番17号
2	舎人一号公園	入谷九丁目29番1号	28	千住中居町公園	千住中居町24番7号
3	古千谷西公園	古千谷本町二丁目24番3号	29	千住スポーツ公園	千住緑町二丁目1番1号
4	はなの木橋公園	西伊興四丁目8番22号	30	千住旭公園	千住旭町30番1号
5	竹北公園	竹の塚七丁目20番20号	31	関屋公園	千住関屋町17番7号
6	大境公園	西竹の塚一丁目9番1号	32	浅間第一公園	花畑六丁目12番49号
7	竹の塚第六公園	竹の塚二丁目25番3号	33	仲組西公園	花畑四丁目27番19号
8	押部北公園	鹿浜八丁目12番4号	34	土井苗間堀公園	保木間三丁目9番10号
9	諏訪木西公園	西新井四丁目35番1号	35	総合スポーツセンター公園いこいの広場	南花畑五丁目6番1号
10	江北公園	鹿浜五丁目10番1号	36	六木中央公園	六木三丁目34番1号
11	上沼田北公園	江北七丁目16番1号	37	花畑東部区画十二号公園	南花畑三丁目1番4号
12	足立富士見公園	西新井七丁目17番1号	38	佐野公園	六木一丁目7番1号
13	栗原中央公園	栗原四丁目7番23号	39	一ツ家第四公園	一ツ家一丁目26番1号
14	島六ふれあい公園	六月一丁目7番1号	40	川端第一公園	加平二丁目23番1号
15	南椿公園	椿一丁目5番1号	41	辰沼公園	谷中五丁目11番10号
16	高野公園	西新井本町二丁目25番1号	42	栗島公園	中央本町五丁目21番1号
17	ベルモント公園	梅島二丁目17番2号	43	中央公園	中央本町一丁目17番4号
18	関原公園	関原三丁目30番5号	44	加青公園	青井五丁目11番36号
19	興野ふれあい公園	興野二丁目28番25号	45	下の公園	綾瀬七丁目5番2号
20	江北一丁目公園	江北一丁目25番7号	46	内谷公園	東和三丁目20番16号
21	梅島公園	梅田七丁目20番9号	47	大谷田南公園	中川四丁目42番1号
22	扇南公園	扇一丁目6番3号	48	青井ふれあい公園	青井一丁目3番1号
23	本木一丁目中公園	本木一丁目4番1号	49	足立一丁目児童遊園	足立一丁目17番4号
24	梅田南公園	梅田三丁目13番24号	50	丹羽野公園	西綾瀬四丁目11番33号
25	新田さくら公園	新田三丁目34番1号	51	綾南公園	綾瀬二丁目4番10号
26	南宮城公園	宮城一丁目27番5号	52	中川一丁目児童遊園	中川一丁目20番5号

防災井戸、災害緊急トイレ及びソーラーLED照明を設置した区立公園



## 第 12 危険物製造・貯蔵・取扱所一覽

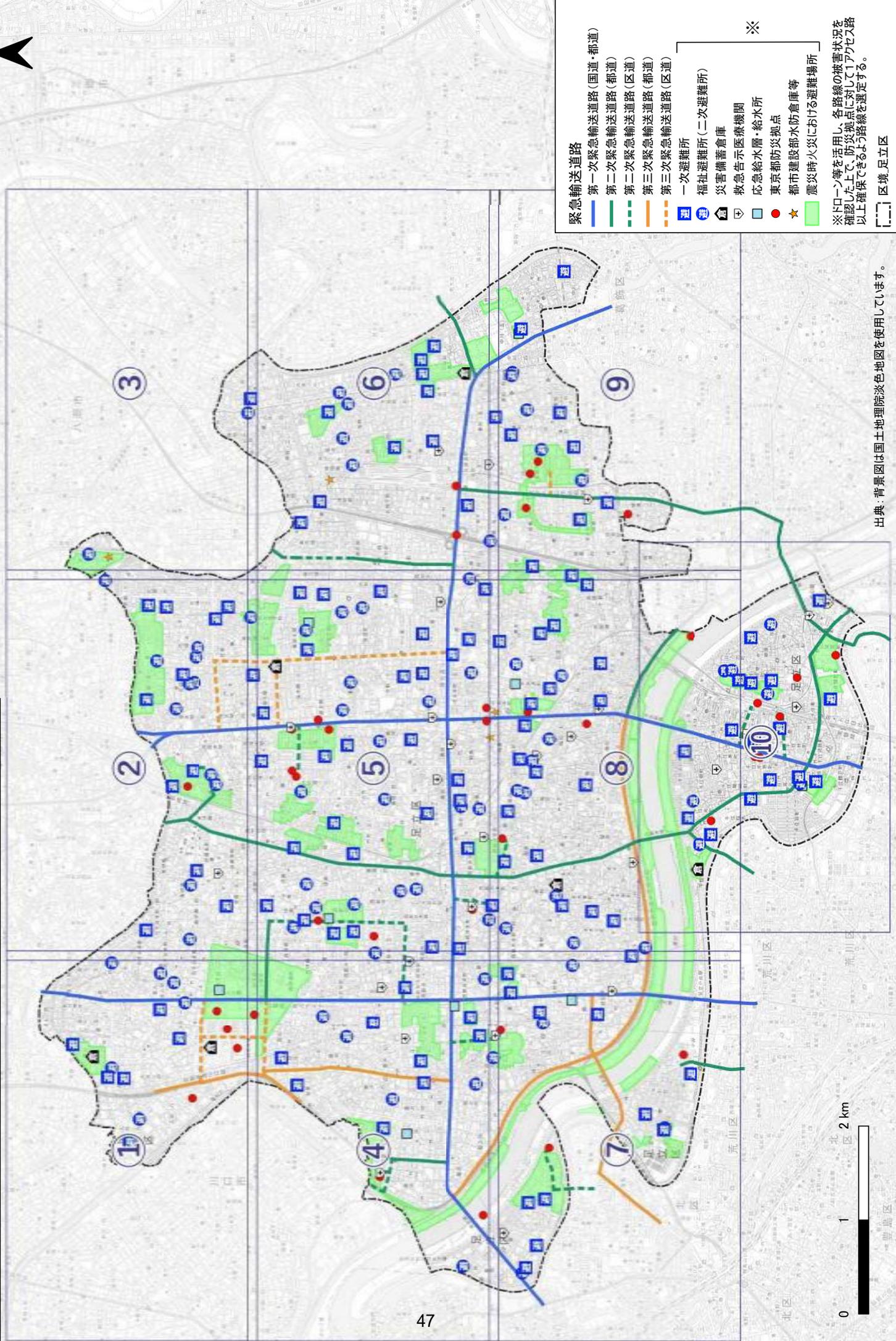
(東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署)

(本編 震災編 P. 328)

(令和 7 年 10 月末現在)

区 分	千 住	足 立	西新井	数
製 造 所	2	3	4	9
貯 蔵 所	54	133	127	314
取 扱 所	38	59	81	178
計	94	195	212	501

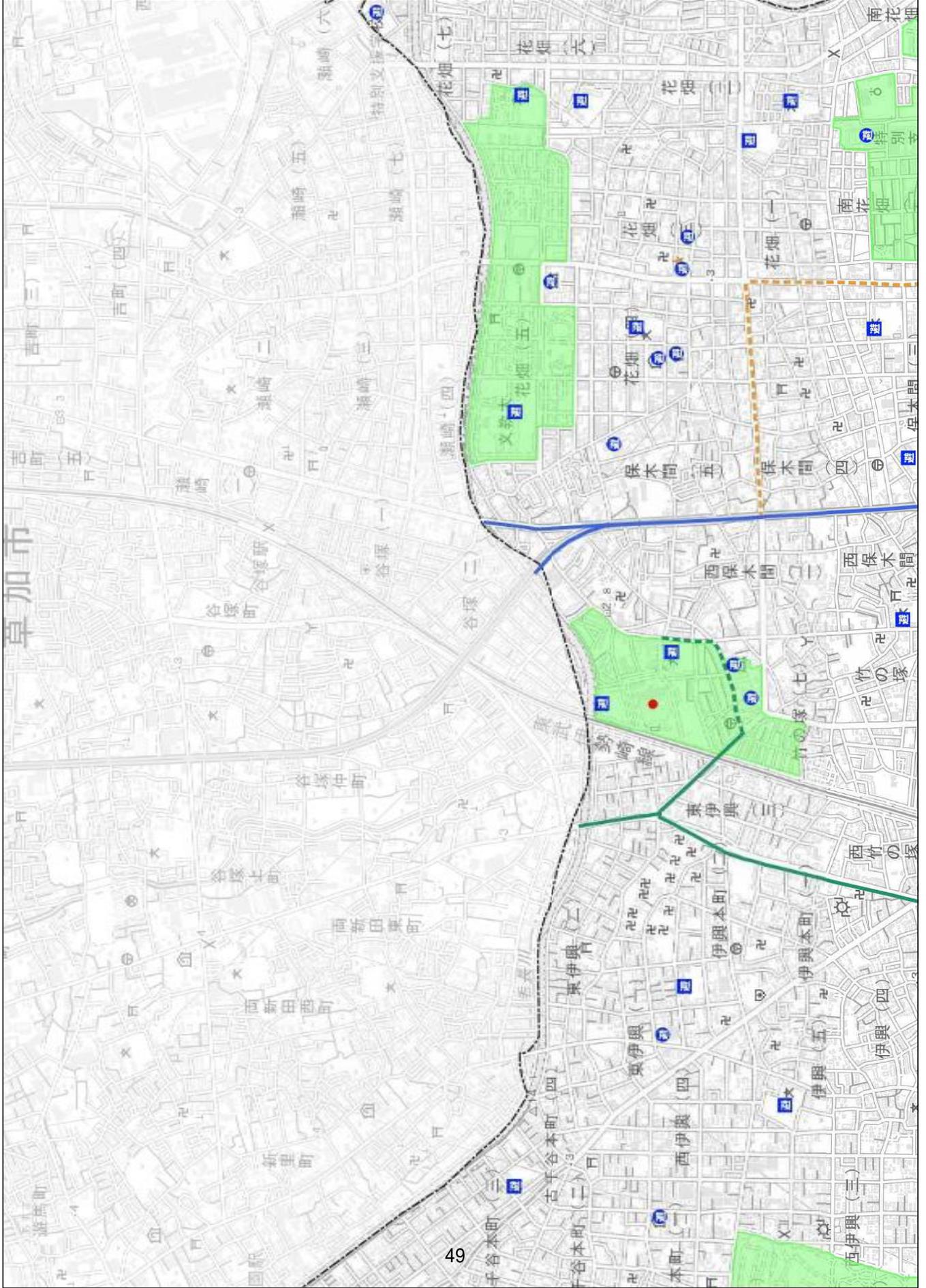
# 第13 足立区緊急道路障害物除去路線図 全体図



出典：背景図は国土地理院淡色地図を使用しています。



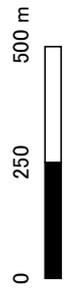
# 足立区緊急道路障害物除去路線図 2/10

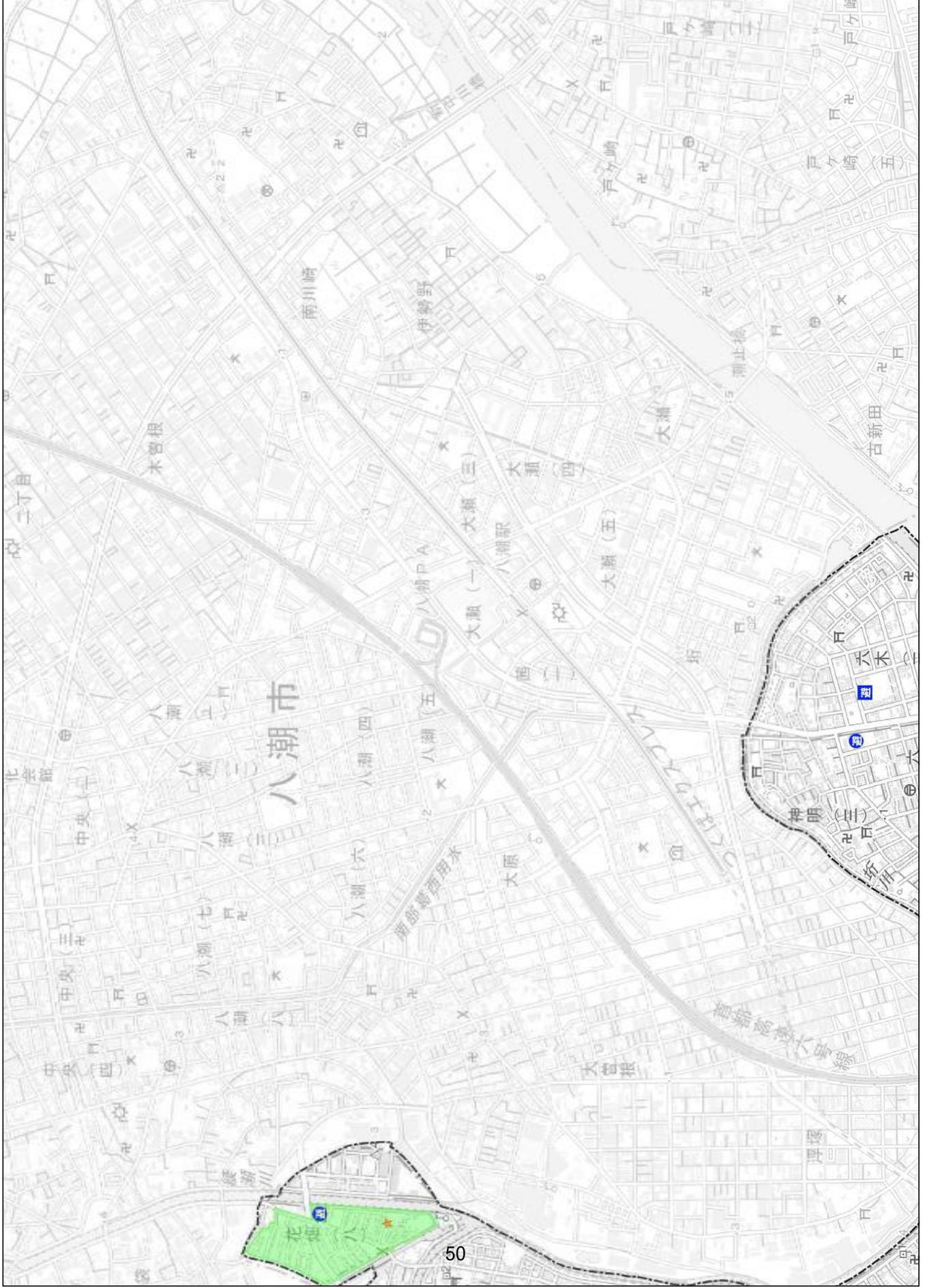


- 緊急輸送道路
- 第一次緊急輸送道路(国道・都道)
  - 第二次緊急輸送道路(都道)
  - 第三次緊急輸送道路(区道)
  - 第四次緊急輸送道路(都道)
  - 第五次緊急輸送道路(区道)
  - 一次避難所
  - 福祉避難所(二次避難所)
  - 災害備蓄倉庫
  - 救急告示医療機関
  - 応急給水機・給水所
  - 東京都防災拠点
  - 都市建設部水防倉庫等
  - 震災時火災における避難場所

※ドローン等を活用し、各路線の被害状況を確認した上で、防災拠点に対してアリアス路以上確保できるよう路線を選定する。

■ 区境 足立区  
 ■ 出典 背景図は国土院淡色地図を使用しています。

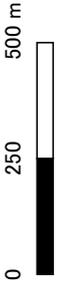




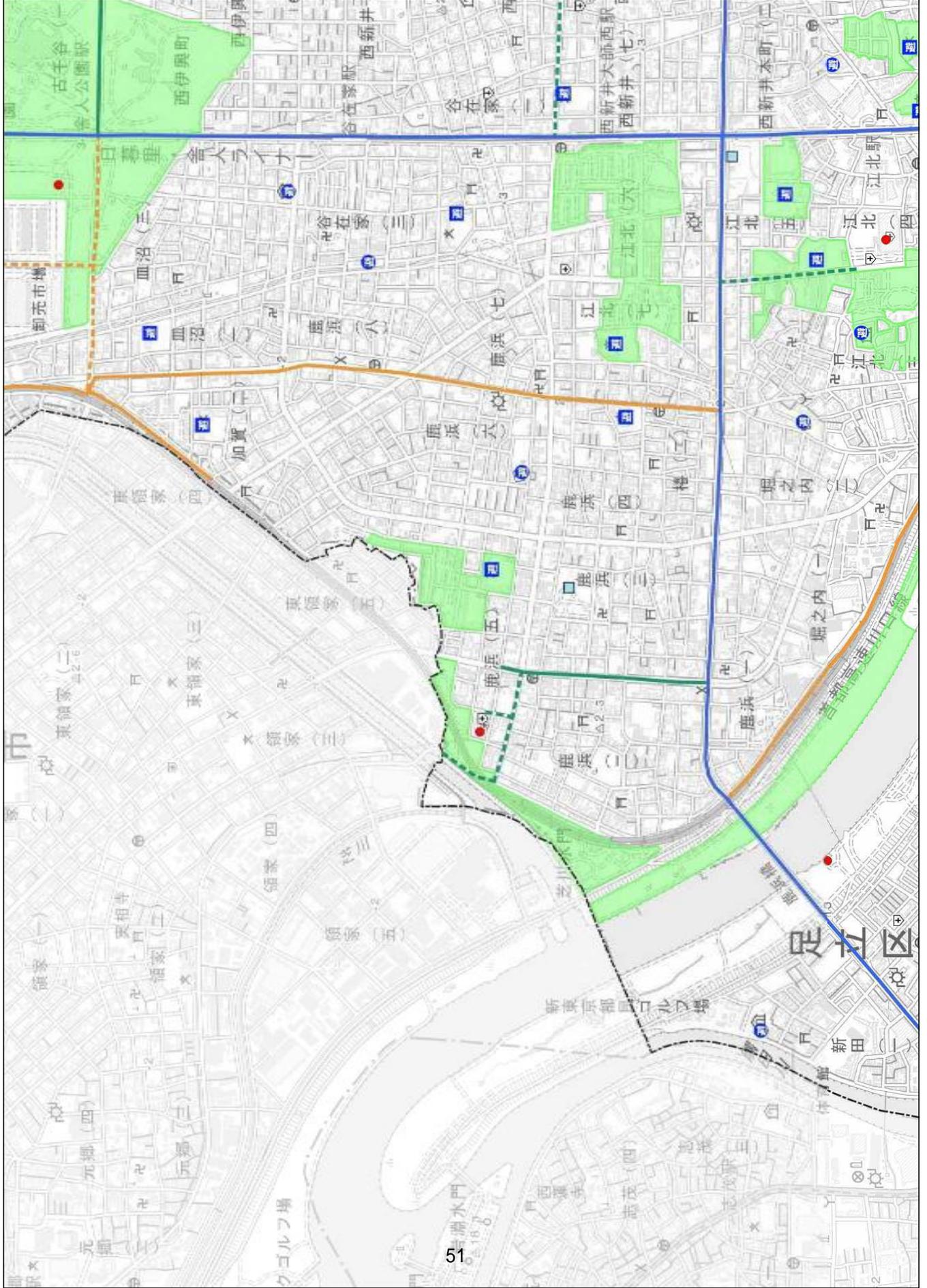
- 緊急輸送道路
- 第一次緊急輸送道路(国道・都道)
  - 第二次緊急輸送道路(都道)
  - 第三次緊急輸送道路(区道)
  - 第四次緊急輸送道路(都道)
  - 第五次緊急輸送道路(区道)
  - 一次避難所
  - 福祉避難所(二次避難所)
  - 災害備蓄倉庫
  - 救急告示医療機関
  - 応急給水機・給水所
  - 東京都防災拠点
  - ★ 都市建設部水防倉庫等
  - 震災時火災における避難場所

※ドローン等を活用し、各路線の被害状況を確認の上で、防災拠点に  
対して17m以上の高さ以上確保できるよう  
路線を選定する。

■ 区境 足立区  
出典: 背景図は国土地理院淡色地図を  
使用しています。



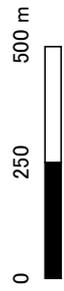
# 足立区緊急道路障害物除去路線図 4/10



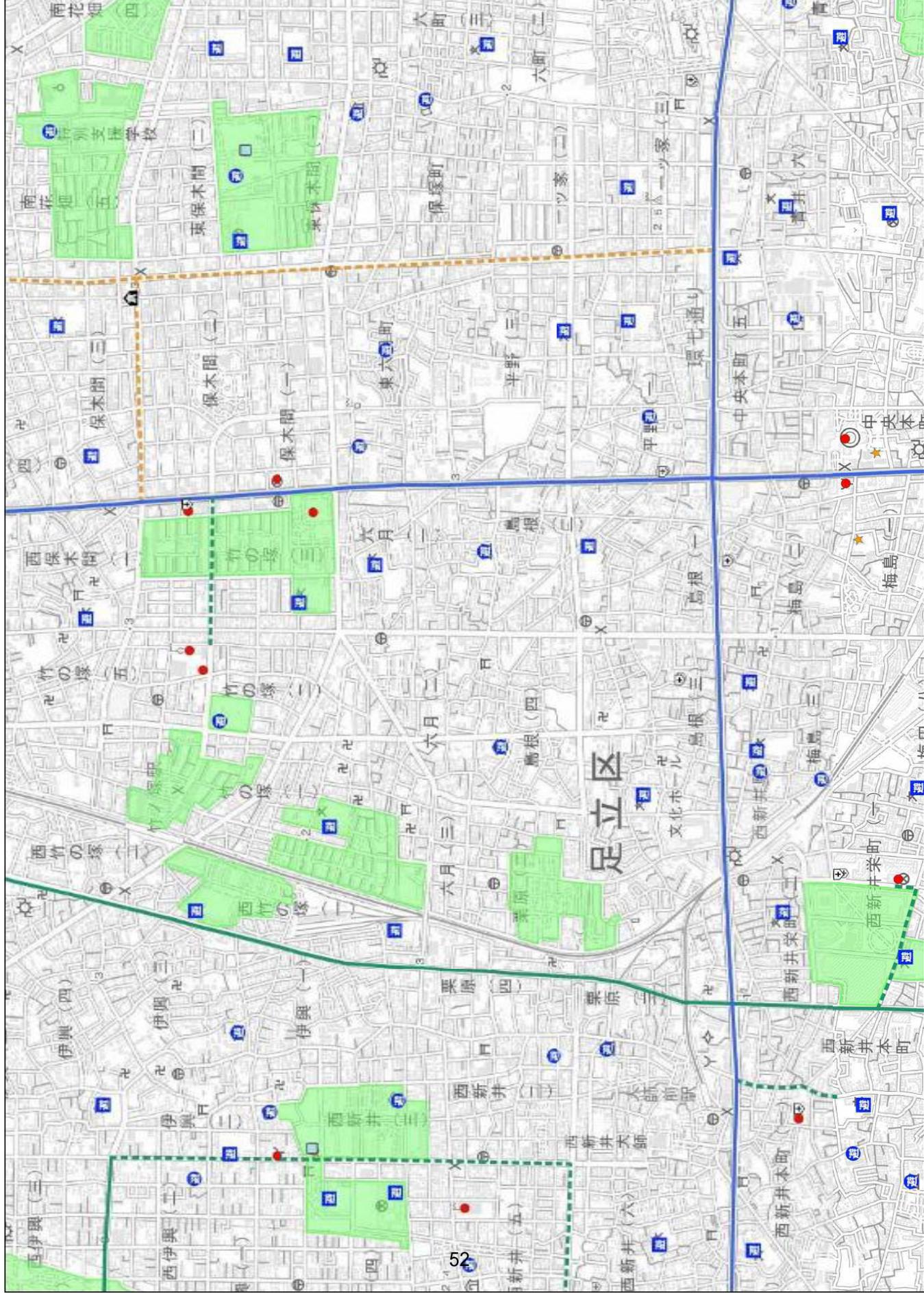
- 緊急輸送道路**
- 第一次緊急輸送道路(国道・都道)
  - 第二次緊急輸送道路(都道)
  - 第三次緊急輸送道路(区道)
  - 第四次緊急輸送道路(都道)
  - 第五次緊急輸送道路(区道)
- 一次避難所  
 ● 福祉避難所(二次避難所)  
 ● 災害備蓄倉庫  
 ● 救急告示医療機関  
 ● 応急給水機・給水所  
 ● 東京都防災拠点  
 ● 都市建設部水防倉庫等  
 ● 震災時火災における避難場所

※ドローン等を活用し、各路線の被害状況を確認の上で、防災拠点に對してアセスメント以上確保できるよう路線を選定する。

区境 足立区  
 出典 背景図は国土地理院淡色地図を使用しています。



# 足立区緊急道路障害物除去路線図 5/10

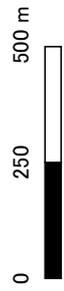


- 緊急輸送道路
- 第一次緊急輸送道路(国道・都道)
  - - 第二次緊急輸送道路(都道)
  - · - 第三次緊急輸送道路(区道)
  - · - · 第四次緊急輸送道路(都道)
  - · - · - 第五次緊急輸送道路(区道)
- 一次避難所
- 福祉避難所(二次避難所)
- 災害備蓄倉庫
- 救急告示医療機関
- 応急給水用・給水所
- 東京都防災拠点
- 都市建設部水防倉庫等
- 震災時火災における避難場所

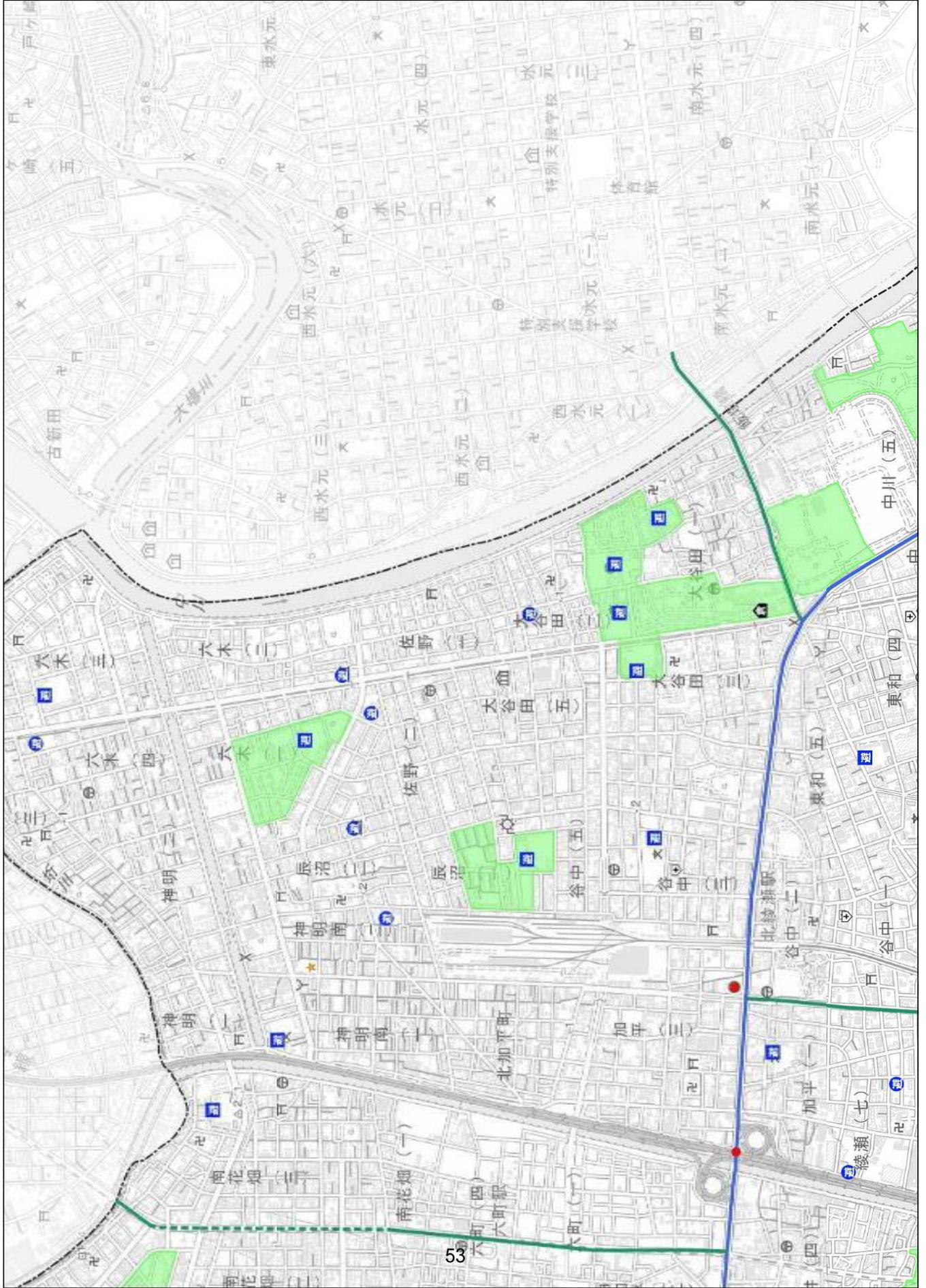
※ドローン等を活用し、各路線の被害状況を確認した上で、防災拠点に對してアセスメントによる道路を選定する。

区境 足立区

出典 背景図は国土院淡色地図を使用しています。



# 足立区緊急道路障害物除去路線図 6/10

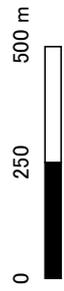


- 緊急輸送道路**
- 第一次緊急輸送道路(国道・都道)
  - 第二次緊急輸送道路(都道)
  - 第三次緊急輸送道路(区道)
  - 第四次緊急輸送道路(都道)
  - 第五次緊急輸送道路(区道)
- 一次避難所  
  福祉避難所(二次避難所)  
  災害備蓄倉庫  
  救急告示医療機関  
  応急給水機・給水所  
  東京都防災拠点  
  都市建設部水防倉庫等  
  震災時火災における避難場所

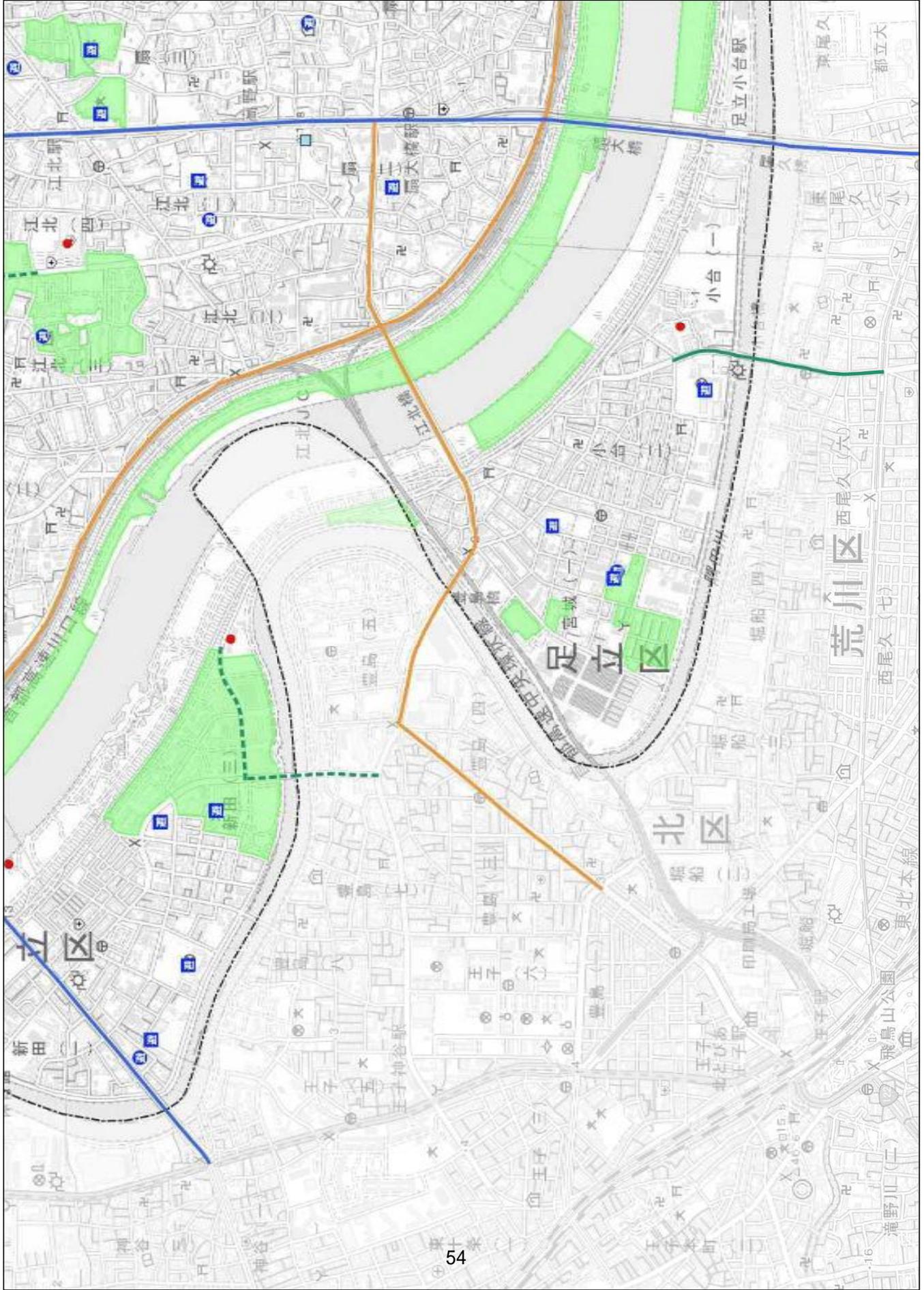
※ドローン等を活用し、各路線の被害状況を確認した上で、防災拠点に對してアセスメント以上確保できるよう路線を選定する。

区境 足立区

出典、背景図は国土院院淡色地図を使用しています。



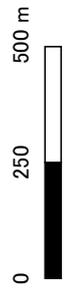
# 足立区緊急道路障害物除去路線図 7/10



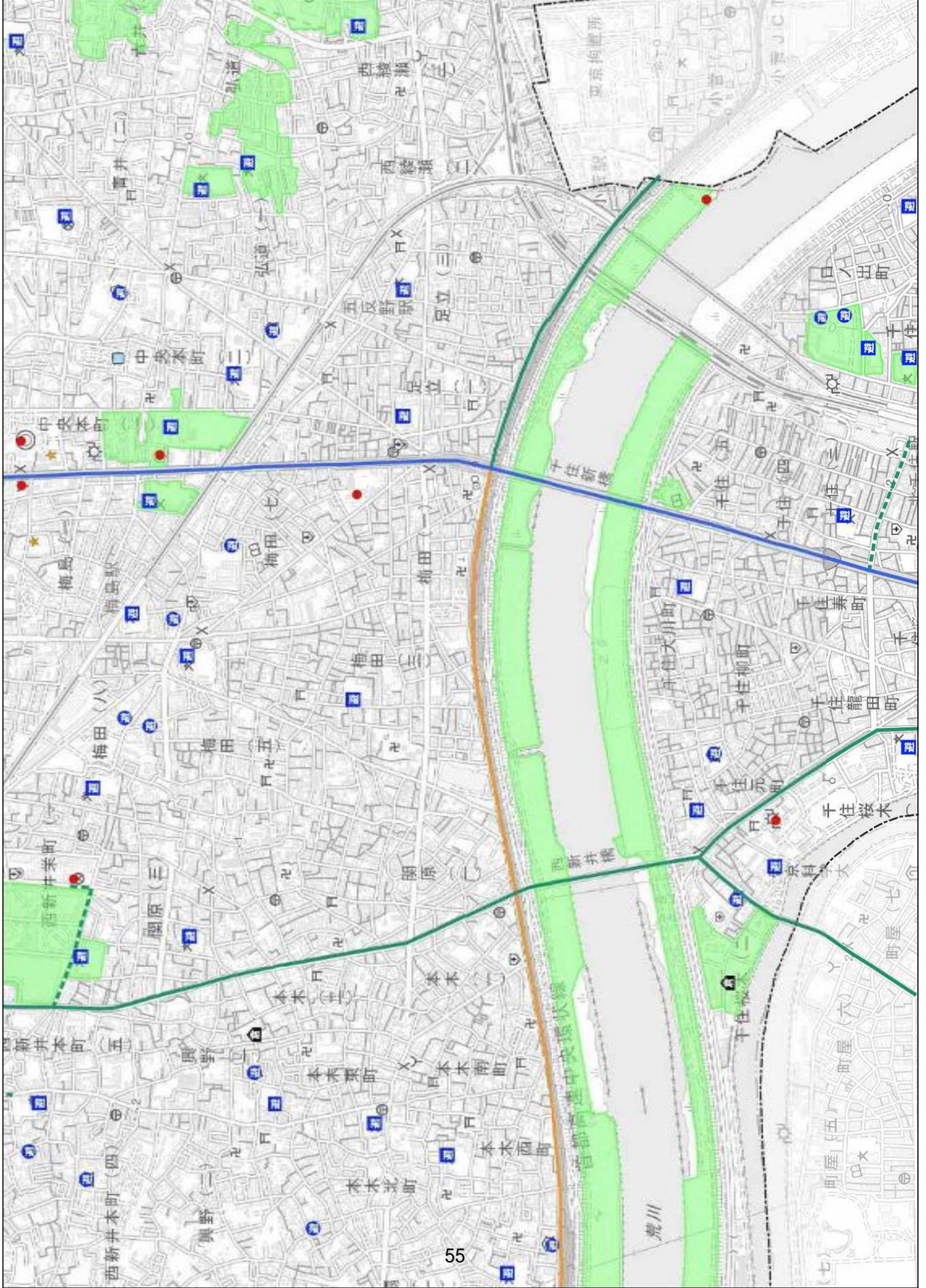
- 緊急輸送道路**
- 第一次緊急輸送道路(国道・都道)
  - 第二次緊急輸送道路(都道)
  - 第三次緊急輸送道路(区道)
  - 第四次緊急輸送道路(都道)
  - 第五次緊急輸送道路(区道)
- 一次避難所  
 ● 福祉避難所(二次避難所)  
 ● 災害備蓄倉庫  
 ● 救急告示医療機関  
 ● 応急給水機・給水所  
 ● 東京都防災拠点  
 ● 都市建設部水防倉庫等  
 ● 震災時火災における避難場所

※ドローン等を活用し、各路線の被害状況を確認の上で、防災拠点に對してアセスメント以上確保できるよう路線を選定する。

区境 足立区  
 出典: 背景図は国土院淡色地図を使用しています。



# 足立区緊急道路障害物除去路線図 8/10

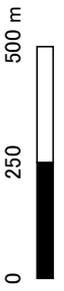


- 緊急輸送道路**
- 第一次緊急輸送道路(国道・都道)
  - 第二次緊急輸送道路(都道)
  - 第三次緊急輸送道路(区道)
  - 第四次緊急輸送道路(都道)
  - 第五次緊急輸送道路(区道)
- 避難所**
- 一次避難所
  - 福祉避難所(二次避難所)
  - 災害備蓄倉庫
  - 救急告示医療機関
  - 応急給水層・給水所
  - 東京都防災拠点
  - 都市建設部水防倉庫等
  - 震災時火災における避難場所

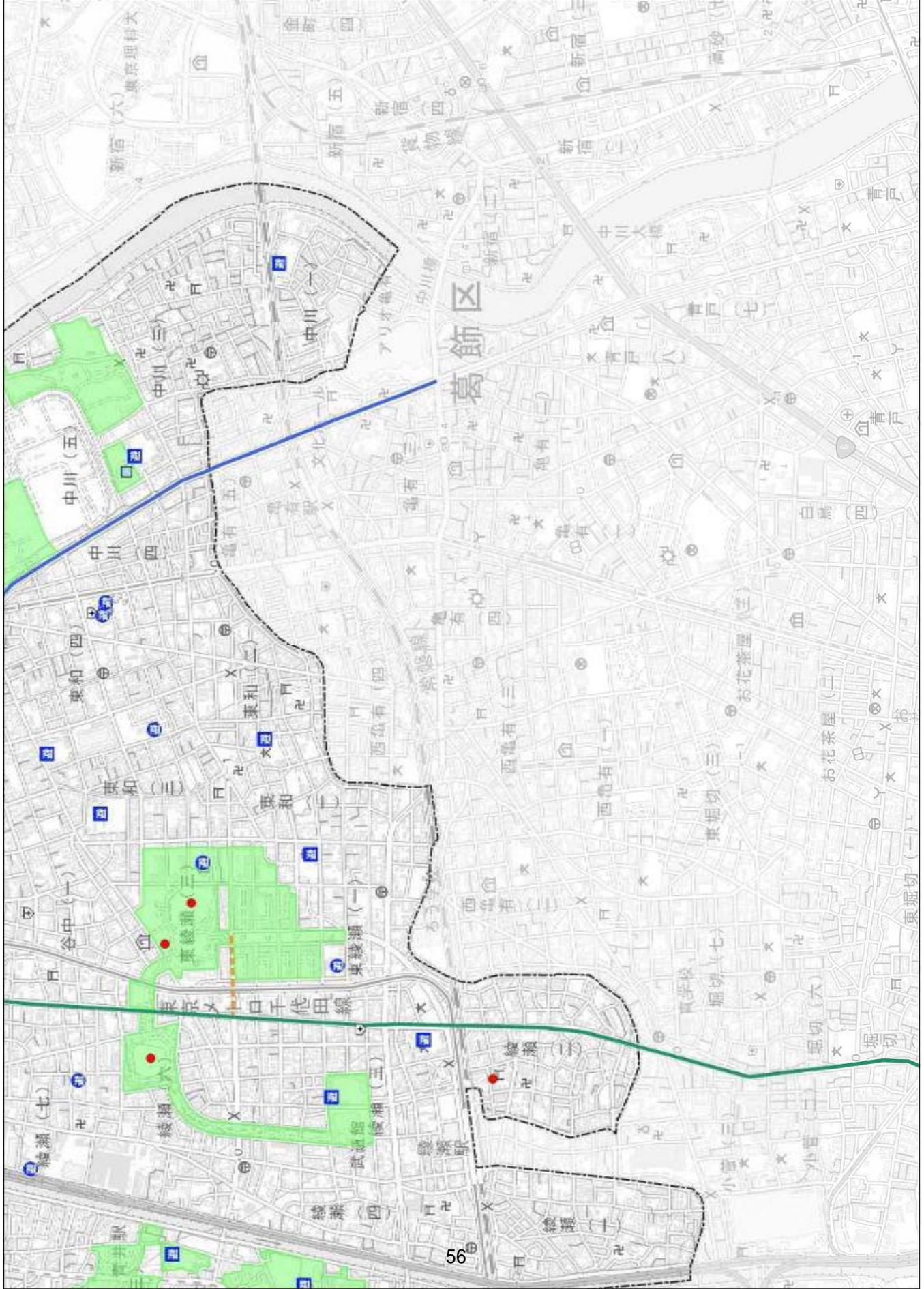
※ドローン等を活用し、各路線の被害状況を確認した上で、防災拠点に對して「アセスメント」以上確保できるよう路線を選定する。

区境 足立区

出典: 背景図は国土院淡色地図を使用しています。



# 足立区緊急道路障害物除去路線図 9/10



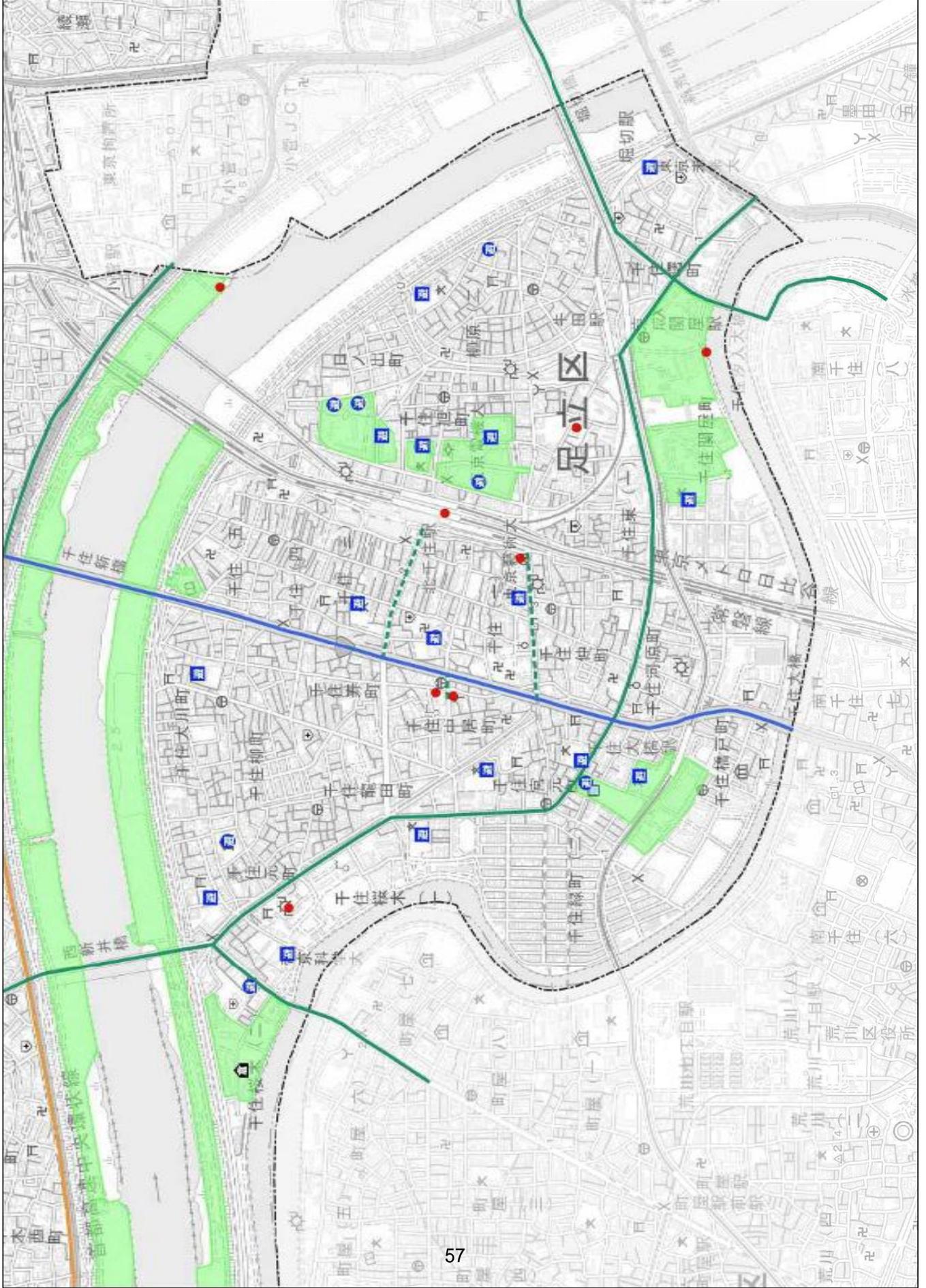
- 緊急輸送道路
- 第一次緊急輸送道路(国道・都道)
  - 第二次緊急輸送道路(都道)
  - 第二次緊急輸送道路(区道)
  - 第三次緊急輸送道路(都道)
  - 第三次緊急輸送道路(区道)
  - 一次避難所
  - 福祉避難所(二次避難所)
  - 災害備蓄倉庫
  - 救急告示医療機関
  - 応急給水層・給水所
  - 東京都防災拠点
  - ★ 都市建設部水防倉庫等
  - 震災時火災における避難場所

※ドローン等を活用し、各路線の被害状況を確認した上で、防災拠点に對してアセスメントによるよう路線を選定する。

■ 区境 足立区

出典: 背景図は国土院淡色地図を使用しています。

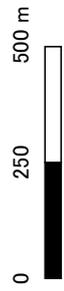
# 足立区緊急道路障害物除去路線図 10/10



- 緊急輸送道路**
- 第一次緊急輸送道路(国道・都道)
  - 第二次緊急輸送道路(都道)
  - 第三次緊急輸送道路(区道)
  - 第四次緊急輸送道路(都道)
  - 第五次緊急輸送道路(区道)
- 一次避難所  
 ● 福祉避難所(二次避難所)  
 ● 災害備蓄倉庫  
 ● 救急告示医療機関  
 ● 応急給水機・給水所  
 ● 東京都防災拠点  
 ● 都市建設部水防倉庫等  
 ● 震災時火災における避難場所

※ドローン等を活用し、各路線の被害状況を確認した上で、防災拠点に對してアセスメント以上確保できるよう路線を選定する。

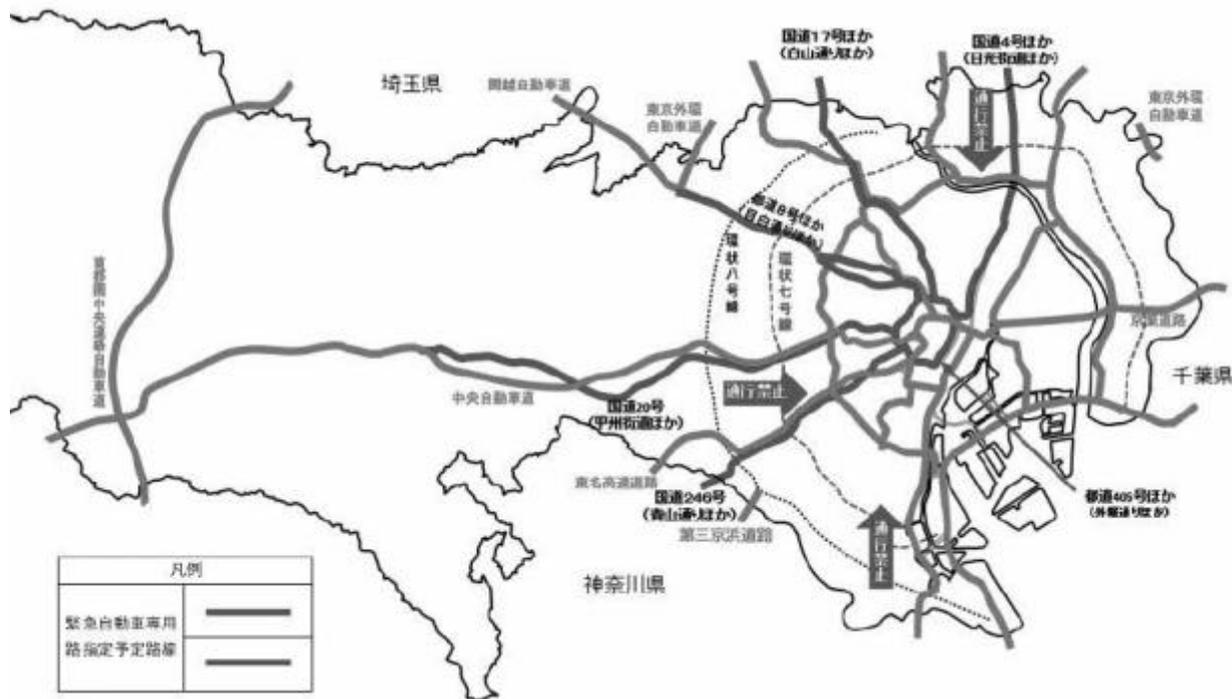
区境 足立区  
 出典、背景図は国土地理院淡色地図を使用しています。



## 第 14 大震災発生時の緊急交通路

(本編 震災編 P. 345)

大震災時における交通規制図 (第一次交通規制)



### ○第一次交通規制(災害発生直後)

○環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

○環状七号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

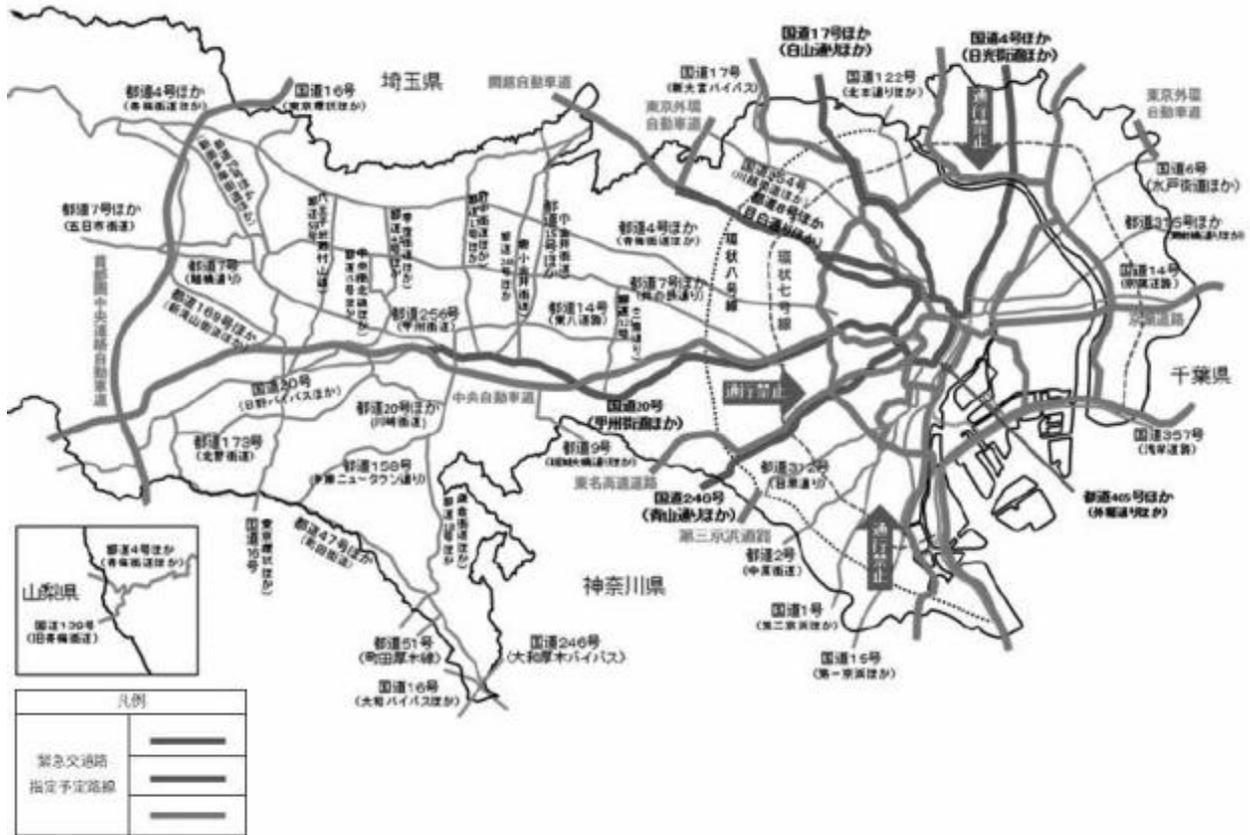
○緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

### ◇緊急自動車専用路指定予定路線

国道 4 号(日光街道他)、国道 17 号他(白山通り他)、国道 20 号(甲州街道他)、国道 246 号(青山通り他)、都道 8 号他(目白通り)、都道 405 号(外堀通り他)、都道 8 号(新目白通り)、首都高速道路・自動車専用道路・高速自動車国道

※ 自転車、路線バスについては、環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外する。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止

【大震災時における交通規制図（第二次交通規制）】



○第二次交通規制(災害発生直後)

○前記緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

◇緊急交通路指定予定路線

国道1号（永代通り）、国道1号（第二京浜他）、国道6号（水戸街道他）、国道14号（京葉道路）、国道15号（第一京浜他）、国道17号（新大宮バイパス）、国道122号（北本通り他）、国道254号、（川越街道他）、国道357号（湾岸道路）、都道2号（中原街道）、都道4号他（青梅街道他）、都道7号他（井の頭通り他）、都道7号（睦橋通り）、都道312号（目黒通り）、都道315号他（蔵前橋通り他）、国道16号（東京環状他）、国道16号（東京環状）、国道16号（大和バイパス他）、国道20号（日野バイパス他）、国道139号（旧青梅街道）、国道246号（大和厚木バイパス）、都道9号（稲城大橋通り他）、都道14号（東八道路）、都道15号他（小金井街道）、都道17号他（府中街道他）、都道18号他（鎌倉街道他）、都道20号他（川崎街道）、都道29号他（新奥多摩街道他）、都道43号他（芋窪街道他）、都道47号（町田街道）、都道51号（町田厚木線）、都道59号（八王子武蔵村山線）、都道121号（三鷹通り）、都道153号（中央南北線他）、都道158号（多摩ニュータウン通り）、都道169号（新滝山街道他）、都道173号（北野街道）、

都道 248 号他（新小金井街道）、都道 256 号（甲州街道）

※ 自転車、路線バスについては、環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外する。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

## 第 15 津波による浸水被害

(各部)  
(本編 震災編 P. 322、371)

### <津波による建物被害>

- 都心南部直下地震などの首都直下地震では、都内において河川及び海岸の堤防を越えるような津波高は想定されない。
  - 堤防等が地震動や液状化（側方流動）によって破壊、沈下した場合には、河川敷上等に浸水した津波がゼロメートル地帯を中心に市街地に浸水が発生する可能性がある。
  - 堤防や護岸の基礎地盤が液状化した場合、局所的に沈下や護岸の目地のズレが生じて、低い津波高でも市街地に浸水する可能性がある。
  - 水門の閉鎖により、津波の遡上等による浸水は発生しないと想定されるが、水門が地震動や液状化のために故障等により正常に動作せずに閉鎖できなかった場合、水門の内側に津波が浸水（流入）し、堤防や護岸が低い箇所から浸水が発生する可能性がある。
- 海溝型地震である大正関東地震では、発生する津波高は区部で最大約 2 m となり、河川敷は浸水するが、住宅地等への浸水は想定されない。
  - 水門の閉鎖により、津波の遡上等による浸水は発生しないと想定されるが、水門が地震動や液状化のために故障等により正常に動作せずに閉鎖できなかった場合、水門の内側に津波が浸水（流入）し、堤防や護岸が低い箇所から浸水が発生する可能性がある。
  - 堤防等が地震動や液状化（側方流動）によって破壊、沈下した場合には、河川敷上等に浸水した津波がゼロメートル地帯を中心に市街地に浸水が発生する可能性がある。
  - 堤防や護岸の基礎地盤が液状化した場合、局所的に沈下や護岸の目地のズレが生じて、低い津波高でも市街地に浸水する可能性がある。

### <津波による人的被害>

- 揺れによる堤防等の破壊・沈下や、基礎地盤の液状化等が発生しない限り、河川及び海岸の堤防を越えるような津波高は想定されないが、堤外地等において来街者等が津波に巻き込まれる可能性がある。
  - 大正関東地震では、水門の閉鎖により、津波の遡上等による浸水は発生しないと想定されるが、水門が故障等により正常に動作せずに閉鎖できなかった場合、水門の内側の堤防や護岸が低い箇所から浸水が発生する可能性がある。
  - 津波警報や津波注意報が発表され、浸水した場合に備えて、沿岸部の住民等に避難指示が出されるが、多数の人が一斉に避難することで、混乱や混雑のために転倒したり、余震による落下物等に巻き込まれて負傷し、被害が拡大する可能性がある。
  - 津波警報や津波注意報が発表された場合、沿岸部における救出救助や復旧活動が遅れる可能性がある。

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和 4 年 5 月 25 日公表）

## 第 16 大正関東地震等の津波 数値シミュレーションの結果

(各部)

(本編 震災編 P. 322、371)

### 大正関東地震の津波被害想定

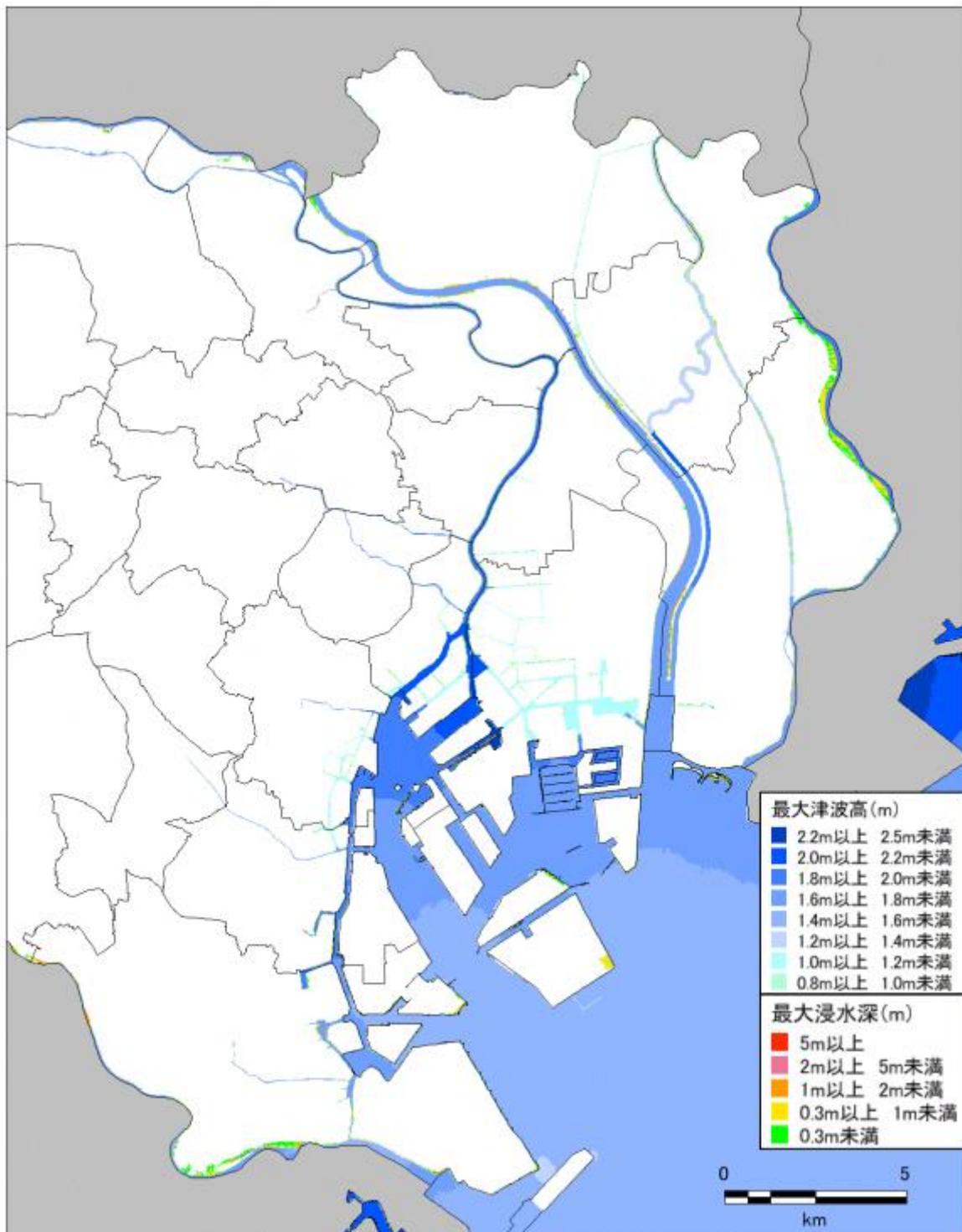


図 大正関東地震の最大津波高・最大浸水深分布

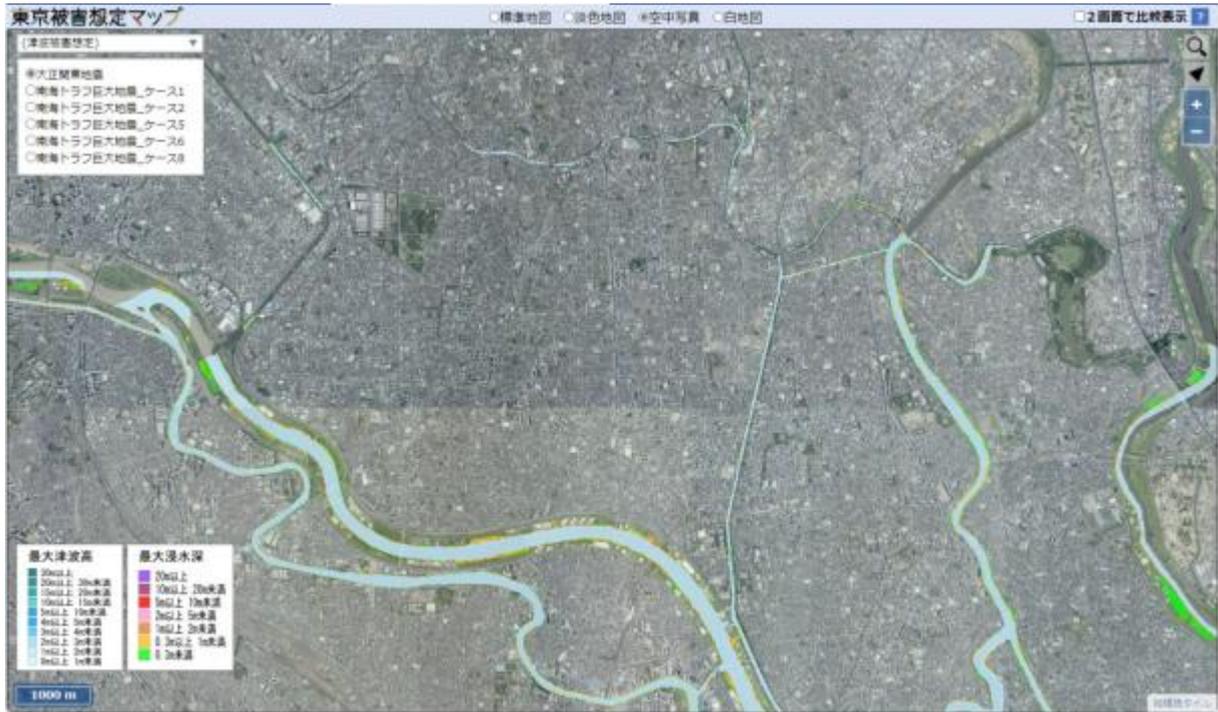


図 大正関東地震の津波被害想定（足立区周辺）

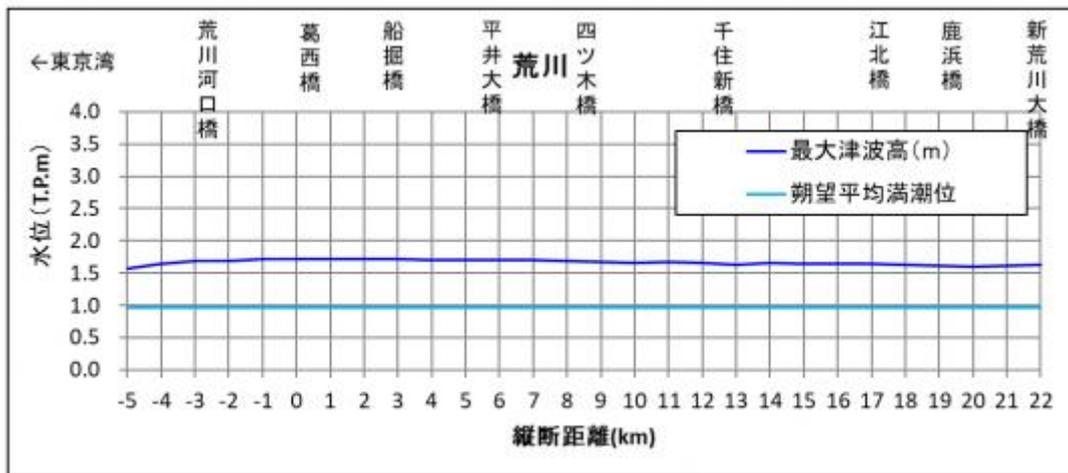


図 大正関東地震の主要河川での遡上高【最大遡上高 1.71m】

## 南海トラフの津波被害想定

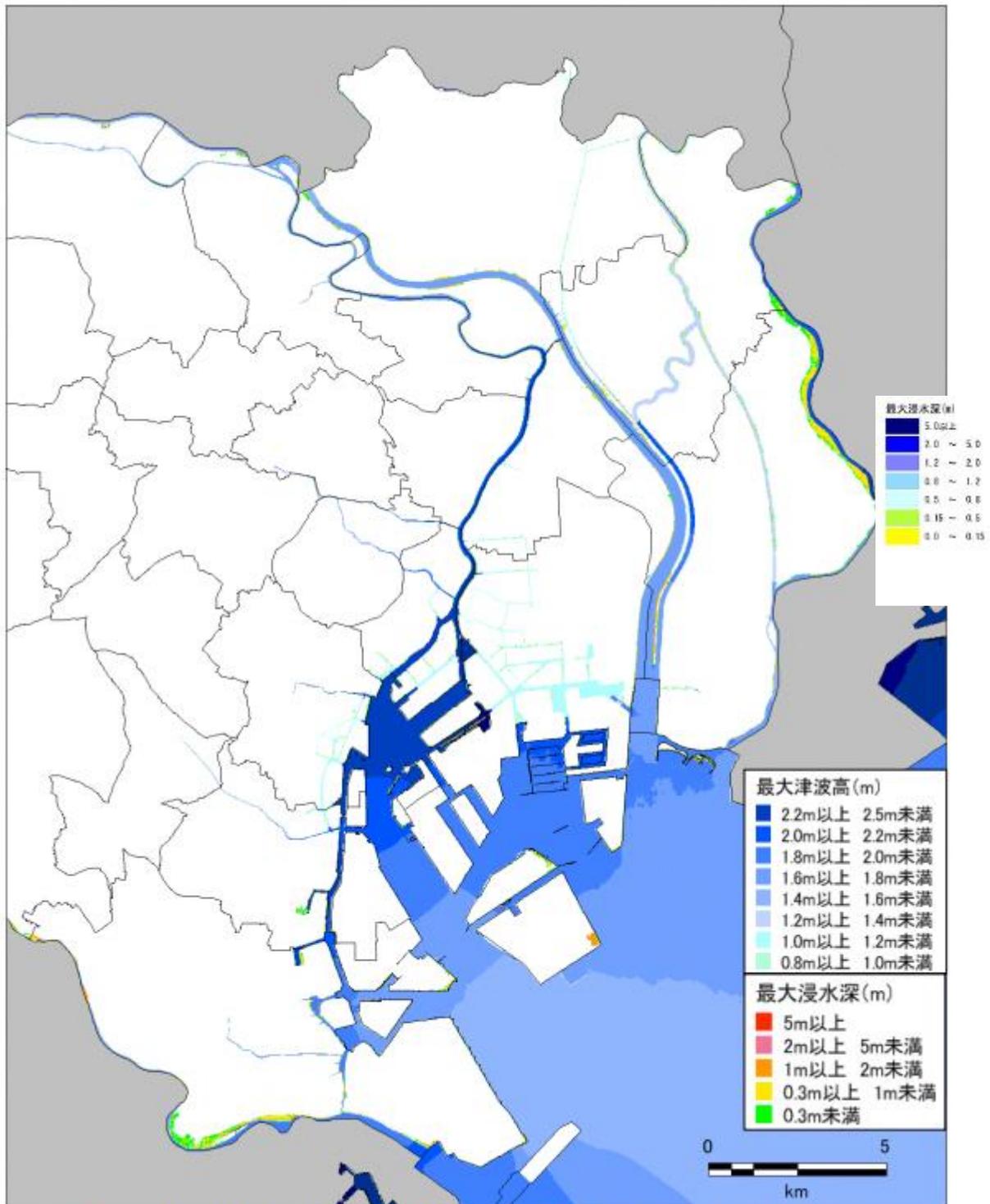


図 南海トラフ巨大地震(各メッシュにおける全5ケースの最大値)の浸水分布

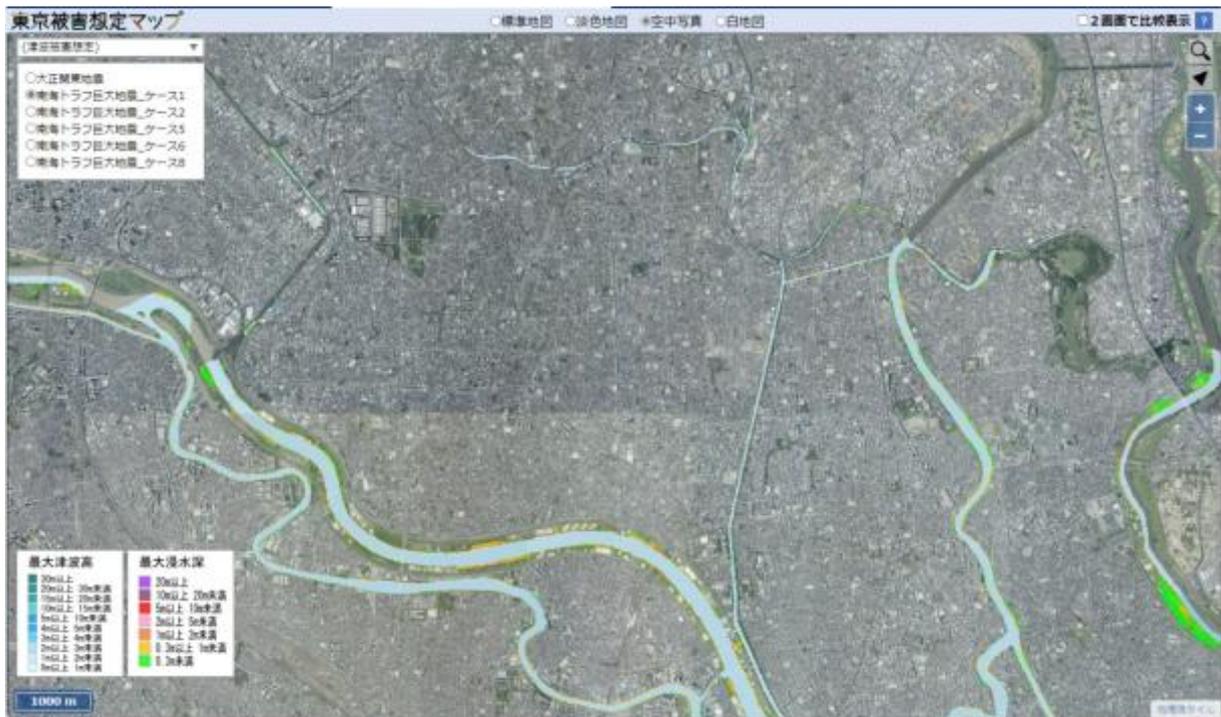


図 南海トラフ地震の津波被害想定 (※ケース1：足立区周辺)

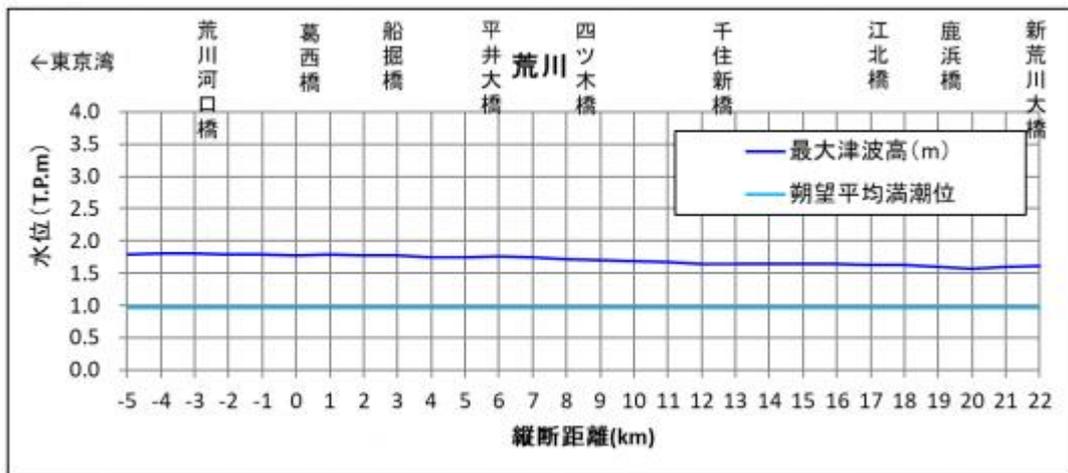


図 南海トラフ巨大地震 (各メッシュにおける全5ケースの最大値) の主要河川での遡上高  
【最大遡上高 1.81m】

## 第 17 救出用資器材

(各部、警視庁、東京消防庁)

(本編 震災編 P. 205、風水害編 P. 85)

### 1 救出用資器材一覧表

品名	数量	品名	数量
チェーンソー	1台	防塵メガネ	20個
のこぎり	5丁	防塵マスク	20個
鉄線鋏	4丁	簡易ジャッキ	3台
大ハンマー	3丁	軍手	6打
バール	5丁	下肢切創防止用保護衣	1着

### 2 救助用資器材配備箇所

#### (1) 消防団 91箇所 (消防団のみチェーンソー2台)

※ 以上に加え、各分団にバールン投光機及びカセットガス式発電機各 1 台を配備している。

#### (2) 区民レスキュー隊 131隊

※以上のうち、隊が希望する資器材を配備している。

#### (3) 区民事務所 17箇所

#### (4) 小学校 67箇所

千寿、千寿本町、千寿双葉、千寿常東、足立、千寿桜、千寿第八、西新井、西新井第一、西新井第二、西伊興、興本、本木、寺地、関原、江北、扇、鹿浜五色桜、鹿浜第一、鹿浜未来、皿沼、新田 (新田学園第二校舎)、宮城、舎人、舎人第一、足立入谷、古千谷、梅島、梅島第一、梅島第二、島根、中島根、亀田、栗原、栗原北、栗島、加平、東栗原、平野、弥生、弘道、弘道第一、青井、綾瀬、東綾瀬、東加平、東湊江、中川、中川北、辰沼、中川東、北三谷、大谷田、長門、花畑、花畑第一、花畑西、桜花、花保、六木、湊江、湊江第一、西保木間、保木間、竹の塚、伊興、東伊興

#### (5) 中学校 35箇所

第一、千寿桜堤、千寿青葉、第四、第五、第六、第七、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、江南、新田 (新田学園第一校舎)、鹿浜菜の花、東島根、湊江、竹の塚、東綾瀬、青井、花畑、蒲原、西新井、入谷、江北桜、伊興、花畑北、谷中、花保、栗島、扇、加賀、入谷南、六月

#### (6) 高等学校 4箇所

江北高校、足立東高校、小台橋高校、青井高校

#### (7) その他 9箇所

東京朝鮮第四初中級学校、東京未来大学、帝京科学大学、東京電機大学東京千住アネックス、東京芸術大学、千住桜花苑、桑袋ビオトープ公園、元宿さくら公園、文教大学東京あだちキャンパス

## 第 18 消防力一覧

(東京消防庁第六消防方面本部、千住・足立・西新井消防署)

(本編 震災編 P. 206、382、風水害編 P. 85)

(令和 7 年 10 月現在)

消防署 車 両	千 住 消 防 署	足 立 消 防 署	西 新 井 消 防 署	第六消防方面本部 消防救助機動部隊	計
ポンプ車 (内 非常用)	7 (2)	12 (3)	12 (2)	1	32 (7)
化学車	1	1		1	3
はしご車	1	1	1		3
救助車		1		2	3
指揮隊車	1	1	1	1	4
救急車 (内 非常用)	3 (1)	7 (1)	7 (1)	1 (1)	18 (4)
水難救助車		1			1
特殊災害対策車	1			1	2
人員輸送車	1	1	1	1	4
資材搬送車		1	1	1	3
消防活動二輪車 (内 非常用)		3 (1)			3 (1)
その他の車両	6	4	4	11	25
計	21	33	27	20	101

## 第 19 宿日直者の職務概要

(危機管理部 (情報収集指令室) )

(本編 震災編 P. 101、397、風水害編 P. 22)

### ○震度 4 程度の発生の場合

情報の収集－電話・地域防災無線による警察・消防及び防災関係機関からの情報を受け、被害の有無を確認する。

区長以下事件事故メール対応による報告をし、対応について協議する。

また、必要に応じて、議員へ情報提供する。

担当班支援－危機管理部担当班の支援および問い合わせ対応。

防災行政無線により住民に対して地震発生、注意喚起の放送が自動的に流れる。

### ○震度 5 弱以上の場合

指揮監督－危機管理部内の部長級及び課長級職員が到着するまでの間、災害により参集してきた非常配備体制対象職員を指揮監督する。

担当班支援－危機管理部担当班の支援および問い合わせ対応。

防災行政無線により住民に対して地震発生、注意喚起の放送が自動的に流れる。

本部の準備－災害対策本部の設置の準備

### ○震度 5 強以上の場合

指揮監督－緊急災害対策本部長 (副区長) もしくは職務代理者が到着するまでの間、災害により参集してきた非常配備体制対象職員を指揮監督する。

担当班支援－危機管理部担当班の支援および問い合わせ対応。

防災行政無線により住民に対して地震発生、注意喚起の放送が自動的に流れる。

本部の準備－災害対策本部の設置の準備

### ○暴風雨・大雨・洪水等 (気象警報発令時) の場合

関係者連絡－災害情報連絡員と連携し、都市建設部管理職に電話連絡する。

情報の収集－電話・地域防災無線による警察・消防及び防災関係機関からの情報を受け、被害の有無を確認する。

区長以下事件事故メール対応による報告をし、対応について協議する。

宿泊の斡旋－必要に応じて地域調整課長に連絡の上、希望者への宿泊施設の斡旋をする。

### ○雨量計警報、水位計が指定水位を超えて発報及び水災等により罹災した区民が発生等の場合

情報の収集－電話・地域防災無線による警察・消防及び防災関係機関からの情報を受け、被害の有無を確認する。

区長以下事件事故メール対応による報告をし、対応について協議する。

注意喚起－被害の範囲が広範囲にわたる又は区民への影響が大きい場合は、A-メール及びホームページで注意喚起 (危機管理部長と協議し、報道広報課へ要請)

宿泊の斡旋－必要に応じて地域調整課長に連絡の上、希望者への宿泊施設の斡旋をする。

## ○大規模火災・爆発事故の場合

情報の収集－電話・地域防災無線による警察・消防及び防災関係機関からの情報を受け、被害の有無を確認する。

区長以下事件事務メール対応による報告をし、対応について協議する。

関係者連絡－災害情報連絡員と連携して地域調整課長及び管轄区民事務所長へ電話連絡（現場への出向連絡）

担当班支援－危機管理部担当班の支援および問い合わせ対応。

宿泊の斡旋－必要に応じて地域調整課長に連絡の上、希望者への宿泊施設の斡旋をする。

## 第 20 ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地

(区民部、救出部、各部、各機関)

(本編 震災編 P. 47、211、379、386 風水害編 P. 75、163)

名 称	所 在 地	広 さ	機 種
都立東綾瀬公園野球場	東綾瀬 3-4	100×100	中 型
	綾瀬 6-37	80×80	中 型
都立舎人公園野球場	皿沼 3-33	50×50	中 型
都立舎人公園陸上競技場	入谷 6-1	100×200	大 型
区立平野運動場	平野 2-12-1	50×50	中 型
区立保木間公園野球場	竹の塚 3-8-1	90×90	中 型
区立谷中公園野球場	谷中 2-23-36	80×80	中 型
総合スポーツセンター	東保木間 2-27-1	100×100	中 型
千住新橋野球場	千住五丁目 20・21 番地先	130×130	大 型
西新井橋緑地野球場	梅田三・四丁目地先		

## 第 21 舟艇等の接岸可能地点一覧

(救出部、各部、各機関)

(本編 P. 318、379、風水害編 P. 163)

河川の名称	接岸可能地点	平均水深	備 考
荒 川	千住 5-15 先	4.0 m	区営グラウンド
〃	足立 1-1 先	4.0 m	〃
〃	新田二丁目先	3.5 m	新田緊急用船着場 (国設置)
隅 田 川	千住曙町地先	—	千住 (都設置 ・水上バス乗り場)
荒 川	足立二丁目先	4.0 m	足立緊急用船着場 (国設置)

## 第22 九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項

(区民部、救出部、各部、各機関)  
(本編 震災編 P. 212、風水害編 P. 75)

九都県市は、構成する都県市が公共建築物の屋上等へ施設名の表示（以下「ヘリサイン」という。）に共同して取り組んでいくものとし、その利用上の利便性を高めるため、ヘリサインを表示する場合の表示方法等を以下のとおりとすることを申し合わせる。

### 1 目的

当該都県市が所管する公共建築物の屋上等にヘリサインを表示することにより、災害時にヘリコプターからの識別を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化に資することを目的とする。

### 2 表示対象建築物

ヘリサイン表示の対象となる公共建築物は、当該都県市が所管する公立学校、災害時に医療活動の拠点となる公立病院等の公立施設の中から、表示スペースの有無及び災害対策上の有効性等を考慮して選定する。

### 3 表示方法

ヘリサインの表示方法は、原則として次のとおりとする。

なお、当該都県市の実情に応じて、仕様を付加することは妨げない。

- (1) ヘリサインには、対象建築物の名称またはその略称を用いるものとする。
- (2) 表示場所は、対象建築物の屋上等とする。
- (3) 文字は、漢字、ひらがな、またはカタカナ等を使用し、横書きとする。
- (4) 一文字の大きさは、縦4メートル、横4メートル程度とし、文字の間隔は1メートル程度とする。
- (5) 文字の色は、白色、オレンジ色または黄色等の明るい色を用いるものとする。

平成14年4月25日

七都県市首脳会議防災対策委員会決定

追補

平成19年4月24日

八都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定

平成22年4月1日

九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会決定





## 第 25 非常配備態勢配備人員報告様式

(各部)

(本編 震災編 P. 111、風水害編 P. 32)

非常配備態勢配備人員の報告				
部				
課 係 名	職 層 名	氏 名	配 置 時 間	
			時 間	休 憩 ・ 休 息 時 間
			時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
合 計		名		
上記のとおり報告します。				
年 月 日				
部 長 氏 名 印				
総 務 部 長 様				

(注) 部長名は、災害対策本部の組織による。

## 第 26 給食要員数の報告様式

(各部)

(本編 震災編 P. 373)

第一号様式	年 月 日					
災害対策本部						
総 務 部 長 様						
部 長 氏 名 印						
〇〇部の給食要員数を下記のとおり報告します。						
記						
課 名	区 分	人 計				適 用
		朝 食	昼 食	夕 食	夜 食	
合 計						

## 第 27 給食状況の報告様式

(各部)

(本編 震災編 P. 373)

第二号様式													年 月 日	
災害対策本部 総務部長様													部長 氏	名 印
〇〇部職員に対する給食状況を下記のとおり報告します。														
記														
区分 課名	朝食			昼食			夕食			夜食			合計 金額	摘要
	人員	単価	金額											
合計														

## 第 28 車両調達請求書様式

(各部)

(本編 震災編 P. 392、498、風水害編 P. 186)

車 両 調 達 請 求 書				
		年	月	日
災害対策本部				
総務部長様				
			部 長	印
車両調達について				
このことについて、下記のとおり調達方をお願いします。				
記				
車 種				
数 量				
使用日時	月	日	時 から	
	月	日	時 まで	
引渡場所				
備 考				

## 第 29 労務者供給請求書様式

(政策経営部)

(本編 震災編 P. 392、風水害編 P. 184)

### 労 務 者 供 給 請 求 書

年 月 日

災害対策本部

総 務 部 長

様

部 長

印

#### 労務者供給について

このことについて、下記のとおり供給されるようお願いします。

#### 記

労務者を必要とする理由	
作 業 の 内 容	
従 事 場 所	
労 務 の 種 類	
就 労 予 定 期 間	
所 要 人 員	
集 合 場 所	
備 考	

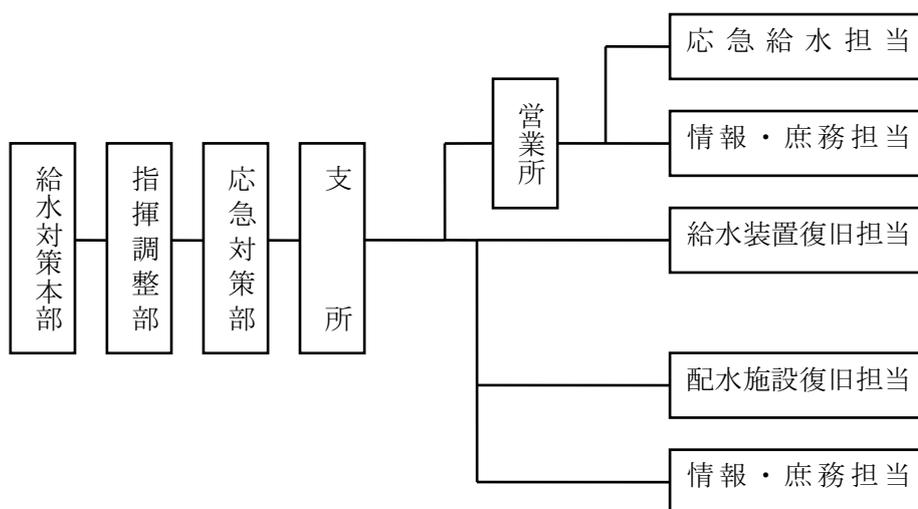
## 第 30 防災関係機関の活動体制

(各機関)

(本編 震災編 P. 374、風水害編 P. 98)

### 1 都水道局東部第二支所足立営業所の活動体制

#### (1) 組織と事務分掌



#### (2) 活動体制

応急対策の諸活動が、適時適切に遂行できるように、職員の動員態勢の整備のほか、自衛隊及び他の公共団体の応援、並びに指定給水装置工事事業者等の関係会社の協力について、必要な態勢の整備を図る。

### 2 警察署の活動体制

警備計画に基づき活動する。

### 3 消防署の活動体制

消防署の活動体制は、「第2部 第6章 第5節 第3 消火・救助・救急活動」に基づき活動する。

#### 4 第六建設事務所の活動体制

##### 第六建設事務所の業務分担表（震災）

（令和5年4月1日現在）

班		所在地	電話
所長		足立区 千住東 2-10-10	(3882) 1152
情報連絡班			(3882) 1155 (防行) TEL 75911 FAX 75901
支援班			(3882) 1304
道路施設応急対策班			(3882) 1156
道路河川整備等所・点検班			(3882) 4084
河川施設応急対策班			(3882) 1160
企業占用等対策班			(3882) 1160
道路施設 応急 対策 班	北工区	北区 西が丘 1-41-6	(5993) 0366 (3906) 7303 FAX(3906) 7307
	荒川工区	荒川区 荒川 5-31-2	(3892) 1374 (3892) 9614 FAX (3892) 9692
	文京工区	文京区 春日 1-2-10	(3811) 3435 (3811) 3463 FAX (3814) 9883
	台東工区	台東区 北上野 1-11-5	(3841) 0495 (3842) 6424 FAX (3841) 0496
	足立東工区	足立区 東和 1-26-3	(3620) 5831 (3620) 5825 FAX (3620) 5826
	足立西工区	足立区 西新井 3-3-5	(3899) 7341 (3899) 8011 FAX (3899) 8023

（防行）は、防災行政無線

所 管 施 設				
道 路				
種 別	路 線 名	管 内		
		起 点	終 点	
国 道	指 区 間 外 定	122 号	北区岩淵町	北区滝野川三丁目
主 要 地 方 道	道 路 法 第 七 条 認 定	千代田練馬田無	文京区後楽二丁目	文京区目白台一丁目
		足立越谷	足立区西保木間三丁目	足立区西保木間四丁目
		台東川口	台東区根岸三丁目	足立区舎人四丁目
	道 路 法 第 八 十 九 条 認 定	白山祝田田町	文京区白山五丁目	文京区本郷一丁目
		王子千住夢の島	北区王子二丁目	墨田区堤通二丁目
		王子金町江戸川	北区王子一丁目	足立区大谷田一丁目
		千住小松川葛西沖	足立区足立一丁目	足立区足立二丁目
		環状八号	北区赤羽北二丁目	北区岩淵町
		上野尾竹橋	台東区根岸二丁目	足立区千住桜木二丁目
		言問大谷田	台東区浅草七丁目	足立区谷中二丁目
		御徒町小岩	台東区台東二丁目	墨田区横網二丁目
		環状七号	北区上十条四丁目	足立区中川四丁目
		環状三号	文京区弥生一丁目	台東区浅草六丁目
一 般 都 道	道 路 法 第 七 条 認 定	平方東京	足立区神明一丁目	足立区青井三丁目
		吉場安行東京	足立区東伊興三丁目	足立区島根一丁目
		川口草加	足立区入谷八丁目	足立区舎人四丁目
		東京鳩ヶ谷	足立区江北二丁目	足立区入谷九丁目
		東京川口	足立区江北二丁目	足立区鹿浜五丁目
		足立川口	足立区鹿浜三丁目	足立区入谷三丁目
		足立さいたま自転車道	足立区鹿浜二丁目	足立区入谷九丁目

所 管 施 設				
道 路				
種 別	路 線 名	管 内		
		起 点	終 点	
特 例 道 路	道 路 法 第 八 十 九 条 認 定	外濠環状	文京区後楽二丁目	千代田区外神田二丁目
		牛込小石川	文京区後楽二丁目	文京区後楽一丁目
		音羽池袋	文京区音羽一丁目	文京区音羽二丁目
		小石川西巢鴨	文京区小石川一丁目	文京区大塚四丁目
		秋葉原雑司ヶ谷	台東区上野一丁目	文京区目白台二丁目
		常盤台赤羽	北区赤羽西六丁目	北区赤羽一丁目
		赤羽西台	北区赤羽北二丁目	北区浮間四丁目
		新荒川堤防	足立区新田三丁目	足立区千住曙町
		新荒川葛西堤防	足立区江北二丁目	足立区足立二丁目
		神田白山	台東区上野一丁目	文京区本駒込一丁目
		本郷亀戸	文京区本郷四丁目	墨田区本所一丁目
		本郷赤羽	文京区弥生一丁目	北区赤羽西六丁目
		駒込宮地	文京区千駄木三丁目	荒川区西日暮里一丁目
		白山小台	文京区本駒込一丁目	足立区小台二丁目
		中十条赤羽	北区中十条一丁目	北区赤羽一丁目
		吾妻橋伊興町	足立区千住曙町	足立区東伊興二丁目
		蔵前三ノ輪	台東区蔵前四丁目	台東区三ノ輪一丁目
		上野月島	台東区東上野三丁目	墨田区吾妻橋一丁目
		言問橋南千住	台東区浅草六丁目	荒川区南千住七丁目
		内匠橋花畑	足立区南花畑三丁目	足立区花畑八丁目
千住新宿町	足立区足立一丁目	足立区東和一丁目		

第六建設事務所管理河川等

水系別	河川別	左右岸	区 間		延長 (km)
			上流端	下流端	
荒川	隅田川	左岸	足立区新田一丁目地先	足立区千住曙町地先 (旧綾瀬川合流点)	11.9
		右岸	北区志茂四丁目地先	台東区柳橋一丁目地先 (神田川合流点)	18.0
	新河岸川	左岸	北区浮間四丁目地先 (区境)	北区志茂五丁目地先	4.1
		右岸	北区赤羽北二丁目地先 (区境)	北区志茂四丁目地先 (隅田川合流点)	3.0
利根川	綾瀬川	左岸	足立区神明一丁目地先 (内匠橋)	足立区綾瀬一丁目地先 (区境)	4.1
		右岸	足立区南花畑三丁目地先 (内匠橋)	足立区西綾瀬一丁目地先 (区境)	3.6
	毛長川	左岸	足立区舎人四丁目地先 (埼玉県境)	足立区花畑七丁目地先 (綾瀬川合流点)	2.5
		右岸	足立区入谷九丁目地先 (埼玉県境)	足立区花畑七丁目地先 (綾瀬川合流点)	7.0
左右岸延長計					54.2
公有土地 水面	千川上水		北区滝野川七丁目地内	北区滝野川七丁目地内	0.75
石神井川	飛鳥山 ずい道		北区滝野川一丁目地先	北区王子一丁目地先	0.24
神田川 分水路	江戸川 橋分水路		文京区関口一丁目	新宿区下宮比町	1.64
	水道橋 分水路		文京区水道一丁目	文京区本郷一丁目	1.64
	お茶の水 分水路		文京区本郷一丁目	千代田区外神田一丁目	1.30

担 当 者			
所			長
工	事	課	長
庶	務	課	長
管	理	課	長
用	地	課	長
用	地	専 門 課	長
補	修	課	長
他	1	4	9 名
計 156 名 ( 7 ) ※ ( ) 内書数字は管理職			

## 5 NTT東日本の活動体制

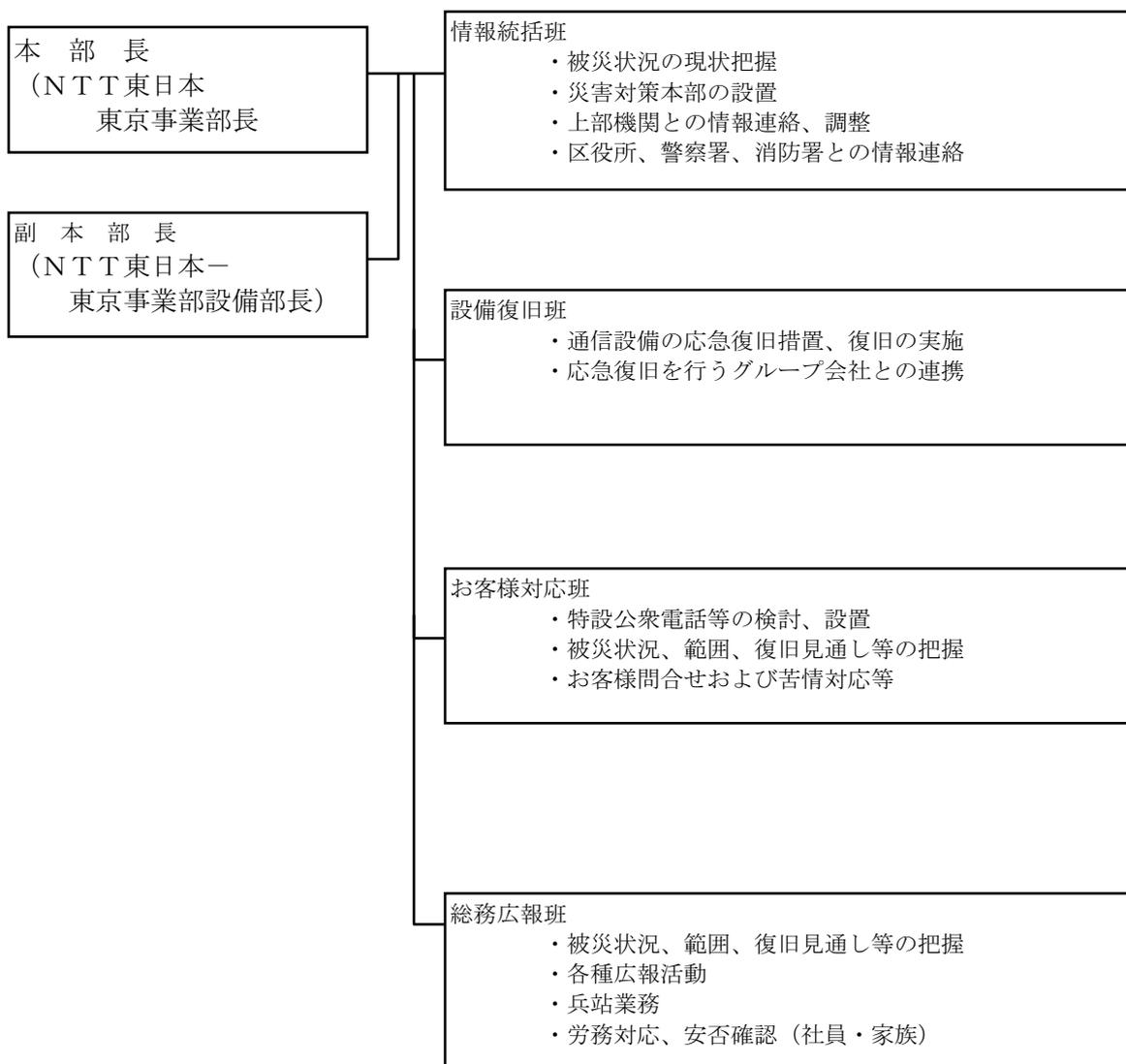
### (1) 本部の設置

NTT東日本東京事業部長を本部長とし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、現地対策本部を設置するとともに、上部機関と連携し体制の確立を図る。

### (2) 本部の参加組織

- ・ NTT東日本 東京事業部

### (3) 現地災害対策本部体制及び業務

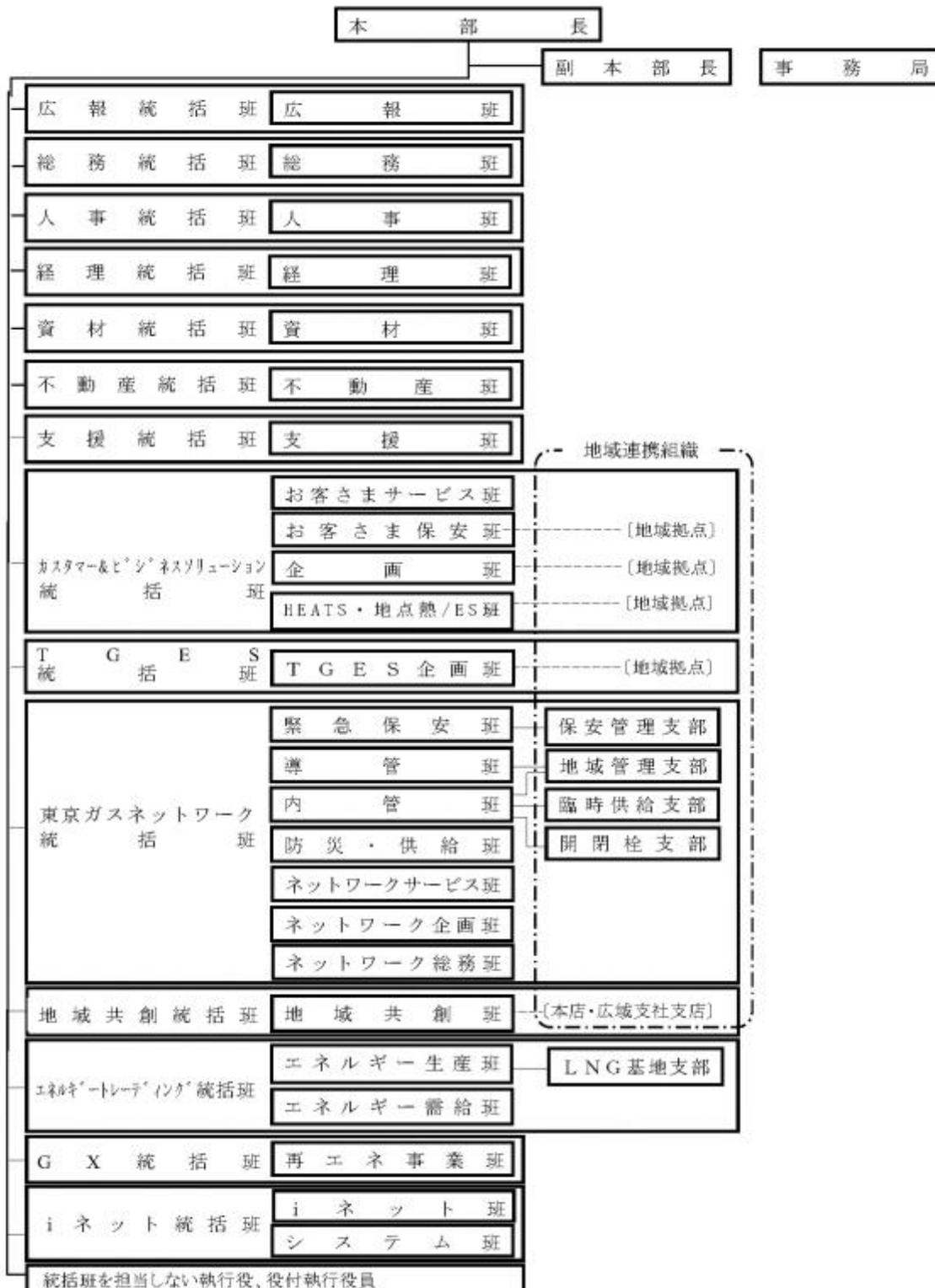


## 電気通信サービスの復旧順位

順位	復 旧 回 線		
第 1 順 位	電 話 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上</li> <li>・営業所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上</li> <li>・基幹回線の10%以上</li> </ul>	
	電 報 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電報受付用回線（115）の10%以上</li> <li>・電報加入局回線1回線以上</li> <li>・電報中継回線1回線以上</li> </ul>	
	専 用 線 サービス等	専 用 回 線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上</li> <li>・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上</li> </ul>
		国 際 回 線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対地別専用線の10%以上</li> </ul>
	加 入 電 信 サ ー ビ ス 回 線 交 換 サ ー ビ ス バ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス フ ァ ク シ ミ リ 通 信 網 サ ー ビ ス デ ー タ 通 信 設 備 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上</li> <li>・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</li> </ul>
第 2 順 位	電 話 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上</li> <li>・人口1千人当たり公衆電話1個以上</li> <li>・斜め独立回線の10%以上</li> </ul>	
	専 用 線 サ ー ビ ス 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上</li> </ul>	
	加 入 電 信 サ ー ビ ス 回 線 交 換 サ ー ビ ス バ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス フ ァ ク シ ミ リ 通 信 網 サ ー ビ ス デ ー タ 通 信 設 備 サ ー ビ ス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上</li> <li>・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</li> </ul>
第 3 順 位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

## 6 東京ガスグループ

### 非常事態対策本部の組織



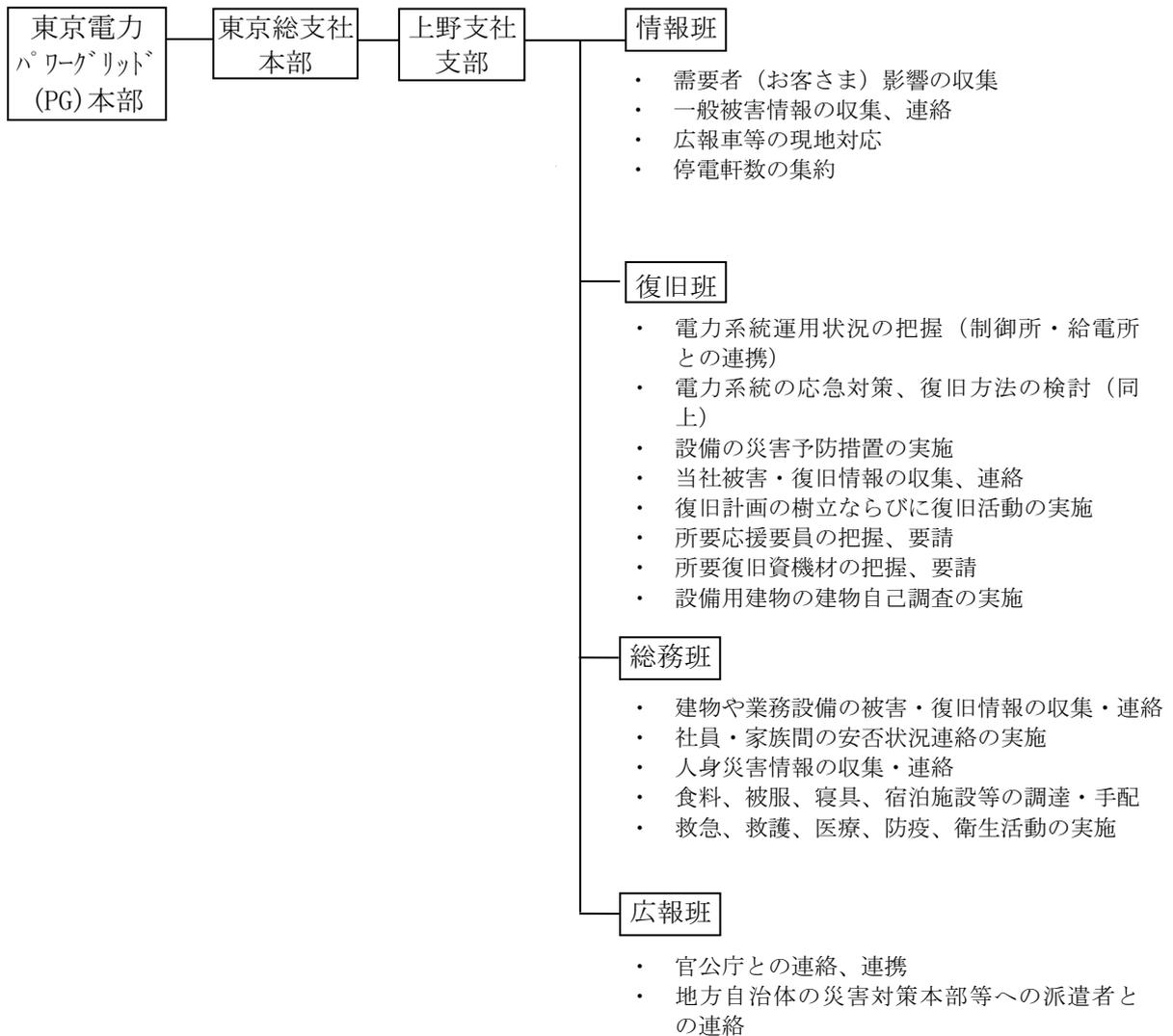
(1) 非常体制の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処するための非常体制の区分は次による。

区 分	情 勢
第0次非常体制	1 震度5弱の地震が発生した場合, その他必要な場合
第一次非常体制	1 震度5強の地震が発生した場合, その他必要な場合 2 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場 3 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒））が発表された場合 5 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合
第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 4 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 5 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合

## 7 東京電力パワーグリッド株式会社の活動体制（上野支社）

### （1）災害対策組織



(2) 非常災害時における態勢

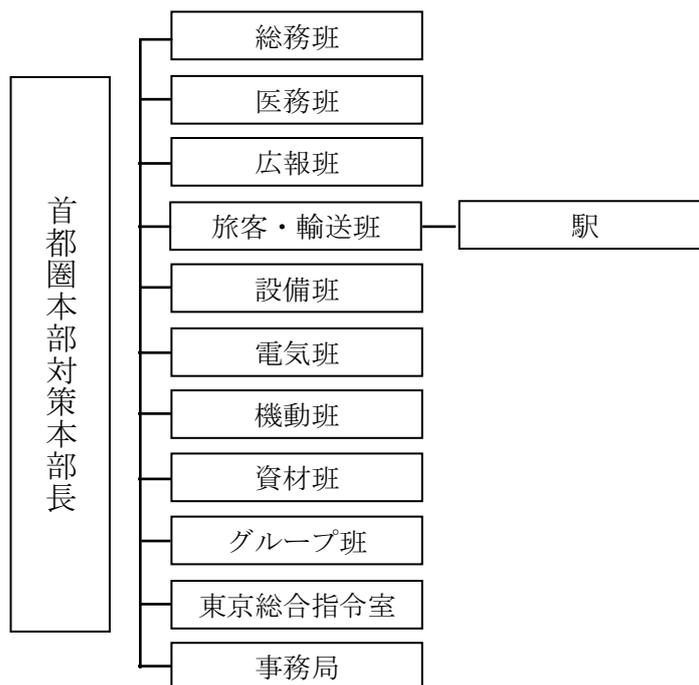
区 分	情 勢
第 1 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害の発生が予想される場合</li><li>・災害が発生した場合</li><li>・電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合</li><li>・サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合</li><li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</li><li>・警戒宣言が発せられた場合</li></ul>
第 2 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模な災害が発生した場合</li><li>・大規模な災害の発生が予想される場合</li><li>・電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合</li></ul>
第 3 非常態勢	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合</li><li>・電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合</li></ul>

## 8 東日本旅客鉄道株式会社の活動体制

### (1) 首都圏本部対策本部の設置

災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合においては、その規模や状況に応じ必要とされる際には、首都圏本部長の決定に基づき、首都圏本部対策本部を設置する。

【首都圏本部情報伝達ルート】



### (2) 現地対策本部の設置

箇所長等は、甚大な災害が発生した際は、現地対策本部を設置し対応にあたる。

### (3) 現地対策本部の業務

現地対策本部長（箇所長等）は、被害状況の把握と対応方針を決定、社員の非常参集の実施、負傷者の救助・救命に必要な応援要請等、業務を統括し被災対応を行う。

## 9 東京地下鉄株式会社の活動体制

### (1) 対策本部の設置

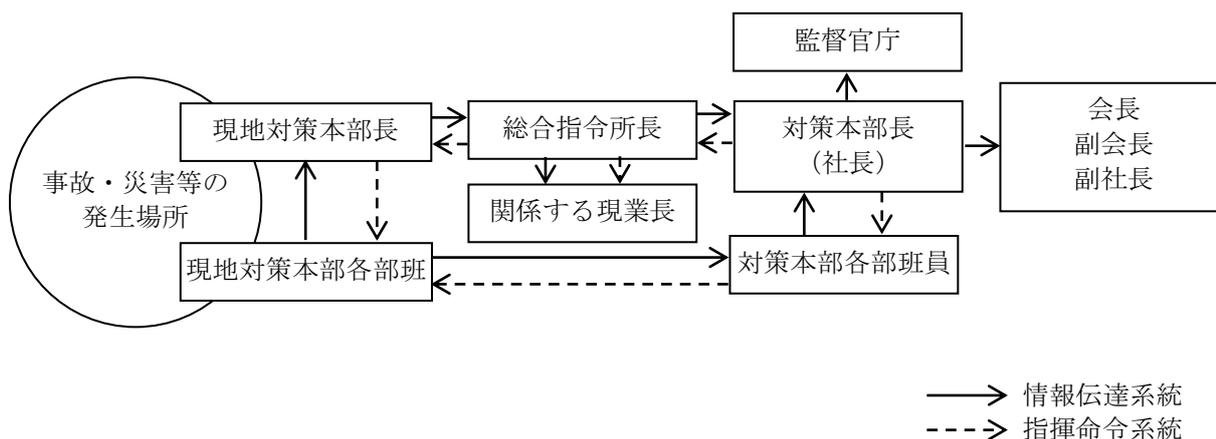
暴風、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による災害並びに大規模な火災などが発生するおそれのある場合、その災害の未然防止を図るとともに、災害が発生した場合は、その軽減と迅速、的確な復旧を図るための非常災害対策本部を設置する。本部は上野本社内におき、災害レベルにあわせ本部長を指定する。

### (2) 本部設置の発令基準及び情報伝達・指揮命令系統

非常体制の種別と発令基準

区 分	主な発令基準	事故・災害等対策本部長
第1種 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道運転事故が発生し、死亡者や多数の負傷者が生じた</li> <li>・大規模な災害が発生した</li> <li>・重大な不測の異常事態が発生した、または発生するおそれがある</li> </ul>	社長
第2種 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道運転事故が発生した</li> <li>・自然災害による大きな被害が発生した</li> <li>・地域住民、路面交通等に大きな支障を及ぼした</li> <li>・不測の異常事態が発生した</li> </ul>	鉄道本部長 または 安全・技術部長
第3種 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風警報、大雨警報、洪水警報等が発令された</li> <li>・自然災害により被害が発生するおそれがある</li> <li>・不測の異常事態が発生するおそれがある</li> <li>・警察等から警備の要請があった</li> <li>・本線を支障する事故が発生し、復旧の見込みが不明である</li> </ul>	総合指令所長 または 安全・技術部長

対策本部が設置された場合の情報伝達系統及び指揮命令系統（第1種非常体制の場合）



※対策本部各部班員から指揮命令を受けた場合は、現地対策本部長へ情報を伝達し、共有する。

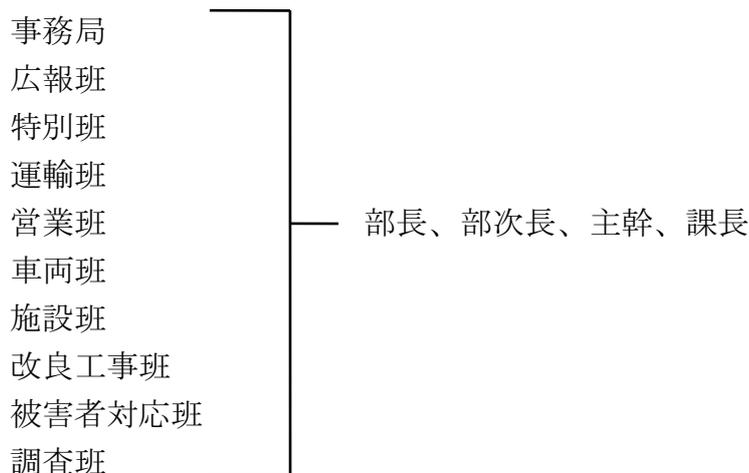
## 10 東武鉄道株式会社の活動体制

### (1) 災害対策本部（本社）

災害対策本部長は鉄道事業本部長があたり、対策本部の任務は、非常時体制中の総括指揮、情報の収集と伝達、復旧計画の立案・実施等を行う。

#### 構成

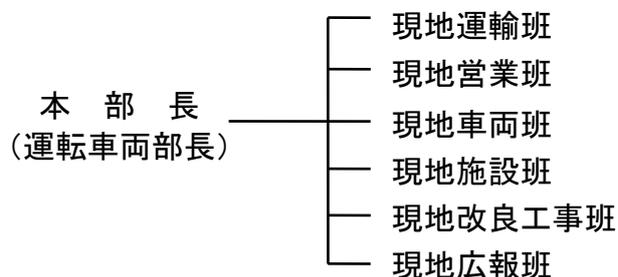
本部長	鉄道事業本部長
副本部長	鉄道事業本部副本部長



### (2) 災害復旧本部（災害現場）

災害現場付近には、鉄道運転事故応急処理手続き第 12 条による事故復旧本部を設置して復旧に努める。

災害復旧本部長は運転車両部長があたり、その構成及び分掌は、原則として次のとおりとし、担当者は本部長が定める。



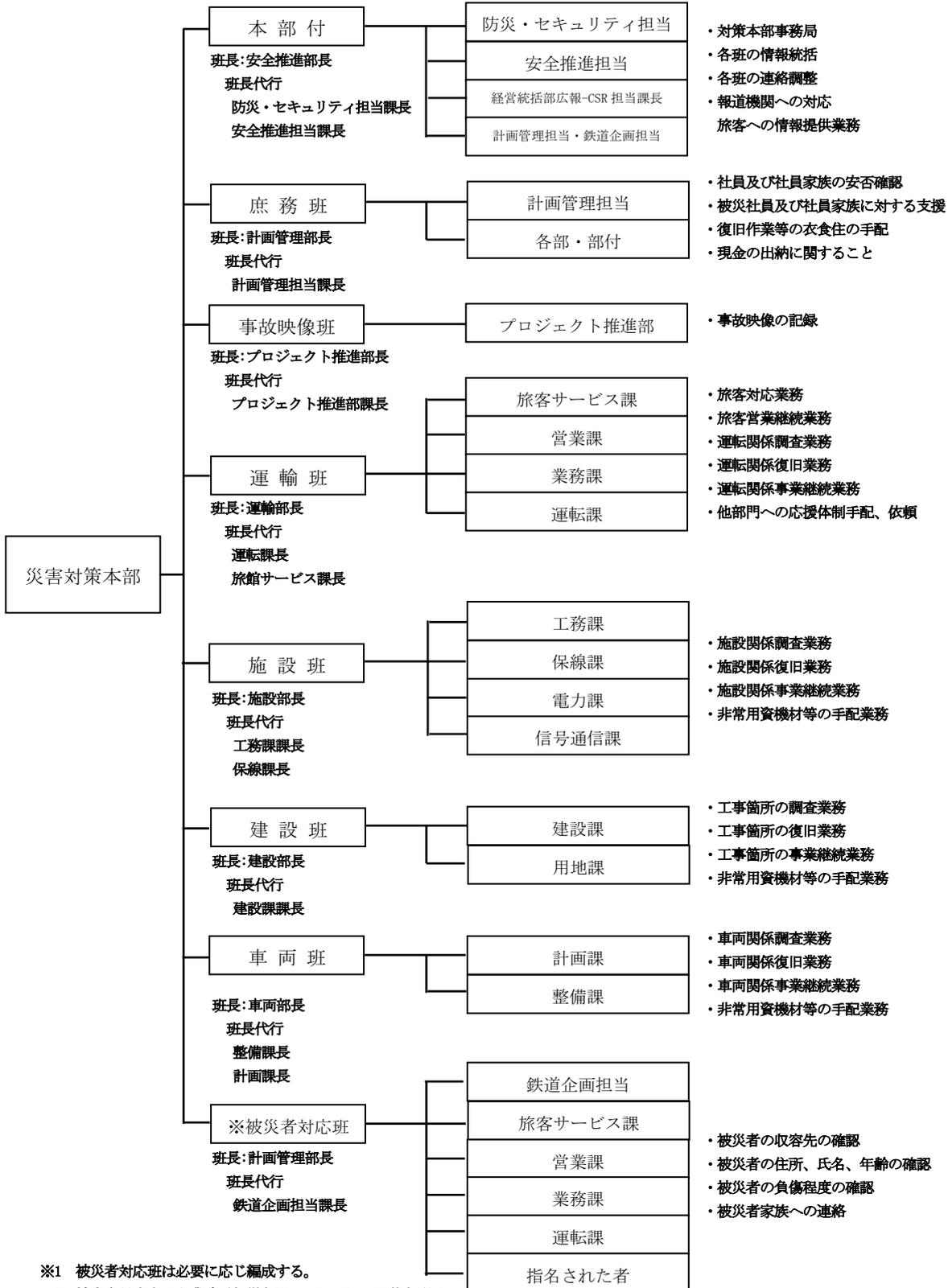
### (3) 駅の災害応急対策活動体制

駅長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、従業員を非常召集し、関係機関への通報連絡、死傷者の救護、旅客の避難誘導、消火活動、被害状況調査等を行う。

# 11 京成電鉄株式会社の活動体制

災害発生の場合は、災害対策規制に基づき「災害対策本部」を設置、また、状況に応じて「現地対策本部」を設け、すみやかに救護処置及び復旧作業にあたる。

## (1) 災害対策本部の組織及び任務分担



※1 被災者対応班は必要に応じ編成する。

※2 被害や対応すべき業務が軽微な班については、可能な限り各部門への応援や復旧資機材等の手配業務に従事するものとする。

**(2) 災害発生の場合の動員態勢**

災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合は、関係各部は第1種から第3種までの動員態勢をとる。

## 12 首都圏新都市鉄道株式会社の活動体制

### (1) 非常体制

非常体制の種別及び発令基準は、次のとおりとする。

#### ア 非常レベル1

- (ア) 事故・災害等が発生し調査及び点検等を行うとき。
- (イ) 台風の接近及び大雪等により、輸送に影響を及ぼすおそれのあるとき。
- (ウ) 関係省庁及び警察署等からテロ等の警備の要請があったとき。
- (エ) その他必要と認められるとき。

#### イ 非常レベル2

- (ア) 車故・災害等により鉄道施設に被害が発生し復旧作業等を行うとき及び輸送障害により本線の列車運行に3時間以上支障するおそれがあるとき。
- (イ) 台風の直撃及び大雪等により大きな被害が予想され警戒の必要があるとき。
- (ウ) 不測の異常事態が発生するおそれがあると認められるとき。
- (エ) その他必要と認められるとき。

#### ウ 非常レベル3

- (ア) 東海地震の地震防災対策強化地域に係る注意情報及び警戒宣言が国の中央防災会議から発令されたとき又は大震災が発生したとき。
- (イ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び関連する法律の発動に伴い関係する知事から避難住民の運送に関し指示があったとき。
- (ウ) 車故・災害等により乗客又は乗務員等に死亡者を生じたとき。
- (エ) 事故・災害等により5人以上の死傷者を生じたとき。
- (オ) 不測の異常事態が発生したとき。
- (カ) その他必要と認められるとき。

### (2) 対策本部

非常レベル2又は非常レベル3が発令された場合は、対策本部長が、原則として本社内に対策本部を設置するものとする。ただし、大震災等で本社に設置できない場合は、総合指令所もしくは対策本部長の指示した箇所に設置する。

### (3) 対策本部の任務

対策本部の任務は、次のとおりとする。

- (ア) 地震警報がもたらされた場合の災害等の未然防止措置
- (イ) 現地本部への指令、指示及び支援等
- (ウ) 死傷者が発生した場合の後方交援（収容先及び負傷の程度の確認、家族への連絡及び見舞い等）
- (エ) 復旧に必要な資機材、備品及び人員等の手配並びに復旧要員の衣食住の手配
- (オ) 車故・災害等の情報の収集、記録及び関係部署との連絡調整
- (カ) 関係省庁への状況報告及び報道機関対応
- (キ) その他必要な事項

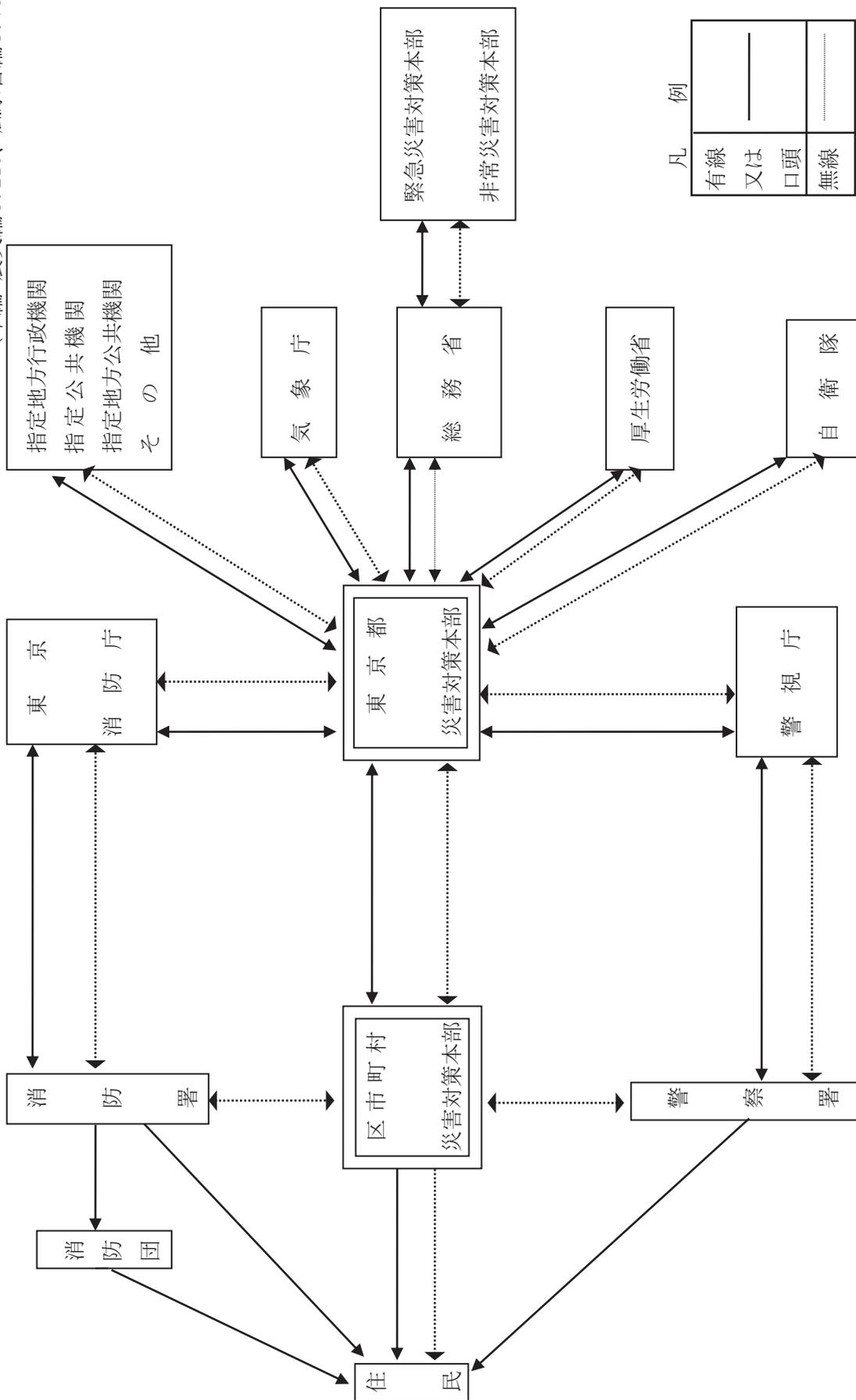
(4) 対策本部における各班の役割は、次のとおりとする。

班	役 割
総括班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部の設置及び運営</li> <li>2 要員の確保状況の把握と現地への応援手配</li> <li>3 社員の被災状況の把握と家族への支援</li> <li>4 本部指令の作成及び発令</li> <li>5 対策本部の記録及び整理</li> <li>6 各班の業務の調整</li> <li>7 所要資金の手配及び現金の出納</li> <li>8 復旧資機材及び什器の調達</li> <li>9 復旧作業員等の衣食住の手配</li> <li>10 記者会見場の設置及び設営</li> <li>11 情報収集</li> <li>12 沿線行政機関との連絡調整（警察署、消防署及び病院を含む）</li> <li>13 報道機関対応</li> <li>14 報道情報の作成及び発表資料の提供</li> <li>15 記者会見の対応</li> </ol>
運輸班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要員の確保状況の把握と現地への応援手配</li> <li>2 旅客の避難誘導と混乱防止措置</li> <li>3 監督諸省庁への報告</li> <li>4 旅客被災者への対応</li> <li>5 連絡運輸機関との連絡調整と代替及び代行輸送の手配</li> <li>6 駅施設及び車両関係の被害状況の把握及び応急復旧手配</li> <li>7 駅施設及び車両関係の復旧計画の策定</li> </ol>
技術班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要員の確保状況の把握と現地への応援手配</li> <li>2 警備及び巡回等の指示</li> <li>3 鉄道施設の被災状況の把握</li> <li>4 緊急指定工事業者の手配及び復旧資機材等の手配</li> <li>5 原因調査及び復旧作業に関する指導助言</li> <li>6 大規模な復旧工事を必要とする個所の復旧計画の策定</li> </ol>



### 第32 東京都災害対策本部を中心とした通信連絡の系統図

(危機管理部)  
(本編 震災編 P. 216、風水害編 P. 78)



## 第 33 無線局一覧

(政策経営部、総務部、危機管理部、地域のちから推進部、都市建設部、各機関)

(本編 震災編 P.404)

(令和7年1月1日現在)

### (1) 移動系無線システム (260MHz 帯)

災害時における、防災関係機関等との連絡手段として配備しており、1対1の通話が基本だが、一斉通信による的確な意思伝達とともに、無線FAXによる紙媒体での連絡も可能である。

施設名	所在地	無線局呼出番号	種別
足立区防災センター(統制台)	中央本町 1-17-1	100	区施設
地域のちから推進部地域調整課	中央本町 1-17-1	201	区施設
福祉部福祉管理課	中央本町 1-17-1	202	区施設
衛生部衛生管理課	中央本町 1-17-1	203	区施設
足立保健所生活衛生課	中央本町 1-5-3	205	区施設
環境部環境政策課	中央本町 1-17-1	206	区施設
都市建設部都市建設課	中央本町 1-17-1	207	区施設
都市建設部建築審査課	中央本町 1-17-1	255	区施設
教育指導部教育政策課	中央本町 1-17-1	208	区施設
保育・入園課	中央本町 1-17-1	209	区施設
千住区民事務所	千住 3-92	211	区施設
江北区民事務所	江北 3-39-4	214	区施設
江南区民事務所	宮城 1-15-14	216	区施設
新田区民事務所	新田 2-2-2	218	区施設
興本区民事務所	本木東町 17-10	220	区施設
梅田区民事務所	梅田 7-33-1	222	区施設
東綾瀬区民事務所	東綾瀬 1-5-17	226	区施設
中川区民事務所	中川 4-43-4	228	区施設
佐野区民事務所	佐野 2-43-5	230	区施設
保塚区民事務所	保塚町 7-16	232	区施設
花畑区民事務所	花畑 4-16-8	234	区施設
竹の塚区民事務所	竹の塚 2-25-17	236	区施設
西新井区民事務所	西新井 1-4-17	238	区施設
伊興区民事務所	伊興 1-24-12	240	区施設
鹿浜区民事務所	鹿浜 6-8-1	242	区施設
舎人区民事務所	舎人 1-3-26	244	区施設
千住福祉課	千住仲町 19-3	245	区施設
生活支援推進課	中央本町 4-5-2	246	区施設
東部福祉課	東綾瀬 1-26-2	247	区施設
西部福祉課	鹿浜 8-27-15	248	区施設
北部福祉課	竹の塚 2-25-17	249	区施設
障がい福祉センターあしすと	梅島 3-31-19	250	区施設
竹の塚保健センター	西竹の塚 1-11-2	251	区施設
千住保健センター	千住仲町 19-3	252	区施設
江北保健センター	江北 5-14-5	253	区施設
東部保健センター	大谷田 3-11-13	254	区施設
こども支援センターげんき	梅島 3-28-8	260	区施設
中央図書館	千住 5-13-5	261	区施設
千住消防署	千住中居町 9-14	301	防災関係機関
足立消防署	梅島 2-1-1	302	防災関係機関

施設名	所在地	無線局呼出番号	種別
西新井消防署	伊興 2-5-11	303	防災関係機関
千住警察署	千住 1-38-1	304	防災関係機関
西新井警察署	西新井栄町 1-16-1	305	防災関係機関
綾瀬警察署	谷中 4-1-24	306	防災関係機関
竹の塚警察署	保木間 1-16-4	307	防災関係機関
水道局東部第二支所	荒川区南千住 6-40-1	308	防災関係機関
水道局足立営業所	中央本町 3-8-2	310	防災関係機関
東京ガスネットワーク東部事業部	荒川区南千住 3-13-1	313	防災関係機関
足立清掃事務所曙分室	千住曙町 37-28	317	区施設
足立清掃事務所	東伊興 3-23-9	319	区施設
トラック協会足立支部	保木間 2-33-16	320	防災関係機関
足立区薬剤師会	千住 1-26-1	321	防災関係機関
足立建設業協会	千住桜木 1-9-9	322	防災関係機関
足立区医師会	中央本町 3-4-4	326	防災関係機関
ルミネ北千住	千住旭町 42-2	327	防災関係機関
愛里病院	千住東 1-20-12	330	病院
足立共済病院	柳原 1-36-8	332	病院
敬仁病院	新田 2-18-6	333	病院
西新井病院	西新井本町 1-12-12	334	病院
梅田病院	梅田 7-1-2	335	病院
足立東部病院	梅島 2-35-16	337	病院
下井病院	綾瀬 3-28-8	339	病院
綾瀬循環器病院	谷中 2-16-7	340	病院
東和病院	東和 4-7-10	341	病院
あやせ循環器リハビリ病院	谷中 3-12-10	342	病院
等潤病院	一ツ家 4-3-4	343	病院
苑田第一病院	竹の塚 4-1-12	344	病院
井上病院	竹の塚 5-12-11	345	病院
水野記念病院	西新井 6-32-10	346	病院
博慈会記念総合病院	鹿浜 5-11-1	348	病院
東京北部病院	江北 6-24-6	349	病院
いずみ記念病院	本木 1-3-7	350	病院
大高病院	島根 3-17-8	511	病院
勝楽堂病院	千住柳町 5-1	512	病院
苑田第三病院	伊興本町 2-5-10	513	病院
東京洪誠病院	西新井栄町 1-17-25	521	病院
柳原病院	千住曙町 35-1	606	病院
N T T 東日本	竹の塚 5-2-24	351	防災関係機関
東日本旅客鉄道株式会社北千住駅（携帯型）	千住旭町 42-2	754	鉄道
東京メトロ北千住駅	千住 2-63	353	鉄道
東京メトロ綾瀬駅	綾瀬 3-1-1	354	鉄道
東京メトロ北綾瀬駅	谷中 2-6-21	355	鉄道
東武鉄道北千住駅	千住旭町 42-1	356	鉄道
東武鉄道牛田駅	千住曙町 1-1	357	鉄道
東武鉄道堀切駅	千住曙町 34-1	358	鉄道
東武鉄道西新井駅	西新井栄町 2-1-1	359	鉄道
東武鉄道小菅駅	足立 2-46-11	360	鉄道
東武鉄道五反野駅	足立 3-34-6	361	鉄道

施設名	所在地	無線局呼出番号	種別
東武鉄道梅島駅	梅田 7-37-1	362	鉄道
東武鉄道大師前駅	西新井 1-3-1	363	鉄道
東武鉄道竹ノ塚駅	竹の塚 6-6-1	364	鉄道
京成電鉄千住大橋駅	千住橋戸町 11-1	365	鉄道
京成電鉄京成関屋駅	千住曙町 2-2	366	鉄道
T X 北千住駅	千住旭町 42-3	367	鉄道
T X 青井駅	青井 3-24-1	368	鉄道
T X 六町駅	六町 4-1-1	369	鉄道
足立郵便局	千住曙町 42-4	370	防災関係機関
足立北郵便局	竹の塚 3-9-20	371	防災関係機関
足立西郵便局	西新井本町 4-4-30	372	防災関係機関
(株) 星医療酸器	入谷 7-11-12	373	防災関係機関
足立区歯科医師会	千住 1-5-5	374	防災関係機関
都立舎人公園	舎人公園 1-1	375	防災関係機関
東京電力 P G 上野支社	台東区竜泉 2-18-6	376	防災関係機関
生涯学習センター	千住 5-13-5	378	防災関係機関
社会福祉協議会	足立区中央本町 1-17-1	379	防災関係機関
総合ボランティアセンター	日ノ出町 27-3-102	380	防災関係機関
(株) ジェイコム東京 足立局	綾瀬 2-28-6 第3山崎ビル	381	防災関係機関
本木保育園	本木東町 18-17	501	保育園
鹿浜こども園 第一園舎	鹿浜 5-25-11	502	保育園
鹿浜こども園 第二園舎	鹿浜 5-24-4-101	503	保育園
上沼田保育園	江北 4-17-20-101	504	保育園
あやせ保育園	東綾瀬 2-9-18	505	保育園
緑町保育園	千住緑町 2-17-11	506	保育園
元宿こども園	千住元町 34-3-101	508	保育園
おおやたこども園	大谷田 2-1-9	509	保育園
新田わかば保育園	新田 3-8-20	514	保育園
北保木間保育園	南花畑 5-15-3-101	516	保育園
中央本町保育園	中央本町 4-11-39	517	保育園
南保木間保育園	東保木間 1-5-16-101	518	保育園
伊興保育園	伊興 4-11-25	519	保育園
東綾瀬保育園	東綾瀬 2-12-13	520	保育園
第三上沼田保育園	江北 7-12-3-101	522	保育園
梅田保育園	梅田 4-2-19	523	保育園
宮城保育園	宮城 1-5-6-101	524	保育園
六木保育園	六木 1-5-10-101	525	保育園
辰沼保育園	辰沼 1-2-7-101	526	保育園
弘道保育園	弘道 1-7-1	528	保育園
千住あずま保育園	千住東 2-20-17	529	保育園
東花畑保育園	南花畑 4-11-6-101	530	保育園
西保木間保育園	西保木間 2-17-5-101	533	保育園
中島根保育園	島根 2-33-2	534	保育園
平野保育園	平野 3-18-1-101	535	保育園
花畑桑袋保育園	花畑 8-5-15-101	536	保育園
本木東保育園	本木 2-13-11	538	保育園
いりや第一保育園	舎人 6-12-5-101	539	保育園
いりや第二保育園	舎人 6-11-2-101	540	保育園

施設名	所在地	無線局呼出番号	種別
大谷田第一保育園	大谷田 1-1-5-101	541	保育園
加賀保育園	加賀 2-31-5-101	543	保育園
千寿本町小学校	千住 3-30	602	学校
千寿小学校	千住宮元町 6-1	603	学校
千寿常東小学校	千住旭町 10-31	605	学校
千寿桜小学校	千住桜木 1-8-15	607	学校
千寿第八小学校	千住関屋町 16-1	608	学校
千寿双葉小学校	千住大川町 17-1	604	学校
西新井小学校	西新井本町 4-9-27	611	学校
西新井第一小学校	西新井 6-21-3	612	学校
西新井第二小学校	西新井 4-34-1	613	学校
西伊興小学校	伊興 2-6-1	614	学校
興本小学校	扇 3-22-1	615	学校
本木小学校	本木北町 7-1	616	学校
寺地小学校	扇 1-7-1	618	学校
関原小学校	関原 3-38-3	619	学校
江北小学校	江北 4-21-1	620	学校
扇小学校	扇 2-30-1	622	学校
鹿浜五色桜小学校	鹿浜 4-20-22	623	学校
鹿浜第一小学校	谷在家 2-24-1	624	学校
鹿浜未来小学校	鹿浜 5-18-1	625	学校
皿沼小学校	皿沼 1-19-1	628	学校
新田小学校	新田 3-34-2	629	学校
宮城小学校	宮城 1-27-25	630	学校
舎人小学校	舎人 1-25-32	631	学校
舎人第一小学校	舎人 6-4-1	632	学校
足立入谷小学校	入谷 3-8-1	633	学校
古千谷小学校	古千谷本町 4-12-16	635	学校
梅島小学校	梅田 7-35-1	636	学校
梅島第一小学校	梅島 3-37-4	637	学校
梅島第二小学校	梅田 3-27-4	638	学校
島根小学校	島根 3-28-11	639	学校
中島根小学校	島根 2-9-22	640	学校
亀田小学校	西新井栄町 1-1-1	641	学校
栗原小学校	西新井栄町 2-10-18	642	学校
栗原北小学校	栗原 4-25-9	643	学校
栗島小学校	青井 6-13-10	644	学校
加平小学校	六町 3-3-11	645	学校
東栗原小学校	一ツ家 3-20-1	646	学校
平野小学校	平野 3-6-3	647	学校
弥生小学校	中央本町 2-5-1	648	学校
足立小学校	足立 3-11-5	649	学校
弘道小学校	西綾瀬 4-7-27	650	学校
弘道第一小学校	弘道 1-20-8	651	学校
青井小学校	青井 3-12-2	652	学校
綾瀬小学校	綾瀬 3-12-15	653	学校
東綾瀬小学校	東綾瀬 2-15-15	654	学校
東加平小学校	加平 1-12-12	655	学校

施設名	所在地	無線局呼出番号	種別
東瀨江小学校	東和 3-20-11	656	学校
中川小学校	大谷田 3-17-20	657	学校
中川北小学校	六木 1-6-10	658	学校
辰沼小学校	谷中 5-12-1	659	学校
中川東小学校	大谷田 2-1-10	660	学校
北三谷小学校	東和 1-17-12	661	学校
大谷田小学校	中川 4-41-27	662	学校
長門小学校	中川 1-19-32	663	学校
花畑小学校	南花畑 3-22-1	664	学校
花畑第一小学校	花畑 1-29-1	665	学校
花畑西小学校	花畑 4-21-1	666	学校
桜花小学校	花畑 6-4-6	667	学校
花保小学校	南花畑 2-19-1	668	学校
六木小学校	六木 3-21-11	669	学校
瀨江小学校	西保木間 1-10-3	670	学校
瀨江第一小学校	保木間 3-27-1	671	学校
西保木間小学校	西保木間 4-2-1	672	学校
保木間小学校	竹の塚 3-6-3	673	学校
竹の塚小学校	竹の塚 1-8-1	674	学校
伊興小学校	伊興 4-16-1	675	学校
東伊興小学校	東伊興 1-4-15	676	学校
第一中学校	千住河原町 4-7	801	学校
千寿桜堤中学校	柳原 2-49-1	802	学校
第四中学校	梅島 1-2-33	803	学校
第五中学校	西新井本町 2-3-1	804	学校
第六中学校	本木西町 16-1	805	学校
第七中学校	関原 3-32-14	806	学校
第九中学校	梅田 6-32-1	808	学校
第十中学校	梅島 3-23-3	809	学校
第十一中学校	弘道 1-38-15	810	学校
第十二中学校	大谷田 1-37-1	811	学校
第十三中学校	神明南 1-16-1	812	学校
第十四中学校	西竹の塚 1-8-1	813	学校
千寿青葉中学校	千住宮元町 27-6	814	学校
江南中学校	宮城 1-8-4	815	学校
新田中学校	新田 3-34-2	816	学校
鹿浜菜の花中学校	鹿浜 7-17-11	818	学校
東島根中学校	平野 1-27-2	819	学校
瀨江中学校	保木間 3-6-6	820	学校
竹の塚中学校	西保木間 4-12-13	821	学校
東綾瀬中学校	綾瀬 3-23-14	822	学校
青井中学校	青井 4-19-1	823	学校
花畑中学校	花畑 1-31-1	824	学校
蒲原中学校	東和 3-17-15	825	学校
西新井中学校	西新井 7-22-1	826	学校
入谷中学校	入谷 3-6-1	827	学校
江北桜中学校	江北 1-17-1	828	学校
伊興中学校	伊興 5-17-1	829	学校

施設名	所在地	無線局呼出番号	種別
花畑北中学校	花畑 6-12-35	830	学校
花保中学校	南花畑 2-41-1	831	学校
谷中中学校	谷中 3-14-1	832	学校
栗島中学校	中央本町 5-23-1	833	学校
扇中学校	扇 3-18-14	834	学校
加賀中学校	加賀 2-25-22	835	学校
入谷南中学校	入谷 1-24-1	836	学校
六月中学校	六月 1-30-1	837	学校
東京千住アネックス (電大)	千住旭町 38-1	838	防災関係機関
江北高等学校	西綾瀬 4-14-30	901	防災関係機関
東京みらい中学校・飛鳥未来高等学校	足立 1-13-26	395	防災関係機関
東京未来大学	千住曙町 34-12	902	防災関係機関
帝京科学大学	千住桜木 2-2-1	903	防災関係機関
東京電機大学	千住旭町 5	904	防災関係機関
東京芸術大学	千住 1-25-1	905	防災関係機関
総合スポーツセンター	東保木間 2-27-1	906	防災関係機関
帝京科学大学 2号館	千住元町 34-1	907	防災関係機関
東京朝鮮第四初中級学校	興野 1-18-12	908	防災関係機関
北千住駅前西口交番 (携帯型)	千住 2-86	151	防災関係機関
千住旭町商店街振興組合 (携帯型)	千住旭町 40-21	756	防災関係機関
北千住駅西口美観商店街振興組合事務所 (携帯型)	千住 2-22	757	防災関係機関

※半固定型無線機が配備されている箇所の携帯型、車載型、遠隔制御機は記載しない。  
(一部を除く)

(2) MCA無線システム (800MHz 帯)

災害時において、緊急災害対策本部、区民事務所内、防災関係機関内等での情報連絡手段として活用する。使用はトランシーバータイプによる意思伝達であるが、防災センターに配備された1台のみ一斉放送が可能。

局名	住所	MCA		備考
		台数	番号	
都市建設部都市建設課	中央本町 1-17-1	1	6	
教育指導部教育政策課	中央本町 1-17-1	4	31~34	
災害対策課	中央本町 1-17-1	8	18、72 118~122、140	
駅前滞留者対策現地本部	中央本町 1-17-1	1	151	
地域のちから推進部	中央本町 1-17-1	1	1	
建築室 建築審査課	中央本町 1-17-1	8	23~30	
千住区民事務所	千住 3-92 (ミルディス 1番街 10階)	4	48~51	
江北区民事務所	江北 3-39-4	4	52~55	
江南区民事務所	小台 2-4-18	4	56~59	
新田区民事務所	新田 2-2-2	4	60~63	
興本区民事務所	本木東町 17-10	4	64~67	
梅田区民事務所	梅田 7-33-1	4	68~71	
東綾瀬区民事務所	東綾瀬 2-3-21	4	76~79	
中川区民事務所	中川 4-43-4	4	80~83	
佐野区民事務所	佐野 2-43-5	4	84~87	
保塚区民事務所	保塚町 7-16	4	88~91	
花畑区民事務所	花畑 4-16-8	4	92~95	
竹の塚区民事務所	竹の塚 2-25-17	4	96~99	
西新井区民事務所	西新井 1-4-17	4	100~103	
伊興区民事務所	伊興 1-24-12	4	104~107	
鹿浜区民事務所	鹿浜 6-8-1	4	108~111	
舎人区民事務所	舎人 1-3-26	4	112~115	
千住庁舎	千住仲町 19-3	4	7、9、116、117	
神明障害福祉施設	神明南 2-6-18	1	2	
谷在家障害福祉施設	谷在家 3-13-1	1	3	
足立高等学校	中央本町 1-3-9	1	36	
江北高等学校	西綾瀬 4-14-30	1	37	
淵江高等学校	東保木間 2-10-1	1	38	
足立西高等学校	江北 5-7-1	1	39	
足立東高等学校	大谷田 2-3-5	1	40	
青井高等学校	青井 1-7-35	1	41	
足立新田高等学校	新田 2-10-16	1	42	
都立小台橋高等学校	小台 2-1-31	1	43	
足立工科高等学校	西新井 4-80-1	1	44	
足立学園高等学校	千住旭町 40-24	1	45	
潤徳女子高等学校	千住 2-11	1	46	
花畑学園	南花畑 5-24-49	1	4	
都市農業公園	鹿浜 2-44-1	1	10	
郷土博物館	大谷田 5-20-1	1	35	
東京朝鮮第四初中級学校	興野 1-18-12	1	47	
道路維持課	中央本町 2-9-1 (あだち道路公園管理事務所 2階)	6	12~17	





様式 3

区、防災行政無線用

発信用紙

係長	課長	室長	部長	副本部長	本部長	放送の種類			
						一 括	・ 群 ・	個 別	地 域
発信機関名		発信担当者名			受信担当者名		本部長室	庁内放送	
							審議		
							要否	要否	
	件名								
	年 月 日 時 分 足立区災害対策本部発第 号								
	本文								
	取扱い上の注意								

## 第 35 震災時広報文例

(政策経営部)

(本編 震災編 P. 406)

広報時期	発 災 時	広報対象	区 民	広報手段	同 報 無 線
題 名		地震情報の伝達			
<p>○ 足立区から地震情報をお知らせします。 <b><u>足立区から地震についてお伝えします</u></b></p> <p>○ 先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは約〇〇kmと推定されます。 <b><u>先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは約〇〇kmです</u></b></p> <p>○ 足立区の震度は〇〇で、地震の規模は、マグニチュード〇〇でした。 <b><u>足立区の震度は〇〇で、地震の強さを示すマグニチュードは〇〇でした</u></b></p> <p>○ 今後も、テレビ・ラジオや区役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。 <b><u>これからも、区役所から 地震について新しいお知らせがあるとき、すぐにお伝えします。ラジオやテレビはいつも付けておいてください。消さないでください。落ち着いてください</u></b></p> <p style="text-align: center;">( 繰返し放送 )</p>					

広報時期	発 災 時	広報対象	区 民	広報手段	同報無線・広報車
題 名		地震時の一般的注意			
<p>[ 同報無線 ]</p> <p>○ こちらは、足立区の災害対策本部です。 <b><u>こちらは、足立区の災害対策本部です</u></b></p> <p>○ 区民のみなさん、もう一度火の元を確認してください。 <b><u>みなさん、もう一度 ガスの元栓を確認してください</u></b></p> <p>○ ガスの元栓は締めましたか。もし、火が出たら、隣近所に声をかけあい、小さいうちに消し止めてください。 <b><u>ガスの元栓は締めましたか。火が出たら、隣近所の方に声をかけ、すぐ火を消してください</u></b></p> <p>○ まわりにケガをした人がいたら、皆さんで協力して応急手当をしてください。 <b><u>まわりにケガをした人がいたら、みんなで助け合って簡単な手当をしてください</u></b></p> <p>○ 看板やガラスの破片が落ちたり、ブロック塀などがたおれることがありますので、注意しましょう。 <b><u>看板や割れたガラスが落ちたり、ブロック塀などがたおれるかもしれません。近く</u></b></p>					

に行かないでください。外は危ないかもしれません。外をよく見てから逃げてください。

- 引き続き、テレビ・ラジオや区役所からの情報に注意し、落ち着いて行動して下さい。

区役所は、地震について新しいおしらせがあるとき、すぐにお伝えします。テレビやラジオはつけておいてください。消さないでください。

( 繰返し放送 )

[ 広報車 ]

- こちらは、足立区の広報車です。

こちらは、足立区のお知らせの車です

( 本文、同報無線と同じ )

広報時期	発 災 時	広報対象	区 民	広報手段	同報無線・広報車
題 名	防災区民組織への活動要請				
[ 同報無線 ]					
○ こちらは、足立区の災害対策本部です。 <u>こちらは、足立区の災害対策部です</u>					
○ ただいまの地震により、足立区内の各地で被害が発生している模様です。 <u>いまの地震で、足立区内で被害が起こっています</u>					
○ 防災区民組織（や町会）の役員、リーダー、民生委員の皆さんは、それぞれの役割に従って直に活動を開始してください。 <u>防災区民組織(や町会)の役員、リーダー、民生委員の皆さんは、一人ひとり役割の行動を始めてください</u>					
○ また、区民の皆さんも、自分達のまちを守るため、役員やリーダー、民生委員の方々に協力してください。 <u>みんなで、自分達のまちを守り、役員やリーダー、民生委員の方々と一緒に助け合ってください。みんなで声を掛け合ってください。大丈夫か聞いてください</u>					
( 繰返し放送 )					
[ 広報車 ]					
○ こちらは、足立区の広報車です。 <u>こちらは、足立区のお知らせの車です</u>					
( 本文、同報無線と同じ )					

広報時期	発 災 時	広報対象	区 民	広報手段	同報無線・広報車
題 名		火災地区住民への避難の呼びかけ			
<p>○ 足立区災害対策本部から〇〇地域の避難指示についてお知らせします。 <b><u>足立区災害対策本部です。〇〇(地域名)の避難指示についてお知らせします</u></b></p> <p>○ 現在、千住地域は、火災が発生し(千住方向へ)延焼中です。 <b><u>今、千住のまわりは、火事が起こっています</u></b></p> <p>○ この地域は、避難指示が出されていますので、現場の警察官や消防職員の指示に従って (〇〇へ)避難してください。 <b><u>〇〇(地域名)に避難指示が出ました。〇〇(地域名)にいる人は、現場の警察官や消防職員の指示を聞いて、(〇〇に)避難してください</u></b></p> <p>○ 避難には絶対に車を使わないようにして下さい。持ち物も非常持出品など最小限にしましょう。 <b><u>避難は絶対に車を使わないでください。持ち物も非常持出品など少なくしましょう</u></b> ( 繰返し放送 )</p> <p>○ 以上、足立区災害対策本部からお知らせしました。 <b><u>足立区災害対策本部からお知らせしました</u></b></p>					

広報時期	発 災 時	広報対象	区 民	広報手段	同報無線・広報車
題 名		避難時の注意事項			
<p>[ 同報無線 ]</p> <p>○ こちらは、足立区の災害対策本部です。 <b><u>こちらは、足立区の災害対策本部です</u></b></p> <p>○ 現在、〇〇地域に、避難指示が出ています。 <b><u>今、〇〇(地域名)に、避難指示が出ています</u></b></p> <p>○ 住民の皆さん！ 車や自転車は使わずに必ず歩いて避難しましょう。 <b><u>車や自転車は使わずに絶対に歩いて避難しましょう</u></b></p> <p>○ 避難の際は、ヘルメットなどで頭を保護し、持物は非常持出し品など最少にとどめましょう。 <b><u>避難のときは、ヘルメットなどで頭を守りましょう。持ち物は非常持出しなど少なくしましょう</u></b></p> <p>○ お年寄りや病人などがいたら、みんなで助け合いましょう。 <b><u>お年寄りや病気の人や怪我をしている人などがいたら、みんなで助け合いましょ う</u></b></p> <p>○ 現場の警察官や消防職員などの指示に従って落ち着いて避難してください。</p>					

**現場の警察官や消防職員とかの指示を聞いて、落ち着いて避難してください**

( 繰返し放送 )

[ 広報車 ]

○ こちらは、足立区の広報車です。

**こちらは、足立区のお知らせの車です**

( 本文、同報無線と同じ )

広報時期	発 災 時	広報対象	区 民	広報手段	同報無線・広報車
題 名	避難所等の開設状況				
[ 同報無線 ]					
○ 足立区災害対策本部から避難所等の開設状況についてお知らせします。					
<b><u>足立区災害対策本部から避難所についてお知らせします</u></b>					
○ 足立区では、被災された方々のために、○○小学校、○○小学校、○○中学校・・・ (近くの小学校や中学校など)に避難所を開設しましたのでご利用ください。なお、ケガをされた方々のために避難所などには(○○、○○に)医療救護所を開設しています。					
<b><u>足立区では、被災した方々のために、○○小学校、○○小学校、○○中学校・・・</u></b>					
<b><u>(近くの小学校や中学校など)に避難所を開きました</u></b>					
<b><u>ケガをした人のために避難所などに(○○、○○に)手当をする場所を開いています</u></b>					
( 繰返し放送 )					
[ 広報車 ]					
○ こちらは、足立区の広報車です。					
<b><u>こちらは、足立区のお知らせの車です</u></b>					
( 本文、同報無線と同じ )					

広報時期	発 災 時	広報対象	区 民	広報手段	同報無線・広報車
題 名	飲料水・食料等の供給状況				
[ 同報無線 ]					
○ こちらは、足立区の災害対策本部です。					
<b><u>こちらは、足立区の災害対策本部です</u></b>					
○ 断水している地域の方々のために、現在、○○公園、○○において飲み水をくばっていますので、ご利用ください。					

断水している〇〇(地域名)の人たちのために今、〇〇公園、〇〇で飲み水をくばっています。

- また、〇〇小学校、〇〇中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食料・毛布などをおくばりしています。

〇〇小学校、〇〇中学校に避難所を開いています。被害にあわれた人たちのために食料・毛布などを配っています

- [また、被害にあわれた方々には、防災区民組織や町会を通じ食料・毛布などをお渡ししています。]

[被害にあわれた人たちは、防災区民組織や町会を通じ食料・毛布などをお渡ししています]

( 繰返し放送 )

- 以上、足立区からお知らせしました。

足立区からお知らせしました

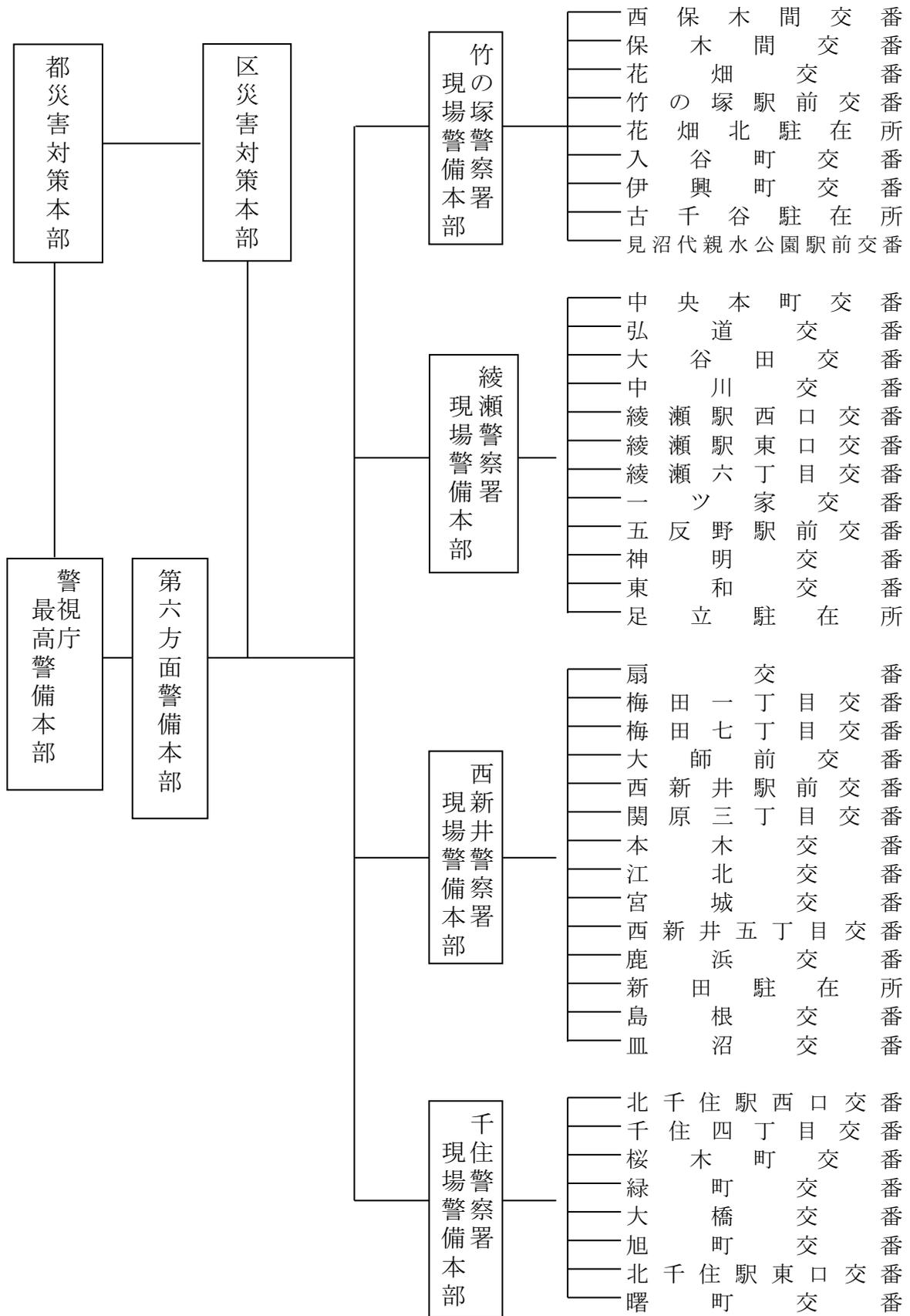
[ 広報車 ]

- こちらは、足立区の広報車です。

こちらは、足立区のお知らせの車です

( 本文、同報無線と同じ )

# 第36 警察署通信連絡系統図



## 第37 NTT東日本エリアにおける特設公衆電話（事前配備）一覧

（各部）

※施設管理者から承諾を得られたものを記載しております。

令和7年10月現在

### 1 区立小学校

番号	施設名	利用場所	設置台数
1	千寿小学校	1F昇降口壁面	5
2	千寿本町小学校	1F	3
3	千寿双葉小学校	1F体育館前廊下	5
4	千寿常東小学校	1F体育館外壁	5
5	足立小学校	1F体育館入口	3
6	千寿桜小学校	1F図書室	3
7	千寿第八小学校	1F正面玄関右上	3
8	西新井小学校	1F玄関上	4
9	西新井第一小学校	体育館外側	4
10	西新井第二小学校	1F正面玄関左主事室前	5
11	西伊興小学校	1F体育館、校庭側外	5
12	興本小学校	南側青門体育館外側	5
13	本木小学校	1F昇降口壁面	5
14	寺地小学校	1F東口玄関上	3
15	関原小学校	1F入口壁面	5
16	江北小学校	2F体育館脇	5
17	扇小学校	1F廊下主事室前	4
18	鹿浜第一小学校	1F事務倉庫前	5
19	鹿浜未来小学校	2F体育館前	5
20	鹿浜五色桜小学校	1F玄関壁面	5
21	皿沼小学校	1F玄関外校庭側	4
22	新田学園（第一校舎）	体育館EPS内	5
23	宮城小学校	玄関内側左壁	4
24	舎人小学校	1F更衣室	4
25	舎人第一小学校	教員下駄箱上	4
26	足立入谷小学校	事務室前、AED隣	3
27	古千谷小学校	1F北側昇降口	3
28	梅島小学校	1F廊下管理室前	4
29	梅島第一小学校	1F校庭出入口上外壁	5
30	梅島第二小学校	体育館内壁	5
31	島根小学校	1F玄関	5
32	中島根小学校	正面玄関外	4
33	亀田小学校	1F玄関上	3
34	栗原小学校	1F内壁	3
35	栗原北小学校	1F手洗い左上	4
36	栗島小学校	1F玄関主事室前上部	4
37	加平小学校	体育館室	5
38	東栗原小学校	体育館入口	5
39	平野小学校	1F玄関	4
40	弥生小学校	1F体育館入口上外壁	5
41	弘道小学校	1F体育館器具庫脇	5
42	弘道第一小学校	1F階段付近廊下上部	5
43	青井小学校	正門玄関入口右側	2
44	綾瀬小学校	2F体育館向かい壁面	5
45	東綾瀬小学校	1F西側玄関裏壁面	5
46	東加平小学校	正面玄関付近	4
47	中川小学校	体育館ミーティングルーム	5

番号	施設名	利用場所	設置台数
48	中川北小学校	1F玄関	4
49	辰沼小学校	正門入口付近	4
50	中川東小学校	正面玄関付近	5
51	北三谷小学校	体育館入口付近	5
52	大谷田小学校	給食室前付近	4
53	長門小学校	体育館	2
54	花畑小学校	体育館脇	5
55	花畑第一小学校	1F	5
56	花畑西小学校	体育館入口	5
57	桜花小学校	1FPTA会議室付近	4
58	花保小学校	1F玄関	3
59	六木小学校	1F玄関裏	2
60	淵江小学校	体育館壁面	3
61	淵江第一小学校	体育館壁	6
62	西保木間小学校	1F玄関	5
63	保木間小学校	1F東側玄関	2
64	竹の塚小学校	体育館入口	5
65	伊興小学校	西昇降口壁	5
66	東伊興小学校	体育館外側	4

## 2 区立中学校

番号	施設名	利用場所	設置台数
67	第一中学校	1F主事室内	4
68	千寿桜堤中学校	1Fトイレ入口	3
69	千寿青葉中学校	1F職員室前	5
70	第四中学校	体育館内2F階段付近	5
71	第五中学校	1Fランチルーム階段下	3
72	第六中学校	1F体育館外	2
73	第七中学校	校庭面外壁	5
74	第九中学校	1F新校舎外壁	5
75	第十中学校	1Fプレハブ校舎内玄関	4
76	第十一中学校	1F体育館外壁	3
77	第十二中学校	体育館入口	4
78	第十三中学校	体育館室入口	2
79	第十四中学校	1F階段下	3
80	江南中学校	玄関内側左壁	4
81	鹿浜菜の花中学校	1F体育館入口	5
82	東島根中学校	プレハブ校舎下駄箱	5
83	淵江中学校	正面入口外	4
84	竹の塚中学校	体育館入口	4
85	東綾瀬中学校	体育館入口	4
86	青井中学校	1F体育館入口外壁	2
87	花畑中学校	1F玄関	4
88	蒲原中学校	1F給食室脇	4
89	西新井中学校	体育館外側	3
90	入谷中学校	主事室前	4
91	江北桜中学校	1F体育館前広場	5
92	伊興中学校	1F正面玄関外	4
93	花畑北中学校	1F卓球室付近	5
94	谷中中学校	正門入口外壁	3
95	花保中学校	1F玄関	3
96	栗島中学校	1F正面玄関外壁	4
97	扇中学校	東側通路下駄箱	4
98	加賀中学校	1F下駄箱上	4
99	入谷南中学校	正面入口	3
100	六月中学校	正門下駄箱付近	4

### 3 都立高等学校

番号	施設名	利用場所	設置台数
101	小台橋高等学校	昇降口	5
102	淵江高等学校	昇降口	5
103	足立西高等学校	昇降口	5
104	足立東高等学校	昇降口	5
105	足立新田高等学校	昇降口	5
106	足立工科高等学校	昇降口	5

### 4 その他

番号	施設名	利用場所	設置台数
107	東京未来大学	体育館外壁	4
108	東京電機大学アネックス	1F守衛室前廊下上部	4
109	北足立市場	5F会議室	5
110	東京武道館	出入口	10
111	足立市場	3F会議室内	3
112	足立都税事務所	エントランスホール横	5
113	城東職業能力開発センター	2階IDF直下	5

## 第38 緊急医療救護所

(本編 震災編P. 47、 226)

No.	施設名	所在地	電話
1	下井病院	綾瀬3-28-8	3620-8811
2	福寿会足立東部病院	梅島2-35-16	3880-1221
3	苑田第一病院	竹の塚4-1-12	3850-5721
4	東和病院	東和4-7-10	3629-8111
5	等潤病院	一ツ家4-3-4	3850-8711
6	綾瀬循環器病院	谷中2-16-7	3605-2811
7	苑田第三病院	伊興本町2-5-10	5837-5111
8	博慈会記念総合病院	鹿浜5-11-1	3899-1311
9	水野記念病院	西新井6-32-10	3898-8080
10	東京洪誠病院	西新井栄町1-17-25	5888-9880
11	西新井病院	西新井本町1-12-12	5647-1700
12	いずみ記念病院	本木1-3-7	5888-2111
13	敬仁病院	新田2-18-6	3913-3106
14	柳原病院	千住曙町35-1	3882-1928
15	愛里病院	千住東1-20-12	3888-7721
16	勝楽堂病院	千住柳町5-1	3881-0137
17	大高病院	島根3-17-8	5856-7319
18	東京北部病院	江北6-24-6	3854-3181
19	東京女子医科大学附属足立医療センター	江北4-33-1	3857-0111

# 第39 救急告示医療機関

(本編 震災編P.47)

No.	施設名	所在地	電話	指定	診療科目	小児	精神	産科	一般床数	療養床数	無線	消防	保健センター
1	下井病院	綾瀬3-28-8	3620-8811	二次救急	内、整、リハ、循内、消				95	-	339	足立	東部
2	福寿会足立東部病院	梅島2-35-16	3880-1221	二次救急	内、消内、循内、外、整、脳、こ外、 皮、放、救、麻				128	55	337	足立	中央
3	梅田病院	梅田7-1-2	3840-4511		内、呼内、消内、循内、糖内、神内、 心内、外、整、消外、皮、腎内				60	60	335	足立	中央
4	苑田第一病院	竹の塚4-1-12	3850-5721	災害拠点 二次救急	内、呼内、循内、皮、外、心、脳、 整、眼、耳、婦、神内、救、リハ、乳 外、麻、泌				221	-	344	足立	竹の塚
5	東和病院	東和4-7-10	3629-8111	災害連携	内、呼内、腎外、小、外、整、脳、 形、婦、皮、泌、こ外、リハ、放、 麻、循、消内、消外、腎内、他	○			192	107	341	足立	東部
6	等潤病院	一ツ家4-3-4	3850-8711	災害連携 二次救急	内、神内、外、整、脳、皮、泌、リ ハ、放、麻、消内、消外、循内、リ ウ、こ、呼内、救、腎内、糖内、他				108	42	343	足立	中央
7	あさひ病院	平野1-2-3	5242-5800	二次救急	内、循内、外、消内、消外、脳、リハ				120	-	-	足立	中央
8	綾瀬循環器病院	谷中2-16-7	3605-2811	災害連携 二次救急	循内、心、麻				76	-	340	足立	東部
9	苑田第三病院	伊興本町2-5-10	5837-5111	災害連携	内、呼内、消内、循内、小、外、整、 脳、心、泌、麻、リハ、放	○			117	-	513	西新井	竹の塚
10	東京北部病院	江北6-24-6	3854-3181	二次救急	内、消内、循内、呼内、外、乳外、 形、整、脳、心、眼、皮、泌、リハ、 放、麻、救、消外、他				138	-	349	西新井	江北
11	博慈会記念総合病院	鹿浜5-11-1	3899-1311	災害拠点 二次救急	内、呼内、消、循、小、精、神内、 外、整、形、産婦、脳、眼、耳、皮、 泌、リハ、放、麻、菌、菌外、糖内、 腎内、他	○	○	○	306	-	348	西新井	江北
12	水野記念病院	西新井6-32-10	3898-8080	二次救急	内、呼内、循内、神内、皮、リウ、 小、外、消外、泌、整、脳、形、リ ハ、放、麻、	○			170	20	346	西新井	江北
13	東京洪誠病院	西新井栄町1-17-25	5888-9880	二次救急	内、呼内、循内、消内、人、外、消 外、泌、脳、整、眼、リハ、放、麻、 菌、小菌、菌外、リウ、他	○			156	-	521	西新井	中央
14	西新井病院	西新井本町1-12-12	5647-1700	災害拠点 二次救急	内、小、外、整、形、脳、心、眼、 耳、皮、泌、リハ、麻、放、菌外、循 内、人	○	○		150	46	334	西新井	江北
15	いずみ記念病院	本木1-3-7	5888-2111	災害連携 二次救急	内、呼内、消内、循内、外、整、脳、 消外、呼外、乳外、眼、皮、泌、リ ハ、放、リウ、麻、救				54	90	350	西新井	江北
16	寺田病院	扇1-20-12	3898-5231		内、外、胃内、大こ外、整、消鏡内、 泌、婦				50	-	-	西新井	江北
17	敬仁病院	新田2-18-6	3913-3106		内、胃内、循内、呼内、糖内、腎内、 人、外、整、こ外、眼、耳、皮、リ ハ、泌、麻、消外、他				28	40	333	千住	江北
18	柳原病院	千住曙町35-1	3882-1928	災害連携	内、外、整、脳、婦、泌、リハ、麻、 胃、大こ外				90	-	606	千住	千住
19	愛里病院	千住東1-20-12	3888-7721	災害連携 二次救急	内、呼内、循内、神内、外、整、脳、 こ外、消外、リハ、放、皮、泌				117	-	330	千住	千住
20	勝楽堂病院	千住柳町5-1	3881-0137		内、呼内、小、外、整、産婦、皮、 泌、乳外、リハ	○	○		52	53	512	千住	千住
21	足立共済病院	柳原1-36-8	3881-6116		内、外、整、形、脳、こ外、小、皮、 リハ	○			52	-	332	千住	千住
22	大高病院	島根3-17-8	5856-7319	二次救急	内、小、精、救、皮、形、リハ、美容 皮膚科	○	○		82		511	足立	足立
23	あやせ循環器リハビリ病院	谷中3-12-10	3605-2831		心臓リハビリテーション科、循内				76	-	342	足立	東部
24	慶友整形外科脊椎関節病院	足立1-12-12	5845-9700		整、リハ、麻、婦				55	-	-	足立	中央
25	福寿会病院	梅田7-18-12	5681-9055		整、神内、内、耳、小、麻、外、リ ウ、循内、呼、脳、ペインクリニック 外科、乳外、リハ、皮、形、泌、放	○			176	-	-	足立	中央
26	東京女子医科大学附属足立医療センター	江北4-33-1	3857-0111	災害拠点 三次救急	内、心内、脳内、鏡内、呼内、消内、 循内、リウ、小、外、整、形、美容外 科、脳、呼外、心、消外、乳外、皮、 泌、産婦、眼、耳、放、麻、菌、菌 外、リハ、他	○	○	○	450	0	-	西新井	江北

ア：アレルギー科 胃：胃腸科 眼：眼科 救：救急科 形：形成外科 外：外科 こ：こう門科 こ外：こう門外科 呼：呼吸器科  
 呼内：呼吸器内科 産婦：産婦人科 菌：菌科 菌外：菌科口腔外科 耳：耳鼻いんこう科 循：循環器科 循内：循環器内科 消：消化器科  
 消外：消化器外科 消内：消化器内科 消鏡内：消化器内視鏡内科 消鏡外：消化器内視鏡外科 小：小児科 小菌：小児菌科 神：神経科  
 神内：神経内科 人：人工透析内科 脳：脳神経外科 心：心臓血管外科 腎内：腎臓内科 心内：心療内科 整：整形外科 精：精神科  
 大こ外：大腸こう門外科 糖内：糖尿病内科 内：内科 乳外：乳腺外科 泌：泌尿器科 皮：皮膚科 婦：婦人科 放：放射線科 麻：麻酔科  
 リウ：リウマチ科 リハ：リハビリテーション科 内泌：内分泌外科 血内：血液内科 脳内：脳神経内科 鏡内：内視鏡内科 呼外：呼吸器外科

第40 その他の一般病院

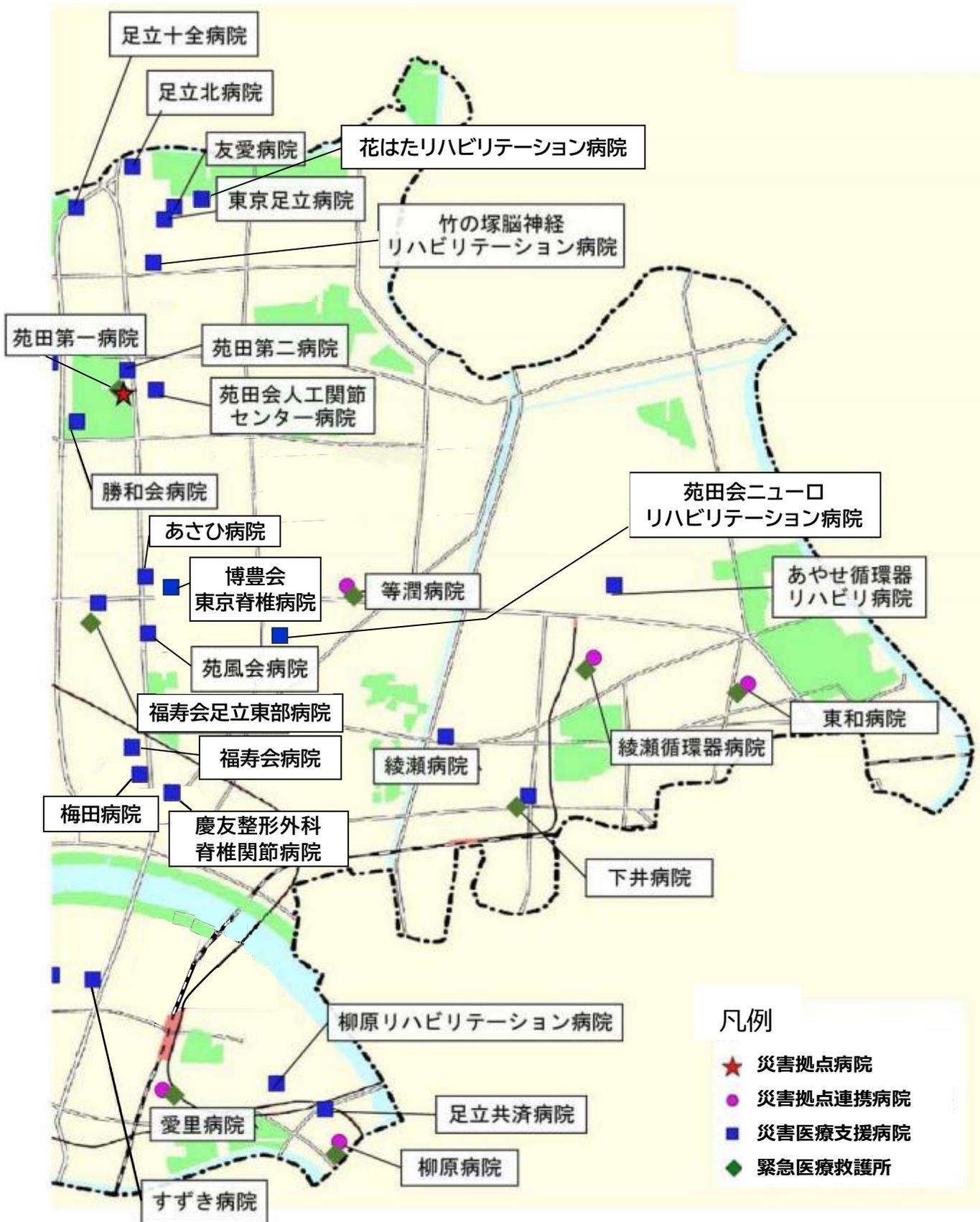
(本編 震災編P. 47)

No.	施設名	所在地	電話	診療科目	小児	精神	産科	一般床数	療養床数	消防	保健センター	備考
1	綾瀬病院	綾瀬6-3-1	3605-3319	内、精、心内、外		○		97		足立	東部	
2	成仁病院	島根3-2-1	050-3734-5401	精、麻		○		114		足立	竹の塚	
3	勝和会病院	竹の塚3-12-11	3883-3377	内、循内、腎内、人、整、泌				21		足立	竹の塚	
4	井上病院	竹の塚5-12-11	3884-5221	内、呼内、胃、消内、循内、小、神内、リウ、外、乳外、整、血管外科、皮、泌、リハ、放、緩和ケア内科	○			36	30	足立	竹の塚	
5	足立十全病院	西保木間3-20-2	3883-4857	内、呼内、消内、循内、リハ				110		足立	竹の塚	
6	友愛病院	花畑4-33-8	3884-1235	内、消内、呼内、緩和ケア内科、糖尿				60		足立	竹の塚	
7	苑田会人工関節センター病院	保木間1-21-10	5831-1811	内、整、リハ、麻				54		足立	竹の塚	
8	苑田第二病院	竹の塚4-2-17	3850-5723	内、循内、消内、神内、リハ、人、心臓血管内科				60		足立	竹の塚	
9	竹の塚脳神経リハビリテーション病院	保木間5-2-3	5851-1108	内、リハ				180		足立	竹の塚	
10	東京足立病院	保木間5-23-20	3883-6331	内、精、神、皮、リハ、歯		○		315	60	足立	竹の塚	
11	足立北病院	保木間5-38-15	5851-1601	内、リハ					112	足立	竹の塚	
12	苑田会ニューロリハビリテーション病院	青井1-10-10	5845-1120	内、リハ、神経リハビリテーション科				180		足立	中央	
13	扇大橋病院	扇1-55-28	3890-1171	内、歯、リウ、ア					96	西新井	江北	
14	米倉脊椎・関節病院	扇3-13-14	3855-4154	内、整、リハ、麻				22	40	西新井	江北	
15	平成扇病院	扇3-26-5	3855-5500	内、リハ、精		○			120	西新井	江北	
16	第二洪誠病院	栗原4-11-1	3897-0269	内、外、整、リハ、放、泌				85		西新井	竹の塚	
17	長寿リハビリセンター病院	鹿浜5-13-7	3899-7011	内、泌、リハ、歯、矯正歯科、歯外、神経精神科					182	西新井	江北	
18	大内病院	西新井5-41-1	3890-1306	内、精		○			228	西新井	竹の塚	
19	水野記念リハビリテーション病院	西新井5-5-5	3898-8100	リハ、神内					90	西新井	江北	
20	慈英会病院	西新井栄町2-8-6	3889-1111	内、消、循、外、整、脳、美容皮膚科				48		西新井	中央	
21	大石記念病院	西新井本町2-23-1	3898-7471	内、精、神内、歯		○		215		西新井	江北	
22	あだち共生病院	本木南町27-6	3880-2777	内、消内、人、腎内				60		西新井	江北	
23	すずき病院	千住寿町8-2	3881-7711	内、呼内、精、神、リハ、皮、整、リウ、血液内科		○		110		千住	千住	
24	柳原リハビリテーション病院	柳原1-27-5	5813-2121	内、リハ、整、リウ				100		千住	千住	
25	苑風会病院	中央本町1-19-5	3848-7800	内、人、腎内、消内、循内、神内、整				56		足立	中央	
26	桜会病院	千住桜木2-13-1	3881-9211	内、整、精、リハ、歯、麻		○		113	238	千住	千住	
27	花はたりリハビリテーション病院	花畑5-12-29	5242-1108	内、リハ				180		足立	竹の塚	
28	博豊会 東京脊椎病院	一ツ家1-1-1	5856-7536	脳、整、リハ、放、麻				78		足立	中央	
29	聖英病院	本木西町18-16	5809-4556	内、循内				57		西新井	江北	
30	等潤メディカルプラザ病院	一ツ家4-2-11	5851-0310	内、女性内科、腎内、人、疼痛緩和内科、乳外				20		足立	中央	

胃：胃腸科 外：外科 呼内：呼吸器内科 産婦：産婦人科 歯：歯科 歯外：歯科口腔外科 循内：循環器内科 消内：消化器内科  
 小：小児科 神：神経科 神内：神経内科 人：人工透析内科 腎内：腎臓内科 心内：心療内科 整：整形外科 精：精神科 糖尿：糖尿病内科  
 内：内科 乳外：乳腺外科 泌：泌尿器科 皮：皮膚科 放：放射線科 麻：麻酔科 リウ：リウマチ科 リハ：リハビリテーション科  
 こ：肛門科 ア：アレルギー科 脳：脳神経外科

災害拠点病院・災害拠点連携病院・災害医療支援病院・緊急医療救護所





# 第41 遺体処理関係様式

(地域のちから推進部)  
(本編 震災編 P. 436、562、風水害編 P. 175)

様式 遺体処理票

災害遺体番号	第	号
氏名(年齢)	(	歳)
場所		
死亡年月日	年	月 日
死亡原因		
遺体発見の日時・場所		
氏名		
住所		
死亡者との関係		
引取年月日	年	月 日
処理番号		
保管所		
備考		

※身元不明遺体の場合は、備考欄にその旨記入し、遺体の特徴  
その他参考となる事項を詳しく記入すること。

様式 遺留品処理票

遺留品処理番号	
遺留品	
引取氏名	
住所	
死亡者との関係	
引取年月日	
遺体番号	
氏名	
住所	
備考	
遺留品保管場所	

火葬場所一覧

名称	場所	所在地	電話番号	1日処理能力(美働8時間)
町屋斎場	荒川区町屋1-23-4		(3892)0311	84体
四ツ木斎場	葛飾区白鳥2-9-1		(3601)0424	40体
谷塚斎場	埼玉県草加市瀬崎4-6-36		(048)922-2342	56体

# 第 42 東京都帰宅困難者対策条例

(各部)

(本編 震災編P. 48)

平成 24 年 3 月 30 日

都 条 例 第 17 号

## 目次

- 第一章 総則 (第一条—第六条)
- 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進 (第七条—第九条)
- 第三章 安否確認及び情報提供 (第十条・第十一条)
- 第四章 一時滞在施設の確保 (第十二条)
- 第五章 帰宅支援 (第十三条)
- 第六章 雑則 (第十四条)
- 附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

### (知事の責務)

第二条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができることを認める場合は、区市町村、事業者その他関係

機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

- 3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は退避する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

- 2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、事業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを授業者へ周知するよう努めなければならない。
- 3 授業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業員へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

(帰宅困難者対策実施状況の報告)

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下に同じ。）に報告を求めることができる。

(事業者等に対する支援)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

## 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

(従業者の一斉帰宅抑制)

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する従業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(公共交通事業者等による利用者の保護)

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止によりkなりする施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合に、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じよう努めなければならない。

- 2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設無いで多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じよう努めなければならない。
- 3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じよう努めなければならない。

(学校等における生徒等の安全確保)

第九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第一百三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じよう努めなければならない。

## 第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業

者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

#### 第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

#### 第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

#### 第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

#### 付 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 第 43 一時滞在施設一覧

(各部)  
(本編 震災編 P. 241)

### 1 東京都指定一時滞在施設

(令和 7 年 1 月現在)

番号	地域	施設名称	所在地	所管局
①	千住	足立市場	足立区千住橋戸町 50	都中央卸売市場
②	綾瀬	城東職業能力開発センター	足立区綾瀬 5-6-1	産業労働局
③		東京武道館	足立区綾瀬 3-20-1	都生活文化スポーツ
④	他	足立工科高等学校	足立区西新井 4-30-1	都教育庁
⑤		足立新田高等学校	足立区新田 2-10-16	都教育庁
⑥		足立都税事務所	足立区西新井 2-8-15	都主税局
⑦		足立西高等学校	足立区江北 5-7-1	都教育庁
⑧		足立東高等学校	足立区大谷田 2-3-5	都教育庁
⑨		北足立市場	足立区入谷 6-3-1	都中央卸売市場
⑩		淵江高等学校	足立区東保木間 2-10-1	都教育庁

## 2 足立区指定民間一時滞在施設

(令和7年1月現在)

番号	地域	施設名称	所在地
1	千住	足立成和信用金庫	足立区千住 1-4-16
2		一般財団法人海外産業人材育成協会	足立区千住東 1-30-1
3		カノン北千住管理組合 多目的室	足立区千住 1-30-3
4		東京電機大学 東京千住キャンパス	足立区千住旭町 5-1
5	綾瀬	医療法人社団徳耀会	足立区東綾瀬 3-13-11
6		東京東信用金庫 綾瀬支店	足立区綾瀬 4-7-12
7		株式会社スエヒロ	足立区綾瀬 5-24-5
8		東京東信用金庫 綾瀬支店東和出張所	足立区東和 5-3-22
9	他	ALCC 東京学院	足立区西竹の塚 1-7-5
10		学校法人順天学園 新田キャンパス	足立区新田 2-9-3
11		学校法人文教大学 東京あだちキャンパス	足立区花畑 5-6-1
12		株式会社スギモトホールディングス	足立区島根 1-2-3
13		栗駒電気工事株式会社	足立区梅島 1-25-6
14		宗教法人善立寺	足立区梅田 1-26-10
15		鈴木通信建設株式会社	足立区西加平 2-4-3
16		東京東信用金庫 足立支店	足立区六月 1-22-21
17		東京東信用金庫 花畑支店	足立区花畑 4-2-13
18		トヨタモビリティ東京株式会社 竹の塚店	足立区保木間 2-1-3
19		トヨタモビリティ東京株式会社 U-Car 足立店	足立区島根 2-31-20
20		トヨタモビリティ東京株式会社 綾瀬大谷田店	足立区大谷田 4-1-23
21		トヨタモビリティ東京株式会社 西新井店	足立区西新井 6-4-8
22		パルシステム東京 足立センター	足立区中央本町 4-3-3
23		トーキョージャンボゴルフセンター	足立区入谷 9-26-1

## 第 44 区内各駅における帰宅困難者数

(各部)

(本編 震災編 P. 452)

- ・北千住駅は5路線が乗り入れ、1日の平均乗降客数が130万人を超える首都圏有数のターミナル。このため、乗換利用が多く発災時間によっては駅構内に多くの滞留者が発生する。駅周辺の滞留者は駅屋内、屋外を含め3.5万人程度となる。待機人口等を含めた帰宅困難者は7万人程度となる。
- ・それぞれの駅における駅周辺滞留者は、下表に示す通り。

### 【区内鉄道駅における駅周辺滞留者】

駅名	利用者数	屋内滞留者	屋外滞留者	駅周辺滞留者計
<b>JR 東日本</b>				
北千住 (※)	696,024	32,144	4,392	36,536
<b>つくばエクスプレス (TX)</b>				
青井	13,288	(298)	(41)	(338)
六町	34,213	(747)	(102)	(849)
<b>東武鉄道</b>				
堀切	4,217	(94)	(13)	(107)
牛田	20,820	(475)	(65)	(540)
小菅	6,261	(140)	(19)	(159)
五反野	36,724	(805)	(110)	(914)
梅島	35,416	(794)	(108)	(902)
西新井	62,984	(1,427)	(195)	(1,622)
竹ノ塚	67,699	(1,506)	(206)	(1,711)
大師前	12,621	(291)	(40)	(330)
<b>京成電鉄</b>				
千住大橋	16,762	(369)	(50)	(419)
京成関屋	23,344	(531)	(73)	(603)
<b>東京地下鉄</b>				
綾瀬	79,340	(1,760)	(240)	(2,000)
北綾瀬	43,371	(946)	(129)	(1,075)
<b>日暮里・舎人ライナー</b>				
足立小台	3,685	(83)	(11)	(95)
扇大橋	10,663	(231)	(32)	(262)
高野	6,634	(145)	(20)	(164)
江北	12,957	(293)	(40)	(333)
西新井大師西	12,405	(274)	(38)	(312)
谷在家	11,064	(247)	(34)	(281)
舎人公園	5,729	(112)	(15)	(128)
舎人	9,542	(212)	(29)	(241)
見沼代親水公園	13,889	(309)	(42)	(351)

※北千住駅は乗換利用を含む

※各駅の利用者数は令和6年度の一乗車数の平均値とする。(「令和7年 数字で見る足立より」)

※( )で示した各駅の滞留者数は、北千住駅の数値(「首都直下地震等による東京の被害想定」より)をもとに駅利用者数の比によって算出した参考値。

## 第45 一時集合同所一覧

(各部)  
(本編 震災編P.248)  
令和4年 第9回指定見直しより：(令和7年1月現在)

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
千 住	千住旭町自治会	東京電機大学東京千住アネックス (旧第十六中学校)	千住旭町38番
千 住	千住旭町自治会	千住旭公園	千住旭町30番1号
千 住	千住旭町自治会	千寿常東小学校	千住旭町10番31号
千 住	千住東一丁目自治会	千住東一丁目児童遊園	千住東一丁目1番8号
千 住	千住東町自治会	疎開通り	千住東一丁目2番4号
千 住	千住東二丁目自治会	千住東町公園	千住東二丁目20番17号
千 住	千住曙町自治会	千住曙町公園	千住曙町28番10号
千 住	千住関屋町自治会	関屋公園	千住関屋町17番7号
千 住	柳原東町自治会	駐車場	柳原一丁目14番先
千 住	柳原東町自治会	柳原千草園	柳原一丁目21番
千 住	柳原西町自治会	避難場所 (荒川南岸・河川敷緑地一帯) へ	柳原二丁目32番先
千 住	柳原南町自治会	避難場所 (荒川南岸・河川敷緑地一帯) へ	柳原一丁目14番先
千 住	柳原南町自治会	柳原一丁目児童遊園	柳原一丁目25番1号
千 住	柳原北町自治会	避難場所 (荒川南岸・河川敷緑地一帯) へ	柳原二丁目40番先
千 住	柳原北町自治会	柳原二丁目児童遊園	柳原二丁目42番1号
千 住	日ノ出町自治会	千住旭公園	千住旭町30番1号
千 住	日ノ出町団地自治会	日ノ出町団地中庭	日ノ出町27番
千 住	千住東町住宅自治会	住宅内東側公園	千住東二丁目21番
千 住	関屋ステーションハイム自治会	千住曙児童遊園	千住曙町1番3号
千 住	北千住パークフミアリア自治会	同マンション1Fテラス	千住東二丁目20番12号
千 住	グリーンコーポ千寿自治会	グリーンコーポ千寿プレイロフト	千住関屋町17番15号
千 住	シテスコープ北千住30自治会	シテスコープ多目的広場	千住曙町41番1号

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
千 住	イニシア千住曙町自治会	同マンション広場	千住曙町40番1号
千 住	千住橋戸町自治会	東京都中央卸売市場足立市場	千住橋戸町50番地
千 住	千住橋戸町自治会	橋戸稲荷神社	千住橋戸町27番地
千 住	千住橋戸町自治会	大橋公園	千住橋戸町31番地
千 住	千住河原町自治会	千住仲町公園	千住仲町28番1号
千 住	千住河原町自治会	東京都中央卸売市場足立市場	千住橋戸町50番地
千 住	千住河原町自治会	千住スポーツ公園	千住緑町二丁目1番地
千 住	千住仲町会	千住仲町公園	千住仲町28番1号
千 住	千住緑町町会	千住スポーツ公園	千住緑町二丁目1番地
千 住	千住宮元町町会	千寿小学校	千住宮元町6番1号
千 住	千住宮元町町会	千住神社	千住宮元町24番
千 住	千住宮元町町会	千寿青葉中学校	千住宮元町27番6号
千 住	千住中居町会	千住中居町公園	千住中居町24番7号
千 住	千住龍田町町会	龍田町交差点	千住龍田町5番先
千 住	千住龍田町町会	千寿桜小学校正門入口	千住桜木一丁目8番15号
千 住	千住龍田町町会	千住龍田町防災ひろば	千住龍田町9番1号
千 住	千住桜木町町会	東京電力前広場	千住桜木一丁目11番9号
千 住	千住桜木一丁目都営アパート自治会	千住桜木町公園	千住桜木一丁目7番
千 住	千住桜木二丁目町会	尾竹橋公園	千住桜木二丁目16番1号
千 住	リバーサイド千住桜木自治会 (休会)	尾竹橋公園	千住桜木二丁目16番1号
千 住	都営千住桜木町アパート一号楼自治会	避難場所 (荒川南岸・河川敷緑地一帯) へ	千住桜木二丁目15番1号先
千 住	都営千住桜木町アパート二号楼自治会	避難場所 (荒川南岸・河川敷緑地一帯) へ	千住桜木二丁目15番2号先
千 住	千住桜木一丁目都営アパート自治会	千住桜木町公園	千住桜木一丁目7番
千 住	千住一丁目町会	不動院	千住一丁目2番2号
千 住	千住一丁目町会	慈眼寺	千住一丁目2番9号
千 住	千住二丁目町会	勝専寺	千住二丁目11番地
千 住	千住三丁目町会	三丁目氷川神社	千住三丁目22番地
千 住	千住三丁目町会	千寿本町小学校	千住三丁目30番地

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
千 住	千住四丁目町会	千住ほんちよう公園	千住四丁目22番16号
千 住	千住五丁目町会	避難場所（荒川南岸・河川敷緑地一帯）へ	千住五丁目14番先
千 住	千住大川町東町会	大川町氷川神社	千住大川町12番3号
千 住	千住大川町東町会	千寿双葉小学校	千住大川町17番1号
千 住	千住大川町西町会	千住公園	千住大川町35番1号
千 住	千住大川町西町会	避難場所（荒川南岸・河川敷緑地一帯）へ	千住大川町28番・29番・31番先
千 住	千住大川町南町会	千住公園	千住大川町35番1号
千 住	千住元町町会	元宿神社	千住元町33番4号
千 住	千住元町町会	千住元町児童遊園	千住元町5番1号
千 住	千住柳町町会	千住柳町児童遊園	千住柳町26番34号
千 住	千住寿町南町会	千住寿町児童遊園	千住寿町10番
千 住	千住寿町北町会	千住双葉小学校	千住大川町17番1号
千 住	都営千住元町団地一・二号棟自治会	千住元町団地内公園	千住元町34番
千 住	北千住第二ダイヤモントマンション自治会	避難場所（荒川南岸・河川敷緑地一帯）へ	千住元町37番8号先
千 住	千住関屋町自治会	千住関屋町アパルト敷地内広場	千住関屋町17番7号
千 住	コスモシティ北千住自治会	関屋公園	千住関屋町17番7号
江 北	高野町会	江北一丁目公園	江北一丁目26番16号
江 北	高野町会	江北中学校	江北一丁目19番1号
江 北	下沼田町会	氷川神社	江北二丁目43番8号
江 北	下沼田町会	下沼田児童遊園	江北二丁目14番11号
江 北	下沼田町会	五色堤公園(江北コミュニティセンター横)	江北二丁目8番
江 北	江北二丁目住宅自治会	集会所横広場	江北二丁目22番
江 北	上沼田町会	東樺公園	樺二丁目21番9号
江 北	上沼田町会	北野神社	江北三丁目18番21号
江 北	上沼田町会	上沼田東公園	江北六丁目10番20号
江 北	上沼田町会	上沼田公園	江北七丁目4番1号
江 北	江北自治協議会	第1ゴミ置き場前	江北四丁目14番
江 北	江北自治協議会	第2ゴミ置き場前	江北四丁目14番

管理区民 事務所	町会自治会	一時集会所	所在地
江 北	都営上沼田アパート東和会	避難場所（江北平成公園）へ	江北四丁目16番1号
江 北	都営上沼田アパート親和会	避難場所（江北平成公園）へ	江北四丁目16番1号
江 北	都営上沼田アパートむつみ会	上沼田第二公園	江北四丁目20番1号
江 北	堀之内町会	堀之内氷川神社	堀之内一丁目7番4号
江 北	都営上沼田アパートみどり会	避難場所（江北平成公園）へ	江北四丁目16番1号
江 北	西新井本町住宅自治会	西新井本町住宅公園	西新井本町二丁目30番18号
江 北	都営扇二丁目アパート自治会	北宮城町公園	扇二丁目37番1号
江 北	江北一丁目自治会	ゲートボール場北側	江北一丁目10番
江 北	江北三丁目自治会	江北みどり公園	江北三丁目8番
江 北	ソフィア西新井自治会	避難場所（江北平成公園）へ	江北三丁目16番
江 北	扇サンハイツ町会	扇西公園	扇二丁目13番26号
江 北	エンゼルハイム江北自治会	江北キリン公園	江北四丁目28番17号
江 南	小台町会	小台公園	小台二丁目2番19号
江 南	宮城町会	氷川神社	宮城一丁目38番6号
江 南	宮城町会	宮城公園	宮城一丁目38番3号
江 南	宮城町会	南宮城公園	宮城一丁目27番5号
江 南	宮城町会	江南公園	宮城一丁目9番1号
江 南	宮城第三団地自治会	宮城第三団地横広場	宮城一丁目5番
江 南	尾久橋スカイハイツ自治会	避難場所（荒川南岸・河川敷緑地一帯）へ	小台一丁目22番先
新 田	新田町会	旧新田小学校	新田二丁目30番1号
新 田	新田町会	新田三丁目公園	新田三丁目10番9号
新 田	新田町会	新田稲荷神社	新田一丁目18番2号
新 田	新田町会	新田町会会館	新田三丁目28番3号
新 田	新田町会	新田公園	新田二丁目13番4号
新 田	新田町会	新田稲荷公園	新田一丁目8番5号
新 田	都営新田一丁目アパート自治会	8号棟前広場	新田一丁目14番
新 田	新田二丁目第二自治会	団地内公園	新田二丁目3番16号
興 本	本木東町会	御嶽神社	本木東町12番17号

管理区民 事務所	町会自治会	一時集合同所	所在地
興本	本木西町会	第六中学校	本木西町16番1号
興本	本木北町みのり町会	田中稻荷神社	本木北町14番2号
興本	本木南町会	北野神社	本木南町17番1号
興本	本木南町会	胡禄神社	本木南町4番3号
興本	本木三丁目北町会	本木小学校	本木北町7番1号
興本	扇一丁目寺地明和会	寺地小学校	扇一丁目7番1号
興本	扇一丁目寺地明和会	扇南公園	扇一丁目6番3号
興本	扇一丁目親睦自治会	扇一丁目児童遊園	扇一丁目12番
興本	扇一丁目親友町会	扇いちよう公園	扇一丁目22番46号
興本	扇一丁目親友町会	星谷・親友プテラス	扇一丁目31番43号
興本	扇一丁目協和会	扇中央公園	扇一丁目47番35号
興本	扇一丁目親友町会	扇一丁目親栄児童遊園	扇一丁目36番18号
興本	扇一丁目北町会	平野食品工業前広場	扇一丁目52番21号
興本	扇一丁目北町会	平野食品第二工業所前	扇一丁目46番7号
興本	扇一丁目北町会	西松屋 足立扇店駐車場	扇一丁目50番25号
興本	扇南町会	三嶋神社	扇二丁目9番3号
興本	扇三丁目町会	扇三丁目公民館前空地	扇三丁目12番11号
興本	興野町会	興野公園	興野一丁目13番19号
興本	興野町会	興野神社	興野二丁目1番4号
興本	都営扇三丁目アパート自治会	多目的広場	扇三丁目9番
興本	都営扇三丁目アパート自治会	多目的公園	扇三丁目10番
興本	都営扇三丁目アパート自治会	扇なかよし公園 (住宅内公園)	扇三丁目9番4号
興本	扇一丁目第三団地自治会	コミュニティ広場	扇一丁目54番
興本	都営扇一丁目第二アパート自治会	2・3号棟前公園	扇一丁目41番
興本	都営扇一丁目第二アパート自治会	扇東公園	扇一丁目41番5号
梅田	本木一丁目町会	100号線落合前	本木一丁目7番15号
梅田	本木一丁目町会	愛恵学園	関原一丁目21番3号
梅田	本木一丁目町会	本木一丁目児童遊園	関原一丁目12番12号

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
梅 田	本木一丁目町会	子宝湯前	関原一丁目5番29号
梅 田	本木一丁目中町会	避難場所（荒川北岸・河川敷緑地一帯）へ	本木一丁目3番先
梅 田	本木一丁目中町会	本木一丁目中公園	本木一丁目4番2号
梅 田	本木一丁目中町会	関原一丁目でのひら児童遊園	関原一丁目2番
梅 田	関原二丁目南町会	関原八幡神社	関原二丁目35番22号
梅 田	関原二丁目南町会	関原二丁目第二児童遊園	関原二丁目2番11号
梅 田	関原三丁目東町会	関三ひがし児童遊園	関原三丁目6番3号
梅 田	中曽根町会	中曽根神社	本木二丁目5番20号
梅 田	関原二丁目町会	関原分校跡公園	関原二丁目45番6号
梅 田	梅田東町自治会	梅田二丁目児童遊園	梅田二丁目19番2号
梅 田	梅田通町会	梅島公園	梅田七丁目20番9号
梅 田	梅田通町会	梅田通公園	梅田七丁目10番5号
梅 田	梅田神明町自治会	梅田公園	梅田六丁目26番1号
梅 田	梅田神明町自治会	梅島第二小学校	梅田三丁目27番4号
梅 田	梅田神明町自治会	第九中学校	梅田六丁目32番1号
梅 田	梅田本町自治会	梅田南公園	梅田三丁目13番24号
梅 田	梅田上町自治会	上町プテラス	関原一丁目6番
梅 田	梅田上町自治会	小泉駐車場前	梅田四丁目39番
梅 田	梅田上町自治会	明美湯前	梅田四丁目40番
梅 田	梅田稲荷町会	梅田ほのぼのプテラス	梅田五丁目22番1号
梅 田	梅田稲荷町会	関原防災広場（関原中央公園）	関原二丁目13番
梅 田	梅田正和町会	梅田五丁目フレンド公園	梅田五丁目25番16号
梅 田	梅田正和町会	関原防災広場（関原中央公園）	関原二丁目13番
梅 田	梅田亀田町会	亀田小学校	西新井栄町一丁目1番1号
梅 田	梅田団地自治会	梅田亀田公園	梅田八丁目13番1号
梅 田	コープ野村梅島自治会	梅田七丁目児童遊園	梅田七丁目25番15号
梅 田	マーシャンハイソメ島自治会	亀田小学校	西新井栄町一丁目1番1号
梅 田	梅島グリーンマンション自治会	梅田八丁目第一児童遊園	梅田八丁目12番10号

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
梅 田	朝日プラザ梅田自治会	梅田亀田公園	梅田八丁目13番1号
中央本町	足立高砂町会	荒川土手（荒川北岸・河川敷一帯避難所内）	足立一丁目4番先
中央本町	五反野西町会	五反野グラウンド（荒川北岸・河川敷一帯避難場所内）	足立二丁目17番先
中央本町	五反野西町会	西之宮神社	足立三丁目28番16号
中央本町	足立東町会	五反野コミュニティ公園	西綾瀬二丁目1番13号
中央本町	足立東町会	足立二丁目児童遊園	足立二丁目34番3号
中央本町	足立東町会	西之宮稲荷神社	足立三丁目28番16号
中央本町	足立日吉町会	日吉児童遊園	足立二丁目44番2号
中央本町	足立四丁目町会	未広公園	足立四丁目18番11号
中央本町	足立四丁目町会	足立四丁目氷川神社	足立四丁目35番10号
中央本町	八千代自治会	荒川土手（荒川北岸・河川敷緑地一帯避難場所内）	梅田一丁目1番先
中央本町	中央本町若松町会	弥生小学校	中央本町二丁目5番1号
中央本町	中央本町若松町会	若松公園	中央本町二丁目4番22号
中央本町	島根町会	島根公園	島根二丁目14番22号
中央本町	島根町会	島根西公園	島根三丁目10番4号
中央本町	島根町会	島根四丁目児童遊園	島根四丁目30番1号
中央本町	島根町会	ベルモント公園	梅島二丁目17番2号
中央本町	島根町会	梅島西公園	梅島三丁目17番10号
中央本町	島根町会	西新井公園	梅島二丁目26番5号・27番6号
中央本町	梅島町会	コスナスカムラ梅島店駐輪広場	梅田七丁目34番先
中央本町	梅島町会	岩崎宅横	梅田八丁目8番18号
中央本町	梅島町会	鈴木駐車場	梅島一丁目15番11号
中央本町	梅島町会	梅島荘ミニ公園	梅島一丁目17番31号
中央本町	梅島町会	置櫃宅前	梅島一丁目6番20号
中央本町	梅島町会	篠崎駐車場前	梅島一丁目25番6号
中央本町	梅島町会	市橋駐車場前	梅島一丁目10番17号
中央本町	梅島栄町会	梅島東公園	梅島一丁目27番6号
中央本町	梅島栄町会	ベルモント公園	梅島二丁目17番2号

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
中央本町	中央本町弥生町会	弥生小学校	中央本町二丁目5番1号
中央本町	梅島二丁目東町会	小右エ門稻荷神社	梅島二丁目24番23号
中央本町	中央本町一丁目町会	中央公園	中央本町一丁目17番4号
中央本町	中央本町栄町会	中央公園	中央本町一丁目17番4号
中央本町	島根第二都住自治会	2号棟南側空地	島根四丁目29番2号
中央本町	島根四丁目住宅自治会	島根北厨子公園	島根四丁目17番10号
中央本町	島根四丁目第三自治会	島根中堀公園	島根四丁目36番
中央本町	島根六月自治会	島六ふれあい公園	六月一丁目7番
中央本町	綾瀬西町会	弘道小学校	西綾瀬四丁目7番27号
中央本町	西綾瀬三丁目自治会	弘道小学校	西綾瀬四丁目7番27号
中央本町	西綾瀬三丁目第二自治会	集会所	西綾瀬三丁目3番25号
中央本町	西綾瀬町会	五反野コミュニティ公園	西綾瀬二丁目1番13号
中央本町	西綾瀬四丁目自治会	都立江北高校	西綾瀬四丁目14番30号
中央本町	弘道一丁目町会	第十一中学校	弘道一丁目38番15号
中央本町	弘道一丁目第二自治会	集会所前広場	弘道一丁目15番1号
中央本町	弘道一丁目第4自治会	弘道第一小学校	弘道一丁目20番8号
中央本町	弘道一丁目第5自治会	弘道第一小学校	弘道一丁目20番8号
中央本町	弘道二丁目町会	弘道第一公園	弘道二丁目16番13号・14号
中央本町	弘道二丁目中央自治会	弘道児童館悠々館北側公園	弘道二丁目16番1号
中央本町	青井二丁目町会	青井南公園	青井二丁目14番23号
中央本町	弘道二丁目梅の自治会	都立江北高校	西綾瀬四丁目14番30号
中央本町	弘道第三団地自治会	弘道第一小学校	弘道一丁目20番8号
中央本町	弘道第三団地自治会	区立弘道いこい公園	弘道一丁目11番3号
中央本町	弘道一丁目自治会	7号棟・8号棟間児童遊園	弘道一丁目32番
中央本町	弘道一丁目自治会	集会所前広場	弘道一丁目23番
中央本町	弘道二丁目五月自治会	都立江北高校	西綾瀬四丁目14番30号
中央本町	五反野第2スカイハイイツ自治会	マンション内駐車場	青井二丁目2番20号
中央本町	青井二丁目二ツ家町会	都立青井高校	青井一丁目7番35号

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
中央本町	青井三丁目町会	青井小学校	青井三丁目12番2号
中央本町	青井兵和町会	青井中学校	青井四丁目19番1号
中央本町	青井第一自治会	青井東公園	青井三丁目31番先
中央本町	青井一丁目町会	青井公園	青井一丁目11番11号
中央本町	青井四丁目二ツ家本町会	青井中学校	青井四丁目19番1号
中央本町	青井四丁目住宅自治会	同自治会なかよし広場	青井四丁目10番19号
中央本町	青井四丁目第六住宅自治会	青井中学校	青井四丁目19番1号
中央本町	青井四丁目第六住宅自治会	青井コミュニティ公園北側	青井四丁目21番
中央本町	青井四丁目第三自治会	集会所前広場	青井四丁目40番
中央本町	青井五丁目西町会	森運送店入口	青井五丁目4番21号
中央本町	西加平町会	加平小学校	西加平一丁目8番6号
中央本町	青井六丁目町会	栗島小学校	青井六丁目13番10号
中央本町	中央本町三丁目町会	中央公園	中央本町一丁目17番4号
中央本町	中央本町四丁目町会	東中央公園	中央本町四丁目16番5号
中央本町	中央本町五丁目町会	栗島中学校	中央本町五丁目23番1号
中央本町	中央本町五丁目町会	栗島公園	中央本町五丁目21番1号
中央本町	中央本町五丁目住宅親交会	栗島公園	中央本町五丁目21番1号
中央本町	中央本町四丁目団地自治会	団地自治会広場	中央本町四丁目20番
中央本町	青井五丁目供給公社自治会	公社北側広場	青井五丁目11番40号
中央本町	五反野スカイハイイツ自治会	中央公園	中央本町一丁目17番4号
中央本町	五反野スカイハイイツ自治会	中央本町三丁目児童遊園	中央本町三丁目14番22号
中央本町	五反野スカイハイイツ自治会	中央本町三丁目第二児童遊園	中央本町三丁目13番14号
中央本町	青井五丁目睦自治会	加平小学校	西加平一丁目8番6号
中央本町	青井六丁目アパート自治会	栗島小学校	青井六丁目13番10号
中央本町	青井三丁目中央自治会	青和コミュニティ公園	青井三丁目23番1号
中央本町	日商岩井綾瀬マンション自治会	青井小学校	青井三丁目12番2号
中央本町	都営青井二丁目住宅自治会	青井二丁目第二児童遊園	青井二丁目29番2号
中央本町	青井四丁目緑会	青井中学校	青井四丁目19番1号

管理区民 事務所	町会自治会	一時集会所	所在地
中央本町	ダイアパレス綾瀬自治会	ダイアパレス綾瀬駐車場	青井四丁目45番10号
中央本町	青井四丁目第四自治会	青井中学校	青井四丁目19番1号
中央本町	青井四丁目第五自治会	青和憩いの森公園	青井四丁目25番5号
中央本町	グリーンパーク第5綾瀬自治会	加青公園	青井五丁目11番
中央本町	五反野住宅自治会	中央本町三丁目第二児童遊園	中央本町三丁目13番14号
中央本町	五反野住宅自治会	五反野住宅西側駐車場	中央本町三丁目12番1号
東綾瀬	東和一丁目自治会	西沼公園	東和一丁目15番15号
東綾瀬	蒲原自治会	宮元公園	東和三丁目8番5号
東綾瀬	蒲原自治会	西沼公園	東和一丁目15番15号
東綾瀬	蒲谷自治会	東谷中公園	東和五丁目1番9号
東綾瀬	蒲谷自治会	東綾瀬公園	東綾瀬三丁目4番
東綾瀬	蒲谷自治会	谷中公園	谷中二丁目23番36号
東綾瀬	上谷中町自治会	しょうぶ沼公園	谷中二丁目4番1号
東綾瀬	上谷中町自治会	稲荷公園	谷中四丁目12番8号
東綾瀬	上谷中町自治会	谷中中学校	谷中三丁目14番1号
東綾瀬	下谷中町自治会	東綾瀬公園	谷中一丁目4番
東綾瀬	普賢寺自治会	北野公園	綾瀬二丁目15番4号
東綾瀬	普賢寺住宅自治会	綾瀬二丁目ふれあい公園	綾瀬二丁目41番
東綾瀬	綾瀬五・六丁目自治会	東綾瀬公園	綾瀬五丁目4番
東綾瀬	綾瀬七丁目団地自治会	綾瀬七丁目丘公園	綾瀬七丁目15番
東綾瀬	東綾瀬自治会	下河原公園	東綾瀬一丁目11番12号
東綾瀬	綾瀬三丁目自治会	東綾瀬中学校	綾瀬三丁目23番14号
東綾瀬	綾瀬三丁目自治会	東綾瀬公園	綾瀬三丁目10番
東綾瀬	綾瀬三丁目自治会	東綾瀬公園	綾瀬三丁目23番
東綾瀬	綾瀬三丁目自治会	東綾瀬公園	綾瀬三丁目20番
東綾瀬	綾瀬自治会	綾瀬神社	綾瀬一丁目34番26号
東綾瀬	綾瀬自治会	伊藤谷公園	綾瀬一丁目16番
東綾瀬	綾瀬自治会	綾瀬プルミエ時計広場	綾瀬一丁目34番

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
東 綾 瀬	綾瀬東町会	綾瀬稲荷神社	綾瀬四丁目9番9号
東 綾 瀬	綾瀬東町会	蛭沼公園	綾瀬四丁目26番5号
東 綾 瀬	綾瀬東町会	東綾瀬公園	綾瀬六丁目37番
中 川	大谷田東自治会	中川広場 (中川公園)	中川五丁目3番
中 川	大谷田東自治会	小久保所有駐車場	中川五丁目15番
中 川	大谷田東自治会	大谷田一丁目第三児童遊園	大谷田一丁目14番5号
中 川	大谷田東自治会	大谷田一丁目第三アパルト集合所前	大谷田一丁目6番3号
中 川	隅田自治会	プチテラス (隅田 1 班)	中川一丁目3番
中 川	隅田自治会	大谷田南公園東門 (隅田 2 班～8 班)	中川四丁目42番
中 川	長門南部町会	長門小学校	中川一丁目19番32号
中 川	長門東部自治会	中川二丁目公園	中川二丁目25番3号
中 川	長門北部自治会	浴場第二愛國湯前	中川三丁目4番9号
中 川	長門西町会	長門八幡神社	中川二丁目21番1号
中 川	大谷田二丁目自治会	東和親水公園	東和四丁目6番18号
中 川	東和二丁目自治会	第六天公園	東和二丁目27番18号
中 川	東和二丁目西自治会	北三谷公園	東和二丁目13番8号
中 川	東和四丁目自治会	東和親水公園	東和四丁目6番18号
中 川	東和四丁目南部自治会	ふれあい広場	東和四丁目14番
中 川	東淵江自治会	稗田公園	東和五丁目9番9号
中 川	東和DM自治会 (休会)	稗田公園	東和五丁目9番9号
中 川	東和四丁目第三団地自治会 (休会)	東和四丁目都営第三団地公園	東和四丁目25番4号
佐 野	大谷田上自治会	第十二中学校	大谷田一丁目37番1号
佐 野	大谷田上自治会	中川東小学校	大谷田二丁目1番10号
佐 野	大谷田西部自治会	大谷田公園	大谷田四丁目4番1号
佐 野	大谷田西部自治会	五丁田公園	大谷田三丁目7番17号
佐 野	大谷田西部自治会	中川四丁目児童遊園	中川四丁目10番
佐 野	佐野一丁目町会	佐野いこいの森緑地	佐野一丁目31番11号
佐 野	佐野一丁目町会	八百免公園	佐野一丁目5番1号

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
佐 野	大谷田一丁目団地自治会	大谷田一丁目団地内公園	大谷田一丁目1番
佐 野	六木一丁目町会	寺島所有地	六木一丁目13番1号
佐 野	六木一丁目町会	月籠牧場	六木一丁目17番6号
佐 野	六木二丁目町会	六木二丁目中央公園	六木二丁目6番
佐 野	六木団地自治会	六木公園	六木一丁目3番1号
佐 野	六木団地自治会	佐野公園	六木一丁目7番1号
佐 野	谷中北町会	神谷公園	谷中四丁目18番5号
佐 野	谷中北町会	谷中中学校	谷中三丁目14番1号
佐 野	佐野二丁目北町会	佐野第二公園	佐野二丁目31番1号
佐 野	佐野二丁目南町会	大島公園	佐野二丁目10番5号
佐 野	佐野二丁目南町会	佐野第三公園	佐野二丁目4番6号
佐 野	ボナハイツ中川自治会	管理センター前広場	大谷田二丁目3番35号
佐 野	ボナハイツ中川自治会	大谷田二丁目児童遊園	大谷田二丁目3番20号
佐 野	大谷田五丁目町会	避難場所（区立辰沼小学校）	谷中五丁目12番1号
佐 野	大谷田五丁目町会	柳田公園	大谷田五丁目4番18号
佐 野	中川ビューハイツ自治会	第十二中学校	大谷田一丁目37番1号
佐 野	ライオンズクラブ北綾瀬自治会	中川小学校	大谷田三丁目17番20号
佐 野	都営大谷田自治会	大谷田一丁目児童遊園	大谷田一丁目26番
佐 野	神明上町会	神明北公園	神明一丁目5番12号
佐 野	神明上町会	稲荷神社	神明一丁目1番10号
佐 野	神明東町会	天祖神社	神明三丁目18番19号
佐 野	神明仲町会	神明東公園	神明二丁目9番6号
佐 野	神明二丁目自治会	神明二丁目第二児童遊園	神明二丁目5番
佐 野	加平町会	東加平小学校	加平一丁目12番12号
佐 野	加平町会	加平第二公園	加平三丁目5番9号
佐 野	北加平町会	北加平町こどもの広場	北加平町16番
佐 野	六木三丁目町会	六木中央公園（六木第二公園）	六木三丁目34番1号
佐 野	六木三丁目町会	六木の森公園（水車広場）	六木三丁目49番1号

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
佐 野	六木三丁目町会	六木第四公園	六木三丁目5番7号
佐 野	六木四丁目町会	六木北公園	六木四丁目8番7号
佐 野	辰沼町会	避難場所（区立辰沼小学校・都営辰沼町アパート一帯）へ	区立辰沼小学校・都営辰沼町アパート一帯
佐 野	辰沼町会	辰沼二丁目公園	辰沼二丁目11番20号
佐 野	辰沼第二自治会	避難場所（区立辰沼小学校・都営辰沼町アパート一帯）へ	区立辰沼小学校・都営辰沼町アパート一帯
佐 野	辰沼団地自治会	辰沼小学校	谷中五丁目12番1号
佐 野	辰沼団地自治会	団地内公園	辰沼一丁目2番
佐 野	シャルム綾瀬自治会	神明二丁目児童遊園	神明二丁目3番17号
佐 野	六木三丁目自治会	六木の森公園（虹の広場）	六木三丁目39番26号
佐 野	神明南町会	雪見公園	神明南二丁目17番2号
佐 野	神明南町会	神明南ふれあい公園	神明南一丁目3番
保 塚	南花畑下沼町会	下沼公園	南花畑四丁目15番1号
保 塚	榎戸町会	花畑小学校	南花畑三丁目22番1号
保 塚	堺田町会	堺田子供の広場	南花畑一丁目13番
保 塚	花保町会	花保町会館	南花畑二丁目1番3号
保 塚	内匠本町町会	花畑小学校	南花畑三丁目22番1号
保 塚	花畑第三団地自治会	避難場所（都営保木間第5アパート一帯）へ	都営保木間第5アパート一帯
保 塚	花保親交町会	避難場所（総合スポーツセンター一帯）へ	総合スポーツセンター一帯
保 塚	東保木間一丁目都住自治会	東保木間一丁目アパート動物公園	東保木間一丁目25番
保 塚	平野町会	平野小学校	平野三丁目6番3号
保 塚	平野町会	平野運動場	平野二丁目12番1号
保 塚	平野町会	平野さくら公園	平野二丁目2番25号
保 塚	平野竹親町会	平野公園	平野三丁目15番8号
保 塚	六町町会	一ツ家第一公園	一ツ家四丁目16番1号
保 塚	六町町会	加平小学校	西加平一丁目8番6号
保 塚	六町町会	六町公園	六町四丁目1番3号
保 塚	六町三丁目町会	六町四号公園	六町三丁目4番39号
保 塚	保塚町町会	保塚町子供の広場	保塚町8番

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
保 塚	一ツ家一丁目町会	東島根中学校	平野一丁目27番2号
保 塚	一ツ家一丁目町会	一ツ家第四公園	一ツ家一丁目26番1号
保 塚	一ツ家二丁目町会	一ツ家第三公園	一ツ家二丁目18番1号
保 塚	一ツ家三丁目町会	東栗原小学校	一ツ家三丁目20番1号
保 塚	一ツ家四丁目町会	一ツ家第一公園	一ツ家四丁目16番1号
保 塚	六町二丁目町会	一ツ家第一公園	一ツ家四丁目16番1号
保 塚	平野一丁目団地自治会	団地内中央公園	平野一丁目4番
保 塚	都住平野三丁目団地自治会	平野運動場	平野二丁目12番1号
保 塚	東栗原団地自治会	東栗原団地内公園	一ツ家二丁目15番
保 塚	平野三丁目18番地自治会	平野運動場	平野二丁目12番1号
花 畑	鷺宿町会	桑袋ビオトープ公園	花畑八丁目2番2号
花 畑	鷺宿町会	鷺宿東公園	花畑六丁目26番14号
花 畑	鷺宿町会	大鷺公園	花畑七丁目13番1号
花 畑	鷺宿町会	花畑北中学校	花畑六丁目12番
花 畑	鷺宿町会	鷺宿公園	花畑七丁目9番1号
花 畑	鷺宿町会	野尻公園	花畑七丁目1番1号
花 畑	鷺宿町会	浅間第一公園	花畑六丁目12番49号
花 畑	外ヶ原町会	桜花小学校	花畑六丁目4番6号
花 畑	外ヶ原町会	花畑第一小学校	花畑一丁目29番1号
花 畑	仲組三丁目町会	仲組公園	花畑三丁目38番1号
花 畑	仲組三丁目町会	花畑町土地区画整理組合記念公園	花畑三丁目28番1号
花 畑	堤根町会	前谷公園	花畑一丁目10番6号
花 畑	前通り町会	花畑前通公園	花畑二丁目3番1号
花 畑	花畑四丁目都住自治会	花畑第二都住3号棟ピロテイヤ	花畑四丁目20番
花 畑	花畑団地自治会	避難場所（花畑団地一帯）へ	花畑団地一帯
花 畑	保木間第五団地自治会	避難場所（都営保木間第5アアパート一帯）へ	都営保木間第5アアパート一帯
花 畑	都営花畑アパート自治会	鷺宿公園	花畑七丁目9番1号
花 畑	花畑第五都住自治会	団地集会所前広場	花畑二丁目11番
花 畑	花畑第六都住自治会	団地広場	花畑二丁目16番

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
花 畑	会組町会	桜花小学校	花畑六丁目4番6号
花 畑	桑袋団地自治会	桑袋ビオトープ公園	花畑八丁目2番2号
花 畑	花畑西町会	避難場所（花畑団地一帯）へ	花畑団地一帯
花 畑	保木間五丁目自治会	水神橋公園	保木間五丁目32番
花 畑	南花畑自治会	団地の広場	南花畑五丁目14番22号
花 畑	南花畑自治会	団地の広場	南花畑五丁目14番17号
花 畑	南花畑第二自治会	自治会内公園	南花畑五丁目8番
花 畑	保木間11自治会	避難場所（花畑団地一帯）へ	花畑団地一帯
花 畑	エスレート花畑自治会	避難場所（花畑団地一帯）へ	花畑団地一帯
花 畑	仲組四丁目町会	仲組西公園（公衆便所横）	花畑四丁目27番19号
花 畑	仲組四丁目町会	仲組西公園（花畑西小学校前）	花畑四丁目27番19号
竹 の 塚	水神町会	竹の塚中学校	西保木間四丁目12番13号
竹 の 塚	水神町会	西保木間小学校	西保木間四丁目2番1号
竹 の 塚	水神町会	水神橋公園	保木間五丁目36番
竹 の 塚	西保木間二丁目町会	西保木間公園	西保木間二丁目14番15号
竹 の 塚	原町会	原公園	保木間五丁目24番35号
竹 の 塚	名地共和会	山王堀公園	保木間四丁目23番1号
竹 の 塚	名地町会	山王堀公園	保木間四丁目23番1号
竹 の 塚	名地町会	淵江中学校	保木間三丁目6番6号
竹 の 塚	名地町会	在家公園	保木間三丁目19番1号
竹 の 塚	名地町会	名地公園	保木間四丁目9番1号
竹 の 塚	在家町会	山王神社	保木間四丁目28番10号
竹 の 塚	在家町会	山王堀公園	保木間四丁目23番1号
竹 の 塚	前保木間親睦町会	西保木間一丁目児童遊園	西保木間一丁目16番9号
竹 の 塚	前保木間親睦町会	西保木間一丁目公園	西保木間一丁目7番
竹 の 塚	前保木間親睦町会	竹の塚第三公園	竹の塚四丁目7番1号
竹 の 塚	三の輪町会	竹の塚五丁目広場	竹の塚五丁目35番
竹 の 塚	若宮自治会	西保木間二丁目第二都住公園	西保木間二丁目17番
竹 の 塚	南保木間町会	元淵江公園	保木間二丁目17番1号

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
竹 の 塚	北増田橋町会	保木間公園	竹の塚三丁目8番1号
竹 の 塚	南増田橋町会	竹の塚第九公園	竹の塚二丁目4番1号
竹 の 塚	南増田橋町会	保木間公園	竹の塚三丁目8番1号
竹 の 塚	第二都住会	西保木間小学校	西保木間四丁目2番1号
竹 の 塚	第五住宅会	竹の塚中学校	西保木間四丁目12番13号
竹 の 塚	竹の塚南町会	竹の塚第九公園	竹の塚二丁目4番1号
竹 の 塚	竹の塚南町会	竹の塚第八公園	竹の塚一丁目18番1号
竹 の 塚	竹の塚中町会	竹の塚第七公園	竹の塚一丁目31番1号
竹 の 塚	竹の塚上町会	竹の塚第二公園	竹の塚五丁目23番1号
竹 の 塚	六月町会	六月町公園	六月三丁目17番1号
竹 の 塚	六月町会	六月一丁目公園	六月一丁目10番21号
竹 の 塚	六月町会	六月中央公園	六月二丁目23番1号
竹 の 塚	六月町会	六月中学校	六月一丁目30番1号
竹 の 塚	水無月会	栗六公園	六月三丁目10番1号
竹 の 塚	第八六月自治会	六月第七児童遊園	六月二丁目8番4号
竹 の 塚	東保木間町会	吉右衛門堀公園	東保木間一丁目11番1号
竹 の 塚	東保木間町会	野耕地公園	保木間二丁目28番1号
竹 の 塚	東保木間町会	東保木間公園	東保木間二丁目13番1号
竹 の 塚	都営住宅六月むつき自治会	六月中学校	六月一丁目30番1号
竹 の 塚	都営西保木間二丁目団地自治会	西保木間小学校	西保木間四丁目2番1号
竹 の 塚	西保木間都住自治会	西保木間小学校	西保木間四丁目2番1号
竹 の 塚	西保木間四丁目都住自治会	団地内中央公園	西保木間四丁目3番
竹 の 塚	竹の塚スカイタウン町内会	竹の塚中学校	西保木間四丁目12番13号
竹 の 塚	西保木間大曲自治会	西保木間小学校	西保木間四丁目2番1号
竹 の 塚	都営西保木間一丁目自治会	都営西保木間一丁目団地内広場	西保木間一丁目21番
竹 の 塚	六月中央自治会	六月中央公園	六月二丁目23番1号
竹 の 塚	東京都住宅供給公社西保木間住宅自治会	団地内広場	西保木間四丁目12番
竹 の 塚	竹の塚第二都住自治会	竹の塚第一公園	竹の塚六丁目19番1号
竹 の 塚	西保木間三丁目むつみ会	西保木間北公園	西保木間三丁目14番6号

管理区民 事務所	町会自治会	一時集合同所	所在地
竹の塚	西保木間三丁目むつみ会	西保木間小学校	西保木間四丁目2番1号
竹の塚	竹七東町会	竹七東町会コミュニティ広場	竹の塚七丁目4番
竹の塚	西保木間自治会	西保木間北公園	西保木間三丁目14番6号
竹の塚	新緑自治会	都有地公園予定地	西保木間一丁目7番
竹の塚	都営竹の塚団地第一自治会	竹の塚第一公園	竹の塚六丁目19番1号
竹の塚	都市再生機構竹の塚第一団地自治会	竹の塚第一団地南側広場	竹の塚三丁目11番
竹の塚	都市再生機構竹の塚第一団地自治会	竹の塚第一団地北側広場	竹の塚四丁目3番
竹の塚	都市再生機構竹の塚第二団地自治会	児童公園横	竹の塚一丁目20番
竹の塚	都市再生機構竹の塚第二団地自治会	イベント広場	竹の塚一丁目6番
竹の塚	都市再生機構竹の塚第二団地自治会	受水槽前広場	竹の塚一丁目5番
竹の塚	都市再生機構竹の塚第二団地自治会	19号棟前広場	竹の塚一丁目4番
竹の塚	都市再生機構竹の塚第三団地自治会	竹の塚六丁目児童遊園	竹の塚六丁目1番
竹の塚	都市再生機構竹の塚第三団地自治会	竹の塚第七公園	竹の塚一丁目31番1号
竹の塚	第一保木間アパート自治会	元淵江公園	保木間二丁目17番1号
竹の塚	第一保木間アパート自治会	第一保木間アパート公園内	保木間一丁目24番
竹の塚	保木間第四アパート自治会	東側公園	東保木間一丁目5番
竹の塚	保木間第四アパート新館自治会	保木間南公園	東保木間一丁目5番12号
竹の塚	竹の塚三丁目町会	保木間小学校	竹の塚三丁目6番3号
竹の塚	竹の塚七丁目団地自治会	竹の塚七丁目団地中央公園	竹の塚七丁目13番
竹の塚	都営六月町団地自治会	団地内公園	東六月町10番
竹の塚	竹の塚マンション自治会	元淵江公園	保木間二丁目17番1号
竹の塚	竹の塚マンション自治会	保木間公園	竹の塚三丁目8番1号
竹の塚	都住保木間町アパート自治会	1号棟北側公園	保木間一丁目25番
竹の塚	都住保木間町アパート自治会	2号棟南側公園	保木間一丁目35番
竹の塚	都住保木間町アパート自治会	2・3号棟北側公園	保木間一丁目35番
竹の塚	日高岩井竹の塚マンション自治会	西保木間一丁目児童遊園	西保木間一丁目16番9号
竹の塚	西保木間中央自治会	西保木間小学校	西保木間四丁目2番1号
竹の塚	六月二丁目第三アパート自治会	六月第六児童遊園	六月二丁目14番1号
竹の塚	洋伸竹ノ塚マンション自治会	洋伸竹の塚マンション内駐車場	保木間一丁目16番2号

管理区民 事務所	町会自治会	一時集会所	所在地
竹の塚	保木間四丁目自治会	保木間四丁目児童遊園	保木間四丁目6番4号
竹の塚	マンハイム竹の塚自治会	八十町公園	保木間一丁目34番15号
竹の塚	六月一丁目第二自治会	六月中学校	六月一丁目30番1号
竹の塚	六月自治会	六月中学校	六月一丁目30番1号
竹の塚	六月自治会	新六月公園	六月一丁目17番10号
竹の塚	竹の塚フラット自治会	避難場所（竹の塚第一団地一帯内）	竹の塚第一団地一帯内
竹の塚	竹の塚ガーデンハウス自治会	竹の塚ガーデンハウスボケットパーク	西保木間二丁目3番17号
西新井	西新井東町会	新西新井公園	西新井五丁目17番1号
西新井	西新井東町会	袋在家公園	西新井二丁目23番1号
西新井	西新井東町会	いかづち公園	西新井二丁目27番2号
西新井	西新井本町二丁目町会	高野公園	西新井本町二丁目25番1号
西新井	西新井本町二丁目町会	第五中学校	西新井本町二丁目3番1号
西新井	西新井本町三丁目アパート自治会	西新井本町3丁目アパート2号棟前北側広場	西新井本町三丁目4番2号
西新井	興野北町会	西新井小学校	西新井本町四丁目9番27号
西新井	東京都住宅供給公社興野町住宅自治会	興野町住宅中央児童公園	西新井本町四丁目16番
西新井	東京都住宅供給公社興野町住宅自治会	A 4号棟児童遊園	西新井本町四丁目17番
西新井	東京都住宅供給公社興野町住宅自治会	A 3号棟横空地	西新井本町四丁目18番
西新井	東京都住宅供給公社興野町住宅自治会	C 4号棟横空地	西新井本町四丁目15番
西新井	東京都住宅供給公社興野町住宅自治会	C 10号棟児童公園	西新井本町四丁目14番
西新井	都営興野団地自治会	団地中央公園	西新井本町四丁目27番
西新井	フレール西新井第一公団自治会	団地内広場	西新井一丁目33番
西新井	フレール西新井第二自治会	団地内広場	西新井二丁目7番
西新井	扇三丁目第二団地自治会	扇三丁目第二団地自治会11号棟集会所	扇三丁目24番11号
西新井	栗原町会	井堀北公園	栗原一丁目15番8号
西新井	栗原町会	石塚公園	栗原二丁目3番1号
西新井	栗原町会	栗原北公園	栗原四丁目21番18号
西新井	栗原町会	栗原中央公園	栗原四丁目7番
西新井	栗原町会	勝田堀公園	栗原三丁目26番5号
西新井	栗原町会	井堀北公園	栗原二丁目15番8号

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
西 新 井	栗原町会	石塚公園	栗原二丁目3番1号
西 新 井	西新井栄町二丁目町会	栗原小学校	西新井栄町二丁目10番8号
西 新 井	栗原南町会	町会子供の広場	西新井栄町一丁目11番14号
西 新 井	栗原南町会	西新井栄町一丁目児童遊園	西新井栄町一丁目13番17号
西 新 井	都営栗原一丁目アパート自治会	高根小学校	高根三丁目28番11号
西 新 井	西新井第四都住自治会	西新井第四都住1号棟前緑地公園	西新井本町二丁目20番
西 新 井	あみだばし自治会	団地集会所前広場	西新井本町二丁目19番
西 新 井	西新井本町二丁目アパート自治会	高野公園	西新井本町二丁目25番1号
西 新 井	西新井六丁目アパート自治会	西新井六丁目団地内公園	西新井六丁目13番
西 新 井	西新井六丁目アパート自治会	西新井六丁目団地内遊園地	西新井六丁目20番
西 新 井	西新井北町会	諏訪木東公園	西新井三丁目25番1号
西 新 井	西新井北町会	諏訪木第一公園	西新井四丁目29番1号
西 新 井	西新井北町会	諏訪木西公園 (公園管理事務所付近)	西新井四丁目35番1号
西 新 井	西新井北町会	諏訪木西公園 (公衆便所付近)	西新井四丁目35番1号
西 新 井	栗原団地自治会	石塚公園	栗原二丁目3番1号
西 新 井	栗原団地自治会	栗原町公園	栗原二丁目9番1号
西 新 井	西新井町会	西新井第一小学校	西新井六丁目21番3号
西 新 井	西新井町会	西新井大師境内	西新井一丁目15番
西 新 井	西新井1・2町会	中郷公園	西新井一丁目29番15号
西 新 井	西新井本町一丁目町会	西新井小学校	西新井本町四丁目9番27号
西 新 井	西新井緑町会	高道西公園	西新井四丁目13番1号
西 新 井	西新井緑町会	西新井みどり公園	西新井五丁目28番1号
西 新 井	西新井緑町会	足立富士見公園	西新井七丁目17番1号
西 新 井	西新井緑町会	西新井西公園	西新井六丁目9番1号
西 新 井	西新井仲町会	西新井西公園	西新井六丁目9番1号
西 新 井	西新井仲町会	西新井第一小学校	西新井六丁目21番3号
西 新 井	西新井中央町会	西中第一公園	西新井六丁目44番1号
西 新 井	西新井中央町会	新西新井公園	西新井五丁目17番1号
西 新 井	西新井中央町会	中郷公園	西新井一丁目29番15号

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
西 新 井	西新井15部町会	西新井第二児童遊園	西新井本町三丁目6番9号
西 新 井	西新井西町会	第五中学校	西新井本町二丁目3番1号
西 新 井	西新井西町会	あみだ橋公園	西新井本町三丁目8番8号
西 新 井	西新井本町一丁目東町会(休会中)	西新井本町公園	西新井本町一丁目12番13号
伊 興	伊興町自治会	第十四中学校	西竹の塚一丁目8番1号
伊 興	伊興町自治会	大境公園	西竹の塚一丁目9番1号
伊 興	伊興町自治会	前沼公園	西竹の塚二丁目12番4号
伊 興	伊興北根町会	伊興北の根公園	伊興本町二丁目1番7号
伊 興	都市再生機構西新井第三団地自治会	西新井中央公園	西新井三丁目15番1号
伊 興	都市再生機構西新井第三団地自治会	西新井中央公園	西新井三丁目18番
伊 興	伊興西町会	伊興ファミリー公園	伊興五丁目21番
伊 興	伊興西町会	伊興中学校	伊興五丁目17番1号
伊 興	伊興西町会	伊興小学校	伊興四丁目16番1号
伊 興	伊興中央町会	西伊興住区センター	西伊興一丁目12番12号
伊 興	伊興中央町会	中央町会運動場	西伊興一丁目14番
伊 興	伊興中央町会	中央町会参集殿	伊興二丁目12番22号
伊 興	伊興北町会	東伊興小学校	東伊興一丁目4番15号
伊 興	伊興北町会	伊興中学校	伊興五丁目17番1号
伊 興	伊興町アパート自治会	栗原北小学校	栗原四丁目25番9号
伊 興	伊興仲町会	はやぶさ公園	伊興四丁目8番
伊 興	西新井四丁目諏訪木町会	諏訪木第二公園	西新井四丁目27番1号
伊 興	西新井四丁目自治会	西四会館	西新井四丁目24番14号
伊 興	東伊興町会	氷川神社	東伊興二丁目12番4号
伊 興	狭間町会	伊興遺跡公園	東伊興四丁目9番1号
伊 興	伊興南町会	諏訪木東公園	西新井三丁目25番1号
伊 興	伊興東町会	伊興公園	東伊興三丁目23番4号
伊 興	伊興東町会	白旗塚史跡公園	東伊興三丁目10番14号
伊 興	伊興五丁目アパート自治会	伊興五丁目児童遊園	伊興五丁目10番
伊 興	伊興五丁目アパート自治会	伊興五丁目第二児童遊園	伊興五丁目12番

管理区民 事務所	町 会 自 治 会	一 時 集 合 場 所	所 在 地
伊 興	伊興英知自治会	伊興三丁目公園	伊興三丁目9番
伊 興	伊興町前沼了パート自治会	伊興町前沼児童遊園	伊興本町一丁目7番1号
伊 興	伊興四丁目住宅自治会	団地内広場	伊興四丁目12番
伊 興	伊興四丁目住宅自治会	集会所広場	伊興四丁目9番
伊 興	伊興三丁目了パート自治会	伊興三丁目公園	伊興三丁目14番
伊 興	伊興町第2了パート自治会	大境公園	西竹の塚一丁目9番1号
鹿 浜	鹿浜押部町会	押部公園	鹿浜六丁目8番1号
鹿 浜	鹿浜押部町会	押部西公園	鹿浜六丁目33番1号
鹿 浜	鹿浜押部町会	押部南公園	鹿浜七丁目21番
鹿 浜	鹿浜東町会	北野神社	鹿浜四丁目10番1号
鹿 浜	鹿浜東町会	北鹿浜公園 (北側入口付近)	鹿浜三丁目26番1号
鹿 浜	鹿浜東町会	北鹿浜公園 (南側公衆便所付近)	鹿浜三丁目26番1号
鹿 浜	鹿浜古内町会	鹿浜天祖神社	鹿浜三丁目12番3号
鹿 浜	鹿浜古内町会	古内公園	鹿浜一丁目15番1号
鹿 浜	鹿浜靴屋町会	靴屋水川神社	鹿浜二丁目18番20号
鹿 浜	鹿浜島町会	北鹿浜公園 (北側入口付近)	鹿浜三丁目26番1号
鹿 浜	鹿浜島町会	鹿浜五丁目団地 4号棟横空地	鹿浜五丁目24番
鹿 浜	鹿浜島町会	鹿浜水川神社	鹿浜二丁目28番4号
鹿 浜	鹿浜島町会	北鹿浜公園 (南側公衆便所付近)	鹿浜三丁目26番1号
鹿 浜	皿沼町会	皿沼不動尊	皿沼一丁目4番2号
鹿 浜	皿沼町会	皿沼公園 (大川宅前)	皿沼二丁目25番1号
鹿 浜	皿沼町会	皿沼稻荷神社	皿沼三丁目15番
鹿 浜	皿沼町会	江北北部緑道公園 (横田自動車付近)	皿沼三丁目18番
鹿 浜	皿沼町会	皿沼小学校	皿沼一丁目19番1号
鹿 浜	加賀町会	加賀稻荷神社	加賀二丁目19番15号
鹿 浜	谷在家町会	みだまえ公園	谷在家一丁目17番1号
鹿 浜	谷在家町会	赤城神社	谷在家二丁目16番17号
鹿 浜	椿町会	北野神社	江北三丁目18番21号
鹿 浜	椿町会	東椿公園	椿二丁目21番9号

管理区民 事務所	町会自治会	一時集合場所	所在地
鹿 浜	椿町会	南椿公園	椿一丁目5番1号
鹿 浜	皿沼東町会	舎人公園	皿沼三丁目33番
鹿 浜	都住谷在家団地自治会	団地北広場	谷在家三丁目22番
鹿 浜	鹿浜団地自治会	鹿浜団地中央公園	鹿浜二丁目40番
鹿 浜	鹿浜団地自治会	高靴屋公園	鹿浜二丁目22番1号
鹿 浜	上沼田第三アパート自治会	避難場所（江北六丁目団地一帯）へ	江北六丁目団地一帯
鹿 浜	北鹿浜第二都住自治会	団地内公園	鹿浜六丁目12番
鹿 浜	日本住宅公団江北六丁目団地自治会	団地中央公園	江北六丁目30番
鹿 浜	都営鹿浜五丁目団地自治会	鹿浜五丁目団地4号棟横空地	鹿浜五丁目24番
鹿 浜	都営鹿浜五丁目団地北部自治会	団地14号棟横空地	鹿浜五丁目24番
鹿 浜	都営鹿浜五丁目団地北部自治会	団地給水塔横広場	鹿浜五丁目24番
鹿 浜	都住加賀二丁目自治会	加賀北公園	加賀二丁目31番
鹿 浜	都住加賀二丁目自治会	加賀中学校東側都有地広場	加賀二丁目25番
舎 人	舎人町会	武田薬品所有地	舎人四丁目10番
舎 人	舎人町会	水川神社	舎人五丁目19番
舎 人	舎人町会	諏訪神社	舎人二丁目21番
舎 人	舎人町会	西門寺境内	舎人二丁目3番
舎 人	舎人町会	舎人小学校	舎人一丁目25番32号
舎 人	入谷町会	入谷中央公園	入谷四丁目16番
舎 人	入谷町会	舎人1号公園	入谷九丁目29番1号
舎 人	古千谷本町町会	舎人公園	古千谷二丁目6番15号
舎 人	古千谷本町町会	天祖神社	古千谷本町一丁目8番6号
舎 人	古千谷本町町会	古千谷西公園	古千谷本町二丁目24番
舎 人	古千谷本町町会	水川神社	古千谷本町二丁目2番
舎 人	古千谷本町町会	四丁目子供の広場	古千谷本町四丁目1番
舎 人	古千谷本町町会	古千谷さくら公園	古千谷本町二丁目11番
舎 人	都住舎人自治会	舎人いきいき公園	舎人六丁目3番1号
舎 人	都住足立入谷自治会	団地前広場	入谷八丁目16番

# 第46 避難場所一覧

(各部)  
(本編 震災編 P.253)

避難場所名	所在地	区域面積 (㎡)	避難有効面積 (㎡)	町丁数	利用する町丁名	避難計画人口 (人)	1人当りの面積 (㎡/1人)	最遠避難距離 (km)
舎人公園一帯	足立区入谷町、古千谷、皿沼、舎人町、西伊興、西伊興町、舎人公園	697,336	504,608	31	伊興4～5丁目、伊興本町1～2丁目、加賀2丁目の一部、古千谷1～2丁目、古千谷本町1～4丁目、皿沼1～3丁目、舎人1～3丁目、舎人公園、舎人町、西伊興1～4丁目、西伊興町、東伊興1～4丁目、入谷1、5丁目、入谷町	44,431	11.36	1.7
東綾瀬団地一帯	足立区東綾瀬	276,835	204,734	16	綾瀬1～7丁目、加平1丁目、谷中1～2丁目、東綾瀬1～3丁目、東和1、3、5丁目	53,775	3.81	1.0
荒川北岸・河川敷緑地一帯	足立区足立、梅田、扇、江北、鹿浜、関原、堀之内、本木、本木西、本木南、扇	783,913	542,232	31	関原1～2丁目、興野1丁目、江北1～2丁目、鹿浜1～3丁目、5丁目の一部、西綾瀬1丁目、扇1～2丁目、足立1～4丁目、梅田1～7丁目、堀之内1～2丁目、本木1～2丁目、本木西町、本木東町、本木南町、本木北町	77,003	7.04	1.2
荒川南岸・河川敷緑地一帯	足立区小台、千住、千住大川町、千住元町、千住桜木	415,625	272,018 237,742	15	小台1～2丁目、千住1～5丁目、千住元町、千住桜木1～2丁目、千住寿町、千住大川町、千住中居町、千住柳町、千住龍田町	42,295	6.43	1.1
江北六丁目団地一帯	足立区江北	161,494	86,435	11	江北6～7丁目、鹿浜4、7～8丁目、西新井7丁目、谷在家1～3丁目、権1～2丁目	20,514	4.21	0.9
花畑団地一帯	足立区花畑	291,238	182,801	7	花畑2～7丁目、保木間5丁目	17,149	10.66	0.8
中川公園一帯・大谷田団地一帯	足立区大谷田、中川	313,360	177,906	11	大谷田1～4丁目、中川1～5丁目、東和2、4丁目	37,405	4.76	0.9

避難場所名	所在地	区域面積 (㎡)	避難有効面積 (㎡)	町丁 数	利用する町丁名	避難計画人口 (人)	1人当りの 面積 (㎡/1人)	最遠避難 距離 (km)
千寿第八小学校一帯	足立区千住曙町、千住 関屋町	121,602	73,059	3	千住関屋町、千住東1丁目	12,301	5.94	0.7
都立江北高校一帯	足立区弘道、西綾瀬	156,713	106,659	5	弘道1～2丁目、西綾瀬2～4丁目	14,208	7.51	0.6
竹の塚第一団地一帯	足立区竹の塚	133,376	90,628	7	西保木間1丁目、竹の塚3～4丁目、2丁目の一部、 島根1～2丁目、六月1丁目	16,462	5.51	1.2
都営西保木間四丁目 アパート一帯	足立区竹の塚、西保木 間	189,501	107,415	4	西保木間2～4丁目、竹の塚7丁目	10,766	9.98	0.5
フレール西新井中央 公園一帯	足立区西新井	147,164	84,087	9	伊興2丁目、栗原3～4丁目、西新井1～6丁目	27,809	3.02	1.2
江北平成公園一帯	足立区江北	173,514	75,319	3	江北3丁目、江北4～5丁目	8,405	8.96	0.3
都営保木間第5アパ ート一帯	足立区南花畑	190,121	123,133	6	花畑1丁目、南花畑3～5丁目、保木間3～4丁目	17,115	7.19	0.8
総合スポーツセンタ ー一帯	足立区東保木間	137,846	98,082	21	一ツ家1～4丁目、西加平1～2丁目、東保木間1～ 2丁目、東六月町、南花畑1～2丁目、平野1～3丁 目、保塚町、保木間1～2丁目、六町1～4丁目	42,021	2.33	1.5
区立中川北小学校・ 都営六ツ木町アパ ート一帯	足立区六木	68,788	40,194	10	佐野1～2丁目、神明1～3丁目、辰沼2丁目、六木 1～4丁目	21,015	1.91	0.9
区立辰沼小学校・都営 辰沼町アパート一帯	足立区辰沼、谷中	58,977	40,538	10	加平2～3丁目、神明南1～2丁目、大谷田5丁目、 辰沼1丁目、谷中3～5丁目、北加平町	19,973	2.03	1.0
区立青井中学校・ 都営青井三丁目アパ ート一帯	足立区青井	68,265	39,138	6	青井1～6丁目	17,465	2.24	0.8
栗原団地一帯	足立区栗原	67,661	41,365	5	栗原1～2丁目、島根3～4丁目、梅島3丁目	15,815	2.62	1.2

避難場所名	所在地	区域面積 (㎡)	避難有効面積 (㎡)	町丁 数	利用する町丁名	避難計画人口 (人)	1人当りの 面積 (㎡/1人)	最遠避難 距離 (km)
竹の塚小学校一帯	足立区竹の塚、六月	90,884	60,548	4	竹の塚1～2丁目の各一部、六月2～3丁目	8,524	7.10	0.6
竹ノ塚駅東口・竹の塚センター一帯	足立区竹の塚	73,541	43,826	4	竹の塚1～2丁目の各一部、竹の塚5～6丁目	9,487	4.62	0.6
第十四中学校一帯	足立区西竹の塚	55,319	33,826	4	伊興1、3丁目、西竹の塚1～2丁目	8,198	4.13	0.4
区立舎人第一小学校・都営舎人町アパルト一帯	足立区舎人	88,870	57,075	6	舎人4～6丁目、入谷2～4丁目	11,188	5.10	0.8
区立鹿浜未来小学校一帯	足立区鹿浜	56,526	28,882	4	加賀1丁目、2丁目の一部、鹿浜6丁目、5丁目の一部	6,395	4.52	0.6
都営花畑第4アパルト一帯	足立区花畑	87,785	57,906	1	花畑8丁目	2,513	23.04	0.1
宮城ファミリー公園・江南中学校一帯	足立区宮城	52,540	32,706	2	宮城1～2丁目	4,320	7.57	0.8
ハートア일랜드新田一帯	足立区新田	195,281	119,974	3	新田1～3丁目	15,890	7.55	1.1
西新井駅西口地区一帯	足立区関原、西新井栄町	113,347	40,510	6	関原3丁目、西新井栄町1～3、西新井本町5丁目、梅田8丁目	20,600	1.97	0.6
都立足立高校一帯	足立区中央本町	69,306	39,650	7	中央本町1～5丁目、梅島1～2丁目	22,536	1.76	0.8
東京電機大学一帯	足立区千住旭町、日ノ出町	87,783	28,628	5	千住旭町、千住東2丁目、日ノ出町、柳原1～2丁目	24,741	1.16	0.8
千住大橋駅地区一帯	足立区千住緑町、千住河原町、千住橋戸町	55,559	35,976	7	千住河原町、千住宮元町、千住橋戸町、千住仲町、千住緑町1～3丁目	17,698	2.03	0.8
都営扇三丁目第2アパルト一帯	足立区扇	52,576	37,384	6	扇三丁目、興野二丁目、西新井本町一丁目、西新井本町二丁目、西新井本町三丁目及び西新井本町四丁目	19,567	1.91	0.8

## ■地区内残留地区

地区名	面積 (h a)	所在地	地区内避難人口 (人)
入谷地区	115	入谷6～9丁目	9,829

### ◇避難場所について

#### (1) 目的

地震火災が拡大し、危険が拡大するような場合、都民の生命の安全確保を最優先に考え、東京都都市整備局が区部を対象に指定している。

#### (2) 指定の考え方

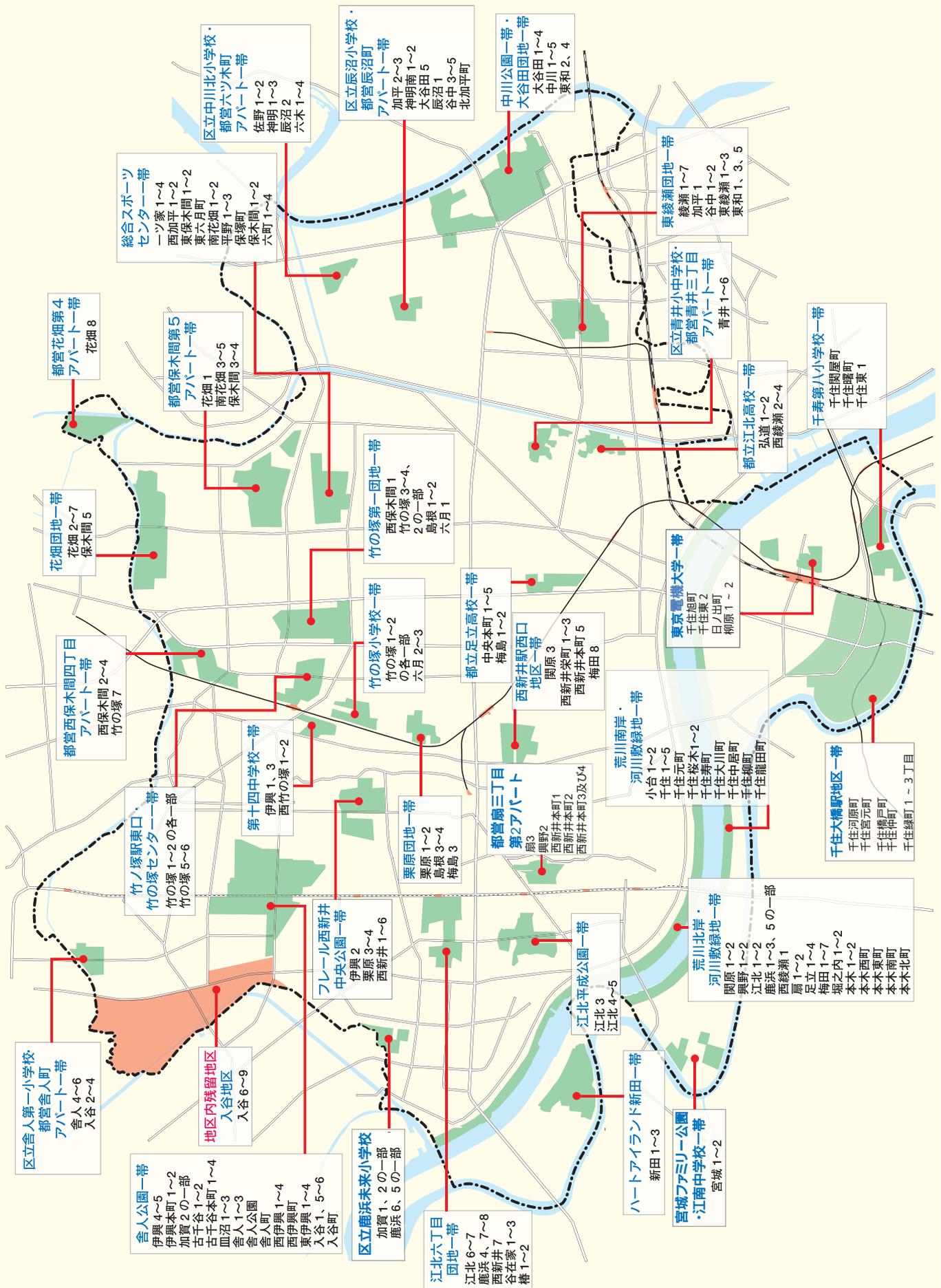
避難場所は、避難場所周辺で火災が拡大した場合のふく射熱を考慮した上で利用可能な空間として、避難計画人口一人当たりの避難有効面積 1 m<sup>2</sup>以上を確保することを原則とする。

### ◇地区内残留地区について

地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない区域を、東京都都市整備局が指定している。

- ・ 木造家屋が 50 棟以上連担しない。
- ・ 地区内に耐火建物・準耐火建物の建築面積が全建築面積の 7 割以上を占める。
- ・ 上記の町丁の連なりが 65 h a 以上の面積にわたり広がっている。
- ・ 現地の状況から、火災が発生した場合に逃げ切れなくなるような状況がみられない。

# 大震災時における避難場所地区概略図



## 第 47 第一次避難所一覽（震災時）

（各部）  
（本編 震災編 P. 251、467）

### 1 区立小学校

令和 7 年 10 月現在

番号	学校名	住所
1	千 寿 小 学 校	千住宮元町 6-1
2	千 寿 本 町 小 学 校	千住 3-30
3	千 寿 双 葉 小 学 校	千住大川町 17- 1
4	千 寿 常 東 小 学 校	千住旭町 10-31
5	足 立 小 学 校	足立 3-11-5
6	千 寿 桜 小 学 校	千住桜木 1-8-15
7	千 寿 第 八 小 学 校	千住関屋町 16-1
8	西 新 井 小 学 校	西新井本町 4-9-27
9	西 新 井 第 一 小 学 校	西新井 6-21-3
10	西 新 井 第 二 小 学 校	西新井 4-34-1
11	西 伊 興 小 学 校	伊興 2-6-1
12	興 本 小 学 校（興 本 扇 学 園）	扇 3-22-1
13	本 木 小 学 校	本木北町 7-1
14	寺 地 小 学 校	扇 1-7-1
15	関 原 小 学 校	関原 3-38-3
16	江 北 小 学 校	江北 4-21-1
17	扇 小 学 校	扇 2-30-1
18	鹿 浜 第 一 小 学 校	谷在家 2-24-1
19	鹿 浜 未 来 小 学 校	鹿浜 5-18-1
20	鹿 浜 五 色 桜 小 学 校	鹿浜 4-20-22
21	皿 沼 小 学 校	皿沼 1-19-1
22	新 田 小 学 校（新 田 学 園）	<第一校舎> 新田 3-34-2 <第二校舎> 新田 3-30-16
23	宮 城 小 学 校	宮城 1-27-25
24	舎 人 小 学 校	舎人 1-25-32
25	舎 人 第 一 小 学 校	舎人 6-4-1
26	足 立 入 谷 小 学 校	入谷 3-8-1
27	古 千 谷 小 学 校	古千谷本町 4-12-16
28	梅 島 小 学 校	梅田 7-35-1
29	梅 島 第 一 小 学 校	梅島 3-37-4
30	梅 島 第 二 小 学 校	梅田 3-27-4
31	島 根 小 学 校	島根 3-28-11

番号	学校名	住所
32	中 島 根 小 学 校	島根 2-9-22
33	亀 田 小 学 校	西新井栄町 1-1-1
34	栗 原 小 学 校	西新井栄町 2-10-18
35	栗 原 北 小 学 校	栗原 4-25-9
36	栗 島 小 学 校	青井 6-13-10
37	加 平 小 学 校	六町 3-3-11
38	東 栗 原 小 学 校	一ツ家 3-20-1
39	平 野 小 学 校	平野 3-6-3
40	弥 生 小 学 校	中央本町 2-5-1
41	弘 道 小 学 校	西綾瀬 4-7-27
42	弘 道 第 一 小 学 校	弘道 1-20-8
43	青 井 小 学 校	青井 3-12-2
44	綾 瀬 小 学 校	綾瀬 3-12-15
45	東 綾 瀬 小 学 校	東綾瀬 2-15-15
46	東 加 平 小 学 校	加平 1-12-12
47	東 渕 江 小 学 校	東和 3-20-11 ※
48	中 川 小 学 校	大谷田 3-17-20
49	中 川 北 小 学 校	六木 1-6-10
50	辰 沼 小 学 校	谷中 5-12-1
51	中 川 東 小 学 校	大谷田 2-1-10
52	北 三 谷 小 学 校	東和 1-17-12
53	大 谷 田 小 学 校	中川 4-41-27
54	長 門 小 学 校	中川 1-19-32
55	花 畑 小 学 校	南花畑 3-22-1
56	花 畑 第 一 小 学 校	花畑 1-29-1
57	花 畑 西 小 学 校	花畑 4-21-1
58	桜 花 小 学 校	花畑 6-4-6
59	花 保 小 学 校	南花畑 2-19-1
60	六 木 小 学 校	六木 3-21-11
61	渕 江 小 学 校	西保木間 1-10-3
62	渕 江 第 一 小 学 校	保木間 3-27-1
63	西 保 木 間 小 学 校	西保木間 4-2-1
64	保 木 間 小 学 校	竹の塚 3-6-3
65	竹 の 塚 小 学 校	竹の塚 1-8-1
66	伊 興 小 学 校	伊興 4-16-1
67	東 伊 興 小 学 校	東伊興 1-4-15

※ 令和9年3月まで施設更新工事予定

## 2 区立中学校

番号	学校名	住所
1	第一中学校	千住河原町 4-7
2	千寿桜堤中学校	柳原 2-49-1
3	千寿青葉中学校	千住宮元町 27-6
4	第四中学校	梅島 1-2-33
5	第五中学校	西新井本町 2-3-1
6	第六中学校	本木西町 16-1
7	第七中学校	関原 3-32-14
8	第九中学校	梅田 6-32-1
9	第十中学校	梅島 3-23-3
10	第十一中学校	弘道 1-38-15
11	第十二中学校	大谷田 1-37-1
12	第十三中学校	神明南 1-16-1
13	第十四中学校	西竹の塚 1-8-1
14	江南中学校	宮城 1-8-4
15	新田中学校（新田学園）	新田 3-34-2
16	鹿浜菜の花中学校	江北 7-17-11
17	東島根中学校	平野 1-27-2
18	浏江中学校	保木間 3-6-6
19	竹の塚中学校	西保木間 4-12-13
20	東綾瀬中学校	綾瀬 3-23-14
21	青井中学校	青井 4-19-1
22	花畑中学校	花畑 1-31-1
23	蒲原中学校	東和 3-17-15
24	西新井中学校	西新井 7-22-1
25	入谷中学校	入谷 3-6-1
26	江北桜中学校	江北 1-17-1
27	伊興中学校	伊興 5-17-1
28	花畑北中学校	花畑 6-12-35
29	谷中中学校	谷中 3-14-1
30	花保中学校	南花畑 2-41-1
31	栗島中学校	中央本町 5-23-1
32	扇中学校（興本扇学園）	扇 3-18-14
33	加賀中学校	加賀 2-25-22
34	入谷南中学校	入谷 1-24-1
35	六月中学校	六月 1-30-1

### 3 都立高校

番号	学校名	住所
1	江 北 高 校	西綾瀬 4-14-30
2	足 立 高 校	中央本町 1-3-9
3	足 立 工 科 高 校	西新井 4-30-1
4	淵 江 高 校	東保木間 2-10-1
5	足 立 西 高 校	江北 5-7-1
6	足 立 東 高 校	大谷田 2-3-5
7	青 井 高 校	青井 1-7-35
8	足 立 新 田 高 校	新田 2-10-16
9	小 台 橋 高 校	小台 2-1-31

### 4 その他

番号	施設名	住所
1	東京朝鮮第四初中級学校	興野 1-18-12
2	東京未来大学	千住曙町 34-12
3	東京芸術大学千住校地	千住 1-25-1
4	帝京科学大学	千住桜木 2-2-1
5	帝京科学大学2号館	千住元町 34-1
6	東京電機大学東京千住 アネック	千住旭町 38-1
7	足立学園	千住旭町 40-24
8	潤徳学園	千住 2-11
9	文教大学	花畑 5-6-1
10	順天中学校・順天高等学校 新田キャンパス	新田 2-9-3
11	東京みらい中学校・ 飛鳥未来高等学校	足立 1-13-26
12	トーキョージャンボ ゴルフセンター	入谷 9-26-1

## 第48 福祉避難所（第二次避難所）一覧（震災時）

（各部）

（本編 震災編 P. 251、467）

令和7年10月現在

番号	施設名	所在地
1	足立区総合ボランティアセンター	日ノ出町 27-3-102
2	綾瀬福祉園	東綾瀬 1-26-2
3	足立区障がい福祉センターあしすと	梅島 3-31-19
4	足立あかしあ園	青井 4-30-5
5	綾瀬あかしあ園	綾瀬 7-2-5
6	東六月町ひまわり作業所	東六月町 5-20
7	西伊興ひまわり園	西伊興 2-1-8
8	西新井ひまわり工房	西新井 2-11-4
9	梅田ひまわり工房	梅田 5-27-11
10	谷在家障がい福祉施設	谷在家 3-13-1
11	神明障がい福祉施設	神明南 2-6-18
12	特別養護老人ホームさの	佐野 2-30-12
13	特別養護老人ホーム扇	扇 1-52-23
14	特別養護老人ホーム六月	六月 1-6-1
15	日の出デイサービスセンター	日ノ出町 27-3-101
16	竹の塚障がい福祉館(センター1F)	竹の塚 2-25-17
17	竹の塚地域学習センター	竹の塚 2-25-17
18	中央本町地域学習センター	中央本町 3-15-1
19	東和地域学習センター	東和 3-12-9
20	佐野地域学習センター	佐野 2-43-5
21	舎人地域学習センター	舎人 1-3-26
22	保塚地域学習センター	保塚町 7-16

番号	施設名	所在地
23	江北地域学習センター	江北 3-39-4
24	興本地域学習センター	興野 1-18-38
25	伊興地域学習センター	伊興 2-4-22
26	鹿浜地域学習センター	鹿浜 6-8-1
27	梅田地域学習センター	梅田 7-33-1
28	花畑地域学習センター	花畑 4-16-8
29	総合スポーツセンター	東保木間 2-27-1
30	新田地域学習センター	新田 2-2-2
31	千住スポーツ公園管理棟	千住緑町 2-1-1
32	江南中学校（一部）	宮城 1-8-4
33	特別養護老人ホーム千住桜花苑	千住元町 18-19
34	足立区こども支援センターげんき	梅島 3-28-8
35	特別養護老人ホーム足立新生苑	花畑 4-39-10
36	特別養護老人ホームプレミアム扇	扇 1-3-5
37	特別養護老人ホーム中央本町杉の子園	中央本町 4-14-20
38	特別養護老人ホームハピネスあだち	江北 3-14-1
39	特別養護老人ホームはるかぜ	東保木間 1-19-5
40	特別養護老人ホームイーストピア東和	東和 4-7-23
41	特別養護老人ホームウエルガーデン伊興園	伊興 3-7-4
42	介護老人保健施設千寿の郷	柳原 2-33-6
43	介護老人保健施設足立老人ケアセンター	保木間 5-23-20
44	介護老人保健施設しらさぎ	梅田 8-12-10
45	介護老人保健施設レーベンハウス	西新井本町 2-23-1
46	（医）成仁介護老人保健施設	大谷田 2-18-12
47	介護老人保健施設いずみ	西新井 5-35-2
48	介護老人保健施設むくげのいえ	西新井本町 1-25-36

番号	施設名	所在地
49	介護老人保健施設ホスピア東和	東和 4-7-8
50	社会福祉法人からしだねうめだ・あけぼの学園	梅田 7-12-15
51	特別養護老人ホーム奉優の家	佐野 1-29-3
52	特別養護老人ホームケアホーム足立	入谷 1-8-15
53	特別養護老人ホーム古千谷苑	古千谷本町 1-3-19
54	特別養護老人ホームピオーネ西新井	西新井 1-33-15
55	特別養護老人ホーム足立万葉苑	六月 2-11-20
56	介護老人保健施設イルアカーサ	六木 4-9-10
57	特別養護老人ホームル・ソラリオン綾瀬	東綾瀬 3-9-1
58	特別養護老人ホームル・ソラリオン西新井	西新井 3-14-3
59	特別養護老人ホーム紫磨園	入谷 3-3-6
60	特別養護老人ホーム足立翔裕園	入谷 9-15-18
61	特別養護老人ホーム竹の塚翔裕園	竹の塚 7-19-14
62	特別養護老人ホームさくら	皿沼 2-8-8
63	東京電機大学東京千住キャンパス	千住旭町 5
64	舎人あかしあ園	古千谷本町 2-25-11
65	特別養護老人ホーム花畑あすか苑	花畑 4-20-1
66	特別養護老人ホームレスペート千住	千住桜木 2-11-8
67	綾瀬なないろ園	綾瀬 7-14-12
68	竹の塚福祉園・竹の塚ひまわり園	竹の塚 7-19-7
69	F L A P - Y A R D	扇 1-44-15
70	東京都立花畑学園	南花畑 5-24-49
71	江北ひまわり園	江北 1-26-22
72	東京都立足立特別支援学校	花畑 7-23-15
73	特別養護老人ホームケアホーム花畑	花畑 8-7-6
74	花畑あかしあ園	花畑 3-16-4

番号	施設名	所在地
75	特別養護老人ホーム花ざかり	中央本町 2-24-11
76	ハーモニー竹の塚第3	東六月町 11-5
77	特別養護老人ホーム新田楽生苑	新田 1-21-20
78	陽光	東伊興 1-6-12
79	特別養護老人ホームグレイスホーム	西新井本町 4-13-16
80	特別養護老人ホームロイヤル足立	舎人 3-1-19
81	特別養護老人ホームピオーネ足立	平野 1-7-7
82	タムスさくらの杜花畑	花畑 3-15-5
83	東京みらい児童発達支援センター	足立 1-13-26

## 第 49 足立区避難所運営本部設置要綱

(各部)

(本編 P. 468)

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害発生時に足立区立小・中学校及び区内の東京都立高等学校等に開設する第一次避難所を自主的に管理運営する避難所運営本部の組織及び運営について定めることにより、被災者が安心できる避難所生活を確保することを目的とする。

(避難所運営本部の組織)

第 2 条 避難所運営本部は、第一次避難所ごとに設置し、避難する地域の町会・自治会等をもって組織する。

- 2 避難所運営本部に本部長その他の役員を置く。
- 3 本部長は、避難所における管理・運営を総括する。
- 4 各町会・自治会等ごとに副本部長を選出し、副本部長は本部長を補佐し、本部長不在のときには本部長の任務を代行する。
- 5 副本部長の下に部長を置き、部長は次項の部を統括する。
- 6 部は、庶務部、物資部、救護・衛生部、施設管理部の 4 部とし、その他必要に応じて部を設置することができる。
- 7 前項の部の役割については、次の各号に掲げる部の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 庶務部 避難所の設営、避難者受入、情報収集、機関連携等
  - (2) 物資部 食糧、水、生活物資、物品等の管理等
  - (3) 救護・衛生部 傷病人等の救護、健康管理、衛生管理等
  - (4) 施設管理部 建物の安全確認・維持・補修、仮設トイレ・テントの設置、警備等

(避難所の開設)

第 3 条 第一次避難所は、災害発生時の被害状況に応じて、災害対策本部長の指示を受けた福祉部長が開設する。

- 2 震度 5 弱以上の地震が発生し、避難所周辺地区に多数の被災者が発生した場合は、避難所運営本部長の判断により、避難所を開設することができる。この場合に避難所運営本部長は、速やかに災害対策本部へ避難所を開設した旨を連絡し、災害対策本部の指示を受けるものとする。
- 3 避難所の管理運営については、「避難所運営手順書」によるものとする。

(避難所運営会議)

第 4 条 災害時に避難所運営本部を設置するために、平常時の組織として避難所運営会議を避難所ごとに置く。

- 2 避難所運営会議は、避難所運営本部に準じて組織する。
- 3 避難所運営会議は、災害発生時の避難所開設に備え、平常時において避難所運営訓

練を実施する。

4 災害発生時には避難所運営会議をもって避難所運営本部とする。

(本部長・庶務部長会議)

第5条 危機管理部と避難所運営会議との連携体制を確保し、第一次避難所に係る共通認識を高めるため、毎年1回避難所運営会議本部長・庶務部長会議を開催する。

2 前項の会議は、危機管理部長が招集する。

付 則 (平成16年6月22日 危機管理室長決定)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付 則 (29足危発第444号 平成29年7月14日 危機管理部長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

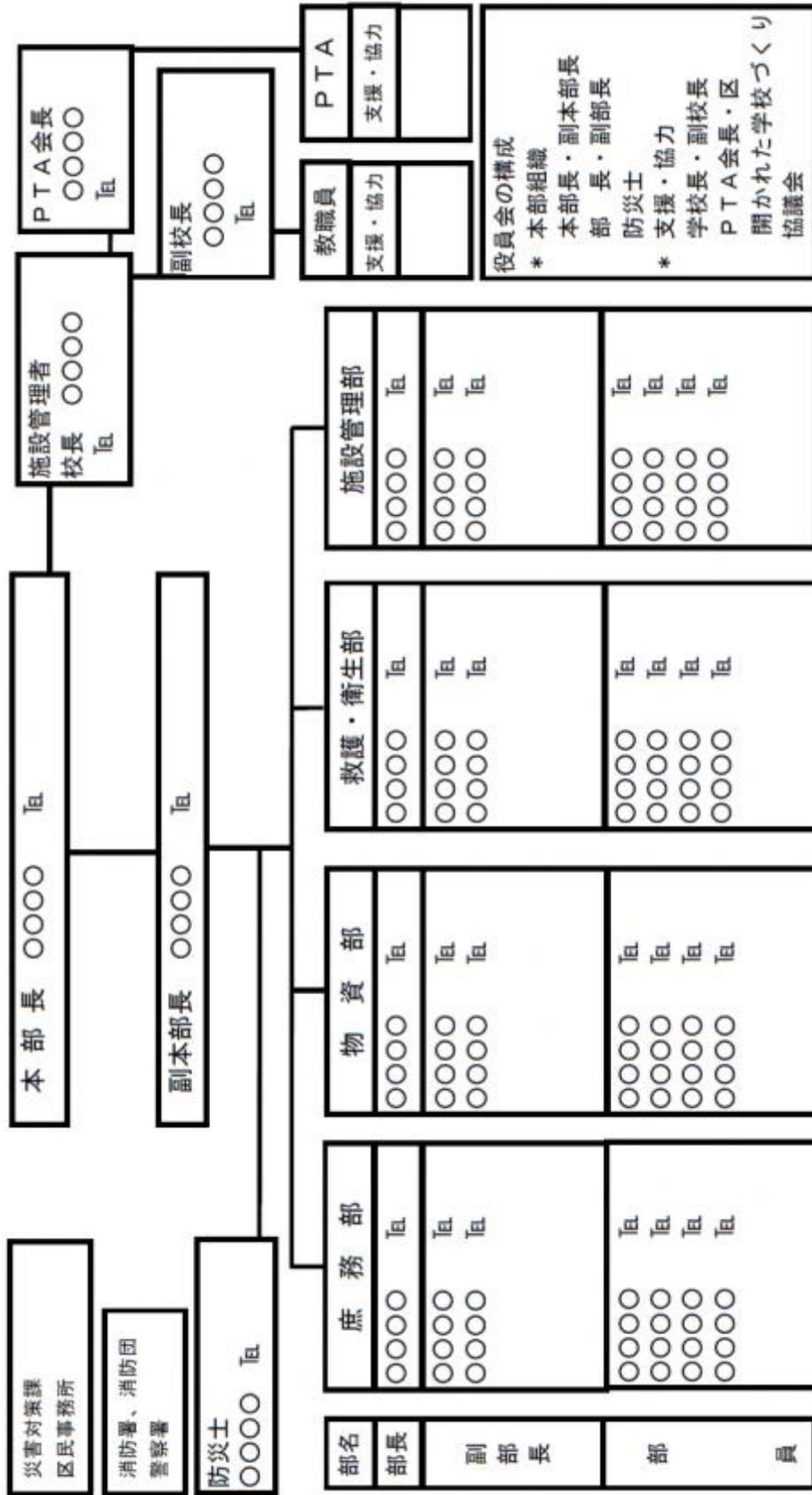
付 則 (5足危災発第1905号 令和5年11月9日 危機管理部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

# 第 50 避難所運営本部組織図例

(避難所運営本部)  
(本編 震災編 P. 466)

※ 個人情報につき取扱い注意



※ 提出いただいた名簿は避難所運営会議以外の目的には、一切使用いたしません。

※ 避難所の運営にあたり、女性や災害時要援護者の声を活かすためにも女性性が役員として、組織を横断して参画していくことが重要です。

# 第 51 避難所関係様式

(各部)

## 避難者カード (表面)

(本編 震災編 P. 255)

避難者カード		受付No
避難者の皆さまへ ◆ 一家族につき 1 枚ご記入ください。 ◆ 避難所のルールをご確認のうえ、以下の太線枠内のご記入をお願いします。 ◆ 感染症拡大防止のため、受付時に必ず避難者全員が検温をお願いします。		<b>案内居室</b>
		年      月      日      時      分
<b>避難日時</b>		
<b>世帯代表者 氏名</b>		
<b>住 所</b>		
<b>電話番号</b>		
<b>一緒に避難した家族の人数</b>	世帯代表者を含めて (                      ) 人	
<b>特に配慮が必要な方がいれば、ご記入をお願いします。</b>	(氏名)	
	(必要な配慮)	
<b>ペット動物の有無</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一緒に避難している → ペット登録カードをご記入ください。</li> <li>● 避難していない</li> </ul>	
<b>所属する町会・自治会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加入している → (町会・自治会名)</li> <li>● 加入していない</li> </ul>	
<b>避難所運営への協力</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアとして協力できる → 活動用ヒフスをお受け取りください。</li> </ul>	
・物品の運搬避難者への声かけ ・物品の運搬 ・施設内の清掃 など	協力者： <ul style="list-style-type: none"> <li>● 協力できない</li> </ul>	
協力を活かせる資格等がありましたらご記入ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 看護・介護関連</li> <li>● その他</li> </ul> (                      )	検温確認欄 ※ 発熱 (37.5度以上) を確認した場合は、感染症対策居室を案内してください。	
	<b>検温確認者</b>	
	(検温で37.5度以上の方) 氏名・年齢・性別	



## ペット登録カード

### ペット受付カード兼避難所利用同意書

◆ペット動物と一緒に避難した方はご記入をお願いします。

No.

飼 い 主	氏 名				
	住 所				
	電 話				
ペ ッ ト	ペット 名 前	①	②	③	④
	動 物 種 類	犬・猫 その他 (            )	犬・猫 その他 (            )	犬・猫 その他 (            )	犬・猫 その他 (            )
	特 徴  (マイクロ チップや 種類等)				
同 意 欄	<p>避難所運営本部長及び従事者 様</p> <p>私は、避難所を利用するにあたり、以下について確認の上、同意いたします。</p> <p>① 避難所のルールに従い、飼い主が責任を持って飼育管理に努めます。</p> <p>② ペットに関するトラブルは、飼い主が責任を持って解決に努めます。</p> <p>③ 避難所運営本部の指示に従わなかった場合、避難所の利用制限を求められても異議はありません。</p> <p>④ ペットの負傷や死亡、逃走などに関する事象について、その原因の如何にかかわらず、避難所運営関係者及び区は一切の責任を負わないものとし、損害賠償を求めません。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日    署名 _____</p> <p>※ 同意が得られない場合、避難所への受入れができない場合がございます。</p>				



# 収容状況一覧表（居室別）

避難所

居室名

No.	世帯名	A (B+C) 総人員	B 男	C 女	内 訳		備 考
					D 幼児	E 高齢者	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
計					( )	( )	

# 収容状況総集計表

避難所

年 月 日 ( ) 第 回目

居室名	世帯数	A (B+C) 総人員	B 男	C 女	内 訳		備 考
					D 幼児	E 高齢者	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
					( )	( )	
計					( )	( )	

## 物品管理簿

<b>物品管理簿</b>						
避難所名						
<b>備蓄物品</b>						
<b>保管場所</b>						
月/日	時間 (配付した時間帯)	受 (受けた数)	払 (使用数)	現在数 (残りの数)	備考	記入者
/					備蓄数	/
/						
/						
/						
/						
/						

※ 必ず、物資 1 種類につき 1 枚記入してください。

※ この受払簿は、避難所閉鎖時に必ず区職員に渡してください。

月/日	時間 (配付した時間帯)	受 (受けた数)	払 (使用数)	現在数 (残りの数)	備考	記入者
/				1,600	備蓄数	/
10/12	16:00~ 17:00	0	100	1,500	1 回目配付	○○
10/12	19:00~ 19:30	0	70	1,430	避難者増に伴い 2 回目配付	○○

避難所運営従事者・避難者数報告書

**避難所運営従事者・避難者数報告書**

<b>避難所名</b>	
-------------	--

<b>第 報</b>	<b>報告日時</b>	<b>月</b>	<b>日</b>	<b>時</b>	<b>分</b>
	<b>報告者</b>				

<b>避難者数</b>	人	・要配慮者：	人
		・ペット動物：	匹
<b>運営従事者数</b>	人	・運営会議：	人
		・学校関係者：	人
		・区職員：	人
		・ボランティア：	人

《特記事項》 災对本部への報告事案

受信確認
受信者名



福祉管理課へ写しを持参				
報告日時	月	日	時	分
報告者名				

## 第 52 足立区応急対策用物資備蓄場所一覧

(本編 震災編 P.205、267、風水害編 P.85、87)

### 1 災害備蓄倉庫

	倉庫名	所在地	規模(床面積)	設置年度
1	大谷田災害備蓄倉庫	大谷田 1-1	313.77 m <sup>2</sup>	S 52
2	舎人災害備蓄倉庫① (民間借用)	入谷 6-2-11	430.10 m <sup>2</sup>	S 52
3	千住桜木災害備蓄倉庫	千住桜木 2-17-4	400.00 m <sup>2</sup>	S 55
4	興本備災害蓄倉庫	興野 1-1-10	641.66 m <sup>2</sup>	S 61
5	保木間災害備蓄倉庫	保木間 3-33-1	689.20 m <sup>2</sup>	H 4
6	第二舎人災害備蓄倉庫	舎人 6-10-11	903.15 m <sup>2</sup>	H 26
7	舎人災害備蓄倉庫② (民間借用)	入谷 6-2-11	825.00 m <sup>2</sup>	R 6
8	千住関屋災害備蓄倉庫 (民間借用)	千住関屋町 9-1	736.79 m <sup>2</sup>	R 7

### 2 学校備蓄庫(小学校)

	名称	所在地	規模(床面積)
1	千寿小学校	千住宮元町 6-1	外倉庫、0.5 教室分 2 階
2	千寿本町小学校	千住 3-30	1 教室分 1 階
3	千寿双葉小学校	千住大川町 17-1	1 教室分 1 階
4	千寿常東小学校	千住旭町 10-31	1 教室分 2 階
5	足立小学校	足立 1-13-10	2 教室分 1・3 階
6	千寿桜小学校	千住桜木 1-8-15	1 教室分 2 階
7	千寿第八小学校	千住関屋町 16-1	1 教室分 1 階
8	西新井小学校	西新井本町 4-9-27	1 教室分 1 階
9	西新井第一小学校	西新井 6-21-3	1/2 教室分 1 階
10	西新井第二小学校	西新井 4-34-1	1 教室分 外倉庫 2 階
11	西伊興小学校	伊興 2-6-1	1 教室分 外倉庫
12	興本小学校	扇 3-22-1	0.5 教室分 1 階、外倉庫
13	本木小学校	本木北町 7-1	1 階 (100 m <sup>2</sup> )
14	寺地小学校	扇 1-7-1	2 教室分 1 階
15	関原小学校	関原 3-38-3	1 教室分 1 階
16	江北小学校	江北 4-21-1	2.5 教室分 2 階 外倉庫
17	扇小学校	扇 2-30-1	1.5 教室分 2 階
18	鹿浜五色桜小学校	鹿浜 4-20-22	1.5 教室分 1 階
19	鹿浜第一小学校	谷在家 2-24-1	外倉庫 (63 m <sup>2</sup> )
20	鹿浜未来小学校	鹿浜 5-18-1	2.5 教室分 1・2 階
21	皿沼小学校	皿沼 1-19-1	1 教室分 1 階
22	新田学園第二校舎 (新田小学校)	新田 3-30-16	1.5 教室分 1 階
23	宮城小学校	宮城 1-27-25	0.5 教室分 3 階、外倉庫
24	舎人小学校	舎人 1-25-32	0.5 教室分 2 階
25	舎人第一小学校	舎人 6-4-1	1 教室分 1・4 階

	名 称	所 在 地	規 模 (床面積)
26	足立入谷小学校	入谷 3-8-1	1 教室分 3 階、外倉庫
27	古千谷小学校	古千谷本町 4-12-16	外倉庫 (30 m <sup>2</sup> )
28	梅島小学校	梅田 7-35-1	外倉庫 (100 m <sup>2</sup> )
29	梅島第一小学校	梅島 3-37-4	1.5 教室分 2 階
30	梅島第二小学校	梅田 3-27-4	1.5 教室分 4 階
31	島根小学校	島根 3-28-11	外倉庫 (100 m <sup>2</sup> )
32	中島根小学校	島根 2-9-22	1 教室分 外倉庫
33	亀田小学校	西新井栄町 1-1-1	1.5 教室分 1・2 階
34	栗原小学校	西新井栄町 2-10-18	外倉庫、1 階昇降口付近 (10 m <sup>2</sup> )
35	栗原北小学校	栗原 4-25-9	外倉庫 (44 m <sup>2</sup> )
36	栗島小学校	青井 6-13-10	1 教室分 1・3 階
37	加平小学校	六町 3-3-11	1.5 教室分 1 階
38	東栗原小学校	一ツ家 3-20-1	1.5 教室分 2・3 階
39	平野小学校	平野 3-6-3	1 教室分 1 階
40	弥生小学校	中央本町 2-5-1	1 教室分 1 階
41	弘道小学校	西綾瀬 4-7-27	1.5 教室分 2・3 階
42	弘道第一小学校	弘道 1-20-8	2 教室分 1・3 階
43	青井小学校	青井 3-12-2	1 教室分・4 階、外倉庫 (10 m <sup>2</sup> )
44	綾瀬小学校	綾瀬 3-12-15	外倉庫 (36 m <sup>2</sup> )
45	東綾瀬小学校	東綾瀬 2-15-15	外倉庫 (48 m <sup>2</sup> )
46	東加平小学校	加平 1-12-12	1 教室分 3 階
47	東湊江小学校	東和 3-20-11	外倉庫 (32 m <sup>2</sup> )
48	中川小学校	大谷田 3-17-20	1 教室分 外倉庫
49	中川北小学校	六木 1-6-10	1 教室分 1 階
50	辰沼小学校	谷中 5-12-1	0.5 教室 1 階、外倉庫
51	中川東小学校	大谷田 2-1-10	0.5 教室 1 階、外倉庫
52	北三谷小学校	東和 1-17-12	2 教室分 1・2 階
53	大谷田小学校	中川 4-41-27	1.5 教室分 2・3 階
54	長門小学校	中川 1-19-32	1 教室分 1 階
55	花畑小学校	南花畑 3-22-1	1.5 教室分 1・2 階
56	花畑第一小学校	花畑 1-29-1	1.5 教室分 1・3 階
57	花畑西小学校	花畑 4-21-1	1.5 教室分 3 階、外倉庫
58	桜花小学校	花畑 6-4-6	0.5 教室分 1 階、外倉庫
59	花保小学校	南花畑 2-19-1	1 教室分 1 階
60	六木小学校	六木 3-21-11	1.5 教室分 1・2 階
61	湊江小学校	西保木間 1-10-3	1.5 教室分 2・3 階
62	湊江第一小学校	保木間 3-27-1	外倉庫 (32 m <sup>2</sup> )
63	西保木間小学校	西保木間 4-2-1	1 教室分 3 階
64	保木間小学校	竹の塚 3-6-3	1 教室分 1・3 階
65	竹の塚小学校	竹の塚 1-8-1	1.5 教室分 1・2 階
66	伊興小学校	伊興 4-16-1	外倉庫 (100 m <sup>2</sup> )
67	東伊興小学校	東伊興 1-4-15	1 教室分 1 階、外倉庫 (10 m <sup>2</sup> )

### 3 学校備蓄庫（中学校）

	名 称	所 在 地	規 模（床面積）
1	第一中学校	千住河原町 4-7	外倉庫、0.5 教室分 4 階
2	千寿桜堤中学校	柳原 2-49-1	外倉庫（83 m <sup>2</sup> ）
3	千寿青葉中学校	千住宮元町 27-6	外倉庫（42 m <sup>2</sup> ）、2 階
4	第四中学校	梅島 1-2-33	外倉庫（25.93 m <sup>2</sup> ）
5	第五中学校	西新井本町 2-3-1	1 教室分 1 階
6	第六中学校	本木西町 16-1	1 教室分 4 階
7	第七中学校	関原 3-32-14	1 教室分 外倉庫
8	第九中学校	梅田 6-32-1	外倉庫（10 m <sup>2</sup> ）、0.5 教室分 4 階
9	第十中学校	梅島 3-23-3	1.5 教室分 1・4 階
10	第十一中学校	弘道 1-38-15	外倉庫（100 m <sup>2</sup> ）
11	第十二中学校	大谷田 1-37-1	0.5 教室分 外倉庫
12	第十三中学校	神明南 1-16-1	1 教室分 1 階
13	第十四中学校	西竹ノ塚 1-8-1	外倉庫（26 m <sup>2</sup> ）
14	江南中学校	宮城 1-8-4	1 教室分 4 階
15	新田学園（新田中学校）	新田 3-34-2	1 階（113 m <sup>2</sup> ）
16	鹿浜菜の花中学校	鹿浜 5-18-1	2 教室分 1・2 階
17	東島根中学校	平野 1-24-2	1.25 教室分 2 階
18	溯江中学校	保木間 3-6-6	0.5 教室分 1 階、外倉庫
19	竹の塚中学校	西保木間 4-12-13	1 教室分 2 階
20	東綾瀬中学校	綾瀬 3-23-14	1.5 教室分 1・2 階
21	青井中学校	青井 4-19-1	1 教室分 1 階・外倉庫
22	花畑中学校	花畑 1-31-1	1 教室分 1 階
23	蒲原中学校	東和 3-17-15	外倉庫（42 m <sup>2</sup> ）
24	西新井中学校	西新井 7-22-1	1.5 教室分 1 階
25	入谷中学校	入谷 3-6-1	1 教室分 4 階
26	伊興中学校	伊興 5-17-1	外倉庫、3 階 1.5 教室分
27	花畑北中学校	花畑 6-12-35	1.5 教室分 1・3 階
28	谷中中学校	谷中 3-14-1	1 教室分 1 階
29	花保中学校	南花畑 2-41-1	1 教室分 1・3 階
30	栗島中学校	中央本町 5-23-1	1 教室分 外倉庫
31	扇中学校	扇 3-18-14	外倉庫（100 m <sup>2</sup> ）
32	加賀中学校	加賀 2-25-22	1 教室分 3 階
33	入谷南中学校	入谷 1-24-1	1 教室分 1 階・4 階
34	六月中学校	六月 1-30-1	1 教室分 外倉庫
35	江北桜中学校	江北 1-17-1	1 教室分 1 階・外倉庫 2 階

#### 4 学校備蓄庫（都立高校）

	名 称	所 在 地	規 模（床面積）
1	都立江北高校	西綾瀬 4-14-30	外倉庫 (26 m <sup>2</sup> )
2	都立小台橋高等学校	小台 2-1-31	外倉庫 (31 m <sup>2</sup> )
3	都立足立東高校	大谷田 2-3-5	1階 (26 m <sup>2</sup> )
4	都立足立新田高校	新田 2-10-16	0.5 教室分 4階
5	都立足立工科高校	西新井 4-30-1	0.5 教室分 2階
6	都立足立高校	中央本町 1-3-9	0.5 教室分
7	都立青井高校	青井 1-7-35	外倉庫

#### 5 その他の倉庫等

	名 称	所 在 地	規 模（床面積）
1	東京都朝鮮第四初中級学校	興野 1-18-12	1階
2	東京未来大学	千住曙町 34-12	外倉庫
3	東京芸術大学	千住 1-25-1	4階
4	帝京科学大学	千住桜木 2-2-1	1階
5	東京電機大学 東京千住アネックス	千住旭町 38	1階 (120 m <sup>2</sup> )
6	文教大学 東京あだちキャンパス	花畑 5-6-1	
7	足立学園	千住旭町 40-24	4階
8	潤徳学園	千住 2-11	外倉庫
9	日ノ出団地倉庫	日ノ出町 27	71 m <sup>2</sup>
10	元町アパート	千住元町 34-1	1階
11	桑袋ビオトープ公園	花畑 8-2-2	26 m <sup>2</sup>
12	生涯学習センター	千住 5-13-5	地下1階
13	区本庁舎地下1階倉庫	中央本町 1-17-1	地下1階
14	元宿さくら公園	千住元町 18	外倉庫 (15.36 m <sup>2</sup> )
15	千住龍田町防災ひろば	千住龍田町 9-1	外倉庫 (15 m <sup>2</sup> )
16	国道4号線高架下	千住 5	外倉庫 (24 m <sup>2</sup> )
17	千住スポーツ公園	千住緑町 2-1-1	外倉庫 (6 m <sup>2</sup> )
18	河添公園	綾瀬 2-46	外倉庫 (6 m <sup>2</sup> )
19	千住曙児童遊園	千住曙町 1-3-3	外倉庫 (6 m <sup>2</sup> )
20	海外産業人材育成協会 (AOTS)	千住東 1-30-1	外倉庫 (6 m <sup>2</sup> )
21	順天学園新田キャンパス	新田 2-9-3	4階

## 第 53 備蓄物品一覧

(各部)

(本編 震災編 P. 251、267、風水害編 P. 87)

保管場所別：災害備蓄倉庫（令和 8 年 1 月現在）

No.	分類	管理	品 名	単位	大 谷 田 災 害 備 蓄 倉 庫	舎 人 災 害 備 蓄 倉 庫①	千住桜木 災 害 備 蓄 倉 庫	興 本 災 害 備 蓄 倉 庫	保 木 間 災 害 備 蓄 倉 庫	
1	食糧		クラッカー	食						
2			アルファ化米（五目）	食						
3		都		アルファ化米（五目）	食	20,000				
4				アルファ化米（わかめ）	食					
5		都		アルファ化米（わかめ）	食	5,000				
6				アルファ化米（梅がゆ）	食					
7		都		アルファ化米（白がゆ）	食	5,000				
8				アルファ化米（低たんぱく）	食			1,000		
9		都		クリームサンドビスケット	食	12,120			28,200	
10		都		米粉クッキー	食	20,000			198,400	
11		都		アルファ化米（白米）	食	3,600				
12				レトルト玄米保存食（カレー）	食					
13				レトルト玄米保存食（トマト）	食					
14				レトルト玄米保存食（和風）	食					
15				レトルト玄米保存食（エスニック）	食					
16				フリーズドライごはん（梅しそ）	食					
17				フリーズドライごはん（カレー）	食					
18				フリーズドライごはん（ピラフ）	食					
19				防災食（栄養調整食品）	食					
20				粉ミルク	缶				27	
21				粉ミルク（アレルギー用）	缶				27	
22				とろみ調整食品	包				350	
23				災害備蓄用飲料水	ℓ					
24	給水・炊飯		カセットガスコンロ	台				15	15	
25			炊飯器	台			3	2	3	
26		日赤		炊飯器（プロパン）	台	2	1	2	4	9
27				鍋	個			3	3	33
28		都		鍋セット	式			2	1	36
29				紙コップ	個					
30				プラスチックコップ	個		3,000	300		
31				やかん（10ℓ）	個			6		
32				ポリタンク（20ℓ）	個	75	100			67
33				ポリタンク（300ℓ）	個	3	7	5	2	7
34				ポリタンク（1,000ℓ）	個					1
35				灯油用ポリタンク	個		2			
36				ろ水器	台					
37				プロパンガスコンロセット	式					
38				ザル	個					
39				柄杓	本					
40				缶切り	個					
41				食品用ラップフィルム	巻					
42				給水袋	袋	24,000	26,000	20,000	24,000	28,000
43				応急給水用資機材	式					
44				哺乳瓶	個					
45				哺乳瓶（使い捨て）	個					
46				かまどベンチ用燃料（5 kg）	箱					

No.	分類	管理	品名	単位	第二舎人 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫②	千住関屋 災害備蓄 倉庫	その他の 倉庫	避難所 備蓄倉庫	合計
1			クラッカー	食	700			55,860	239,920	296,480
2			アルファ化米（五目）	食	1000			9,050	268,050	278,100
3		都	アルファ化米（五目）	食						20,000
4			アルファ化米（わかめ）	食	1000			4,900	228,550	244,950
5		都	アルファ化米（わかめ）	食						5,000
6			アルファ化米（梅がゆ）	食					10,700	10,700
7		都	アルファ化米（白がゆ）	食						5,000
8			アルファ化米（低たんぱく）	食						1,000
9		都	クリームサンドビスケット	食				44,040		84,360
10		都	米粉クッキー	食						218,700
11		都	アルファ化米（白米）	食						3,600
12	食糧		レトルト玄米保存食（カレー）	食		36,000	2,250			38,250
13			レトルト玄米保存食（トマト）	食		36,000	2,250			38,250
14			レトルト玄米保存食（和風）	食		36,000	2,250			38,250
15			レトルト玄米保存食（エスニック）	食		36,000	2,250			38,250
16			フリーズドライごはん（梅しそ）	食		65,500	7,000			72,500
17			フリーズドライごはん（カレー）	食		65,500	7,000			72,500
18			フリーズドライごはん（ピラフ）	食		65,500	7,000			72,500
19			防災食（栄養調整食品）	食				18,640		18,640
20			粉ミルク	缶					1,797	1,824
21			粉ミルク（アレルギー用）	缶					125	152
22			とろみ調整食品	包					19,050	19,400
23			災害備蓄用飲料水	ℓ		284568		60,048	668,722	1,013,338
24			カセットガスコンロ	台	15			45	560	650
25			炊飯器	台						8
26		日赤	炊飯器（プロパン）	台						18
27			鍋	個					228	267
28		都	鍋セット	式					116	155
29			紙コップ	個					443,047	443,047
30			プラスチックコップ	個						3,300
31			やかん（10ℓ）	個					243	249
32			ポリタンク（20ℓ）	個				60	235	537
33			ポリタンク（300ℓ）	個						24
34	給水		ポリタンク（1,000ℓ）	個						1
35	・		灯油用ポリタンク	個					201	203
36	炊飯		ろ水器	台	8				116	124
37			プロパンガスコンロセット	式					126	126
38			ザル	個					191	191
39			柄杓	本					277	277
40			缶切り	個					268	268
41			食品用ラップフィルム	巻					1,190	1,190
42			給水袋	袋	24,300					146,300
43			応急給水用資機材	式					195	195
44			哺乳瓶	個					1,219	1,219
45			哺乳瓶（使い捨て）	個					12,400	12,400
46			かまどベンチ用燃料（5kg）	箱	3220			62,370	64	64

No.	分類	管理	品名	単位	大谷田 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫①	千住桜木 災害備蓄 倉庫	興本 災害備蓄 倉庫	保木間 災害備蓄 倉庫
47	救護・ 救急・ 搬送		担架	台	18	20			
48			リヤカー	台		2	5	10	
49		都	リヤカー	台	4	4	4	4	6
50			車椅子	台					15
51			災害備蓄用医薬品セット	式					
52		一輪車	台	5	10	5	5	10	
53	生活 用品		毛布	枚		850	14,300	2,280	
54		都	毛布	枚		7,000			2,300
55		都	カーペット（マット）	枚			2,505		2,700
56			エアーマット	枚		13810			
57			ベッドセット	式	76		58		
58			段ボールベッド	床					
59			段ボール間仕切り	枚		31			18
60		日赤	キャンパスベッド	床	10	10	18	25	14
61			アルミブランケット	枚					
62			うちわ	枚				7,500	
63			子ども用紙おむつ（S）	枚					
64			子ども用紙おむつ（M）	枚					
65			子ども用紙おむつ（L）	枚					
66			子ども用紙おむつ（BIG）	枚					
67			大人用紙おむつ（M）	枚					
68			大人用紙おむつ（M～L）	枚					
69			大人用紙おむつ（L）	枚					
70			生理用品	枚					
71			杖	本				120	
72			ペット用リード	本					
73			ケージ	個					25
74			ゴミ袋	枚					
75			要援護者ネームケースセット	式					
76			プライベートテント	張	3	3	3	15	17
77			テント（1.5間×2間）	張	2			5	
78		日赤	テント（1.5間×2間）	張	2	6		3	8
79			テント（2間×3間）	張	4	29	26	10	
80	日赤	テント（2間×3間）	張	2	9		2	15	
81		エアータント	張						
82	都	エアータント	張	1		1	1		
83	都	ロッジ型テント	張	10	10	10	10	10	
84		マウスウォッシュ	個						
85		歯磨きシート	枚						
86		蚊取線香	巻						
87		空気入れ	本	6	7	7	15	1	
88		ローソク	本						
89		タオル	枚	600	3,020		2,069	250	
90	都	簡易風呂セット	式			1			
91	都	風呂・シャワー	式			1		1	
92		ゴミ箱	個						
93		ビニール袋	枚						
94		スズランテープ	巻						
95		養生テープ	巻						
96		付箋（模造紙サイズ）	冊						
97		文具類	式						

No.	分類	管理	品名	単位	第二舎人 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫②	その他の 倉庫	避難所 備蓄倉庫	合計
47	救護・ 救急・ 搬送		担架	台					113
48			リヤカー	台					109
49		都	リヤカー	台	6				
50			車椅子	台	15				210
51			災害備蓄用医薬品セット	式					125
52			一輪車	台	10				
53			毛布	枚					264,547
54	都	毛布	枚	2,300				2,880	
55	都	カーペット（マット）	枚	2,700					
56		エアーマット	枚					176900	
57		ベッドセット	式						
58		段ボールベッド	床	350				150	
59		段ボール間仕切り	枚	18				708	
60	日赤	キャンパスベッド	床	14			6		
61		アルミブランケット	枚					146,400	
62		うちわ	枚					115,750	
63		子ども用紙おむつ（S）	枚	3,936				59,962	
64		子ども用紙おむつ（M）	枚	1,792				29,742	
65		子ども用紙おむつ（L）	枚	2,288				36,846	
66		子ども用紙おむつ（BIG）	枚	1,976				28,182	
67		大人用紙おむつ（M）	枚					33,134	
68		大人用紙おむつ（M～L）	枚	3,864				4,420	
69		大人用紙おむつ（L）	枚	1,488				28,618	
70		生理用品	枚	731				318,516	
71		杖	本					1,150	
72		ペット用リード	本					552	
73		ケージ	個				25		
74		ゴミ袋	枚					2,829	
75	生活 用品	要援護者ネームケースセット	式					111	
76			プライベートテント	張	17				505
77			テント（1.5間×2間）	張					
78		日赤	テント（1.5間×2間）	張	8				
79			テント（2間×3間）	張					
80		日赤	テント（2間×3間）	張	15				
81			エアータント	張			69		
82		都	エアータント	張					
83		都	ロッジ型テント	張	10				
84			マウスウォッシュ	個					290400
85			歯磨きシート	枚					56400
86			蚊取線香	巻					9,810
87			空気入れ	本	1				115
88			ローソク	本					
89			タオル	枚	250				
90			簡易風呂セット	式					
91		都	風呂・シャワー	式					
92		ゴミ箱	個					118	
93		ビニール袋	枚					118,000	
94		スズランテープ	巻					452	
95		養生テープ	巻					2,832	
96		付箋（模造紙サイズ）	冊					118	
97		文具類	式					118	

No.	分類	管理	品名	単位	大谷田 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫①	千住桜木 災害備蓄 倉庫	興本 災害備蓄 倉庫	保木間 災害備蓄 倉庫
98	トイレ 関連		マンホールトイレ用部材 (公道用)	式				40	
99			マンホールトイレ用部材 (学校用)	式				17	
100		都	簡易トイレ	台				1,000	
101			仮設トイレ (ラップボン)	台					2
102			便袋	枚				426,800	
103			トイレ用消臭剤	個					
104			トイレ用トイレットペーパー	巻		990	100	3,000	108
105	照明 発電		非常照明セット	式					
106			投光器	個	8	12	14	4	26
107			投光器用三脚	本				8	
108			多機能LED照明	本					
109			懐中電灯	本	5	178	152	50	177
110			バルーン投光器	台	5				2
111			乾電池 (単一)	本	300	150	150		732
112			乾電池 (単二)	本	600	300	300		1,500
113			乾電池 (単三)	本	160	80	80		380
114			乾電池 (単四)	本					
115			延長コード	台	2	2	2		2
116			発電機 (ガソリン式)	台	8	4	11	14	48
117			発電機 (カセットガス式)	台	7	2		13	5
118			発電機 (プロパンガス式)	台				13	
119		発電機用ガソリン (10 缶)	缶			40	80		
120		カセットガスボンベ	本		24		180	60	
121		プロパンガスボンベ (5 kg)	本				12	10	
122	情報 伝達		手回し充電式ラジオ	台					2
123			トランジスターラジオ	台	12	7	7	7	54
124			ラジオランタン	台					346
125			特設公衆電話機	台					
126			筆談ボード	枚					29
127			テレビアンテナ	台					
128			防犯ベル	個					
129			メガホン	台	18	10	19		19
130		携帯電話充電セット	式						
131	資器材		簡易ジャッキ	台	3	3	4		29
132			スコップ (角)	本			25		
133			スコップ (丸)	本	30	36		64	24
134			ジョレン	本					2
135			のこぎり	本	5	5	10		35
136			鉄線はさみ	本	4	4			13
137			ツルハシ	本	4	4	8		27
138			大ハンマー	本	5	4	8		25
139			パール	本	5	5	10		16
140			掛矢	本	4	4	8		7
141			単管パイプ	本	5	5			
142			チェーンソー	台	1	1	2		4
143			チェーンソー用混合ガソリン缶 (10 缶)	缶	4	4	4		32
144			小シャベル	本					
145			救助用ロープ	巻	1	1	2		52
146			カラビナ	個	5				19
147			脚立	台					3

No.	分類	管理	品名	単位	第二舎人 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫②	その他の 倉庫	避難所 備蓄倉庫	合計	
98	トイレ 関連		マンホールトイレ用部材 (公道用)	式				690	730	
99			マンホールトイレ用部材 (学校用)	式				150	167	
100		都		簡易トイレ	台					1,000
101				仮設トイレ (ラップボン)	台			159		161
102				便袋	枚			32,400	605,400	1,064,600
103				トイレ用消臭剤	個				333	333
104				トイレ用トイレットペーパー	巻	1,536			2,628	8,362
105	照明 発電		非常照明セット	式			39	116	155	
106			投光器	個			8	429	501	
107			投光器用三脚	本				224	232	
108			多機能LED照明	本				1,304	1,304	
109			懐中電灯	本				464	1,026	
110			バルーン投光器	台			4		11	
111			乾電池 (単一)	本			300	2,338	3,970	
112			乾電池 (単二)	本			300		3,000	
113			乾電池 (単三)	本			300	2,832	3,832	
114			乾電池 (単四)	本				2,322	2,322	
115			延長コード	台				248	256	
116			発電機 (ガソリン式)	台			17	241	343	
117			発電機 (カセットガス式)	台			70	291	388	
118			発電機 (プロパンガス式)	台			37	118	168	
119		発電機用ガソリン (10 缶)	缶				1,882	2,002		
120		カセットガスボンベ	本			468	5,028	5,760		
121		プロパンガスボンベ (5 kg)	本			39	118	179		
122	情報 伝達		手回し充電式ラジオ	台			3	96	101	
123			トランジスターラジオ	台				468	555	
124			ラジオランタン	台				540	886	
125			特設公衆電話機	台				397	397	
126			筆談ボード	枚				681	710	
127			テレビアンテナ	台				509	509	
128			防犯ベル	個				590	590	
129			メガホン	台				118	184	
130			携帯電話充電セット	式				118	118	
131	資器材		簡易ジャッキ	台	45			350	389	
132			スコップ (角)	本	6			597	622	
133			スコップ (丸)	本	1			593	747	
134			ジョレン	本				226	228	
135			のこぎり	本				576	631	
136			鉄線はさみ	本				450	471	
137			ツルハシ	本	12			474	517	
138			大ハンマー	本				436	478	
139			パール	本	6			563	599	
140			掛矢	本	6			439	462	
141			単管パイプ	本				584	594	
142			チェーンソー	台				112	120	
143			チェーンソー用混合ガソリン缶 (10 缶)	缶				465	509	
144			小シャベル	本				225	225	
145			救助用ロープ	巻				119	175	
146			カラビナ	個				552	576	
147			脚立	台				100	103	

No.	分類	管理	品名	単位	大谷田 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫①	千住桜木 災害備蓄 倉庫	興本 災害備蓄 倉庫	保木間 災害備蓄 倉庫
148	水害 対策		土のう袋	袋					
149			ブルーシート	枚	500	500	500	500	5,000
150			レインコート	着					
151			ライフジャケット	着			20	740	600
152			ボート	艇	20	5	3		
153		都		ボート	艇				
154				船外機	台			5	
155	被服		軍手	双	60	60	84		216
156			防塵メガネ	個			20		154
157			防塵マスク	枚			8		200
158			ヘルメット	個			10		
159			さらし	枚	88	50	200	63	90
160	感染症 対策		使い切りマスク	枚					
161			フェイスシールド	枚					
162			非接触型体温計	個					
163			ゴム手袋	双					
164	避難所 運営		石鹼	個	60	84	270	59	60
165			避難所運営部員用腕章	式					
166			避難所運営部員用ビブス	式					
167			避難所看板	台					
168	その他		ボランティア用使い捨てベスト	式					
169			遺体収容袋	袋	300	300	300		
170			遺体防腐剤	個					

No.	分類	管理	品名	単位	第二舎人 災害備蓄 倉庫	舎人 災害備蓄 倉庫②	その他の 倉庫	避難所 備蓄倉庫	合計
148	水害 対策		土のう袋	袋	2,800		150	16,520	19,470
149			ブルーシート	枚	500			2,007	9,007
150			レインコート	着				1,108	1,108
151			ライフジャケット	着				1,180	2,540
152			ボート	艇					23
153		都	ボート	艇			2		6
154			船外機	台					5
155	被服		軍手	双			840	14,726	15,986
156			防塵メガネ	個				2,345	2,519
157			防塵マスク	枚				6,651	6,859
158			ヘルメット	個				1,109	1,119
159			さらし	枚					491
160	感染症 対策		使い切りマスク	枚				325,000	325,000
161			フェイスシールド	枚				1,180	1,180
162			非接触型体温計	個				590	590
163			ゴム手袋	双				23,600	23,600
164			石鹼	個					533
165	避難所 運営		避難所運営部員用腕章	式				102	102
166			避難所運営部員用ビブス	式				102	102
167			避難所看板	台				100	100
168			ボランティア用使い捨てベスト	式				118	118
169	その他		遺体収容袋	袋					900
170			遺体防腐剤	個			1,400		1,400

※ 避難所備蓄倉庫は、第一次避難所及び福祉（第二次）避難所を示す。

※ その他の倉庫は、避難所備蓄倉庫及び上記の災害拠点倉庫以外を指し、本庁舎内倉庫及び区出先施設を含む。

## 第54 受水槽・高架水槽・プール一覧

(総務部、区民部、福祉部、都市建設部)

(本編 震災編P.491)

番号	施設名	所在地	受水槽	高架水槽	プール
1	千寿小学校	千住宮元町6-1	—	—	325t
2	千寿本町小学校	千住3-30	15t	4t	325t
3	千寿双葉小学校	千住大川町17-1	8t	1.5t	225t
4	千寿常東小学校	千住旭町10-31	12.5t	3.4t	300t
5	足立小学校	足立1-13-10	—	—	325t
6	千寿桜小学校	千住桜木町1-8-15	14t	5t	325t
7	千寿第八小学校	千住関屋町16-1	16t	12t	200t
8	西新井小学校	西新井本町4-9-27	—	—	325t
9	西新井第一小学校	西新井6-21-3	30t	3t	250t
10	西新井第二小学校	西新井4-34-1	—	3.8t	300t
11	西伊興小学校	伊興2-6-1	14t	3t	300t
12	興本小学校	扇3-22-1	12t	2.3t	300t
13	本木小学校	本木北町7-1	—	—	357.5t
14	寺地小学校	扇1-7-1	12t	4.5t	200t
15	関原小学校	関原3-38-3	—	—	200t
16	江北小学校	江北4-21-1	—	—	325t
17	扇小学校	扇2-30-1	15t	4t	200t
18	鹿浜第一小学校	谷在家2-24-1	15t	4.5t	300t
19	鹿浜五色桜小学校	鹿浜4-20-22	—	—	200t
20	鹿浜未来小学校	鹿浜5-18-1	—	—	325t
21	皿沼小学校	皿沼1-19-1	—	4t	200t
22	新田小学校	新田3-34-2	—	—	429t
23	宮城小学校	宮城1-27-25	16t	3.8t	200t
24	舎人小学校	舎人1-25-32	—	7t	300t
25	舎人第一小学校	舎人6-4-1	—	6t	300t
26	足立入谷小学校	入谷3-8-1	8t	2.3t	300t
27	古千谷小学校	古千谷本町4-12-16	8t	3t	300t
28	梅島小学校	梅田7-35-1	18t	3t	300t
29	梅島第一小学校	梅島3-37-4	15t	3.4t	200t
30	梅島第二小学校	梅田3-27-4	14t	4.5t	300t
31	島根小学校	島根3-28-11	7.5t	3t	300t
32	中島根小学校	島根2-9-22	12t	3t	300t
33	亀田小学校	西新井栄町1-1-1	36t	3t	275t
34	栗原小学校	西新井栄町2-10-18	—	3t	200t
35	栗原北小学校	栗原4-25-9	9t	3t	200t

番号	施設名	所在地	受水槽	高架水槽	プール
36	栗島小学校	青井6-13-10	—	4t	200t
37	加平小学校	六町3-3-11	—	—	357.5t
38	東栗原小学校	一ツ家3-20-1	—	3.4t	300t
39	平野小学校	平野3-6-3	8t	3t	200t
40	弥生小学校	中央本町2-5-1	10t	3.4t	275t
41	弘道小学校	西綾瀬4-7-27	12t	4.5t	300t
42	弘道第一小学校	弘道1-20-8	—	6.5t	300t
43	青井小学校	青井3-12-2	15t	4.5t	300t
44	綾瀬小学校	綾瀬3-12-15	—	—	360t
45	東綾瀬小学校	東綾瀬2-15-15	—	2.3t	200t
46	東加平小学校	加平1-12-12	—	—	300t
47	東湊江小学校 (改築中)	東綾瀬1-5-3	—	—	—
48	中川小学校	大谷田3-17-20	—	—	300t
49	中川北小学校	六木1-6-10	—	3t	300t
50	辰沼小学校	谷中5-12-1	10t	2.3t	300t
51	中川東小学校	大谷田2-1-10	12t	3t	200t
52	北三谷小学校	東和1-17-12	—	3.7t	200t
53	大谷田小学校	中川4-41-27	—	3.4t	300t
54	長門小学校	中川1-19-32	8t	3t	300t
55	花畑小学校	南花畑3-22-1	—	4.5t	275t
56	花畑第一小学校	花畑1-29-1	12t	4.5t	300t
57	花畑西小学校	花畑4-21-1	—	3t	300t
58	桜花小学校	花畑6-4-6	—	3t	200t
59	花保小学校	南花畑2-19-1	12t	3t	300t
60	六木小学校	六木3-21-11	—	—	200t
61	湊江小学校	西保木間1-10-3	15t	4.5t	300t
62	湊江第一小学校	保木間3-27-1	—	4.5t	300t
63	西保木間小学校	西保木間4-2-1	17.5t	5.6t	200t
64	保木間小学校	竹の塚3-6-3	10t	2t	300t
65	竹の塚小学校	竹の塚1-8-1	12.5t	3t	300t
66	伊興小学校	伊興4-16-1	—	—	325t
67	東伊興小学校	東伊興1-4-15	18t	4t	200t
68	第一中学校	千住河原町4-7	8t	2.3t	300t
69	千寿桜堤中学校	柳原2-49-1	8t	3t	381t
70	千寿青葉中学校	千住宮元町27-6	—	—	300t
71	第四中学校	梅島1-2-33	—	—	300t
72	第五中学校	西新井本町2-3-1	—	4.5t	300t
73	第六中学校	本木西町16-1	12t	3t	300t
74	第七中学校	関原3-32-14	—	—	300t
75	第九中学校	梅田6-32-1	—	—	275t
76	第十中学校	梅島3-23-3	—	—	325t
77	第十一中学校	弘道1-38-15	16t	7.5t	200t

番号	施設名	所在地	受水槽	高架水槽	プール
78	第十二中学校	大谷田1-37-1	—	—	200t
79	第十三中学校	神明南1-16-1	—	3t	200t
80	第十四中学校	西竹の塚1-8-1	30t	6t	275t
81	江南中学校	宮城1-8-4	6t	2.3t	300t
82	新田中学校(新田学園)	新田3-34-2	—	—	—
83	鹿浜菜の花中学校	江北7-17-11	—	—	300t
84	東島根中学校	平野1-27-2	—	—	200t
85	渕江中学校	保木間3-6-6	15t	4.5t	300t
86	竹の塚中学校	西保木間4-12-13	15t	4.5t	200t
87	東綾瀬中学校	綾瀬3-23-14	—	—	480t
88	青井中学校	青井4-19-1	10t	3.4t	300t
89	花畑中学校	花畑1-31-1	—	6t	250t
90	蒲原中学校	東和3-17-15	11.3t	3t	275t
91	西新井中学校	西新井7-22-1	—	—	200t
92	入谷中学校	入谷3-6-1	8t	1.5t	300t
93	江北桜中学校	江北1-17-1	—	—	325t
94	伊興中学校	伊興5-17-1	24t	10t	200t
95	花畑北中学校	花畑6-12-35	—	4t	300t
96	谷中中学校	谷中3-14-1	15t	6t	200t
97	花保中学校	南花畑2-41-1	—	2.3t	200t
98	栗島中学校	中央本町5-23-1	20t	6t	200t
99	扇中学校	扇3-18-14	—	4.5t	200t
100	加賀中学校	加賀2-25-22	8t	3t	200t
101	入谷南中学校	入谷1-24-1	—	4.5t	300t
102	六月中学校	六月1-30-1	—	—	300t
103	江北高校	西綾瀬4-14-30			665t
104	足立高校	中央本町1-3-9			600t
105	小台橋高等学校	小台2-1-31			487.5t
106	足立工科高等学校	西新井4-30-1			580t
107	淵江高校	東保木間2-10-1			600t
108	足立西高校	江北5-7-1			354t
109	足立東高校	大谷田2-3-5			544t
110	青井高校	青井1-7-35			500t
111	足立新田高校	新田2-10-16			611t
112	潤徳学園	千住2-11			—
113	足立学園	千住旭町40-24			—
114	東京朝鮮第四初中級学校	興野1-18-12			—
115	東京未来大学	千住曙町34-12			—
116	東京芸術大学	千住1-25-1			—
117	東京電機大学東京千住アネックス	千住旭町38			—
118	千住桜花苑	千住元町18-19			—

番号	施設名	所在地	受水槽	高架水槽	プール
119	花畑学園	南花畑5-24-49	12t	2t	—
	合計		697.3t	291.4t	32331.5t

※1 区立小中学校の水槽は、実際の貯水の有効容量とする。

※2 都立高校等は、水槽の総容量としている。

※3 新田中学校は、新田学園として新田小学校の分に含む。

## 第 55 ろ水機配備場所一覧

(総務部、区民部、福祉部、都市建設部)

(本編 P. 270)

番 号	施 設 名	所 在 地	手 動 式
1	千 寿 小 学 校	千住宮元町 6-1	1
2	千寿本町小学校	千住 3-30	1
3	千寿双葉小学校	千住大川町 17-1	1
4	千寿常東小学校	千寿旭町 10-31	1
5	足 立 小 学 校	足立 3-11-5	2
6	千 寿 桜 小 学 校	千住桜木 1-8-15	1
7	千寿第八小学校	千住関屋町 16-1	1
8	西 新 井 小 学 校	西新井本町 4-9-27	1
9	西新井第一小学校	西新井 6-21-3	1
10	西新井第二小学校	西新井 4-34-1	1
11	西 伊 興 小 学 校	伊興 2-6-1	1
12	興 本 小 学 校	扇 3-22-1	1
13	本 木 小 学 校	本木北町 7-1	1
14	寺 地 小 学 校	扇 1-7-1	1
15	関 原 小 学 校	関原 3-38-3	1
16	江 北 小 学 校	江北 4-21-1	1
17	扇 小 学 校	扇 2-30-1	1
18	鹿浜五色桜小学校	鹿浜 4-20-22	1
19	鹿浜第一小学校	谷在家 2-24-1	1
20	鹿浜未来小学校	鹿浜 5-18-1	
21	皿 沼 小 学 校	皿沼 1-19-1	1
22	新田学園第二校舎 (新田小学校)	新田 3-30-16	1
23	宮 城 小 学 校	宮城 1-27-25	1
24	舎 人 小 学 校	舎人 1-25-32	1
25	舎人第一小学校	舎人 6-4-1	1
26	足立入谷小学校	入谷 3-8-1	1
27	古千谷小学校	古千谷本町 4-12-16	1
28	梅 島 小 学 校	梅田 7-35-1	1
29	梅島第一小学校	梅島 3-37-4	1
30	梅島第二小学校	梅田 3-27-4	1

番 号	施 設 名	所 在 地	手 動 式
31	島 根 小 学 校	島根 3-28-11	1
32	中 島 根 小 学 校	島根 2-9-22	1
33	亀 田 小 学 校	西新井栄町 1-1-1	1
34	栗 原 小 学 校	西新井栄町 2-10-18	1
35	栗 原 北 小 学 校	栗原 4-25-9	1
36	栗 島 小 学 校	青井 6-13-10	1
37	加 平 小 学 校	六町 3-3-11	1
38	東 栗 原 小 学 校	一ツ家 3-20-1	1
39	平 野 小 学 校	平野 3-6-3	1
40	弥 生 小 学 校	中央本町 2-5-1	1
41	弘 道 小 学 校	西綾瀬 4-7-27	1
42	弘道第一小学校	弘道 1-20-8	1
43	青 井 小 学 校	青井 3-12-2	1
44	綾 瀬 小 学 校	綾瀬 3-12-15	1
45	東 綾 瀬 小 学 校	東綾瀬 2-15-15	1
46	東 加 平 小 学 校	加平 1-12-12	1
47	東 湍 江 小 学 校	東和 3-20-11	1
48	中 川 小 学 校	大谷田 3-17-20	1
49	中 川 北 小 学 校	六木 1-6-10	1
50	辰 沼 小 学 校	谷中 5-12-1	1
51	中 川 東 小 学 校	大谷田 2-1-10	1
52	北 三 谷 小 学 校	東和 1-17-12	1
53	大 谷 田 小 学 校	中川 4-41-27	1
54	長 門 小 学 校	中川 1-19-32	1
55	花 畑 小 学 校	南花畑 3-22-1	1
56	花畑第一小学校	花畑 1-29-1	1
57	花 畑 西 小 学 校	花畑 4-21-1	1
58	桜 花 小 学 校	花畑 6-4-6	1
59	花 保 小 学 校	南花畑 2-19-1	1
60	六 木 小 学 校	六木 3-21-11	1
61	湍 江 小 学 校	西保木間 1-10-3	1
62	湍江第一小学校	保木間 3-27-1	1
63	西 保 木 間 小 学 校	西保木間 4-2-1	1
64	保 木 間 小 学 校	竹の塚 3-6-3	1

番 号	施 設 名	所 在 地	手 動 式
65	竹の塚小学校	竹の塚1-8-1	1
66	伊興小学校	伊興4-16-1	1
67	東伊興小学校	東伊興1-4-15	1
68	第一中学校	千住河原町4-7	1
69	千寿桜堤中学校	柳原2-49-1	1
70	千寿青葉中学校	千住緑町1-4-16	1
71	第四中学校	梅島1-2-33	1
72	第五中学校	西新井本町2-3-1	1
73	第六中学校	本木西町16-1	1
74	第七中学校	関原3-32-14	1
75	第九中学校	梅田6-32-1	1
76	第十中学校	梅島3-23-3	1
77	第十一中学校	弘道1-38-15	1
78	第十二中学校	大谷田1-37-1	1
79	第十三中学校	神明南1-16-1	1
80	第十四中学校	西竹の塚1-8-1	1
81	江南中学校	宮城1-8-4	1
82	新田学園(新田中学校)	新田3-34-2	1
83	鹿浜菜の花中学校	江北7-17-11	2
84	東島根中学校	平野1-27-2	1
85	瀏江中学校	保木間3-6-6	1
86	竹の塚中学校	西保木間4-12-13	1
87	東綾瀬中学校	綾瀬3-23-14	1
88	青井中学校	青井4-19-1	1
89	花畑中学校	花畑1-31-1	1
90	蒲原中学校	東和3-17-15	1
91	西新井中学校	西新井7-22-1	1
92	入谷中学校	入谷3-6-1	1
93	江北桜中学校	江北1-17-1	2
94	伊興中学校	伊興5-17-1	1
95	花畑北中学校	花畑6-12-35	1
96	谷中中学校	谷中3-14-1	1
97	花保中学校	南花畑2-41-1	1
98	栗島中学校	中央本町5-23-1	1
99	扇中学校	扇3-18-14	1
100	加賀中学校	加賀2-25-22	1

番号	施設名	所在地	手動式
101	入谷南中学校	入谷 1-24-1	1
102	六月中学校	六月 1-30-1	1
103	東京朝鮮第四初中級学校	興野 1-18-12	1
104	都立小台橋高校	小台 2-1-31	1
105	青井高校	青井 1-7-35	1
106	東京未来大学	千住曙町 34-12	1
107	東京芸術大学	千住 1-25-1	1
108	帝京科学大学	千住桜木 2-2-1	1
109	東京電機大学東京千住アネックス	千住旭町 38-1	1
110	千住桜花苑	千住元町 18-19	1
111	桑袋ビオトープ公園	花畑 8-2-2	1
112	元宿さくら公園	千住元町 18-17	1
113	保木間災害備蓄倉庫	保木間 3-33-1	1
114	興本災害備蓄倉庫	興野 1-1-10	2
115	第二舎人災害備蓄倉庫（旧入谷南小学校、青井高校分）	舎人 6-10-11-104	2
計			119

## 第 56 給水槽一覧

(各部)  
(本編 P. 270)

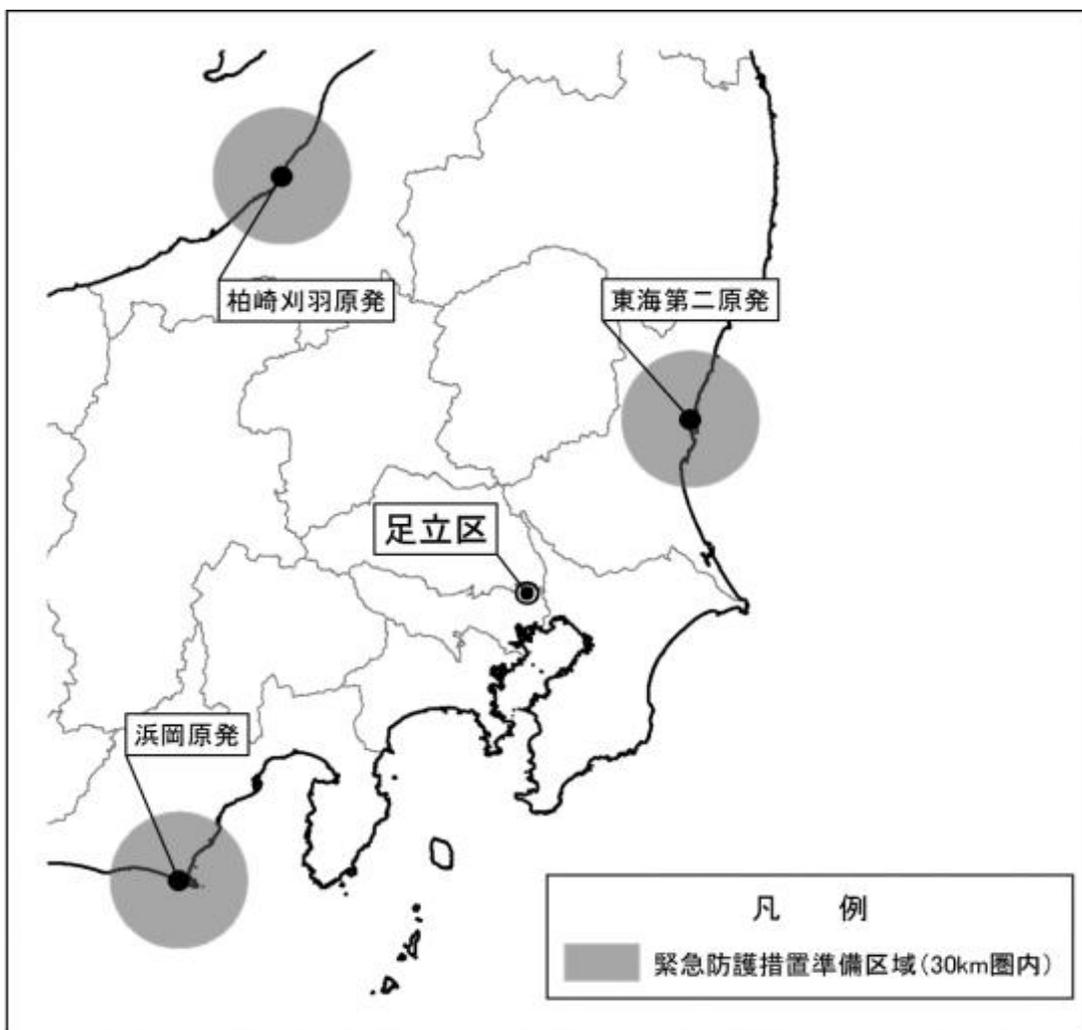
(令和 7 年 7 月現在)

番号	施設名	確保水量	住所	給水拠点管理者
1	総合スポーツセンター内応急給水槽	1,500 m <sup>3</sup>	東保木間 2-27-1	スポーツ振興課 (総合スポーツセンター)
2	千住スポーツ公園内 応急給水槽	1,500 m <sup>3</sup>	千住緑町 2-1-1	千住福祉課
3	諏訪木東公園内 応急給水槽	1,500 m <sup>3</sup>	西新井 3-25	伊興区民事務所
4	大谷田南公園内 応急給水槽	1,500 m <sup>3</sup>	中川 4-42-1	中川区民事務所
5	小右衛門給水所	16,600 m <sup>3</sup>	中央本町 3-8-1	課税課
6	北鹿浜公園内 応急給水槽	1,500 m <sup>3</sup>	鹿浜 3-26	鹿浜区民事務所
7	都立舎人公園内 応急給水槽	100 m <sup>3</sup>	舎人公園 1-1	西部福祉課
8	北宮城町公園内 応急給水槽	100 m <sup>3</sup>	扇 2-37-1	江北区民事務所
9	江北給水所	16.600 m <sup>2</sup>	江北 5-5	西部福祉課

## 第 57 関東地方周辺の原子力発電所及び原発防災区域

(各部)

(本編 震災編 P. 53)



## 第 58 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(各部)

(本編 震災編 P. 487、522、599、風水害編 P. 182)

救 助 の 程 度 及 び 方 法			
救助の種類	救助の種類救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
収容施設の 供与	<p>1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</p> <p>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>1 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり360円以内とする。</p> <p>2 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p>	<p>避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
応急 仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。</p>	<p>1 建設型応急住宅</p> <p>(1) 建設型応急住宅の設置に当っては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。</p> <p>(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内とする。</p> <p>(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。</p> <p>(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる</p>	<p>1 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。</p> <p>2 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>3 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限内とする。</p>

救 助 の 程 度 及 び 方 法				
救助の種類	救助の種類救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間	
		<p>ものとする。</p> <p>(5) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>2 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p>		
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	<p>1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</p>	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。	
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するための期間に支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

救 助 の 程 度 及 び 方 法

救助の種類	救助の種類救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料</p>	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり1又は2の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもって決定する。	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

1表

住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季 別	世 別					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月から9月まで)	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	58,500円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに8,500円を加算した額
冬季 (10月から翌年3月まで)	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	89,300円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに12,300円を加算した額

2表

住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季 別	世 別					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月から9月まで)	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	20,500円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに2,900円を加算した額
冬季 (10月から翌年3月まで)	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	29,800円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに3,900円を加算した額

救 助 の 程 度 及 び 方 法				
救助の種類		救助の種類救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
医療及び助産	医 療	<p>1 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことのできるものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護</p>	<p>医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p>	<p>医療を実施できる期間は、災害の発生の日から 14 日以内とする。</p>
	助 産	<p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。</p>	<p>助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
被災者の救出		<p>災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。</p>	<p>被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>被災者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
福祉サービスの提供		<p>1 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）。</p>	<p>1 下記（1）から（4）までについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費</p> <p>2 下記（5）については、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費</p> <p>(1) 災害時要配慮者に関する情報の把握 (2) 災害時要配慮者からの相談対応 (3) 災害時要配慮者に対する避</p>	

救助の程度及び方法				
救助の種類	救助の種類救助の対象及び方法		費用の種類及び限度額等	救助の期間
			難生活上の支援 (4) 災害時要配慮者の避難所への誘導 (5) 福祉避難所の設置* ※第2条第2項の災害が発生するおそれがある場合に設置する場合を除く。	
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり 53,900 円以内とする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 1 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次の額以内とする。 1 2 に掲げる世帯以外の世帯 739,000 円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から 3ヶ月以内(特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヶ月以内)に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。			
学用品の給与	1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもって行うものとする。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品		学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人につき 5,500 円 中学校生徒1人につき 5,800 円 高等学校等生徒1人につき 6,300 円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については、15日以内とする。

救助の程度及び方法			
救助の種類	救助の種類救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
埋葬	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。</p> <p>(1) 棺（附属品を含む。）</p> <p>(2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>(3) 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人 232,200 円以内、小人 185,700 円以内とする。</p>	<p>埋葬を実施できる期間は、災害の発生日から 10 日以内とする。</p>
死体の搜索	<p>死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>	<p>死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>死体の搜索の期間は、災害発生日から 10 日以内とする。</p>
死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p> <p>3 検案は、原則として救護班によって行うものとする。</p>	<p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり 3,700 円以内の額とする。</p> <p>2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は 1体当たり 5,900 円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	<p>死体の処理の期間は、災害発生日から 10 日以内とする。</p>
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	<p>障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p>	<p>障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が 143,900 円以内の額とする。</p>	<p>障害物の除去の期間は、災害発生日から 10 日以内とする。</p>
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。</p> <p>(1) 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難</p> <p>(2) 被災者の避難</p> <p>(3) 医療及び助産</p> <p>(4) 福祉サービスの提供</p> <p>(5) 被災者の救出</p> <p>(6) 飲料水の供給</p> <p>(7) 死体の搜索</p> <p>(8) 死体の処理</p> <p>(9) 救援用物資</p>	<p>救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。</p>

# 第 59 学用品の調達及び支給方法様式

(教育委員会)

(本編 震災編 P. 601、602、風水害編 P. 225)

## 1 被災状況報告書

による被災状況報告書							
整理 番号	保護者氏名	住 所	学 年	児童生徒氏名	被災状況		
					教 科 書	教 材	文 房 具

上記のとおり による被害状況を報告します。

年 月 日

足立区教育委員会教育長 様

学校長氏名

公 印

## 2 学用品購入計画書

小学校（低学年）			
品名	数	単価	金額
色エンピツ			
ふでいれ			
学習帳			
えんぴつ			
スケッチブック			
かきかたペン			
絵の具			
計			

小学校（高学年）			
品名	数	単価	金額
色エンピツ			
ふでいれ			
ノート			
えんぴつ			
アンダーラインペン			
シャープペンシル			
絵の具			
計			

中学校			
品名	数	単価	金額
ルーズバインダー			
ルーズリーフ			
えんぴつ			
レポート用便箋			
ノート			
シャープペンシル			
アンダーラインペン			
計			





## 第 60 足立区発行罹災証明交付申請書

(地域のちから推進部)

(本編 震災編 P. 514、風水害編 P. 209)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

提出先 足立区長		年 月 日	
住所 _____			
氏名 _____			
電話 ( _____ ) _____			
り災証明交付申請書			
1 使用目的 または提出先		2 必要枚数	枚
3 申請人とり災 対象物との関係	居住者・所有者 その他 ( _____ )		
4 り災年月日 及び時分	年 月 日 時 分ごろ		
5 り災物件 の所在地	足立区		
6 必要とする 証明書	り災証明書		
7 被害状況  ※該当するものに○ をつけてください	①建物が倒壊している      ②建物が大きく傾いている ③屋根・壁など建物の一部が破損している ④床上浸水      ⑤床下浸水 ⑥その他 ( _____ )		
申請上の 注意事項	1 代理人の場合には、委任状を添えて申請してください。 ただし、代理人がり災建物の同居親族である場合は、必要 ありません。 2 「3欄・7欄」の記載については、該当するものを○で囲んで ください。 3 被害の程度や記入していただいた個人情報、被災者生活再 建支援業務にのみ利用します。		

\_\_\_\_\_ 区民事務所扱い

# 第 61 足立区発行罹災証明書（物件居住者）

（地域のちから推進部）

（本編 震災編 P. 514、風水害編 P. 210）

様式第 2 号（第 7 条関係）

## り 災 証 明 書

第 号  
年 月 日

世帯主住所							
世帯主氏名							
追加記載事項①	被災者区分						
	世帯構成員						
		構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

り災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項②	被災物件種別： 浸水区分：

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再生支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

<p>上記のとおり、相違ないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>足立区長</p>
---

## 第 62 足立区発行罹災証明書（物件所有者）

（地域のちから推進部）

（本編 震災編 P. 514 風水害編 P. 210）

様式第 3 号（第 7 条関係）

### り 災 証 明 書

第 号  
年 月 日

被災者住所	
被災者氏名	
追加記載事項①	被災者区分： （共有者情報など）

り災原因	
------	--

被災建物の所在地	
建物の被害の程度	
追加記載事項②	被災物件種別： 浸水区分：

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。 年 月 日 足立区長
---------------------------------------

## 第 63 義援金品受領書様式

(総務部、区民部、地域のちから推進部)  
(本編 震災編 P. 588、風水害編 P. 211)

### 受 領 書

1 義援金品名及び数量

ただし による災害に対する義援金品として上記確かに受領いたしました。

年 月 日

足立区災害対策本部長

足立区長



義援金品拋出者

様

## 第 64 応急仮設住宅設営予定地一覧

(各部)

(本編 震災編 P. 55、582、風水害編 P. 215)

### 応急仮設住宅設営予定地一覧

番号	場所名	所在地	建設用地
1	都立東綾瀬公園	東綾瀬 3 丁目ほか	25,700 m <sup>2</sup>
2	区立千住スポーツ公園	千住緑町 2-1-1	5,436 m <sup>2</sup>
3	区立竹の塚第六公園	竹の塚 2-25-3	3,287 m <sup>2</sup>
4	区立栗六公園	六月 3-10-1	3,465 m <sup>2</sup>
5	区立しょうぶ沼公園	谷中 2-4-1	6,515 m <sup>2</sup>
6	区立元洲江公園	保木間 2-17-1	3,873 m <sup>2</sup>
7	区立島糺屋公園	鹿浜 2-22-1	2,701 m <sup>2</sup>
8	区立諏訪木西公園	西新井 4-35-1	3,105 m <sup>2</sup>
9	区立西新井みどり公園	西新井 5-28-1	3,355 m <sup>2</sup>
10	区立谷在家公園	谷在家 2-13-1	1,963 m <sup>2</sup>
11	区立上沼田東公園	江北 6-10-20	5,536 m <sup>2</sup>
12	区立一ツ家第一公園	一ツ家 4-16-1	1,425 m <sup>2</sup>
13	区立関屋公園	千住関屋町 17-7	522 m <sup>2</sup>
14	(旧)(仮称)花畑二丁目住区センター	花畑 2-5-16	1,705 m <sup>2</sup>
15	千住龍田町防災ひろば	千住龍田町 9-1	1,316 m <sup>2</sup>
16	都立舎人公園	舎人公園 1-1	30,300 m <sup>2</sup>
17	都立中川公園	中川 5-1	17,300 m <sup>2</sup>
		計	117,504 m <sup>2</sup>

## 第 65 兵庫県阪神・淡路大震災復興本部の義援金配分計画

(総務部、地域のちから推進部)  
(本編 震災編 P. 588 風水害編 P. 211)

平成 7 年 10 月 31 日

区 分	内 容	配 分 額 (千円)
第一次配分 (1月29日決定)		
①死亡者・行方不明者見舞金	死亡者・行方不明者に見舞金を支給する	100
②住家損壊見舞金	全壊・焼 住家の損壊 (全壊・全焼) した世帯に見舞金を支給する	100
	全壊・焼 住家の損壊 (半壊・半焼) した世帯に見舞金を支給する	100
第二次配分 (4月21日決定)		
①重 傷 者 見 舞 金	1か月以上の治療を要する負傷者に見舞金を支給する	50
②要援護家庭激励金	住家が全壊・半壊した要援護家庭における生活基盤の回復と自立助長を促すため、激励金を支給する。	300
ひとり暮らし老人	80歳以上のひとり暮らし老人	
要 介 護 老 人	65歳以上の介護が必要な老人のいる世帯	
母 子	配偶者のない女子が児童を扶養している世帯	
父 子	配偶者のない男子が児童を扶養している世帯	
両親のいない児童	父母の両方がいない児童が同居している世帯	
重 度 障 害 者	○1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者 (児) 及びこれらの者が同居している世帯 ○A判定の療育手帳の交付を受けている精神薄弱者 (児) 及びこれらの者が同居している世帯 ○1級の特別障害者証明書等の交付を受けている精神障害者及びこれらの者が同居している世帯	
生 活 保 護	生活保護法による保護を受けている世帯	
特 定 疾 患 患 者	特定疾患患者及びこれらの者が同居している世帯	
公 害 認 定 患 者	特級～2級の公害認定患者及びこれらの者が同居している世帯	
原 爆 被 爆 者	認定書等の交付を受けている原爆被爆者及びこれらの者が同居している世帯	
③被災児童・生徒教育助成金	被災をうけた児童及び生徒の修学を支援するため、教育助成金を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 高校生の教科書助成 20</li> <li>├ 高校生の新入生助成 50</li> <li>└ 保育所、幼稚園、小学校、中学校の新入生助成 保幼10 小 20 中 50</li> </ul>	
④被災児童特別教育基金	両親又は父母のいずれかを失った児童の教育環境を著しく低下させないため、特別教育資金を支給する。	1,000
⑤住宅助成	持ち家修繕助成 全壊 (焼) ・半壊 (焼) した持ち家 (住家) の早期復旧を支援するため、住宅を修繕する者に助成する。	300
	賃貸住宅入居助成 住家が全壊 (焼) ・半壊 (焼) した世帯の住宅の確保を容易にするため、民間賃貸住宅の入居する者に家賃及び敷金等を助成する。	300

## 第 66 応援受援管理帳

(本編 震災編 P. 531、風水害編 P. 191)

応援受援管理帳票の例を示す。

応援受援管理帳票 (案)							
1. 「応援側」資源情報 (①～④)							
① 応援組織・応援個人名 (ふりがな)							
② 所在地		〒		都道府県			
③ 担当者名 (ふりがな)		④ 担当者連絡先		電話	FAX		
				メール			
ID	⑤ 応援区分	⑥ 応援内容 (具体的名称を記入)	⑦ 内容量	⑧ 派遣・送付先	⑨ 出発予定(上) 到着予定(下)	⑩ 派遣・送付手段	⑪ 終了 予定日
	人的				月 日		月 日
	物的				月 日		月 日
	人的				月 日		月 日
	物的				月 日		月 日
	人的				月 日		月 日
	物的				月 日		月 日
	人的				月 日		月 日
	物的				月 日		月 日
	人的				月 日		月 日
	物的				月 日		月 日
10	人的				月 日		月 日
	物的				月 日		月 日
⑫ 応援内容に基づく協定等(ある場合) (上記すべてでない場合はIDを明記)							
⑬ 有償の応援 (有償の場合はIDおよび単価(単価×数量)を記入)							
⑭ 備考 (特別な形態の支援など特記事項)							
2. 「受援側」資源情報 (⑮～⑰)							
⑮ 受信日時		(24時間標記) 月 日 時 分		⑯ 受信部署・受信者名 (ふりがな)			
				部署名		名前	
⑰ 受信者連絡先		内線		外線		メール	
		FAX					
⑱ 備考							
3. データセット入力者の記入情報 (⑲～㉑)							
⑲ 書類番号 (固有ID)		⑳ 入力者名		㉑ 備考			

出典：内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月)

## 【応援受援管理台帳票の記入要領例】

応援・受援に必要な情報には、大別して、「応援側」の資源情報、「受援側」の資源情報、データセット入力者（最終的にはエクセル等に入力し、電子データとして管理することが想定されている）の記入情報がある。以下に、応援受援管理台帳票の例を示す。

### 1. 「応援側」の資源情報(①～⑭)

- ① 応援組織・応援個人名 : 自治体名、会社名、個人の場合には個人名を書き、ふりがなを付けます
- ② 所在地 : 郵便番号、住所を記入します
- ③ 担当者名 : 応援側の担当者名を記入して、ふりがなを付けます
- ④ 担当者連絡先 : 応援側の担当者の連絡先(電話、FAX、メールアドレスなど)を記入します
- ⑤ 応援区分 : 人的応援、物的応援のあてはまる方に○をします
- ⑥ 応援内容 : 具体的な人的資源・物的資源の内容を記入します
- ⑦ 内容量 : 具体的な人的資源の人数、物的資源の個数等を記入します
- ⑧ 派遣・送付先 : 具体的な人的資源の派遣先、物的資源の送付先を記入します
- ⑨ 出発予定・到着予定 : 具体的な人的資源・物的資源の出発(送付)・到着予定を記入します
- ⑩ 派遣・送付手段 : 具体的な人的資源の派遣手段、物的資源の送付手段を記入します
- ⑪ 終了予定日 : 人的資源や貸借物資の終了予定日を記入します
- ⑫ 応援内容に基づく協定等 : 協定があれば記入します
- ⑬ 有償の応援 : 有償のものがあればIDおよび金額等を記入します
- ⑭ 備考 : 備考があれば記入します

### 2. 「受援側」の資源情報(⑮～⑱)

- ⑮ 受信日時 : 資源情報の受信日時(不明な場合は本票の記入時刻)を記入します
- ⑯ 受信部局・受信者名 : 情報を受信した受援側の部局・受信者を記入して、ふりがなを付けます
- ⑰ 受信者連絡先 : 受信者の連絡先(電話、FAX、メールアドレスなど)を記入します
- ⑱ 備考 : 備考があれば記入します

### 3. データセット入力者の記入情報(⑲～㉑)

- ⑲ 書類番号(固有ID) : 本票の固有の書類番号を打ちます、連番でも組織の慣例でも結構です
- ⑳ 入力者名 : データセットへの入力者名を記入します
- ㉑ 備考 : 本票自体もしくは入力時における備考があれば記入します

出典：内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）

## 【人的・物的資源管理帳票の入力の例】

氏名	住所	電話番号	所属団体	担当	備考
山田 太郎	東京都 東京都 東京都	03-1234-5678	東京都	山田 太郎	
田中 花子	東京都 東京都 東京都	03-1234-5678	東京都	田中 花子	

出典：内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）

## 【入力における注意事項の例】

エクセル等で応援受援管理台帳票をデータセットする場合には、複数の人間が交代で入力することも想定して、「データセット入力における注意事項」を入力者に徹底する必要がある。「データセット入力における注意事項例」以下に示す。

### データ入力における注意事項

データの質を保证するために、以下のことについて必ず遵守してください。

- 1) 必ず、新規の行にデータを入力してください。古いデータに上書きする・入力済みデータの途中に新規の行を挿入することは一切しないでください。
- 2) セルを結合しないでください。またセルの中で改行しないでください。また、セルの中でカンマ(,)を使わないでください。
- 3) 不明なものは、迷わず空欄にしてください。担当者が後日確認します。資料から読み取れないものについて、憶測で入力することはやめてください(不正会計処理にもつながるようになります)。
- 4) 支援内容については、支援日ごとに、支援内容・数量等を入力してください。不明な点・問題があれば必ず担当者に相談して指示を受けて下さい(支援日ごとのデータが会計処理業務には必要です)。
- 5) 住所・市区町村名・都市名データは、必ず都道府県名から入れて下さい。
- 6) 毎日、作業の最後に、担当者にデータを渡し、チェックを受けてもらってください。
- 7) その他不明な点があれば、担当者に相談して指示を受けて下さい。

出典：内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）

## 第 67 受援関連様式例

### (1) 受援シート

受援対シートの例を示す。なお、今後訓練等を通じて内容の修正、区各部への周知及び習熟を進めていく必要がある。

(業務名)	(担当部署)
・応援者の行う具体的業務	
・応援者に求める具体的な職種・必要資格	
・応援者に求める活動時期	<input type="checkbox"/> 初動期 <input type="checkbox"/> 応急期 <input type="checkbox"/> 復旧期 <input type="checkbox"/> 該当なし
	【 月 日～ 月 日】
・受援担当者 (正)	(副)
・担当者(正)緊急連絡先	電話番号【 】
	メール【 】
・担当者(副)緊急連絡先	電話番号【 】
	メール【 】
・協力関係	
民間の受入	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部可・・・ <input type="checkbox"/> 一般ボランティア <input type="checkbox"/> 専門職ボランティア <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> NPO・NGO <input type="checkbox"/> その他(地域住民)
	<input type="checkbox"/> 不可
協定	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無し(検討中) <input type="checkbox"/> 無し(不要)
・協定の締結先	

### (2) 受援対象業務シート

受援対象業務ごとに業務の内容や応援要請に必要な事項、指揮命令者・受援担当者、応援職員等の活動拠点など受援に必要な体制を整理するためシートの様式例を示す。

受援対象業務シート			
部 課			
受援対象業務名			
■ 応援要請に関する情報			
受援対象業務の内容			
要請する業務内容			
要請先	求める職種・資格	協定締結先	協定名称
他の自治体			
民間企業			
ボランティア			
その他団体			
団体種別問わず			
必要な資機材	応援者数		
	足立区側		
■ 受援体制に関する情報			
指揮命令者	受援担当者		
情報収集・共有体制			
会議・ミーティング	その他の体制		
朝礼			
事務マニュアル有無		→	内容
活動拠点			
現拠			

## 第 68 応援職員等名簿 様式例

令和〇年〇〇月〇〇日作成

### 応援職員等名簿

<b>各 課</b>	各 部 の 受 援 担 当	<b>受 援 本 部 ( 受 援 班 )</b>
所属名：〇〇部〇〇〇〇課 担当者名：〇〇 〇〇 電 話：200-2000 F A X：200-2001		<input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 処理終了 (平成 年 月 日)

<b>業 務 名</b>	
--------------	--

No	団体名	氏 名	活動場所	宿泊場所	期 間
1	〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇区〇〇町	〇〇小学校	自：〇〇月〇〇日 至：〇〇月〇〇日
2	〇〇〇〇	△△ 〇〇	〇〇区〇〇町	〇〇小学校	自：〇〇月〇〇日 至：〇〇月〇〇日
3	〇〇〇〇	〇〇 □□	〇〇区〇〇町	〇〇小学校	自：〇〇月〇〇日 至：〇〇月〇〇日
4	〇〇〇〇	□□ □□	〇〇区〇〇町	〇〇小学校	自：〇〇月〇〇日 至：〇〇月〇〇日
5					自： 至：
6					自： 至：
7					自： 至：
8					自： 至：

## 第 69 避難所運営に関する応援可能な範囲の例

大項目	中項目	当 担 項目	各避難所の運営本部										
			施設管理者	避難所派遣職員	他自治体からの応援職員	都道府県	警察	避難者（在避難所）	地域住民（支援者）	医療・福祉事業者等	NPO・ボランティア	社会福祉協議会（災害ボランティア本部）	
運営体制確立	平時から実施すべき業務	1	避難所運営体制の確立	★	◎	○	○	○		◆	◆	◆	◆
		2	避難所の指定				○			◆	◆	◆	◆
		3	初動の具体的な事前想定		★					◆		◆	◆
		4	受援体制の確立		★		○	○	★	◆		★	★
		5	帰宅困難者・在宅避難者の対策				○						
避難所の運営	基幹業務	6	避難所の運営サイクルの確立	★	★	○			★	★		◆	◆
		7	情報の取得・管理・共有	○	★	○	○		◆	◆		◆	◆
		8	食料・物資管理	○	◎	○	○		★	◆		◆	◆
		9	トイレの確保・管理	◎	◎				★	◆		◆	◆
	健康管理	10	衛生的な環境の維持	◎	○	○	○		★	◆	◆	◆	◆
		11	避難者の健康管理	○		○	○		◆		◆	◆	◆
		12	寝床の改善									★	
	よりよい環境	13	衣類										
		14	入浴				○					◆	
	ニーズへの対応	要配慮	15	配慮が必要な方への対応	○			○		★	◆	◆	◆
16			女性・子供への配慮	○			○		★	◆	◆	◆	◆
安心安全		17	防犯対策	○	★		○	○	★	◆		◆	◆
		18	ペットへの対応	○					★			◆	◆
避難所の解消	19	避難所の解消に向けて	★	◎	○	○		★	◆			◆	

応援例の役割の範囲 ★主担当 ◎担当 ○支援 ◆連携協働先

出典：内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）

## 第 70 住家被害認定調査に関する業務の全体像と応援可能な範囲の例

中項目	項目	住家被害認定調査本部		
		被災市町村職員	他自治体からの応援職員 (マネジメント支援・幹部)	他自治体からの応援職員 (研修受講済の一般職員)
住家被害認定調査業務の実施	1	住家被害認定調査の意味と位置付けの理解(事前研修含む)	○	○
	2	住家被害認定調査の判定方法の概略の認識(事前研修含む)	○	○
	3	住家被害認定調査の初動体制の確立	○	
	4	住家被害認定調査の調査計画の策定	○	
	5	住家被害認定調査に係る広報の実施	○	
	6	住家被害認定調査の実施	○	○
	7	住家被害認定調査業務の管理・運営	○	○

応援側の役割の範囲

出典：内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）

## 第 71 用語解説

名称		説明	参照先
DMAT (DMAT:ディーマット) ※1		DMATは、Disaster Medical Assistance Teamの略で、災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいい、本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を主な活動とする。  東京DMATは、大規模災害時に東京消防庁と連携し、災害現場で救命処置等を行うため、都の研修・訓練を受けた医師や看護師等で編成される都の災害医療派遣チームをいう。	震災編 第3部第7章  風水害編 第4部第4章
災害拠点病院※2		主に重症者の収容・治療を行う病院  (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院)	震災編 第3部第7章  風水害編 第4部第4章
災害拠点連携病院※3		主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院  (救急告示を受けた病院(災害拠点病院を除く)等のうち都が指定する病院)	震災編 第3部第7章  風水害編 第4部第4章
災害医療支援病院※4		主に専門医療、慢性疾患への対応、軽症者の治療等の医療救護活動を行う病院  (災害拠点病院、災害拠点連携病院以外の全ての病院)	震災編 第3部第7章
災害医療 コーディネーター	都災害医療コーディネーター※5	都全域の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う、都が指定する医師	震災編 第3部第7章  風水害編 第4部第4章
	東京都地域災害医療コーディネーター※6	各二次保健医療圏域の医療活動等を統括・調整するために都が指定する医師	震災編 第3部第7章  風水害編 第4部第4章
	区災害医療コーディネーター※7	区内の医療救護活動等を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う、区が指定する医師	震災編 第3部第7章  風水害編 第4部第4章
東京都災害薬事コーディネーター※8		災害時に、都が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。	震災編 第3部第7章

名称		説明	参照先
区災害薬事コーディネーター※9		災害時に、災害薬事センターのセンター長として、区が、地区薬剤師会から選任する。薬事の観点から区災害医療コーディネーターをサポートし、地域の医療救護活動が円滑に行われるように、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整する。	震災編 第3部第7章
東京都災害時小児周産期リエゾン※10		都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師	震災編 第3部第7章
医療対策拠点等	医療対策拠点※11	都が、二次保健医療圏内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点	震災編 第3部第7章
	地域災害医療連携会議※12	地域災害医療コーディネーターが、病院、医師会、区市町村などの関係機関を招集して、情報共有や具体的な方策の検討を行う会議	震災編 第3部第7章
医療救護所等	緊急医療救護所※13	区が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所	震災編 第3部第7章
	その他医療救護所※14	区が、区地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所	震災編 第3部第7章
	医療救護活動拠点（医療本部）※15	区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する拠点	震災編 第3部第7章
	災害薬事センター（旧称：災害薬ストックセンター）※16	区が、医療救護所や避難所などへの医薬品等の供給拠点として、地区薬剤師会と連携して設置する場所 原則として、医療救護活動拠点と同一建物内（又は近接する場所）に設置	震災編 第3部第7章
航空搬送拠点臨時医療施設（SUC：エスシーユー）※17		Staging Care Unit の略主に航空機搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための臨時医療施設として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の航空搬送拠点に設置されるもの	震災編 第3部第7章
広域災害救急医療情報システム（EMIS：エイミス）※18	Emergency Medical Information System の略	災害時の救助救護活動において、全体的な状況を把握し、どこにどのような支援を行うのかを調整する目的で設置されたシステム。災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としている。（参考 URL <a href="http://www.wds.emis.go.jp/">http://www.wds.emis.go.jp/</a> ）	震災編 第3部第7章

名称		説明	参照先
DPAT (DPAT:ディーパーパット) ※19	Disaster Psychiatric Assistance Team の略	被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム	震災編 第3部第7章
DHEAT (DHEAT:ディーヒート) ※20	Disaster Health Emergency Assistance Team の略	被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チーム。	震災編 第3部第7章
BC Portal ※21		危機管理対応を意識した情報共有・コミュニケーションツール。BCPを実行するうえで必要な「情報収集」、「コミュニケーション」「情報共有」「危機広報」を支援。(参考 URL <a href="https://www.infocom-sb.jp/bcportal/">https://www.infocom-sb.jp/bcportal/</a> )	震災編 第3部第7章
災害時帰宅支援ステーション ※22		帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供をうけるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。 災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である(店舗の被害状況により、実施できない場合もある。)	震災編 第3部第8章
災害派遣福祉チーム (DWA:ディーワット) ※23	Disaster Welfare Assistance Team の略	大規模災害時において、要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、必要な福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム	震災編 第3部第9章

## 第 72 条例、規則関係

### 1 足立区防災会議条例

昭和 38 年 7 月 10 日  
条 例 第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第 6 項の規定に基づき、足立区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 足立区（以下「区」という。）地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、区長をもつてあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が任命又は委嘱する。
  - (1) 法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関の職員
  - (2) 区議会議員
  - (3) 都知事及び区長の部内の職員
  - (4) 警視庁及び消防庁の職員
  - (5) 陸上自衛隊第 1 師団の隊員
  - (6) 区の教育委員会の教育長及び職員
  - (7) 区の議会事務局の職員
  - (8) 消防団長
  - (9) 法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関又は同条第 6 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - (11) 区内に居住する者（前各号に掲げる者を除く。）
- 6 前項の委員の総数は 70 人以内とする。
- 7 第 5 項第 9 号から第 11 号までの委員の任期は 2 年とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、前条第 5 項第 9 号に掲げる機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから区長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(中間省略)

附 則(平成12年3月31日条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成14年3月29日条例第23号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月16日条例第8号)

この条例は、交付の日から施行する。

付 則(平成20年6月26日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年12月21日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年12月25日条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 足立区災害対策本部条例

昭和38年7月10日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、足立区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年6月28日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年12月21日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 足立区災害対策本部条例施行規則

昭和52年8月1日規則第30号

足立区災害対策本部条例施行規則を公布する。

足立区災害対策本部条例施行規則

東京都足立区災害対策本部条例施行規則（昭和38年東京都足立区規則第3号）の全部を次のように改正する。

（本部長室の所掌事務）

**第1条** 本部長室は、次の事項について足立区災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- （1） 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- （2） 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- （3） 避難の指示に関すること。
- （4） 災害救助に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか災害対策に関すること。

（本部長室の構成）

**第2条** 本部長室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- （2） 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- （3） 災害対策本部員（以下「本部員」という。）
- （4） 災害対策本部副本部員（以下「副本部員」という。）

（本部長）

**第3条** 本部長は、区長があたる。

（副本部長）

**第4条** 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。

2 足立区災害対策本部条例（昭和38年足立区条例第11号）第3条第2項の規定による職務の代理は、次の順序により行う。

- （1） 副区長である副本部長
- （2） 教育長である副本部長

（本部員）

**第5条** 本部員は、部長の職にある者、建築室長、会計管理室長及び区議会事務局長をもって充てる。

(副本部員)

**第6条** 副本部員は、次の各号に掲げる職にある者及び本部長又は本部員が必要と認める者をもって充てる。

- (1) 政策経営部政策経営課長
- (2) 政策経営部財政課長
- (3) 政策経営部報道広報課長
- (4) 総務部総務課長
- (5) 総務部秘書課長
- (6) 総務部人事課長
- (7) 危機管理部危機管理課長
- (8) 危機管理部災害対策課長
- (9) 危機管理部防災戦略課長
- (10) 資産活用部資産管理課長
- (11) 施設営繕部中部地区建設課長
- (12) 施設営繕部庁舎管理課長
- (13) 区民部課税課長
- (14) 地域のちから推進部地域調整課長
- (15) 産業経済部産業政策課長
- (16) 福祉部福祉管理課長
- (17) 衛生部衛生管理課長
- (18) 環境部環境政策課長
- (19) 都市建設部都市建設課長
- (20) 都市建設部建築室長付建築審査課長
- (21) 教育指導部教育政策課長
- (22) 学校運営部学校支援課長
- (23) 子ども家庭部子ども政策課長

(部の分掌事務等)

**第7条** 部の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。ただし、本部長は、災害の状況に応じ必要があると認めるときは、臨時に分掌事務を変更することができる。

#### 政策経営部

- 1 災害復旧・復興計画に関すること。
- 2 災害対策の予算に関すること。
- 3 災害の広報に関すること。
- 4 被災者の救護相談の統括に関すること。
- 5 報道機関との連絡に関すること。
- 6 電子計算機器の復旧に関すること。

#### 総務部及び資産活用部

- 1 職員の非常時配備体制に関すること。
- 2 救護食糧及び救援物資の調達及び配分計画に関すること。
- 3 応急対策用物資、車両、舟艇等の調達に関すること。
- 4 職員の動員数の把握に関すること。
- 5 職員の給食に関すること。
- 6 一般ボランティアの受入・支援に関すること。
- 7 職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること。
- 8 災害視察団の応接に関すること。

#### 危機管理部

- 1 災害対策本部の運営に関すること。
- 2 災害情報の収集、伝達及び統轄に関すること。
- 3 防災会議の開催に関すること。
- 4 防災関係機関及び各部との連絡調整に関すること。

#### 施設営繕部

- 1 災害対策本部施設（本庁舎）の復旧に関すること。
- 2 区施設の災害応急復旧に関すること。
- 3 区立の学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。

#### 区民部

- 1 救護物資及び義援品の受領に関すること。
- 2 救護物資、飲料水及び義援品並びに避難者の輸送に関すること。
- 3 死体埋火葬許可書の発行に関すること。

#### 地域のちから推進部

- 1 区内の被害状況の情報収集及び調査に関すること。
- 2 避難行動要支援者の対応に関すること。
- 3 地域のちから推進部施設利用者の救護応急対策に関すること。
- 4 遺体の収容及び埋葬に関すること。
- 5 文化財の保護に関すること。
- 6 義援金の受領並びに見舞金の支給及び配布に関すること。
- 7 災証明のための調査及び災証明の発行に関すること。
- 8 各種民間団体との連絡調整に関すること。
- 9 がれき処理の申請受付に関すること。
- 10 応急給水に関すること。

#### 産業経済部

- 1 区内企業（団体）との連絡調整に関すること。
- 2 中小企業者の災害時特別融資に係る事務に関すること。
- 3 食品団体との連絡調整に関すること。

#### 福祉部

- 1 社会福祉団体との連絡調整に関すること。
- 2 避難所の開設、運営及び避難者の収容、統括に関すること。
- 3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。
- 4 生活保護者等の実態調査に関すること。
- 5 避難行動要支援者の対応に関すること。
- 6 福祉部施設利用者の救護応急対策に関すること。
- 7 応急給水に関すること。

#### 衛生部

- 1 医療部の管理、運営及び統括に関すること。
- 2 医療機関との連絡調整に関すること。
- 3 医薬品の調達に関すること。
- 4 被災地の消毒及び薬剤散布に関すること。
- 5 医療救護所等の設置及び管理に関すること。
- 6 災害地における食品販売等の衛生監視に関すること。

- 7 乳幼児救護及び助産に関すること。
- 8 感染症予防に関すること。
- 9 衛生検査に関すること。
- 10 医療相談所の設置及び管理に関すること。

#### 環境部

- 1 ごみ処理に関すること。
- 2 し尿処理に関すること。
- 3 がれき処理に関すること。

#### 都市建設部

- 1 水防本部に関すること。
- 2 水防情報の総括と指令の伝達に関すること。
- 3 水防機関との連絡に関すること。
- 4 土木施設等の応急対策計画及び復旧計画に関すること。
- 5 水防時における河川・水路の定点観測及び応急復旧に関すること。
- 6 水防時における区内の状況調査に関すること。
- 7 震災時における土木施設の被害情報の収集に関すること。
- 8 道路啓開に関すること。
- 9 救出部の管理、運営及び統括に関すること。
- 10 被災家屋からの救出及び遺体の捜索、搬送に関すること。
- 11 応急給水に関すること。
- 12 建築物応急危険度判定に関すること。
- 13 被災住宅の応急処理及び一時住宅のあっ旋に関すること。
- 14 応急仮設住宅の建設に関すること。
- 15 応急仮設住宅の入居に関すること。
- 16 災害復旧・復興計画に関すること。

#### 出納部

- 1 災害対策に必要な物品及び現金の出納に関すること。

#### 教育指導部

- 1 区立学校の被害情報収集及び連絡調整に関すること。
- 2 区立学校の救護応急対策に関すること。

- 3 応急教育に関する事。
- 4 学校所属職員の応援体制に関する事。
- 5 避難所の運営に関する事。
- 6 教育相談に関する事。

#### 学校運営部

- 1 区立学校の被害情報収集及び連絡調整に関する事。
- 2 区立学校の救護応急対策に関する事。
- 3 学校所属職員の応援体制に関する事。
- 4 被災児童生徒の学用品の給与に関する事。
- 5 避難所の運営に関する事。
- 6 教育相談に関する事。

#### 子ども家庭部

- 1 区立認定こども園及び区立保育園の被害情報収集及び連絡調整に関する事。
- 2 区立認定こども園及び区立保育園の救護応急対策に関する事。
- 3 保育相談に関する事。

#### 議会部

- 1 区議会との連絡調整に関する事。
- 2 部に副部長を置くことができる。
- 3 部に隊を置き隊に隊長を置く。この場合においては、隊に副隊長を置くことができる。
- 4 部及び隊の編成並びに隊の隊長及び副隊長は、次条第1項に規定する計画で定めるものとする。
- 5 部に属する隊の分担業務は、部長が定める。
- 6 部及び隊に属すべき本部の職員は、部、隊に対応する通常の行政組織に所属する職員とする。

(部計画の作成)

**第8条** 部長は、部の分掌事務について、予め業務計画及び動員計画を作成し、災害時における活動態勢を確立しておかなければならない。

- 2 部長は、前項により作成した計画の内容及び前条第5項により決定した隊の分担業務を、総務部長に通知するものとする。計画又は分担業務を変更した場合も同様とする。

(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成12年3月31日規則第34号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

**付 則** (平成13年4月1日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成14年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成15年3月31日規則第49号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**付 則** (平成16年4月1日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成17年4月1日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成19年4月1日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年7月13日から施行する。

**付 則** (平成20年4月1日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成21年4月1日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成22年3月31日規則第15号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**付 則** (平成24年3月30日規則第40号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**付 則** (平成25年6月3日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成28年 3 月31日規則第69号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成29年 5 月19日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年 6 月13日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月31日規則第38号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 8 月31日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和 7 年 3 月28日規則第18号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 4 足立区災害対策条例

平成13年12月25日条例第60号

足立区災害対策条例を公布する。

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則

第1節 目的等(第1条—第3条)

第2節 区長の責務(第4条—第11条)

第3節 区民の責務(第12条・第13条)

第4節 事業者の責務(第14条・第15条)

#### 第2章 予防対策

第1節 災害に関する研究、公表等(第16条)

第2節 災害に強いまちづくりの推進(第17条)

第3節 建築物等の安全の確保(第18条—第22条)

第4節 火災の防止等(第23条—第26条)

第5節 防災広報及び防災教育(第27条—第29条 )

第6節 防災組織(第30条—第32条)

第7節 地域における相互支援ネットワークづくり(第33条・第34条)

第8節 ボランティアへの支援(第35条)

第9節 要配慮者への施策(第36条)

第10節 複合災害に対する施策(第37条)

第11節 防災訓練(第38条・第39条)

第12節 区民、事業者、ボランティア等の意見(第40条)

#### 第3章 応急対策

第1節 応急体制等の整備(第41条—第43条)

第2節 避難(第44条—第47条)

第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保(第48条)

第4節 帰宅困難者対策(第49条・第50条)

#### 第4章 復興対策(第51条)

#### 第5章 委任(第52条)

#### 付則

足立区（以下「区」という。）は、その地域特性から大地震及び水害に際して甚大な被害の発生が想定される。そのような中、災害から少しでも多くの生命や財産を守り、「死者ゼロ」を目指すために、区が持つあらゆる資源を用いて災害に立ち向かうこととする。

令和6年1月1日に発災した能登半島地震をはじめとした大地震、近年多発する局地的な大雨、集中豪雨等、災害が、いつ、どこでも発生し得ることを常に念頭に置き、激甚化かつ複合化する近年の災害に即応できるよう備えておかねばならない。

自らのことを自ら守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちを自分たちで守る「共助」、行政が区民及び事業者の安全を確保する「公助」を基本とし、区民、事業者及び区が相互に連携、協力し支え合うことで、誰もが安心して暮らせる真に災害に強いまちの実現を目指すものとする。

## 第1章 総則

### 第1節 目的等

#### （目的）

第1条 この条例は、区における災害対策に関し、区民、事業者及び区の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害から現在及び将来の区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 前条の目的を実現するため、自らの生命を区民自らが守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちを自分たちで守る「共助」、行政が区民及び事業者の安全を確保する「公助」の考え方を基に、区民、事業者及び区が、それぞれの責務と役割を果たしつつ、相互に補完し、つながり合うことで災害対策の充実及び強化に努めることを基本理念とする。

#### （定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防

ぎ、並びに災害からの復旧及び復興を図ることをいう。

- (3) 区民 区内に住所又は居所を有する者をいう。
- (4) 事業者 事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 防災区民組織 災害から地域社会を守るため、町会・自治会、マンションの管理組合等を母体として区民が自主的に結成する組織をいう。
- (6) 要配慮者 高齢者、障がい者、児童、乳幼児、日本語の理解が困難な外国人、妊産婦その他の災害時において特に配慮を要する者をいう。
- (7) 避難所 災害により自宅に留まることができない区民を保護するための施設で、一次避難所及び福祉（二次）避難所をいう。
- (8) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の災害対策を実施する東京都（以下「都」という。）の関係機関、協定締結機関及び法第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
- (9) 帰宅困難者 災害により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間復旧の見通しが立たない場合に際して、通勤、通学、買い物等の目的で自宅から外出しており、駅周辺地域に滞留している者のうち、徒歩で帰宅することが困難なものをいう。

## 第2節 区長の責務

(基本的責務)

第4条 区長は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項に規定する目的を達成するため、区長は災害対策に関する事業(以下「災害対策事業」という。)及び法第42条第1項の規定に基づき足立区防災会議が作成した足立区地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)の推進を図らなければならない。

3 区長は、前項の災害対策事業及び地域防災計画の推進に当たっては、国、都及び関係する区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア等並びに防災区民組織及び第31条の施設の防災組織との連携及び協力に努めるものとする。

4 区長は、災害発生後における区民生活の早期再建を図るため、あらかじめ業務を継続するための計画を策定し、この計画の実施に必要な人員の配置、物資の備蓄及び電力、燃料等の確保をするとともに、必要に応じてこの計画の検証に努めるものとする。

(協力要請)

第5条 区長は、災害対策事業の実施に当たり、必要と認めるときは、他の地方公共団体及び公共的団体等(以下「地方公共団体等」という。)に協力を要請しなければならない。

2 地方公共団体等の災害対策事業につき協力の要請があったときは、区長は、これに応じなければならない。

(区民及び事業者への指導等)

第6条 区長は、災害対策事業の実施に当たっては、区民及び事業者の協力を求めるとともに、区民及び事業者が自主的に行う災害対策活動に、指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアへの支援)

第7条 区長は、ボランティアが自主的に行う災害対策活動に対し、支援及び協力を行わなければならない。

(区民、事業者、ボランティア等への助成)

第8条 区長は、区民、事業者、ボランティア等が行う災害対策活動に対し、必要な助成を行うことができる。

(避難所の確保及び運営)

第9条 区長は、災害の発生に備え、平素から避難所の確保に努めるとともに、避難所に防災資機材及び備蓄物資を配備し、その機能充実に努めなければならない。

2 区長は、災害時において、被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設しなければならない。

3 区長は、災害時において、避難所の衛生状態を良好に保つよう努めなければならない。

4 区長は、災害時において、避難所が区、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等との連携により運営できるよう、平素からその良好な関係の構築に努めなければならない。

(災害関連死の防止)

第10条 区長は、災害関連死(当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたものをい

う。)の防止に努め、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等と協力し、避難所への避難者のみならず、車中泊避難者、在宅避難者等に対し、それぞれの状況に応じた必要な支援に努めるものとする。

- 2 区長は、災害関連死を防ぐため、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等と協力し、備蓄物資の供給のほか、温かい食事の提供、トイレ、風呂等の衛生施設の確保及び管理、就寝スペースの確保等により、生活環境の変化に伴う健康被害の抑制に努めるものとする。

#### (区職員の育成)

第11条 区長は、あらゆる災害事象に対応するため、防災・減災につながる技能及び知識を習得した区職員の育成に努めなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する目的を達成するため、足立区災害対策本部条例施行規則(昭和52年足立区規則第30号)第7条に定める分掌事務に応じた防災訓練、防災研修等を行うよう努めなければならない。

### 第3節 区民の責務

#### (平素から区民がとるべき行動)

第12条 区民は、防災のため、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

- 2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 家具の転倒防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 洪水予報等の水害に関する情報の収集
- (6) 建築物その他工作物の水害に対する備え
- (7) 3日分以上の飲料水、食糧、医薬品、携帯トイレ等の生活物資を備蓄し、これらを持ち出すための準備
- (8) 避難の経路、場所及び方法についての確認

- 3 区民は、平素から地域における顔の見える関係づくりに努めるとともに、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力し、自発的に災害対策活動に参加するよう努めなければならない。

(災害時に区民がとるべき行動)

第13条 区民は、災害時においては、生命及び身体の安全の確保を最優先とし、様々な媒体を用いて情報を収集し、避難方法の判断に努めるものとする。

2 前項の場合において、区内に開設された避難所へ避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難するように努めるものとする。ただし、避難指示その他の避難のための措置の指示等があったときは、その指示等に従って行動しなければならない。

3 区民は、災害時、地域において互いに助け合い、負傷者の救護及び要配慮者の援護に努めるとともに、被災後の自らの地域の生活再建及び復興まちづくりの協力を努めるものとする。

#### 第4節 事業者の責務

(事業者の備え)

第14条 事業者は、事業所に来所する顧客、従業員及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）の安全確保のため、平素から災害に備え、必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、災害時において従業員の一斉帰宅を抑制するとともに、従業員の3日分の飲料水、食糧、携帯トイレ等の生活物資の備蓄に努めなければならない。

3 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、あらかじめ事業を継続するための計画を策定し、必要に応じてその検証に努めるものとする。

4 学校等（大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設及び保育所その他子育て支援を行う施設をいう。）の設置者又は管理者は、災害時において当該施設内の待機指示その他生徒等の安全確保のため、あらかじめ必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の努め)

第15条 事業者は、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害の拡大を防止するため、最大の努力を払わなければならない。

2 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害による被害を最小限にとどめるため、平素から周辺住民に対する災害対策活動を実施する等、周辺住民との連携及び協力を努めなければならない。

## 第2章 予防対策

### 第1節 災害に関する研究、公表等

第16条 区長は、災害の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他災害に関する事項について、国、都及び防災関係機関の協力を得て、調査及び研究を行わなければならない。

2 区長は、前項の調査及び研究の成果を、積極的に災害対策に反映させるとともに、区民に公表しなければならない。

3 区長は、前項に規定するもののほか、地域防災計画その他災害対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

### 第2節 災害に強いまちづくりの推進

第17条 区長は、安心して生活できる災害に強い安全なまちづくりを推進するため、国及び都と協力し、地域防災総合計画を策定しなければならない。

2 区長は、国及び都と協力し、前項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

### 第3節 建築物等の安全の確保

#### (一般建築物の耐震性等の確保)

第18条 区長は、一般建築物（次条に定める特殊建築物その他区長が必要と認める建築物以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

#### (特殊建築物等の耐震性等の確保)

第19条 区長は、特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他区長が必要と認める建築物の耐震性及び耐火性を確保するため、特に区長が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは建築物の所有者等をして行わせ、又は必要があると認めるときは、当該建築物の改善について助言し、若しくは勧告することができる。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第20条 区長は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は施設管理者等をして努めさせなければならない。

- (1) 震災時に情報伝達等の防災業務の中心となる本庁舎その他の区の施設
- (2) 震災時に被災者の一時受入施設となる学校その他の区の施設

(公共施設等の安全の確保)

第21条 区長は、その管理する道路、公園、橋りょうその他の公共施設及びこれらに付随する施設の耐震性、耐火性等を強化するとともに、定期的に点検を行い、当該施設の安全確保に努めなければならない。

(落下物の防止)

第22条 区長は、地震等により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等の危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

#### 第4節 火災の防止等

(火災の防止)

第23条 区長は、災害による火災の発生及びその拡大を防止するため、必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する目的を達成するために、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

(出火防止及び初期消火)

第24条 区民は、火気を使用するに当たって、出火を防止するため常時これを監視し、出火に備えて消火器等の配備に努めるものとする。

- 2 区民は、地震等を感じた場合は、まずは身の安全を確保するとともに、火の元を確認し、出火した際には初期消火に努めなければならない。
- 3 区民は、通電火災等の電気に起因する出火を防止するため、避難等で自宅を離れる際は、ブレーカーを遮断する等して出火の防止に努めなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第25条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、都と連携を図り、消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 区長は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、都と連携し、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第26条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。

2 前項に規定する目的を達成するために、区長は、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

#### 第5節 防災広報及び防災教育

(防災広報)

第27条 区長は、防災に関する広報活動を積極的に実施し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

2 区長は、前項の防災に関する広報活動の実施に当たり、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

(あだち備蓄の日)

第28条 区、区民及び事業者の全てが、備蓄について考え、必要な備蓄の品目、量、期限等を見直すために、「あだち備蓄の日」を設ける。

2 「あだち備蓄の日」は、毎月19日とする。

(防災教育等)

第29条 区長は、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努めるとともに、防災区民組織及び第31条の施設の防災組織や地域の団体等が行う防災活動、まちづくり活動等を通じて防災知識の普及に努めなければならない。

2 区長は、前項の防災教育の実施に当たり、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

## 第6節 防災組織

### (防災区民組織)

第30条 区長は、防災区民組織を育成するため、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

### (施設の防災組織)

第31条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

### (防災リーダーの育成)

第32条 区長は、防災区民組織及び前条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、これらの組織における防災リーダー（災害対策活動について適切な指示を与える等中心的な役割を担う者をいう。）の育成に努めるとともに、防災関係機関が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

## 第7節 地域における相互支援ネットワークづくり

第33条 区長は、災害時に支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、地域相互支援ネットワーク（区内で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者への必要な支援活動を一体的かつ効果的に行う仕組みをいう。）の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### (マンションの災害対策)

第34条 マンションの居住者及びその管理組合は、震災時におけるエレベーターの停止等に備え、平素から非常時に利用できる共用階段及び避難経路を共有するとともに、救出、避難等に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

2 マンションの居住者及びその管理組合は、居住者相互及び地域住民と顔の見える関係づくりに努めるものとし、当該マンションにおける防災組織を自主的に結成し、防災訓練その他の防災に関する活動を行うよう努めるものとする。

3 マンションの建築主等は、第1項の備蓄を行うため、必要な場所を建物内に確保するよう努めなければならない。

4 区長は、マンションの災害対策を推進するため、第2項の防災組織に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

## 第8節 ボランティアへの支援

第35条 区長は、ボランティアによる支援活動の円滑な実施を確保するため、資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する目的を達成するために、区長は、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティア活動への意識を高めるための普及啓発及び育成に努めなければならない。

## 第9節 要配慮者への施策

第36条 区長は、要配慮者への施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 区長、区民及び事業者は、要配慮者を含めた全ての住民が、災害時においても等しく安全に暮らせるよう努めなければならない。
- 3 区長、区民及び事業者は、災害時に要配慮者の避難及び避難生活を支援するため、平素から要配慮者と意見等を交換し、支援の方法について必要な協力体制を構築するよう努めるものとする。

## 第10節 複合災害に対する施策

第37条 区長は、国、都、他の区市町村、防災関係機関と連携を図り、二次災害(地震に伴い発生する火災、帰宅困難者による集団転倒等をいう。)及び複合災害(地震、豪雨等の複数の災害が同時に、又は連続して発生することで被害が拡大し、災害対応の困難性が増す災害事象をいう。)による被害の拡大を防止するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 区民及び事業者は、居住地及び所在地における地震、水害等による被害想定を把握し、各々が災害による被害の予防に努めるとともに、平素から地域の避難体制、避難所等を確認し、災害時に対応できるよう日頃の準備に努めるものとする。

## 第11節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第38条 区長は、国、都、他の区市町村、防災関係機関、防災区民組織等と連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

- 2 前項の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、規則で定める。

(防災組織の訓練)

第39条 防災区民組織及び第31条の施設の防災組織の長は、災害の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

- 2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

第12節 区民、事業者、ボランティア等の意見

第40条 区民、事業者、ボランティア等並びに防災区民組織及び第31条の施設の防災組織は、地域の安全性について常に監視し、災害時に危険性のあるものについて区長に意見を述べることができる。

- 2 区長は、前項の規定により区民、事業者、ボランティア等並びに防災区民組織及び第31条の施設の防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第3章 応急対策

第1節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第41条 区長は、災害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

- 2 区長は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水施設及び資器材等の備蓄施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第42条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、災害時に的確な情報を区民、事業者、ボランティア等に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第43条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体等及び防災関係機関等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

## 第2節 避難

(広域的な避難場所の確保及び一時集合場所の指定)

第44条 区長は、災害時に拡大する火災から区民を安全に保護するため、あらかじめ都と協議し、広域的な避難場所を確保しなければならない。

2 区長は、地域住民と協議し広域的な避難場所に集団で避難するための一時集合場所をあらかじめ指定しなければならない。

(避難路の整備及び沿道の不燃化)

第45条 区長は、都と連携を図り、災害時に区民が広域的な避難場所に安全に避難するため必要な避難路の整備に努めなければならない。

2 区長は、避難路の周辺にある建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第46条 区長は、都と連携を図り、災害の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第47条 区民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両（以下「車両」という。）を使用してはならない。

2 災害時に走行中の車両の運転者は、当該災害時に行われる交通規制を厳守しなければならない。

## 第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第48条 区長は、災害時において、被災者の救出及び救助並びに区民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 区長は、前項の土地及び家屋の利用について利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、区長は、国及び都との調整に努めなければならない。

#### 第4節 帰宅困難者対策

(平素からの準備及び災害時の責務)

第49条 帰宅困難者となるおそれのある者は、平素から携帯食料、モバイルバッテリー等、災害時における帰宅に必要な物資及び用具の確保に努めるとともに、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を講ずるよう努めなければならない。

2 帰宅困難者は、自らの安全を確保するとともに、帰宅困難者による混乱、事故の発生等を抑制するために、むやみに移動しないよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第50条 区長は、災害時、帰宅困難者の一斉帰宅による混乱、事故の発生等を防止するため、平素から近隣の区市町村、帰宅困難者対策を推進する団体等と連携を図り、帰宅困難者が円滑に帰宅するための支援方法を検証するとともに、一時滞在施設の確保に努めなければならない。

2 区長は、帰宅困難者の一斉帰宅及びむやみに移動することを抑制するために、帰宅困難者への情報提供、誘導その他の必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

#### 第4章 復興対策

第51条 区長は、災害により重大な被害を受けた場合、国、都及び防災関係機関等と連携し、被災地の復興に努めなければならない。

2 震災の発生前の震災復興に関する対策及び被災後の復興事業については、別に条例で定める。

#### 第5章 委任

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

付 則 (令和7年10月21日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 足立区災害対策条例施行規則

平成14年4月1日規則第27号

足立区災害対策条例施行規則を公布する。

足立区災害対策条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区災害対策条例（平成13年足立区条例第60号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(災害対策事業)

第2条 条例第4条第2項に規定する災害対策事業とは、足立区基本計画における災害対策に関する各計画に基づく事業をいう。

(地域防災総合計画)

第3条 条例第17条第1項に規定する地域防災総合計画とは、防災まちづくり基本計画、地域防災計画及び防災コミュニティ計画を統合した計画をいう。

(重要建築物の種類)

第4条 条例第20条第1号に規定するその他の区の施設は、次に掲げるものとする。ただし、複合施設の一部である場合は、その施設全体をいう。

- (1) 区民事務所
- (2) 福祉事務所
- (3) 保健総合センター
- (4) 清掃事務所
- (5) 工事事務所
- (6) 備蓄倉庫
- (7) その他区長が指定する施設

2 条例第20条第2号に規定するその他の区の施設は、次に掲げるものとする。ただし、複合施設の一部である場合は、その施設全体をいう。

- (1) 地域防災計画で定める福祉避難所（第二次避難所）
- (2) 住区センター
- (3) 児童館
- (4) 老人館
- (5) 保育園
- (6) その他区長が指定する施設

(落下物の安全基準)

第5条 条例第22条に規定する防災上安全な基準は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条の定めるところによる。

(防災訓練の範囲)

第6条 条例第38条第1項に規定する防災訓練は、次に掲げるものとする。

- (1) 足立区（以下「区」という。）又は区内の消防機関の主催する防災訓練
- (2) 区内の自主防災組織が自主的に行う防災訓練で、区又は区内の消防機関に訓練計画書の届出があったもの
- (3) 前2号に準ずる方法により実施する防災訓練で、区内の町会、自治会等が参加するもの

(災害補償の実施)

第7条 区長は、条例第38条第2項の規定に基づき前条各号の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練に起因する事故（以下単に「事故」という。）により死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった場合（疾病を除く。）は、災害補償を受けべき者又は遺族（以下「被害者」という。）に対し、災害補償を支給する。

(災害補償の種類)

第8条 前条の規定により区長が支給する災害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 入院療養補償
- (2) 通院療養補償
- (3) 休業補償
- (4) 後遺障害一時金
- (5) 死亡一時金

(災害補償の金額)

第9条 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償の要件及び金額は、別表第1のとおりとする。ただし、同一の事故により入院療養補償及び通院療養補償を併せて支給する場合には、31万5,000円を限度とする。

(後遺障害一時金)

第10条 後遺障害一時金は、第6条各号の防災訓練に参加した者が、事故により障害の状態になった場合で、当該障害が固定した日から起算して180日以内で、かつ、事故発生の日から起算して1年6箇月以内において、別表第2に定める後遺障害があるときに、当該後遺障害の程度に応じた等級ごとに定める金額を支給する。ただし、当該後遺障害が同表に定める後遺障害の2つ以上に該当する場合の等級は、

重い後遺障害に対する等級による。

- 2 事故発生日から起算して1年6箇月を経過してもなお治療を要する場合で、かつ、別表第2に定める後遺障害があるため区長が補償を行う必要があると認めるときは、1年6箇月を経過する日の前日に当該障害が固定したものとみなし、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「1年6箇月」とあるのは「2年」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、障害のある者が、事故を原因として同一部位について障害の程度を加重することとなった場合には、当該規定の例により算出した金額から加重前の障害に対応する当該規定の例により算出した金額を差し引いた金額を支給する。

(死亡一時金)

第11条 死亡一時金は、第6条各号の防災訓練に参加した者が、事故を原因として事故発生日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合に、その遺族（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第8条の規定において「遺族補償年金」を「死亡一時金」と、「非常勤消防団員等」を「死亡した者」と読み替えて準用する遺族とする。以下同じ。）に対し支給し、その額は700万円とする。

(訓練会場までの往復経路上の事故に対する災害補償)

第12条 第6条各号に規定する防災訓練に参加するため、防災訓練会場までの往復経路（合理的な経路及び方法によるものに限る。）上において死亡し、又は負傷し、若しくは障害の状態となった者については、第9条から第11条までの規定を準用する。ただし、支給する金額は、当該規定により算出した金額の2分の1を限度として区長が定めるものとする。

(災害補償金計算の特例)

- 第13条 正当な理由がなくその治療を怠ったため、障害の程度を加重することとなった場合は、その影響がなかったものとして、第9条から第12条までの規定を適用する。
- 2 事故等（事故及び第12条に規定する場合をいう。以下同じ。）の発生時に既に有していた疾病又は事故等の発生後その障害の原因となった事故等と関係なく生じた障害若しくは疾病の影響により、当該障害の程度を加重することとなったときは、それらの影響がなかったものとして、第9条から第12条までの規定を適用する。
  - 3 区長は、災害補償の原因となった事故等の発生について本人に重大な過失があるときは、その過失の程度に応じてその災害補償の金額を減額することができる。

(防災訓練に係る災害補償の認定)

第14条 第6条各号に規定する防災訓練において事故等が発生した場合には、当該訓練の主催者又は被害者は、事故等の発生日から7日以内に区長に報告しなければならない。

- 2 区長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査し、災害補償の対象になると決定したときは、被害者に対し、速やかに災害補償の認定の通知をしなければならない。

(災害補償の請求及び決定)

第15条 災害補償を受けようとする者は、前条第2項の災害補償の認定の通知を受けた後、次の各号の補償区分に応じて当該各号の定めるところにより、区長に速やかに補償の請求を行わなければならない。

- (1) 入院療養補償、通院療養補償及び休業補償 当該療養又は休業が終了したとき。
- (2) 後遺障害一時金 当該後遺障害が固定したとき。
- (3) 死亡一時金 災害認定の通知を受けたとき又は事故等の発生日から起算して180日を経過する日までに死亡した場合の当該死亡したとき。

- 2 区長は、前項の規定による補償の請求を受けたときは、速やかに災害補償金額を決定し、その旨を請求者に通知しなければならない。

(土地及び家屋の利用計画)

第16条 条例第48条第2項に規定する土地及び家屋の利用計画には、次に掲げる事項のための利用方法を定めるものとする。

- (1) 救出及び救助活動
- (2) 災害時におけるヘリコプター緊急離着陸
- (3) ボランティアの活動
- (4) 生活物資の集積及び輸送
- (5) 公営住宅等の建設
- (6) その他区長が必要と認める事項

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和7年10月21日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 災害補償の金額（第9条関係）

災害補償の種類	災害補償の要件	災害補償の金額
1 入院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に入院したとき。	3,500円に入院日数を乗じて得た金額とする。ただし、入院日数が90日を超えるときは90日とする。
2 通院療養補償	事故により負傷し、治療を受けるため病院等に1週間以上通院したとき。	2,500円に実通院日数を乗じて得た金額とする。ただし、当該事故発生の日から起算して90日以内の通院に限る。
3 休業補償	事故により負傷し、就業できないとき。	3,000円に実休業日数を乗じて得た金額とする。ただし、午後5時を経過した後に発生した事故の当日は、実休業日数に含めず、実休業日数が、90日を超えるときは90日とする。

備考 災害補償の要件で「1週間以上通院したとき」とは、実際の通院日数ではなく、治癒するまでの期間をいう。

別表第2 災害補償後遺障害等級表（第10条関係）

等級	金額	後遺障害の程度
第1級	700万円	1 両眼が失明したもの 2 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 3 両眼の視力が0.02以下になったもの 4 咀(そ)嚼(しゃく)及び言語の機能を廃したもの 5 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 7 両上肢(し)を腕関節以上で失ったもの 8 両上肢(し)の用を全廃したもの 9 両下肢(し)を足関節以上で失ったもの 10 両下肢(し)の用を全廃したもの
第2級	550万円	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 両眼の視力が0.06以下になったもの 3 咀(そ)嚼(しゃく)又は言語の機能を廃したもの 4 咀(そ)嚼(しゃく)及び言語の機能に著しい障害を残すもの 5 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 6 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 7 両耳の聴力を全く失ったもの 8 1上肢(し)のひじ関節以上で失ったもの 9 1下肢(し)のひざ関節以上で失ったもの 10 両手の手指の全部を失ったもの 11 両手の手指の全部の用を廃したもの 12 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第3級	400万円	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 両眼の視力が0.1以下になったもの

		<p>3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>5 咀(そ)嚼(しゃく)又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>8 脊(せき)柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの</p> <p>9 1 上肢(し)を腕関節以上で失ったもの</p> <p>10 1 上肢(し)の用を全廃したもの</p> <p>11 1 上肢(し)の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>12 1 下肢(し)を足関節以上で失ったもの</p> <p>13 1 下肢(し)の用を全廃したもの</p> <p>14 1 下肢(し)の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>15 1 手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指を失ったもの</p> <p>16 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第4級	300万円	<p>1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1 眼が失明し、又は1 眼の視力が0.02以下になったもの</p> <p>3 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>6 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>7 脊(せき)柱に運動障害を残すもの</p> <p>8 1 手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの</p> <p>9 1 手の母指を含み2の手指を失ったもの</p> <p>10 1 手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>11 1 手の母指及び示指又は母指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの</p> <p>12 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>13 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>14 1 上肢(し)に仮関節を残すもの</p> <p>15 1 上肢(し)に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>16 1 上肢(し)の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>17 1 下肢(し)を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>18 1 下肢(し)に仮関節を残すもの</p> <p>19 1 下肢(し)に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>20 1 下肢(し)の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>21 1 足の足指の全部を失ったもの</p> <p>22 女子の外貌(ぼう)に著しい醜状を残すもの</p> <p>23 両側の辜(こう)丸を失ったもの</p> <p>24 脾(ひ)臓又は1側の腎(じん)臓を失ったもの</p>
第5級	200万円	<p>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 両眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの</p>

		<p>3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4 1眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 咀(そ)嚼(しゃく)又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>8 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>9 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>10 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>11 14歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</p> <p>12 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>13 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>14 1手の母指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>15 1手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>16 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの</p> <p>17 1手の母指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>18 1下肢(し)を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>19 1下肢(し)の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>20 1上肢(し)の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>21 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの</p> <p>22 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>23 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>24 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第6級	130万円	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>4 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>6 7歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>8 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>9 耳の耳殻(かく)の大部分を欠損したもの</p> <p>10 胸腹部臓器に障害を残すもの</p> <p>11 脊(せき)柱に奇形を残すもの</p> <p>12 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>13 長管骨に奇形を残すもの</p> <p>14 1上肢(し)の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>15 1手の中指又は薬指を失ったもの</p> <p>16 1手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>17 1手の中指又は薬指の用を廃したもの</p> <p>18 1下肢(し)の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>19 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p>

		<p>20 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>21 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>22 局部に頑(がん)固な神経症状を残すもの</p> <p>23 男子の外貌(ぼう)に著しい醜状を残すもの</p> <p>24 女子の外貌(ぼう)に醜状を残すもの</p>
第7級	70万円	<p>1 1眼の視力が0.6以下になったもの</p> <p>2 1眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの</p> <p>3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>4 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>5 3歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの</p> <p>6 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>7 上肢(し)の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>8 1手の小指を失ったもの</p> <p>9 1手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>10 1手の示指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>11 1手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>12 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>13 1手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>14 1手の小指の用を廃したもの</p> <p>15 1下肢(し)を1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>16 下肢(し)の露出面に手の平の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>17 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの</p> <p>18 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p> <p>19 1足の第3足指以下の1又は2足指の用を廃したもの</p> <p>20 局部に神経症状を残すもの</p> <p>21 男子の外貌(ぼう)に醜状を残すもの</p>

## 6 足立区緊急災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間、休日等の勤務時間外に足立区（以下「区」という。）に地震が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項に基づき、足立区災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されるまでの間、緊急に対応するため、区内又は区の近隣に住所を有し、短時間に参集することができる区職員（以下「参集職員」という。）をもって組織する足立区緊急災害対策本部（以下「緊対本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(緊対本部の設置)

第2条 緊対本部は、夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が5強以上を観測した場合又は区が設置した震度計が5強以上を記録した場合に設置されるものとする。

(緊対本部の組織)

第3条 足立区緊急災害対策本部長（以下「緊対本部長」という。）は、副区長のうち危機管理部を担当する副区長を第一順位とし、当該副区長以外の副区長を第二順位として充てる。

2 副区長に事故があるとき又は副区長が欠けたときは、次の順序により割り当てられた者が緊対本部長の職務を代理する。

- (1) 教育長（区外に住所を有する場合は除く。）
- (2) 危機管理部長
- (3) 危機管理部長経験者、危機管理室長経験者又は総合防災対策室長経験者
- (4) 災害対策課長経験者の部長級職員
- (5) 危機管理課長経験者の部長級職員
- (6) 区内に住所を有する部長級職員で、組織順の上位にあるもの

3 緊対本部員は、毎年度、名簿をもって通知することにより指定するものとし、翌年度の名簿が通知されるまでの間は、4月1日以降も前年度に通知した体制によるものとする。

4 次条に定める参集場所ごとに統括者1名及び統括者を補佐する副統括者を数名置く。

(参集場所)

第4条 参集場所は、次に掲げる者を除き、参集する職員の自宅近隣の区民事務所（ただし、千住区民事務所については千住庁舎（足立区千住仲町19番3号））とし、参集する区民事務所は、危機管理部長が指定する。

- (1) 緊対本部長、危機管理部職員及び災害対策課が指定する職員にあっては、防災センター（本庁舎南館7階）
- (2) 区民事務所長及び地域担当係長等指定職員にあっては、所属の区民事務所（管轄区域）

第5条 各参集場所の管轄区域は、おおむね別表のとおりとする。

(所掌事務)

第6条 各区民事務所(千住庁舎を含む。)に参集する職員は、次に掲げる事務に従事し、危機管理部職員及び災害対策課が指定する職員は、緊対本部長の指示を受け活動する。

- (1) 第4条に規定する参集場所への参集
- (2) 災害情報の収集・伝達
- (3) 被害状況の調査確認
- (4) 区防災無線の開局
- (5) 災害対策本部の設置準備
- (6) 緊急救助活動
- (7) 区が設置した学童保育室の安全確保
- (8) その他、緊対本部長が必要と認めて指示する事項

2 統括者及び副統括者のほか、参集場所の最も近くに居住する参集職員は、参集場所の鍵を所持し、第2条の規定により緊対本部が設置されるときには、遅滞なく参集する施設の開錠を行うものとする。

(緊対本部の解除等)

第7条 緊対本部は、次の場合に解除されるものとする。

- (1) 災害対策本部が設置され、緊対本部に属していた職員が災害対策本部の指揮下に入ることとなり、災害対策本部長の解除の指示があった場合
- (2) 災害等の状況により設置の必要がなくなり、緊対本部長の解除の指示があった場合

(指定除外)

第8条 次に掲げる者は、緊対本部から除くものとする。

- (1) 第3条第2項の規定により緊対本部長の職務代理者に割り当てられた者を除く副参事以上の職にある職員
- (2) 区民事務所長及び地域担当係長等指定職員
- (3) 病弱者、身体障害者、育児休業中、育児・介護中の者等で応急活動に従事することが困難な職員
- (4) 学校勤務職員
- (5) 報道広報課職員
- (6) 秘書課職員
- (7) 区議会事務局職員
- (8) 緊急車両稼働確保を担当する総務部総務課車両計画担当職員
- (9) 災害対策本部設置準備を担当する各部庶務担当課庶務係職員
- (10) 応急危険度判定員として第一次判定に従事する職員
- (11) 庁舎施設のシステム運用のため、本庁舎その他施設に参集する職員
- (12) 庁舎施設の機能保持のため、本庁舎に参集する職員
- (13) 医療機関との連絡調整のため、本庁舎に参集する衛生部職員
- (14) 危機管理体制のため、足立清掃事務所の作業及び機械運転に係る職員

(15) 危機管理体制のため、区の各施設に参集する職員

(16) 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例（平成14年足立区条例第2号）に基づき派遣されている職員

(参集態勢)

第9条 夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が5弱を観測した場合又は区が設置した震度計が5弱を記録した場合における職員の態勢は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 危機管理部の部長級及び課長級職員 防災センター（本庁舎南館7階）に参集すること。

(2) 情報収集・発信態勢職員（部長が指定する者その他災害対策本部長が必要とする者をいう。） 職場に参集すること。

(3) 前2号に規定する者以外の全職員 各自災害に関する情報を収集して参集に備え、非常配備態勢の指令に従うこと。

2 夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が5強を観測した場合又は区が設置した震度計が5強を記録した場合における職員の態勢は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 災害対策本部長、副本部長、本部員及び副本部員（緊对本部長を除く。） 災害対策本部室（本庁舎中央館8階）に参集すること。

(2) 第一次非常配備態勢職員 職場に参集すること。

(3) 前2号に規定する者以外の全職員 各自災害に関する情報を収集して参集に備え、非常配備態勢の指令に従うこと。

3 全職員は、夜間、休日等の勤務時間外に、地震が発生し、気象庁発表の区の震度が6弱以上を観測した場合又は区が設置した震度計が6弱以上を記録した場合は、非常配備態勢の指令を待たず、あらゆる手段を利用して職場に参集することとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない平常時における訓練等については、必要に応じ区長の指示により実施するものとする。

2 毎年度4月1日現在の参集場所職員名簿を災害対策課において作成し、該当職員、所属長及び区民事務所長に通知するものとする。

付 則

この要綱は、昭和63年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年5月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年5月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年2月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則（21足総災発第141号 平成21年4月28日 危機管理室長決定）

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則（22足総災発第71号 平成22年4月19日 危機管理室長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則（23足総災発第62号 平成23年6月29日 危機管理室長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則（24足総災発第699号 平成24年8月9日 危機管理室長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則（26足総災発第146号 平成26年4月16日 危機管理室長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則（29足危発第444号 平成29年7月14日 危機管理部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則（2足危災発第133号 令和2年4月10日 危機管理部長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則（2足危災発第2690号 令和3年3月3日 危機管理部長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（6足危災発第3034号 令和7年3月21日 危機管理部長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表（第5条関係）

参集場所	管轄地域
千住庁舎	千住東1・2丁目、千住曙町、千住旭町、千住大川町、千住河原町 千住寿町、千住桜木1・2丁目、千住関屋町、千住龍田町 千住橋戸町、千住緑町1～3丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町 千住1～5丁目、千住中居町、千住仲町、日ノ出町、柳原1・2丁目
江北区民事務所	扇2丁目、江北1～5丁目、鹿浜1丁目、椿1丁目 堀之内1・2丁目
江南区民事務所	小台1・2丁目、宮城1・2丁目
新田区民事務所	新田1～3丁目
興本区民事務所	扇1・3丁目、興野1・2丁目、本木1・2丁目、本木東町 本木西町、本木南町、本木北町、西新井本町3～5丁目
梅田区民事務所	梅田1～8丁目、梅島1・3丁目、関原1～3丁目 西新井栄町1丁目
中央本町区民事務所	青井1～6丁目、足立1～4丁目、梅島2丁目、弘道1・2丁目 中央本町1～5丁目、西綾瀬1～4丁目、平野1・2丁目
東綾瀬区民事務所	綾瀬1～7丁目、加平1丁目、東綾瀬1～3丁目、谷中1・2丁目 東和1・3・5丁目
中川区民事務所	東和2・4丁目、中川1～5丁目
佐野区民事務所	大谷田1～5丁目、加平2・3丁目、北加平町、佐野1・2丁目 神明南1・2丁目、神明1～3丁目、辰沼1・2丁目 六木1～4丁目、谷中3～5丁目
保塚区民事務所	西加平1・2丁目、一ツ家1～4丁目、東保木間1・2丁目 平野3丁目、東六月町、保木間1・2丁目、保塚町 南花畑1～3丁目、六町1～4丁目
花畑区民事務所	花畑1～8丁目、保木間3～5丁目、南花畑4・5丁目
竹の塚区民事務所	栗原1・2丁目、島根1～4丁目、竹の塚1～7丁目 西保木間1～4丁目、六月1～3丁目
西新井区民事務所	栗原3・4丁目、西新井1～7丁目、西新井本町1・2丁目、 西新井栄町2・3丁目
伊興区民事務所	伊興1～5丁目、伊興本町1・2丁目、西伊興1～4丁目、西伊興町、 西竹の塚1・2丁目、東伊興1～4丁目
鹿浜区民事務所	加賀1・2丁目、江北6・7丁目、椿2丁目 皿沼1～3丁目、鹿浜2～8丁目、谷在家1～3丁目
舎人区民事務所	入谷1～9丁目、入谷町、古千谷1・2丁目、古千谷本町1～4丁目 舎人1～6丁目、舎人町、舎人公園

備考 上記区域は、この要綱に基づく参集場所における管轄区域であり、区民事務所の管轄区域とは一部異なる。

## 第73 足立区防災会議委員名簿

令和8年1月現在

機関名	役職名
	足立区長
区民委員	足立区町会・自治会連合会会長
民生・児童委員	民生・児童委員協議会会長
足立区議会	足立区議会議員
	足立区議会議員
	足立区議会議員
	足立区議会議員
指定地方行政機関	厚生労働省東京労働局足立労働基準監督署長
	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長
	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長
指定行政機関	陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第5中隊長
東京都	東京都第六建設事務所長
	東京都水道局足立営業所長
	東京都下水道局東部第二下水道事務所長
	東京都交通局日暮里・舎人営業所長
警視庁	警視庁第六方面本部長
	警視庁千住警察署長
	警視庁西新井警察署長
	警視庁竹の塚警察署長
	警視庁綾瀬警察署長
東京消防庁	東京消防庁第六消防方面本部長
	東京消防庁千住消防署長
	東京消防庁足立消防署長
	東京消防庁西新井消防署長
消防団	千住消防団長
	足立消防団長
	西新井消防団長
指定公共機関及び 指定地方公共機関	日本郵便(株)足立郵便局長
	日本郵便(株)足立北郵便局長
	日本郵便(株)足立西郵便局長
	NTT東日本東京東支店長
	東京電力パワーグリッド(株)上野支社長

機関名	役職名
指定公共機関及び 指定地方公共機関	東京ガス(株)東京東支店長
	東日本旅客鉄道(株)上野統括センター北千住駅長
	東京地下鉄(株)北千住駅務管区長
	東武鉄道(株)東武北千住駅長
	京成電鉄(株)千住大橋駅長
	首都圏新都市鉄道(株)北千住駅務管理所長
	東武バスセントラル(株)足立営業事務所長
	国際興業(株)赤羽営業所長
	首都高速道路(株)東京東局副局長
	一般社団法人足立区医師会会長
	公益社団法人東京都足立区歯科医師会理事
	一般社団法人足立区薬剤師会災害対策委員長
	公益社団法人東京都獣医師会足立支部防災部長
	一般社団法人東京都トラック協会足立支部長
自主防災組織及び 学識経験者	一般社団法人東京都建築士事務所協会足立支部 副支部長
足立区	足立区副区長
	足立区副区長
	足立区教育長
	足立区政策経営部長
	足立区総務部長
	足立区危機管理部長
	足立区資産活用部長
	足立区施設営繕部長
	足立区区民部長
	足立区地域のちから推進部長
	足立区産業経済部長
	足立区福祉部長
	足立区衛生部長
	足立区環境部長
	足立区都市建設部長
	足立区会計管理室長
	足立区教育委員会教育指導部長
	足立区教育委員会学校運営部長
	足立区教育委員会子ども家庭部長
足立区議会事務局長	

## 第 74 協定・連絡先一覧

令和 7 年 10 月現在

### 《基盤整備》

光通信ネットワークを活用し、河川の情報や洪水時等の情報入手等を目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所	H26. 7. 1	危機管理部

### 《相互応援》

被災者の応急救助、復旧及び復興に必要な職員を派遣することや、被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に関して必要な物資の提供などを行う。また、避難者を一時収容するために必要な施設を提供してもらうなど、避難先の確保の目的もある。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	新潟県魚沼市	S61. 9. 1/H17. 8. 12	危機管理部
2	栃木県鹿沼市	S63. 11. 1	危機管理部
3	千葉県鋸南町	H7. 8. 16	危機管理部
4	栃木県那須塩原市	H7. 8. 21/H17. 8. 1	危機管理部
5	埼玉県八潮市	H7. 12. 4	危機管理部
6	特別区	H8. 2. 16/H26. 3. 14	危機管理部
7	栃木県日光市	H8. 2. 19/H18. 12. 1	危機管理部
8	山梨県山中湖村	H8. 2. 28	危機管理部
9	千葉県富津市	H8. 3. 22	危機管理部
10	長野県山ノ内町	H8. 7. 1	危機管理部
11	埼玉県川口市、草加市、蕨市、戸田市	H8. 11. 15	危機管理部
12	日本郵便株式会社 足立郵便局（旧：郵便事業株式会社足立支店）、足立北郵便局（旧：郵便事業株式会社足立北支店）、足立西郵便局（旧：郵便事業株式会社足立西支店）	H9. 9. 25/H19. 10. 1	危機管理部
13	福島県相馬市	H19. 5. 16	危機管理部
14	宮城県美里町	H24. 2. 8	危機管理部
15	岐阜県多治見市	H24. 2. 13	危機管理部
16	持続可能な地域創造ネットワーク（旧：環境自治体会議）	H24. 6. 6	危機管理部
17	茨城県下妻市	H29. 1. 13	危機管理部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
18	東京都及び都内市区町村	R3. 12. 27	危機管理部
19	警視庁 千住警察署	R4. 1. 31	危機管理部
20	埼玉県秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町	R6. 10. 12	危機管理部

### 《医療救護》

災害時における医薬品等の調達や動物救護活動の要請など、様々な医療救護活動の体制を整える。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	一般社団法人 足立区医師会	S51. 9. 30/H28. 2. 26	衛生部
2	公益社団法人 東京都柔道整復師会足立支部	H3. 11. 22	衛生部
3	公益社団法人 東京都足立区歯科医師会	H8. 8. 12/R3. 10. 8	衛生部
4	一般社団法人 足立区薬剤師会	H8. 8. 30	衛生部
5	公益社団法人 東京都獣医師会 足立支部	H15. 1. 14/R6. 12. 20	衛生部
6	株式会社星医療酸器東京事業所	H18. 10. 16	福祉部
7	アルフレッサ株式会社 足立支店	H26. 8. 1	衛生部
8	株式会社スズケン 城北第一支店	H26. 8. 1	衛生部
9	株式会社メディセオ	H26. 8. 1	衛生部
10	東邦薬品株式会社	H26. 8. 1	衛生部
11	緊急医療救護所を設置する病院[愛里病院ほか 16 病院]	H28. 3. 4/R2. 8. 1	衛生部
12	緊急医療救護所用医薬品の備蓄等を行う病院[愛里病院ほか 15 病院]	H28. 3. 4/R2. 8. 1	衛生部
13	公益社団法人東京都栄養士会	R3. 12. 27	衛生部

### 《応急対策》

災害時における緊急設備の支援や建設資機材等、電力確保のため給電車両の貸与などの確保を目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	足立建設業協会	S56. 10. 27	都市建設部
2	東京都管工事工業協同組合 足立支部	H19. 9. 1	都市建設部
3	足立建設業協会、足立区内 4 警察署、3 消防署	H20. 8. 26	危機管理部
4	株式会社似鳥工務店	H21. 3. 24	都市建設部
5	足立区電気工事業協会	H22. 11. 8	都市建設部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
6	首都圏建設産業ユニオン 城北支部	H23. 5. 20	都市建設部
7	東京土建一般労働組合 足立支部	H25. 3. 15	都市建設部
8	足立管工設備協力会	H26. 7. 1	都市建設部
9	東京都電気工事工業組合 足立地区本部	H26. 7. 16	都市建設部
10	株式会社アクティオ	H26. 11. 14	都市建設部
11	東京都印刷工業組合 江北支部 足立地区 (旧:足立支部)	H27. 3. 2	都市建設部
12	公益社団法人東京都隊友会足立支部	H27. 5. 20	危機管理部
13	足立管工事業協同組合、東京都管工事工業協同組合 足立支部、足立管工設備協力会	H27. 6. 9	都市建設部
14	株式会社機電サービス	H28. 3. 24	都市建設部
15	公益社団法人 東京青年会議所、社会福祉法人 足立区社会福祉協議会	H29. 2. 28	総務部
16	足立解体防災協力会	H30. 9. 28	環境部
17	東京電力パワーグリッド株式会社上野支社	R2. 9. 24/R4. 5. 30	危機管理部
18	トヨタモビリティ東京株式会社	R3. 6. 10	総務部
19	麻生土木株式会社	R3. 11. 24	環境部
20	株式会社クルーズ、株式会社ナックス	R4. 3. 1	環境部
21	中沢建設株式会社	R4. 12. 1	環境部
22	光建興業株式会社	R5. 1. 16	環境部
23	社会福祉法人 足立区社会福祉協議会 ※避難所に関する内容も含む	H24. 1. 1/R5. 2. 1	総務部
24	株式会社ジェイコム東京 足立局	R5. 3. 1	危機管理部
25	株式会社ユース産業	R5. 3. 13	環境部
26	東京二十三区清掃一部事務組合	R5. 3. 27	危機管理部
27	足立成和信用金庫	H28. 12. 9/R5. 11. 20	危機管理部
28	東京マツダ販売株式会社	R6. 9. 27	総務部
29	国立大学法人東京大学	R6. 12. 20	危機管理部
30	全東京葬祭業協同組合連合会	R7. 3. 21	地域のちから推進部

## 《食糧対策》

災害時における食糧の確保を目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	東京都米穀小売商業組合足立支部	S55.7.1/R5.11.8	産業経済部
2	東京スマイル農業協同組合	H13.3.29/H19.3.19	産業経済部
3	パルシステム生活協同組合連合会・生活協同組合パルシステム東京 ※帰宅困難者対策に関する内容も含む	H26.1.29	産業経済部
4	一般社団法人日本キッチンカー経営審議会	R5.12.1	産業経済部
5	デリカフーズホールディングス株式会社	R7.7.1	産業経済部

## 《物資供給関係》

日用品や医療品、食糧等の物資の供給を確保することを目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	株式会社セレスポ	H9.2.18/H30.2.2	産業経済部
2	足立区商店街振興組合連合会	H14.11.5	産業経済部
3	株式会社サンベルクス	H19.11.1	産業経済部
4	イオンリテール株式会社 イオン西新井店(旧:株式会社マイカル)	H19.11.2	産業経済部
5	株式会社イトーヨーカ堂	H19.11.16/H29.9.19	産業経済部
6	サントリーフーズ株式会社	H19.12.20	産業経済部
7	株式会社ダイエー	H20.1.4	産業経済部
8	ダイドーアサヒベンディング株式会社(旧:アサヒカルピスビバレッジ株式会社)	H22.6.1	産業経済部
9	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	H27.11.19	産業経済部
10	株式会社八洋	H29.1.13	産業経済部
11	特定非営利活動法人 ボランティア・アーキテクト・ネットワーク	H30.2.9	産業経済部
12	ロイヤルホームセンター 株式会社	H30.5.23	産業経済部
13	株式会社マミーマート	H30.6.12	産業経済部
14	ミアヘルサ株式会社	R2.4.20	産業経済部
15	セッツカートン株式会社	R4.1.31	産業経済部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
16	アキレス株式会社	R4. 3. 28	産業経済部
17	ウチヤマコーポレーション株式会社	R4. 11. 11	産業経済部
18	株式会社コスナカムラ	R5. 6. 30	産業経済部
19	大東建託株式会社	R5. 9. 22	産業経済部
20	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	R6. 3. 1	衛生部
21	城北ヤクルト販売株式会社	R6. 3. 1	衛生部
22	株式会社ポストン	R6. 10. 11	産業経済部
23	株式会社新井商店	R7. 2. 20	産業経済部
24	キリンビバレッジ株式会社、東京キリンビバレッジサービス株式会社	R7. 4. 1	子ども家庭部

#### 《燃料関係》

災害における燃料の確保することを目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	東京都L Pガス協会足立支部	H10. 10. 30	危機管理部
2	東京都石油商業組合足立支部	H25. 8. 22	危機管理部

#### 《避難所・避難場所関係》

災害における避難場所確保することを目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	東京都立足立工科高等学校 (旧：東京都立足立工業高等学校)	H8. 3. 25	危機管理部
2	東京都立青井高等学校	H8. 3. 28	危機管理部
3	東京都立足立新田高等学校	H8. 3. 30	危機管理部
4	東京都立足立西高等学校	H8. 5. 15	危機管理部
5	東京都立淵江高等学校	H8. 6. 25	危機管理部
6	東京都立足立高等学校	H8. 7. 19	危機管理部
7	東京都立足立東高等学校	H8. 7. 19	危機管理部
8	東京都立東京武道館	H10. 10. 1/R4. 5. 31	危機管理部
9	社会福祉法人あいのわ福祉会[足立あかしあ園]	H14. 7. 1	福祉部
10	社会福祉法人あいのわ福祉会[綾瀬あかしあ園]	H14. 7. 1	福祉部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
11	東京都中央卸売市場足立市場	H16. 4. 1	危機管理部
12	学校法人東京朝鮮学園・東京朝鮮第四初中級学校	H18. 3. 22	危機管理部
13	社会福祉法人聖風会[千住桜花苑]	H19. 10. 1	福祉部
14	学校法人三幸学園東京未来大学	H19. 10. 1	危機管理部
15	国立大学法人東京藝術大学	H19. 11. 15	危機管理部
16	学校法人足立学園	H19. 12. 20	危機管理部
17	学校法人潤徳学園	H20. 7. 2	危機管理部
18	学校法人帝京科学大学	H22. 5. 26/H23. 6. 1	危機管理部
19	社会福祉法人聖風会[特別養護老人ホーム 足立新生苑]	H23. 3. 23	福祉部
20	社会福祉法人蒼生会[特別養護老人ホーム さの]	H23. 3. 23	福祉部
21	社会福祉法人白寿会[特別養護老人ホーム プレミア扇]	H23. 3. 23	福祉部
22	社会福祉法人杉の子[特別養護老人ホーム 中央本町杉の子園]	H23. 3. 23	福祉部
23	社会福祉法人ファミリー[特別養護老人ホーム ハピネスあだち]	H23. 3. 23	福祉部
24	社会福祉法人はとせふ[特別養護老人ホーム はるかぜ]	H23. 3. 23	福祉部
25	社会福祉法人健修会[イーストピア東和]	H23. 3. 23	福祉部
26	社会福祉法人ウエルガーデン[特別養護老人ホーム ウエルガーデン伊興園](旧:社会福祉法人武尊会)	H23. 3. 23	福祉部
27	学校法人東京電機大学[東京千住アネックス]	H24. 9. 14	危機管理部
28	老人保健施設 千寿の郷	H25. 3. 22	福祉部
29	医療法人財団厚生協会[介護老人保健施設足立老人ケアセンター]	H25. 3. 22/R5. 7. 1	福祉部
30	医療法人社団福寿会[介護老人保健施設 しらさぎ]	H25. 1. 30	福祉部
31	老人保健施設 レーベンハウス	H25. 2. 6	福祉部
32	(医)成仁介護老人保健施設	H25. 3. 22	福祉部
33	介護老人保健施設 いずみ	H25. 3. 22	福祉部
34	介護老人保健施設 むくげのいえ	H25. 3. 8	福祉部
35	介護老人保健施設 ホスピア東和	H25. 3. 22	福祉部
36	東京拘置所	H26. 3. 17	危機管理部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
37	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部	H26. 3. 31	危機管理部
38	社会福祉法人からしだね[うめだ・あけぼの学園]	H26. 3. 14	福祉部
39	社会医療法人社団慈生会[介護老人保健施設 イルカカーサ]	H27. 3. 24	福祉部
40	社会福祉法人道心会[特別養護老人ホーム ケアホーム足立]	H27. 3. 24	福祉部
41	社会福祉法人奉優会[特別養護老人ホーム 奉優の家]	H27. 3. 24	福祉部
42	社会福祉法人射水万葉会[特別養護老人ホーム 足立万葉苑]	H27. 3. 24	福祉部
43	社会福祉法人桃山福祉会[特別養護老人ホーム ピオーネ西新井]	H27. 3. 24	福祉部
44	社会福祉法人孝慈会[特別養護老人ホーム 古千谷苑]	H27. 3. 24	福祉部
45	社会福祉法人敬仁会[特別養護老人ホーム ル・ソラリオン西新井]	H27. 12. 10	福祉部
46	社会福祉法人敬仁会[特別養護老人ホーム ル・ソラリオン綾瀬]	H27. 12. 10	福祉部
47	社会福祉法人愛寿会[特別養護老人ホーム 紫麿園]	H28. 2. 26	福祉部
48	社会福祉法人長寿村[特別養護老人ホーム 足立翔裕園]	H28. 3. 2	福祉部
49	社会福祉法人長寿村[特別養護老人ホーム 竹の塚翔裕園]	H28. 3. 2	福祉部
50	社会福祉法人足立邦栄会[特別養護老人ホーム さくら]	H28. 3. 4	福祉部
51	社会福祉法人あいのわ福祉会[舎人あかしあ園]	H28. 9. 1	福祉部
52	社会福祉法人聖風会[特別養護老人ホーム 花畑あすか苑]	H28. 11. 1	福祉部
53	社会福祉法人聖風会[特別養護老人ホーム六月]	H29. 11. 1	福祉部
54	社会福祉法人聖風会[特別養護老人ホーム扇]	H29. 11. 17	福祉部
55	株式会社イトーヨーカ堂	H31. 1. 31	危機管理部
56	社会福祉法人清洞会[特別養護老人ホーム レスペート千住]	H31. 2. 7	福祉部
57	ヤマト運輸株式会社 城北主管支店	H31. 3. 26	危機管理部
58	社会福祉法人あだちの里[竹の塚福祉園、竹の塚ひまわり園]	H31. 3. 27	福祉部
59	社会福祉法人あだちの里[綾瀬なないろ園]	H31. 3. 27	福祉部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
60	NPO 法人ソーシャルデベロップメントジャパン [FLAP-YARD]	R2. 3. 26	福祉部
61	東京都立花畑学園	R2. 4. 1	福祉部
62	東京都住宅供給公社	R2. 6. 15	危機管理部
63	東京都立江北高等学校	R2. 9. 1	危機管理部
64	株式会社ユキ・コーポレーション[アーバイン東京・上野 北千住]	R2. 9. 1	危機管理部
65	木本製菓株式会社[ホテルココ・グラン北千住]	R2. 9. 1	危機管理部
66	アパホテル株式会社[アパホテル綾瀬駅前]	R2. 10. 1	危機管理部
67	一般財団法人海外産業人材育成協会	R2. 10. 26	危機管理部
68	株式会社ニトリホールディングス[ニトリ環七梅島店]	R2. 10. 30	危機管理部
69	アークランズ株式会社[ビバホーム足立神明店] (旧：株 式会社 LIXIL ビバ)	R2. 11. 5	危機管理部
70	学校法人足立学園[足立学園中学校・高等学校]	R2. 11. 11	危機管理部
71	社会福祉法人あだちの里[江北ひまわり園]	R2. 11. 16	福祉部
72	千住一丁目地区市街地再開発組合	R2. 12. 3	危機管理部
73	学校法人放送大学学園 放送大学東京足立学習センター	R2. 12. 22	危機管理部
74	一般財団法人海外産業人材育成協会	R3. 1. 21	危機管理部
75	国立大学法人東京藝術大学	R3. 1. 22	危機管理部
76	東京都立足立特別支援学校	R3. 2. 15/R4. 2. 1	福祉部
77	株式会社サンベルクス	R3. 3. 15	危機管理部
78	学校法人文教大学学園[文教大学東京あだちキャンパス] ※帰宅困難者対策に関する内容も含む	R3. 3. 17/R3. 5. 24	危機管理部
79	社会福祉法人あだちの里[梅田ひまわり工房]	R3. 4. 19	福祉部
80	社会福祉法人あだちの里[西新井ひまわり工房]	R3. 4. 19	福祉部
81	社会福祉法人あだちの里[西伊興ひまわり園]	R3. 4. 19	福祉部
82	社会福祉法人あだちの里[谷在家福祉作業所・谷在家福祉 園]	R3. 4. 19	福祉部
83	社会福祉法人はなさく福祉会[花畑共同作業所]、特定非 営利活動法人あだち[東六月町作業所]	R3. 5. 19	福祉部
84	学校法人順天学園[順天中学校・順天高等学校新田キャン	R3. 6. 10	危機管理部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
	パス] ※帰宅困難者対策に関する内容も含む		
85	東京都交通局(日暮里舎人ライナー区内各駅)	R3. 8. 6	危機管理部
86	社会福祉法人幸仁会[ケアホーム花畑]	R3. 8. 24	福祉部
87	株式会社ピーアーク東京[ピーアークピーくんガーデン]	R3. 8. 31	危機管理部
88	社会福祉法人あいのお福祉会[花畑あかしあ園]	R4. 2. 3	福祉部
89	住友不動産株式会社住宅分譲事業本部[(仮称)足立区綾瀬3丁目計画]	R4. 2. 17	危機管理部
90	株式会社メッセインベストメント[メッセ竹の塚ビル]	R4. 3. 28	危機管理部
91	東京都建設局	R4. 3. 31	危機管理部
92	東京都下水道局[中川水再生センター]	R4. 3. 31	危機管理部
93	独立行政法人国立青少年教育振興機構[国立オリンピック記念青少年総合センター]	R4. 3. 31/R6. 8. 21	危機管理部
94	社会福祉法人光塩会[特別養護老人ホーム花ざかり]	R4. 7. 5	福祉部
95	公益財団法人東京都公園協会[都立舎人公園]	R4. 7. 28	危機管理部
96	国立大学法人東京藝術大学	R4. 8. 26	危機管理部
97	社会福祉法人つくしの郷[ハーモニー竹の塚第3]	R4. 9. 15	福祉部
98	社会福祉法人新生福祉会[特別養護老人ホーム新田楽生苑]	R4. 11. 1	福祉部
99	株式会社東京レポートセンター[台場フロンティアビル、テレコムセンタービル、有明フロンティアビル]	R4. 11. 30	危機管理部
100	東京都[東京ウィメンズプラザ]	R5. 2. 2	危機管理部
101	東京都[東京文化会館]	R5. 2. 2	危機管理部
102	東京都[東京都美術館]	R5. 2. 2	危機管理部
103	東京都[東京芸術劇場]	R5. 2. 2	危機管理部
104	独立行政法人日本スポーツ振興センター[国立スポーツ科学センター、ナショナルトレーニングセンター、西が丘サッカー場]	R5. 3. 16	危機管理部
105	独立行政法人日本スポーツ振興センター[国立代々木競技場]	R5. 3. 16	危機管理部
106	学校法人上智学院[上智大学]	R5. 3. 16	危機管理部
107	学校法人早稲田大学[早稲田大学]	R5. 3. 16	危機管理部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
108	学校法人学習院[学習院大学]	R5. 3. 16	危機管理部
109	学校法人法政大学[法政大学]	R5. 3. 16	危機管理部
110	学校法人中央大学[中央大学]	R5. 3. 16	危機管理部
111	東京都[駒沢オリンピック公園総合運動場]	R5. 3. 16	危機管理部
112	東京都[東京体育館]	R5. 3. 16	危機管理部
113	東京都[東京多摩障害者スポーツセンター]	R5. 3. 16	危機管理部
114	東京都[有明テニスの森]	R5. 3. 16	危機管理部
115	株式会社東京ビッグサイト[東京ビッグサイト、東京ファッションタウンビル、タイム 24 ビル、有明パークビル]	R5. 3. 16	危機管理部
116	学校法人立教学院[立教大学]	R5. 3. 16	危機管理部
117	株式会社東京国際フォーラム[東京国際フォーラム]	R5. 3. 16/R6. 4. 23	危機管理部
118	独立行政法人国際協力機構東京センター[国際協力機構東京センター]	R5. 3. 16	危機管理部
119	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社	R5. 4. 26	危機管理部
120	学校法人明治大学[明治大学]	R5. 6. 29	危機管理部
121	A L C C 東京学院	R5. 6. 30	危機管理部
122	学校法人大正大学[大正大学]	R5. 10. 1	危機管理部
123	アメニス東部地区グループ、公益財団法人東京都公園協会[都立東綾瀬公園]	R5. 10. 6	危機管理部
124	アメニス東部地区グループ、公益財団法人東京都公園協会[都立中川公園]	R5. 10. 6	危機管理部
125	学校法人三幸学園[東京みらい中学校飛鳥未来高等学校]	R6. 2. 22	危機管理部
126	社会福祉法人ひふみ会[陽光]	R6. 3. 1	福祉部
127	学校法人大妻学院	R6. 3. 5	危機管理部
128	住友不動産株式会社	R6. 3. 22	危機管理部
129	学校法人青山学院[青山学院大学]	R6. 4. 8	危機管理部
130	社会福祉法人友興会[特別養護老人ホームグレイスホーム]	R6. 3. 29	福祉部
131	学校法人帝京平成大学[帝京平成大学]	R6. 6. 28/R6. 9. 1	危機管理部
132	学校法人帝京大学[帝京大学]	R6. 9. 27	危機管理部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
133	国立大学法人東京大学[東京大学]	R6. 10. 9	危機管理部
134	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会	R6. 11. 1	危機管理部
135	社会福祉法人桐和会[タムスさくらの杜花畑]	R6. 11. 7	福祉部
136	社会福祉法人桃山福祉会[特別養護老人ホームピオーネ足立]	R6. 12. 20	福祉部
137	東京食肉販売株式会社[トーキョージャンボゴルフセンター] ※帰宅困難者対策に関する内容も含む	R6. 12. 27	危機管理部
138	学校法人日本大学[日本大学]理工学部	R7. 1. 15	危機管理部
139	学校法人日本大学[日本大学]本部	R7. 1. 21	危機管理部
140	学校法人日本大学[日本大学]医学部	R7. 1. 24	危機管理部
141	東京都立小台橋高等学校	H8. 3. 29/R7. 1. 31	危機管理部
142	学校法人日本大学[日本大学]歯学部	R7. 2. 5	危機管理部
143	社会福祉法人愛心会[特別養護老人ホームロイヤル足立]	R7. 2. 7	福祉部
144	学校法人日本大学[日本大学]通信教育部	R7. 2. 13	危機管理部
145	学校法人日本大学[日本大学]文理学部	R7. 2. 14	危機管理部
146	学校法人三幸学園[東京みらい児童発達支援センター]	R7. 6. 20	福祉部

#### 《介護・障がい福祉サービス関係》

災害における介護・障がい福祉サービス等の利用契約を締結している区内の利用者の安否確認と、避難が必要と判断される利用者の避難所その他安全な場所への誘導や、高齢者又は障がい者等に対する日常生活上の支援を行うことを目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	株式会社とねりっこ ねむのきケアセンターとねり	R4. 12. 12	福祉部
2	株式会社おとも	R4. 12. 14	福祉部
3	株式会社たいと	R5. 1. 16/R7. 10. 10	福祉部
4	株式会社ユニプラ[訪問介護事業所アップあやせ] (旧：株式会社山王介護センター)	R5. 2. 7	福祉部
5	株式会社ケアろぐ	R5. 5. 22	福祉部
6	社会福祉法人つくしの郷	R5. 5. 29	福祉部
7	一般社団法人つくしの郷	R5. 5. 29	福祉部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
8	株式会社ヘルパーズ	R5. 7. 20/R7. 7. 15	福祉部
9	ストレスケアリゾート株式会社	R5. 7. 28	福祉部
10	合同会社むつみあい	R5. 8. 21	福祉部
11	合同会社ゆんたく福祉観光	R5. 10. 31	福祉部
12	社会福祉法人ひふみ会 東光	R5. 12. 1	福祉部
13	社会福祉法人慈光明徳会	R6. 1. 26	福祉部
14	ウコウコヤオ株式会社	R6. 1. 31	福祉部
15	合同会社認知症総合研究所	R6. 2. 16	福祉部
16	株式会社フォーチュン	R6. 3. 22	福祉部
17	株式会社 ST ウィル	R6. 8. 29	福祉部
18	株式会社 KPI	R6. 8. 29	福祉部
19	株式会社ハミングバード	R6. 9. 5	福祉部
20	株式会社日本介護センター	R6. 9. 5/R7. 7. 22	福祉部
21	株式会社リンクスケア ステップぱーとなー西新井大師事業所	R6. 9. 27	福祉部
22	株式会社モノトビ	R7. 1. 27	福祉部
23	Luminous 合同会社	R7. 2. 20	福祉部
24	合同会社 SAWA	R7. 3. 28	福祉部
25	株式会社フォアグリーン	R7. 5. 20	福祉部
26	株式会社 J-NEXUS	R7. 7. 7	福祉部
27	株式会社 K-STAGE	R7. 7. 11	福祉部
28	株式会社エムシーツー	R7. 7. 15	福祉部
29	株式会社志縁	R7. 8. 15	福祉部
30	合同会社オリーブケア	R7. 9. 1	福祉部
31	株式会社ディスカバリープラス	R7. 10. 1	福祉部

### 《帰宅困難者対策関係》

災害時において公共交通機関の機能が停止したことにより、帰宅困難になった人の受入れ先（一時滞在施設）の確保を目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	栗駒電気工事株式会社	H25. 12. 20	危機管理部
2	一般財団法人海外産業人材育成協会	H26. 2. 10	危機管理部
3	医療法人社団徳耀会	H26. 8. 6	危機管理部
4	株式会社スギモトホールディングス	H26. 10. 31/R3. 10. 26	危機管理部
5	トヨタモビリティ東京株式会社	H27. 9. 7/R5. 3. 9	危機管理部
6	東京電機大学[東京千住キャンパス] ※ 避難所に関する内容も含む	H28. 5. 20	危機管理部
7	株式会社コンチェルト[コンサートホール北千住店]	H30. 4. 16	危機管理部
8	鈴木通信建設株式会社	H31. 1. 31	危機管理部
9	宗教法人 善立寺	H31. 3. 28	危機管理部
10	千住一丁目地区市街地再開発組合	R2. 12. 3	危機管理部
11	東京東信用金庫	R3. 11. 11	危機管理部
12	足立成和信用金庫	R4. 6. 27	危機管理部
13	A L C C 東京学院	R5. 6. 30	危機管理部
14	株式会社スエヒロ	R7. 1. 31	危機管理部

### 《情報提供関係》

災害時にドローンを活用するなどして、災害時に情報収集に努める。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	NPO 法人デフ・サポート足立（足立区ろう者福祉推進合同委員会）	H9. 2. 7/H15. 4. 1	福祉部
2	株式会社ジェイコム東京足立局（旧：株式会社 J C N 足立）	H17. 9. 27/H24. 11. 1	政策経営部
3	株式会社ジェイコム東京足立局（旧：株式会社 J C N 足立）	H24. 12. 20	政策経営部
4	NTT 東日本株式会社（旧：東日本電信電話株式会社）	H25. 7. 31	危機管理部
5	LINE ヤフー株式会社（旧：ヤフー株式会社）	H26. 10. 1	危機管理部
6	株式会社ジェイコム東京足立局（旧：株式会社ジェイコム足立）	H27. 9. 30	危機管理部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
7	東電タウンプランニング株式会社東京東支社	H27. 12. 10	危機管理部
8	東京都[り災証明書の発行に係る情報提供]	H29. 10. 6	危機管理部
9	株式会社ドローン・フロンティア	H31. 1. 22	都市建設部
10	株式会社ハミングバード	R3. 8. 30	都市建設部

#### 《生活支援関係》

災害時に被災者支援に関することを目的とする。被災証明、罹災証明、減免手続きの支援等を目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	株式会社正丸組、東武清掃株式会社、東栄興業株式会社、株式会社丸三興業、鹿浜興業株式会社、有限会社環境衛生協会	H15. 9. 1	環境部
2	東京都理容生活衛生同業組合足立支部	H18. 4. 18	衛生部
3	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合足立支部	H18. 11. 17	衛生部
4	東京都行政書士会足立支部	R1. 5. 7	政策経営部
5	東京消防庁千住消防署、東京消防庁足立消防署、東京消防庁西新井消防署	R4. 3. 1	地域のちから推進部
6	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会	R6. 1. 22	地域のちから推進部
7	足立法曹会	R7. 4. 1	政策経営部

#### 《輸送関係》

災害時に被災者や物資等の輸送を行うなどを目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	東京都トラック協会足立支部	S57. 10. 1/H25. 10. 8	区民部
2	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	H9. 5. 22	区民部
3	足立貨物運送事業協同組合	H16. 3. 29/H25. 10. 8	区民部
4	社団法人全国霊柩自動車協会	H20. 7. 30	地域のちから推進部
5	東京福祉バス株式会社	H26. 2. 25	地域のちから推進部
6	アカギヘリコプター株式会社	H26. 10. 1	危機管理部
7	トヨタモビリティ東京株式会社[旧: ネットヨタ東京株式会社]	H27. 9. 7	総務部
8	株式会社平成エンタープライズ	H30. 4. 17	区民部
9	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会足立支部	H30. 4. 24	区民部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
10	太成倉庫株式会社	H30. 5. 24	区民部
11	ふじ交通有限会社	H30. 6. 20	区民部
12	株式会社アシスト	H30. 12. 28	区民部
13	有限会社ドリームインキュベーター	H30. 12. 28	区民部
14	ヤマト運輸株式会社城北主管支店	H31. 3. 26	区民部
15	山手観光自動車株式会社	R1. 7. 23	区民部
16	株式会社 I K E D A コーポレーション	R1. 11. 22	区民部
17	伊澤造船株式会社、入舟、大同造船株式会社、高林産業株式会社	R2. 2. 7	区民部
18	東京ワナー観光株式会社	R2. 3. 23	区民部
19	富士自動車株式会社	R4. 3. 31	区民部
20	株式会社朝陽観光バス（旧：有限会社朝陽観光バス）	R4. 5. 20	区民部
21	東京都交通局、株式会社はとバス	R5. 3. 31	危機管理部
22	一般社団法人 AZ-COM ネットワーク（旧：一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク）	R6. 3. 19	区民部
23	佐川急便株式会社	R6. 3. 29	区民部
24	災害用備蓄包括管理事業共同企業体	R7. 3. 24	危機管理部
25	東京都個人タクシー協同組合足立第二支部	R7. 3. 31	区民部

#### 《水害時個別避難関係》

水害時に避難行動要支援者を避難させることを目的とする。

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
1	社会福祉法人愛寿会[特別養護老人ホーム紫磨園]	R7. 5. 15	福祉部
2	社会福祉法人東京蒼生会[特別養護老人ホームさの]	R7. 5. 15	福祉部
3	社会福祉法人友興会[特別養護老人ホームグレイスホーム]	R7. 6. 6	福祉部
4	社会福祉法人長寿村[特別養護老人ホーム足立翔裕園]、 [特別養護老人ホーム竹の塚翔裕園]	R7. 6. 6	福祉部
5	社会福祉法人足立邦栄会[特別養護老人ホームさくら]	R7. 5. 15	福祉部
6	社会福祉法人杉の子[特別養護老人ホーム中央本町杉の子園]	R7. 5. 15	福祉部

No	協定機関	締結(再締結)年月日	担当部
7	社会福祉法人ウエルガーデン[特別養護老人ホームウエルガーデン伊興園]	R7.6.6	福祉部
8	社会福祉法人健修会[特別養護老人ホームイーストピア東和]	R7.5.20	福祉部
9	社会福祉法人白寿会[特別養護老人ホームプレミア扇]	R7.5.15	福祉部
10	社会福祉法人ファミリー[特別養護老人ホームハピネスあだち]	R7.5.1	福祉部
11	社会福祉法人はとせふ[特別養護老人ホームはるかぜ]	R7.5.20	福祉部
12	社会福祉法人敬仁会[特別養護老人ホームル・ソラリオン西新井]、[特別養護老人ホームル・ソラリオン綾瀬]	R7.5.15	福祉部
13	社会福祉法人桃山福祉会[特別養護老人ホームピオーネ西新井]、[特別養護老人ホームピオーネ足立]	R7.5.15	福祉部
14	社会福祉法人奉優会[特別養護老人ホーム奉優の家]	R7.5.15	福祉部
15	社会福祉法人孝慈会[特別養護老人ホーム古千谷苑]	R7.5.15	福祉部
16	社会福祉法人道心会[特別養護老人ホームケアホーム足立]	R7.6.6	福祉部
17	社会福祉法人射水万葉会[特別養護老人ホーム足立万葉苑]	R7.6.6	福祉部
18	社会福祉法人清洞会[特別養護老人ホームレスパート千住]	R7.6.6	福祉部
19	社会福祉法人幸仁会[特別養護老人ホームケアホーム花畑]	R7.5.15	福祉部
20	社会福祉法人光塩会[特別養護老人ホーム花ざかり]	R7.5.15	福祉部
21	社会福祉法人新生福祉会[特別養護老人ホーム新田楽生苑]	R7.5.15	福祉部
22	社会福祉法人桐和会[特別養護老人ホームタムスさくらの杜花畑]	R7.5.15	福祉部
23	社会福祉法人愛心会[特別養護老人ホームロイヤル足立]	R7.5.20	福祉部

足立区地域防災計画  
風水害資料編



# 資料1 河川の状況

(令和3年4月1日現在)

水系	河川名	区 間	延 長 (k m)	川 幅 (m)	護岸高 (A P m)	維持管理者	財産管理者
荒川	一級河川 荒川	都県境～旧綾瀬川	9.3	430～500	9.6～12.2	国土交通省 荒川下流河川事務所	国土交通省
	〃 隅田川	都県境～旧綾瀬川	14.07	80～100	6.3～7.3	東京都 第六建設事務所	東京都
	〃 旧綾瀬川	荒川～隅田川	0.43	20～40	6.3	足立区 道路維持課 (条例)	東京都
	〃 新芝川	都県境～入谷七丁目19	1.60	86.4	7	足立区 道路維持課 (条例)	東京都
	〃 芝川	鹿浜二丁目45～荒川	0.33	40	7	足立区 道路維持課 (条例)	東京都
利根川	〃 中川	都県境 ～中川一丁目葛飾区境	4.10	150～250	4.5～5.5	国土交通省 江戸川河川事務所	国土交通省
	〃 綾瀬川	都県境(桑袋大橋) ～内匠橋	3.00	33～40	3.9～4.9	国土交通省 江戸川河川事務所	国土交通省
		内匠橋 ～綾瀬一丁目葛飾区境	3.73	34	5.5	東京都 第六建設事務所	東京都
	準用河川 花畑川	中川～綾瀬川	1.40	33	3.1～4.0	足立区 道路維持課 (準用河川)	足立区
	一級河川 毛長川	都県境～綾瀬川	6.97	9.5～ 23.5	4.5～5.5	東京都 第六建設事務所	東京都
	〃 垢川	神明一丁目 ～六木三丁目	2.25	11～18	3	足立区 道路維持課 (条例)	東京都
	〃 伝右川	花畑八丁目 ～毛長川・綾瀬川	0.57	20	4	足立区 道路維持課 (条例)	東京都

資料：都市建設部都市建設課

条例：特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

## 資料2 重要水防箇所評定基準

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の洗掘等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

（令和7年度東京都水防計画 資料編より）

### 資料3 注意箇所一覽

(本編 風水害編 p. 40)  
(令和7年度東京都水防計画 資料編より)

#### ア 国土交通大臣管轄河川等

事務所名	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要なる理由
		種別	階級		地先名	杆杭位置		
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	足立区六木3丁目	18.5k 上 5m 18.0k 上 49.3m	56	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足) 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	足立区六木3丁目	18.0k 上 49.3m 18.0k 上 49.0m	3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	足立区六木3丁目	18.0k 上 49.0m 18.0k 上 29.4m	196	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	右	足立区六木3丁目	18.0k 上 29.4m 18.0k 上 21.8m	76	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿) 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水)	B	右	足立区六木2丁目	18.0k 上 18.0m 18.0k 上 13.6m	44	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿)
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水)	B	右	足立区六木2丁目	18.0k 上 13.6m 17.5k 上 23.3m	421	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足)
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水)	B	右	足立区佐野1丁目	17.5k 上 23.3m 17.5k 上 7.8m	155	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足)
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水)	B	右	足立区佐野1丁目	17.5k 上 7.8m 17.0k 上 5.2m	557	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(堤防高は計画堤防高未滿)
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水)	B	右	足立区佐野1丁目	17.5k 上 5.2m 17.0k 上 29.2m	291	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足)
江戸川河川事務所	中川	新堤防	要注	右	足立区佐野1丁目	17.0k 上 14.3m 17.0k 上 5.3m	90	築堤後3年未滿 R 2 中川右岸大谷田一丁目地先堤防嵩上工事 (R 4.12)
江戸川河川事務所	中川	新堤防	要注	右	足立区大谷田2丁目	17.0k 上 5.3m 16.5k 上 15.2m	409	築堤後3年未滿 R 2 中川右岸大谷田一丁目地先堤防嵩上工事 (R 4.12)
江戸川河川事務所	中川	新堤防	要注	右	足立区大谷田1丁目	16.5k 上 15.2m 16.5k 上 2.7m	125	築堤後3年未滿 R 2 中川右岸大谷田一丁目地先堤防嵩上工事 (R 4.12)

事務所名	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要なる理由
		種別	階級		地先名	杆杭位置			
江戸川河川事務所	中川	新堤防	要注	右	足立区大谷田1丁目	16.5k 上 27m 16.5k 上 13m	14	築堤後3年未満 R 2 中川右岸大谷田一丁目地先堤防高上工事(R 4. 12) R 4 中川右岸大谷田地区堤防整備工事(R 6. 2)	
江戸川河川事務所	中川	新堤防	要注	右	足立区大谷田1丁目	16.5k 上 13m 16.0k 上 373m	163	築堤後3年未満 R 4 中川右岸大谷田地区堤防整備工事(R 6. 2)	
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水)	B	右	足立区大谷田1丁目	16.0k 上 366m 16.0k 上 235m	131	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水)	B	右	足立区中川5丁目	16.0k 上 235m 16.0k 上 209m	26	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	
江戸川河川事務所	中川	新堤防	要注	右	足立区中川5丁目	15.5k 上 418m 15.5k 上 382m	36	築堤後3年未満 R 2 中川左岸新宿地先外堤防高上工事(R 4. 12)	
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	足立区中川5丁目	15.5k 上 382m 15.5k 上 368m	14	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R 2 中川左岸新宿地先外堤防高上工事(R 4. 12)	
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水)	B	右	足立区中川5丁目	15.5k 上 368m 15.5k 上 365m	3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	足立区中川5丁目	15.5k 上 365m 15.5k 上 358m	7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 築堤後3年未満 R 5 中川右岸中川五丁目地先堤防整備工事(不明)	
江戸川河川事務所	中川	新堤防	要注	右	足立区中川5丁目	15.5k 上 358m 15.5k 上 105m	253	築堤後3年未満 R 5 中川右岸中川五丁目地先堤防整備工事(不明)	
江戸川河川事務所	中川	新堤防	要注	右	足立区中川3丁目	15.5k 上 105m 15.5k 上 92m	13	築堤後3年未満 R 5 中川右岸中川五丁目地先堤防整備工事(不明)	
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水)	B	右	足立区中川3丁目	15.0k 上 23m 15.0k	23	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水)	B	右	足立区中川3丁目	15.0k 上 14.5k 上 361m	64	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	
江戸川河川事務所	中川	越水(溢水)	B	右	足立区中川3丁目	14.5k 上 340m 14.5k 上 255m	85	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	足立区花畑8丁目	11.0k 上 229m 11.0k 上 179m	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水)	B	右	足立区花畑8丁目	11.0k 上 179m 11.0k 上 100m	79	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	

事務所名	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要なる理由
		種別	階級		地先名	料杭位置			
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水)	B	右	足立区花畑8丁目	11.0k 上 50m 10.5k 上 239m	238	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	足立区花畑8丁目	10.5k 上 239m 10.5k 上 107m	132	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	足立区花畑7丁目	10.5k 上 21m 10.0k 上 428m	96	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	旧川跡	要注意	右	足立区花畑7丁目	10.0k 上 428m 10.0k 上 377m	51	旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	足立区花畑7丁目	10.0k 上 377m 10.0k 上 352m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	足立区花畑6丁目	10.0k 上 352m 10.0k 上 302m	50	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	旧川跡	要注意	右	足立区花畑6丁目	10.0k 上 302m 10.0k 上 251m	51	旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	足立区花畑6丁目	10.0k 上 251m 10.0k 上 176m	75	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	旧川跡	要注意	右	足立区花畑6丁目	10.0k 上 176m 10.0k 上 151m	25	旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	足立区花畑6丁目	10.0k 上 151m 10.0k 上 75m	76	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	旧川跡	要注意	右	足立区花畑6丁目	10.0k 上 75m 9.5k 上 496m	90	旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	旧川跡	要注意	右	足立区花畑2丁目	9.5k 上 496m 9.5k 上 485m	11	旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	足立区花畑2丁目	9.5k 上 485m 9.5k 上 460m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	旧川跡	要注意	右	足立区花畑2丁目	9.5k 上 460m 9.5k 上 434m	26	旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	足立区花畑2丁目	9.5k 上 434m 9.5k 上 409m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	

事務所名	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要なる理由
		種別	階級		地先名	桁杭位置			
江戸川河川事務所	綾瀬川	旧川跡	要注意	右	足立区花畑2丁目	9.5k 上 409m 9.5k 上 332m	77	旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	足立区花畑2丁目	9.5k 上 332m 9.5k 上 307m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	旧川跡	要注意	右	足立区花畑2丁目	9.5k 上 307m 9.5k 上 255m	52	旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	足立区花畑2丁目	9.5k 上 255m 9.5k 上 204m	51	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	旧川跡	要注意	右	足立区花畑2丁目	9.5k 上 204m 9.5k 上 123m	81	旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水)	B	右	足立区南花畑4丁目	9.0k 上 281m 9.0k 上 255m	26	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水)	B	右	足立区南花畑4丁目	9.0k 上 77m 8.5k 上 475m	102	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	
江戸川河川事務所	綾瀬川	新堤防	要注意	右	足立区南花畑3丁目	8.5k 上 414m 8.5k 上 407m	7	築堤後3年未満R4綾瀬川南花畑三丁目地先堤防護岸整備工事(R6.3)	
江戸川河川事務所	綾瀬川	新堤防	要注意	右	足立区南花畑3丁目	8.5k 上 407m 8.5k 上 385m	22	築堤後3年未満R2綾瀬川右岸南花畑三丁目地先堤防護岸整備工事(R5.3)R4綾瀬川南花畑三丁目地先堤防護岸整備工事(R6.3)	
江戸川河川事務所	綾瀬川	新堤防 旧川跡	要注意 要注意	右	足立区南花畑3丁目	8.5k 上 385m 8.5k 上 345m	40	築堤後3年未満R2綾瀬川右岸南花畑三丁目地先堤防護岸整備工事(R5.3)R4綾瀬川南花畑三丁目地先堤防護岸整備工事(R6.3) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	足立区南花畑3丁目	8.5k 8.3k 上 165m	18	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水)	B	右	足立区南花畑3丁目	8.3k 上 165m 8.3k 上 46m	119	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	
江戸川河川事務所	綾瀬川	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	左	足立区花畑8丁目	11.0k 上 164m 11.0k 上 153m	11	危険箇所(越水)(氾濫ブロック毎) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	(重点) 旧川跡	要注意	左	足立区花畑8丁目	11.0k 上 153m 11.0k 上 138m	15	危険箇所(越水)(氾濫ブロック毎) 旧川跡の堤防	

事務所名	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要なる理由
		種別	階級		地先名	杆杭位置			
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水)	B	左	足立区花畑8丁目	10.5k 上426m 10.5k 上271m	155	危険箇所(越水)(氾濫ブロック毎) 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 氾濫危険水位設定箇所(谷古字観測所)	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	左	足立区花畑8丁目	10.5k 上271m 10.5k 上185m	86	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水)	B	左	足立区神明1丁目	8.3k 上203m 8.3k 上172m	31	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 旧川跡の堤防	
江戸川河川事務所	綾瀬川	越水(溢水)	B	左	足立区神明1丁目	8.3k 上172m 8.3k 上26m	146	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満)	
荒川下流河川事務所	荒川	基礎地盤漏水	B	右	足立区新田1丁目	19.00k+131m 18.75k+247m	140	機能に支障が生じる恐れあり	
荒川下流河川事務所	荒川	堤体漏水	B	右	足立区新田1丁目	19.25k+85m 18.75k+247m	338	堤体の変状が生じる恐れ有り	
荒川下流河川事務所	荒川	工作物	B	右	足立区新田1丁目	18.75k+241m	1箇所 (21)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(鹿浜橋)	
荒川下流河川事務所	荒川	堤体漏水	B	右	足立区新田2丁目	18.75k+232m 18.75k+176	56	堤体の変状が生じる恐れ有り	
荒川下流河川事務所	荒川	工作物	B	右	足立区宮城2丁目	16.75k+134m	1箇所 (17)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(江北橋)	
荒川下流河川事務所	荒川	堤体漏水	B	右	足立区千住大川町 足立区千住元町	14.00k+0m 12.50k+144m	1360	堤体の変状が生じる恐れ有り	
荒川下流河川事務所	荒川	工作物	B	右	足立区千住元町	13.50k+245m	1箇所 (16)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(西新井橋)	
荒川下流河川事務所	荒川	越水・溢水	B	右	足立区千住元町	13.50k+227m 13.50k+217m	10	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状が生じる恐れ有り ※橋梁部周辺対策として設置している擁壁については、荒川の水位上昇に伴い不安定になる恐れがあるため、積土のう等による対応が必要である。	
荒川下流河川事務所	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	足立区千住5丁目	12.50k+89m 12.25k+179m	189	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	
荒川下流河川事務所	荒川	基礎地盤漏水	B	右	足立区千住5丁目	12.00k+195m 12.00k+100m	95	機能に支障が生じる恐れ有り	

事務所名	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要なる理由
		種別	階級		地先名	杆杭位置		
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水	B	右	足立区千住5丁目	12.25k+0m 12.00k+100m	150	堤体の変状が生じる恐れ有り
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	足立区日ノ出町	12.00k+59m 11.75k+190m	117	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	右	足立区日ノ出町	11.75k+164m 11.50k+220m	192	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り
荒川下流 河川事務所	荒川	旧川跡	要注意	右	足立区日ノ出町 足立区柳原2丁目	11.25k+175m 11.25k+25m	150	旧川跡
荒川下流 河川事務所	荒川	旧川跡	要注意	右	足立区柳原1丁目	10.50k+210m 10.50k+150m	60	旧川跡
荒川下流 河川事務所	荒川	基礎地盤漏水	B	右	足立区柳原1丁目	10.50k+193m 10.50k+169m	27	機能に支障が生じる恐れ有り
荒川下流 河川事務所	荒川	越水・溢水 (重点)	B	右	足立区柳原1丁目	10.50k+169m 10.50k+158m	11	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満
荒川下流 河川事務所	荒川	工作物	A	右	足立区柳原1丁目	10.50k+164m	1箇所 (11)	桁下高が計画高潮位未満(京成本線)
荒川下流 河川事務所	荒川	工作物	B	右	足立区柳原1丁目	10.50k+137m	1箇所 (17)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(堀切橋)
荒川下流 河川事務所	荒川	旧川跡	要注意	右	足立区千住曙町	10.25k+160m 10.25k+116m	44	旧川跡
荒川下流 河川事務所	荒川	基礎地盤漏水	B	左	足立区鹿浜2丁目	19.00k+67m 18.75k+180m	80	機能に支障が生じる恐れ有り
荒川下流 河川事務所	荒川	工作物	B	左	足立区鹿浜2丁目	18.75k+172m	1箇所 (21)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(鹿浜橋)
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水	B	左	足立区鹿浜2丁目	18.75k+176m 18.75k+161m	15	堤体の変状が生じる恐れ有り
荒川下流 河川事務所	荒川	基礎地盤漏水	B	左	足立区鹿浜1丁目	18.75k+161m 18.50k+158m	208	機能に支障が生じる恐れ有り
荒川下流 河川事務所	荒川	旧川跡	要注意	左	足立区鹿浜1丁目 足立区堀之内1丁目	18.75k+160m 18.00k+90m	820	旧川跡

事務所名	河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要なる理由
		種別	階級		地先名	杆杭位置			
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水	B	左	足立区堀之内1丁目 足立区江北2丁目	18.25k+20m 16.75k+100m	1354	堤体の変状が生じる恐れ有り	
荒川下流 河川事務所	荒川	基礎地盤漏水	B	左	足立区堀之内1丁目 足立区江北2丁目	17.50k+216m 17.50k+146m	70	機能に支障が生じる恐れ有り	
荒川下流 河川事務所	荒川	基礎地盤漏水	B	左	足立区江北2丁目	17.25k+28m 16.75k+100m	354	機能に支障が生じる恐れ有り	
荒川下流 河川事務所	荒川	工作物	B	左	足立区弱2丁目	16.75k+89m	1箇所 (17)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(江北橋)	
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	足立区弱2丁目	16.75k+81m 16.75k+0m	81	機能に支障が生じる恐れ有り	
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	足立区本木1丁目	13.75k+60m 13.50k+246m	62	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	
荒川下流 河川事務所	荒川	工作物	B	左	足立区関原1丁目	13.50k+231m	1箇所 (16)	計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満(西新井橋)	
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	足立区関原1丁目	13.50k+216m 13.50k+80m	136	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	足立区梅田4丁目	13.25k+150m 13.25k+50m	100	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	足立区梅田1丁目	12.75k+90m 12.75k+20m	70	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	足立区梅田1丁目	12.50k+201m 12.50k+122m	79	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	足立区足立1丁目	12.50k+92m 12.50k+20m	72	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	足立区足立2丁目	12.00k+221m 12.00k+115m	106	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	足立区足立2丁目	12.00k+79m 11.75k+282m	142	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	
荒川下流 河川事務所	荒川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	足立区足立2丁目	11.75k+256m 11.75k+138m	118	堤体の変状が生じる恐れ有り 機能に支障が生じる恐れ有り	

イ 令和7年度水防上注意を要する箇所（都知事管理河川）

（東京都「令和7年度 東京都水防計画」資料編より抜粋）

水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水 (m)	高潮 (m)	堤防・護岸の強さ (m)	陸間 (m)	所管 事務所
利根川	綾瀬川	左	足立区綾瀬四丁目～綾瀬六丁目（綾瀬新橋）				10	六建
		右	足立区弘道二丁目～青井三丁目（綾瀬新橋）				10	
			2 箇所				20	
			左	足立区花畑七丁目（鷲宮橋）	10			
		右	足立区花畑七丁目（鷲宮橋）	10				
		右	足立区舎人四丁目～同区入谷九丁目 （ふれあい橋～埼玉県境）	1,000				
荒川	旧綾瀬川		3 箇所	1,020				
		右	足立区千住曙町（隅田川合流部）				10	六建
			1 箇所				10	

※水防上注意を要する箇所の基準

（東京都「令和7年度 東京都水防計画」より抜粋）

種別	基準
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所 （解説）過去の溢水実績などをふまえ、橋梁により河積が阻害されている箇所、合流点・断面変化点で洪水による影響を受けやすい箇所など、増水時に注意を要する箇所
高潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所 （解説）伊勢湾台風時と同程度以上の高潮が発生した場合注意を要する箇所 堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	（解説）堤防・護岸（天然河岸を含む）が老朽化・洗掘している箇所で、河川増水等により護岸が崩壊した場合、民地への影響が大きいと考えられる箇所
陸間	陸間が設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所 （解説）原則として出水期（6月～10月）に堤防を開削または、河積内に栈橋等を設置する工事箇所

## 資料4 水門・樋管一覽

(本編 震災編 P.150、風水害編 P.41)

河川別水門・樋管箇所数

(令和7年10月1日現在)

河川名\区分	水門・樋管箇所数	河川名\区分	水門・樋管箇所数
毛長川	1	圀川	1
新芝川	2	花畑川	6
荒川	1	葛西用水	2
綾瀬川	5	総数	18

(注) 河川敷設置分のみ (都市建設部)

### 水門・樋管一覽

番号	水門・樋管名称	所在地	川筋	維持管理	目標
1	舎人水門	舎人 3-15 先	毛長川	安全設備課	三味線堀水門末端
2	入谷排水樋管	入谷 7-12 先	新芝川	安全設備課	南平橋下流際
3	北鹿浜排水樋管	鹿浜 2-44 先	新芝川	公園維持課	都市農業公園
4	川田橋排水場樋管	梅田 1-24 先	荒川	安全設備課	川田橋排水場南側
5	下沼排水樋管	南花畑 4-9-13 先	綾瀬川	安全設備課	下沼防災倉庫東側
6	大六天排水場樋管	葛飾区小菅 3-3-2 先	綾瀬川	安全設備課	大六天排水場前
7	裏門堰排水樋管	西綾瀬 1-8-1 先	綾瀬川	安全設備課	伊藤谷橋西側
8	小溜井排水樋管	神明 1-12-6 先	綾瀬川	安全設備課	旧小溜井排水場前
9	互水門	神明 1-12-6 先	圀川	安全設備課	旧小溜井排水場構内
10	小溜井引入口水門	神明 3-31 先	葛西用水	安全設備課	
11	葛西用水第一水門	神明 3-31 先	葛西用水	安全設備課	
12	花見橋排水場樋管	六木 3-5-18 先	花畑川	安全設備課	花見橋管理詰所前
13	神明町排水場樋管	神明 2-8-28 先	花畑川	安全設備課	神明排水場前
14	中居堀樋管	神明南 1-15 先	花畑川	安全設備課	第13中学校東
15	花見橋排水場 (急閉ゲート)	六木 3-5-18	構内 (花畑川)	安全設備課	花見橋管理詰所構内
16	花見橋排水場 (第三水門)	六木 3-5-18	構内 (花畑川)	安全設備課	花見橋管理詰所構内
17	花見橋排水場 (第四水門)	六木 3-5-18	構内 (花畑川)	安全設備課	花見橋管理詰所構内

## 資料5 管内排水場一覽

(本編 震災編 P. 149、風水害編 P. 44)

排水場施設数 (区管理分のみ)

(令和2年4月現在)

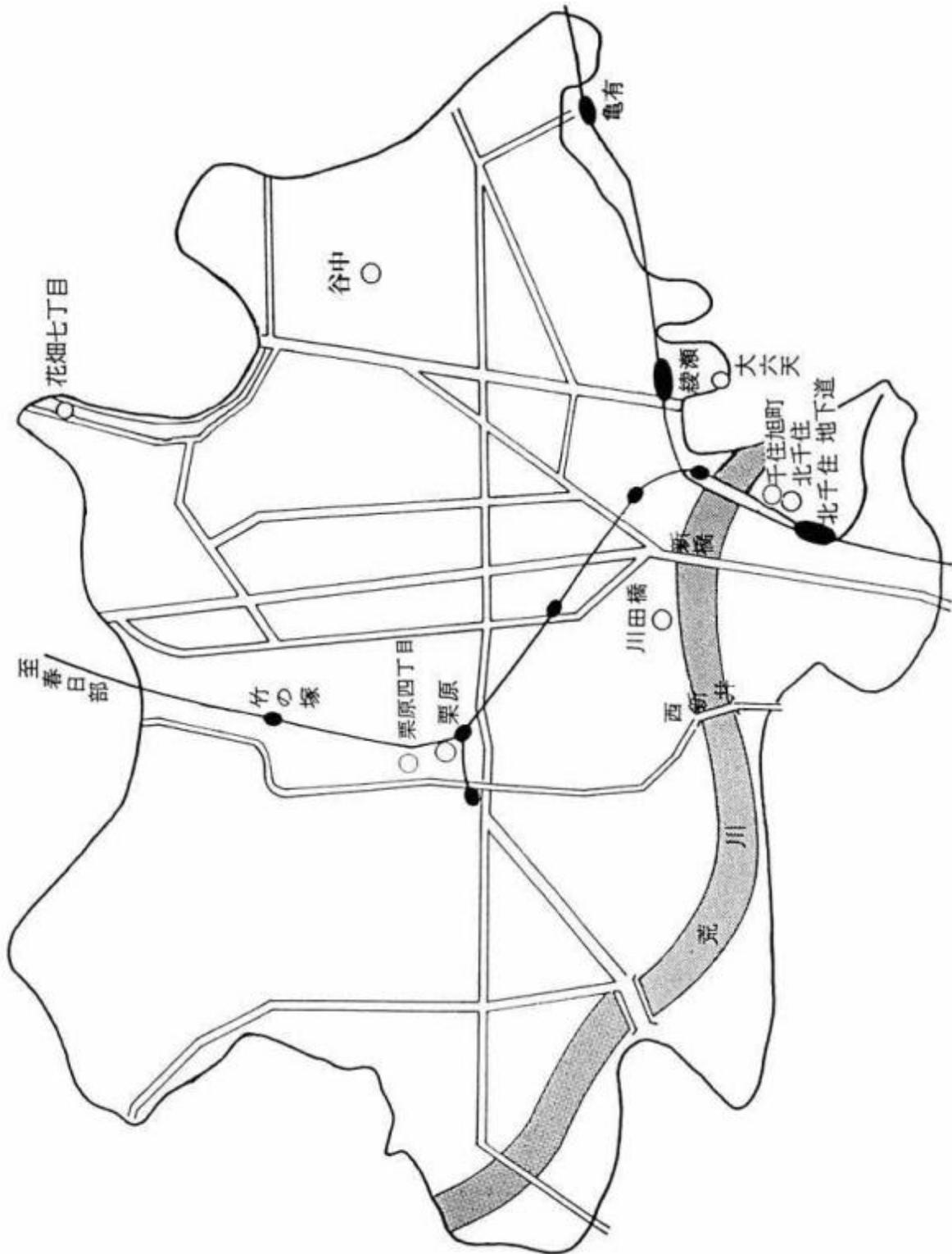
区分	箇所数	ポンプ台数	電動機		排水能力 (m <sup>3</sup> /分)
			台数	出力	
排水場	8カ所	17台	17台	142.7KW	29.2

### 排水場施設一覽

番号	排水場名	所在地	河川名	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	排水能力 (m <sup>3</sup> /分)
1	北千住地下道	千住旭町 42 内	下水道	東武鉄道用地内	0.4
2	川田橋	梅田 1-24-10	荒川	1271.00	5.0
3	栗原	栗原 3-16-1 先	下水道	東武鉄道用地	3.2
4	大六天	葛飾区小菅 3-3-2	綾瀬川	716.67	9.0
5	栗原四丁目	栗原 4-1 先	下水道	都計道 258 号道路上	4.5
6	花畑七丁目	花畑 7-20 先	伝右川	河川敷	1.2
7	千住旭町	千住旭町 42-10	下水道	125.15 (道路用地)	2.2
8	谷中	谷中 5-1-19 先	下水道	都計道 258 号道路上	3.7

## 資料6 排水場配置図

(本編 風水害編 P. 44)  
(令和2年4月1日現在)



## 資料7 水路及び溝渠施設の現況

(本編 震災編 P. 149)

### ア 親水水路・貯留水路・碎石貯留水路 (令和2年4月現在)

施設分類	完成延長 (m)	貯留量 (m <sup>3</sup> )
親水水路	17,890	—

### イ 公共溝渠 (令和2年4月現在)

開渠延長 (m)	暗渠延長 (m)	計 (m)
542	35,152	35,694

## 資料8 地下街等、要配慮者利用施設

水防法第15条第1項第3号イの地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数のものが利用する施設)、同号ロの要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとは、次に掲げる範囲の施設とする。

なお、これらの施設への避難情報が迅速かつ正確に伝達できるよう、区を中心とした情報ネットワークを構築し、当該施設が的確に避難を実施できるように支援する。

### 1 地下街の範囲

地下街等の範囲は次のとおりとする。

<p>消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない防火対象物のうち、次の(1)から(4)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 延べ面積が千平方メートル以上の地下街</p> <p>(2) 地階を消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)別表第1(一)項から(四)項まで、及び(九)項イに掲げる用途に供して、かつ、地階の床面積の合計が五千平方メートル以上の施設。ただし、施設関係者のみが利用する施設は除く。</p> <p>(3) 地下駅</p> <p>(4) その他、区長が必要と認めるもの</p>
--

### 2 地下街等の名称及び所在地、浸水想定区域該当河川

区分	施設名	所在地	荒川	利根川	中川・綾瀬川	芝川・新芝川
地下駅	東京メトロ千代田線 北千住駅	千住2-63	○			
	東武鉄道東武スカイツリーライン北千住駅	千住旭町42-1	○			
	つくばエクスプレス 六町駅	六町4丁目1-1	○	○	○	○
	つくばエクスプレス 青井駅	青井3丁目24-1	○	○	○	○
地下施設	千住ミルディス	千住3-92	○			

### 3 要配慮者利用施設一覧表

#### (1) 軽費老人ホーム

令和7年10月現在

	名称	所在地
1	ケアハウス六月	六月 1-6-1
2	ケアハウスはごろも	西新井 5-34-1

#### (2) 介護老人福祉施設

	名称	所在地
1	ウエルガーデン伊興園	伊興 3-7-4
2	足立翔裕園	入谷 9-15-18
3	紫磨園	入谷 3-3-6
4	ケアホーム足立	入谷 1-8-15
5	扇	扇 1-52-23
6	プレミア扇	扇 1-3-5
7	ハピネスあだち	江北 3-14-1
8	古千谷苑	古千谷本町 1-3-19
9	さの	佐野 2-30-12
10	奉優の家	佐野 1-29-3
11	さくら	皿沼 2-8-8
12	千住桜花苑	千住元町 18-19
13	千住桜花苑	千住元町 18-19
14	竹の塚翔裕園	竹の塚 7-1914
15	中央本町杉の子園	中央本町 4-14-20
16	イーストピア東和	東和 4-7-23

	名称	所在地
17	ピオーネ西新井	西新井 1-33-15
18	グレイスホーム	西新井本町 4-13-16
19	足立新生苑	花畑 4-39-10
20	花畑あすか苑	花畑 4-20-1
21	ル・ソラリオン綾瀬	東綾瀬 3-9-1
22	はるかぜ	東保木間 1-19-5
23	六月	六月 1-6-1
24	足立万葉苑	六月 2-11-20
25	レスパイト千住	千住桜木 2-11-8
26	ケアホーム花畑	花畑 8-7-6
27	花ざかり	中央本町 2-24-11
28	新田楽生苑	新田 1-21-20
29	タムスさくらの杜花畑	花畑 3-15-5
30	ロイヤル足立	舎人 3-1-19
31	ピオーネ足立	平野 1-7-7

#### (3) 介護老人保健施設

	名称	所在地
1	梅の木	青井 4-29-23
2	しらさぎ	梅田 8-12-10
3	成仁	大谷田 2-18-12
4	千壽	千住中居町 29-6
5	葵の園	椿 2-3-1
6	ホスピア東和	東和 4-7-8
7	水野	西新井 6-24-13

	名称	所在地
8	いずみ	西新井 5-35-2
9	レーベンハウス	西新井本町 2-23-1
10	むくげのいえ	西新井本町 1-25-36
11	あさひ	保木間 4-41-12
12	足立老人ケアセンター	保木間 5-23-20
13	イルアカーサ	六木 4-9-10
14	千寿の郷	柳原 2-33-6

#### (4) 認知症対応型共同生活介護

	名称	所在地
1	とも	青井 2-16-8
2	コンフォートフィオーレ綾瀬	綾瀬 2-14-14
3	花物語あだち東	綾瀬 7-3-23
4	花物語あだち	梅島 2-34-8
5	愛の家グループホーム足立加平	加平 3-6-4
6	グループホームみんなの家・北綾瀬	北加平町 4-12
7	愛和ハート&ハートあだち	江北 1-25-1
8	ひよこの里	江北 3-19-11
9	花のさと	皿沼 2-16-3
10	いちにのさん	鹿浜 6-5-12
11	千住大川	千住大川町 44-13
12	ミモザ千住桜木	千住桜木 2-14-10
13	千壽グループホーム	千住中居町 30-3
14	千住さくら	千住元町 18-18
15	ふきのとう協立福祉有限会社	舎人 1-21-18
16	こもれび	西新井 5-42-10
17	じゃすみん西新井	西新井 7-10-14
18	すずめのお宿・西新井	西新井栄町 1-4-15

	名称	所在地
19	安心の里いこう	西伊興 3-7-2
20	西伊興	西伊興 4-1-1
21	グループホーム すずめのお宿・西伊興	西伊興 4-7-21
22	みんなの家 花畑1丁目	花畑 1-3-13
23	みんなの家 花畑2	花畑 1-35-11
24	きらら東綾瀬	東綾瀬 2-17-10
25	ゆとりあ	東綾瀬 3-13-11
26	であい	東伊興 2-1-11
27	東伊興	東伊興 3-21-7
28	グループホーム常楽	一ツ家 3-11-13
29	グループホームほきまの憩	保木間 5-14-4
30	愛の家グループホーム足立堀之内	堀之内 2-3-17
31	日介ケアセンター六町	南花畑 3-33-1
32	ミモザ足立六木	六木 4-8-25
33	すずめのお宿・本木	本木 1-4-10
34	花街道	谷中 1-17-7
35	つどい「石山家」	谷中 3-8-20
36	竹	六月 2-32-6

## (5) 看護小規模多機能型居宅介護

名称	所在地
1 まいほーむ北千住	千住仲町 14-4
2 ミモザ白寿庵足立江北	江北 3-27-7
3 じゃすみんの家	西新井 7-10-13

名称	所在地
4 かえりえ竹ノ塚	東伊興 3-21-5
5 ナーシングホームそのだ	保木間 4-15-16

## (6) 小規模多機能型居宅介護

名称	所在地
1 あおいの家	青井 2-16-8
2 スマイルぷらちな	綾瀬 7-4-5
3 コンフォートエルバ綾瀬	綾瀬 2-14-14
4 ほほえみのいえ	伊興 1-6-22
5 じゃすみん扇	扇 1-31-32
6 じゃすみん鹿浜	鹿浜 3-17-23

名称	所在地
7 ミモザ千住桜木	千住桜木 2-14-10
8 しまなみ	椿 2-22-2
9 じゃすみん花畑	花畑 3-5-17
10 ともの家	花畑 1-23-13
11 ミモザ足立六木	六木 4-8-25
12 よりみちの家	柳原 1-29-16

## (7) 区障がい者施設

名称	所在地
1 障がい福祉センター	梅島 3-31-19

## (8) 短期入所生活介護

名称	所在地
1 ウェルガーデン伊興園	伊興 3-7-4
2 ケアホーム足立	入谷 1-8-15
3 ハッピーライフ足立	入谷 1-27-18
4 紫磨園	入谷 3-3-6
5 足立翔裕園	入谷 9-15-18
6 扇	扇 1-52-23
7 プレミア扇	扇 1-3-5
8 シンシア足立	扇 2-42-8
9 ハピネスあだち	江北 3-14-1
10 古千谷苑	古千谷本町 1-3-19
11 奉優の家	佐野 1-29-3
12 さの	佐野 2-30-12
13 さくら	皿沼 2-8-8
14 新田楽生苑	新田 1-21-20
15 ケアサポートあだち	千住河原町 22-3
16 レスペート千住	千住桜木 2-11-8
17 千住桜花苑	千住元町 18-19
18 竹の塚翔裕園	竹の塚 7-19-14
19 ショートステイグロリア東京	中央本町 5-2-8

名称	所在地
20 中央本町杉の子園	中央本町 4-14-20
21 花ざかり	中央本町 2-24-11
22 イーストピア東和	東和 4-7-23
23 ロイヤル足立	舎人 3-1-19
24 ビオーネ西新井	西新井 1-33-15
25 ル・ソラリオン西新井	西新井 3-14-3
26 グレイスホーム	西新井本町 4-13-16
27 花畑あすか苑	花畑 4-20-1
28 タムスさくらの杜 花畑	花畑 3-15-5
29 日介ケアセンター花畑	花畑 6-16-1
30 足立新生苑	花畑 4-39-10
31 ケアホーム花畑	花畑 8-7-6
32 ビオーネ足立	平野 1-7-7
33 ル・ソラリオン綾瀬	東綾瀬 3-9-1
34 はるかぜ	東保木間 1-19-5
35 そよ風	東保木間 2-4-16
36 日介ケアセンター本木	本木 1-20-5
37 六月	六月 1-6-1
38 足立万葉苑	六月 2-11-20

## (9) 宿泊デイサービス (法定外サービス)

名称	所在地
1 デイサービス梅郷	梅田 5-18-8
2 樹楽かのあ	大谷田 1-21-1
3 ほほえみデイサービス椿亭	椿 2-23-18

名称	所在地
4 デイサービスぬくもりの家	宮城 1-28-16
5 ほほえみデイサービス堀之内	堀之内 1-3-25

## (10) 都市型軽費老人ホーム

名称	所在地
1 茂ホーム	谷中 1-17-7
2 ケアハウス足立万葉苑	六月 2-11-20

名称	所在地
3 ケアハウスレスペート千住	千住桜木 2-11-8

11) 有料老人ホーム（介護付き）

	名称	所在地
1	ウェルハイム東京	佐野 2-16-1
2	シルバータウン保木間	保木間 4-14-1
3	第3シルバータウン	南花畑 4-19-10
4	第6シルバータウン	南花畑 2-12-12
5	シルバータウン緑苑	西保木間 2-5-16
6	第7シルバータウン	鹿浜 1-21-5
7	ヨウコーフォレスト竹の塚	栗原 4-23-17
8	ハートランド明生苑	保木間 4-3-5
9	ドーミー北綾瀬	加平 1-1-23
10	ひだまりの家・本町	中央本町 3-17-17
11	第8シルバータウン	入谷 8-1-20
12	第10シルバータウン	南花畑 4-20-1
13	第11シルバータウン	舎人 6-2-1
14	すいじんの憩	保木間 5-34-4
15	はなことばプラス西新井	西新井 1-5-12
16	みなみはなはたの憩	南花畑 5-17-15

	名称	所在地
17	竹の塚サンフラワー	保木間 5-7-12
18	竹の塚明生苑	六月 2-33-8
19	有料老人ホームサニーライフ足立	六木 3-45-20
20	足立ケアコミュニティそよ風	梅島 2-31-14
21	ふちえ明生苑	保木間 4-31-1
22	ツクイ・サンシャイン足立	花畑 6-10-3
23	竹の塚明生苑六月	六月 2-35-8
24	ブレザンメゾン足立東伊興	東伊興 3-21-8
25	リブインさくら	古千谷本町 4-1-16
26	ようせいメディカルヴィラ	東保木間 2-1-1
27	応援家族足立	花畑 6-8-15
28	足立やわらぎ苑	宮城 1-32-4
29	スマイリングホームメデス足立	南花畑 3-35-10
30	ツクイ・サンシャイン足立	花畑 6-10-3
31	あおい明生苑	青井 1-10-10
32	サニーライフ足立伊興	東伊興 1-11-22

(12) 有料老人ホーム（住宅型）

	名称	所在地
1	めいと東綾瀬	東綾瀬 3-14-21
2	ご長寿くらぶ足立・六木	六木 4-7-14
3	有料老人ホームクレア足立	入谷 2-19-10
4	アゼリアコート	千住橋戸町 34-1
5	ハイアスト箴綾レジデンス	西新井本町 2-27-13
6	ナーシングホームとも	花畑 4-23-7
7	みかんの樹	平野 2-8-3
8	アーチテラス竹の塚	西保木間 2-8-19
9	ニューソフィア竹ノ塚	竹の塚 3-3-9
10	ホームピアはなのあい	花畑 3-24-5
11	小夏の樹	島根 2-33-12
12	PDハウス足立	栗原 2-24-14
13	ガーデンフィールズ保木間	保木間 1-21-20
14	ベストリハナーシングホーム西新井	加賀 2-2-2
15	メディケアホームかなう保木間	保木間 1-29-12

	名称	所在地
16	ホームピアむつみあいⅠ	花畑 1-15-16
17	ホームピアむつみあいⅡ	花畑 1-15-16
18	ご長寿くらぶ足立・梅田	梅田 4-39-16
19	ほのぼの荘足立	扇 1-30-13
20	やすらぎホーム常楽	一ツ家 4-2-11
21	ホスピスはな伊興	西伊興 2-2-11
22	ホームピアはなのあいⅡ	花畑 4-31-9
23	SPライフケア舎人	皿沼 1-4-2
24	SPライフケア鹿浜	鹿浜 8-20-1
25	みつばメゾン足立六町	六町 2-2-13
26	SheepLia 壺号館	保木間 1-33-11
27	ファミリー・ホスピス西新井ハウス	西新井 1-1-3
28	みつばメゾン足立神明	神明 2-10-27
29	ナーシングホームらもーれ足立六町	六町 4-8-12

(13) 施設入所支援施設

	名称	所在地
1	希望の苑（入所）	竹の塚 7-19-9
2	竹の塚あかしあの杜きずな	竹の塚 7-19-11

	名称	所在地
3	かえで	皿沼 2-8-8

## (14) グループホーム

	名称	所在地
1	ああす鹿浜	鹿浜 4-18-7
2	IGardenAdachi	南花畑 2-25-2
3	IGardenAdachi1	南花畑 3-5-13 2階・3階
4	IGardenAdachi2	花畑 7-19-6
5	IGardenAdachi3	保木間 5-5-19
6	IGardenAdachi4	神明 3-20-16
7	アイダーホーム綾瀬	綾瀬 4-20-21
8	アイダーホーム亀有	中川 2-5-13
9	あしの家西新井	西新井 4-3-10
10	あしの家西伊興	西伊興 1-13-20
11	アスナロハウス A1	綾瀬 6-4-19
12	足立区大谷田グループホーム	大谷田 1-44-3
13	足立区大谷田ホーム	大谷田 1-44-3 2階
14	あじさい寮	東六月町 11-34
15	磯寮	西伊興 1-17-24
16	宇津宮寮	綾瀬 6-17-17
17	おきの寮	興野 2-6-8
18	カサブランカ	東和 4-8-2
19	秋桜寮	保木間 1-25-12
20	杉田寮	一ツ家 3-1-13
21	第二東和寮	東和 4-8-16
22	第三東和寮	東和 4-8-16
23	第四東和寮	東和 4-8-16
24	だりあ寮	保木間 3-32-13
25	つくし寮	栗原 4-4-11
26	東和寮	東和 4-8-9 グリーンハイム二番館
27	とちの木寮	西伊興 1-17-24
28	なずな寮	竹の塚 3-5-5
29	なのはな寮	西竹の塚 1-7-4
30	西綾瀬寮	西綾瀬 3-29-5
31	西竹の塚寮	西竹の塚 1-10-4 伊興町第27アパート4
32	やまみ寮	栗原 3-27-16
33	あんさんぶる ミモザ北千住	千住柳町 37-7 1～2階
34	縁家梅島1号館	梅田 4-20-15
35	縁家鹿浜A館	鹿浜 2-1-5 2階
36	縁家鹿浜B館	鹿浜 2-1-5 3階

	名称	所在地
37	縁家六町館	一ツ家 4-17-2
38	クライスハイム本木 I	本木 2-21-10 1階
39	クライスハイム本木 II	本木 2-21-10 2階
40	グループホーム クレスト青井	青井 6-11-2
41	グループホーム クレスト東伊興	東伊興 2-1-10
42	グループホーム クレスト南花畑	南花畑 3-23-10
43	グループホーム クレスト六町	北加平町 17-21
44	ナノハナ足立1	島根 1-1-2 第52新井ビル
45	ナノハナ足立2	保木間 3-30-11 第21新井ビル
46	ナノハナ足立3	島根 1-1-2 第52新井ビル
47	北千住1	千住龍田町 22-2
48	江北1	江北 3-29-15
49	江北2	江北 3-23-3
50	江北3	江北 2-34-3
51	花畑1	花畑 2-2-20
52	グループホームひま わり	保塚町 19-19
53	ルシエル東六月	東六月町 11-1
54	ルシエル保木間	保木間 4-1-10
55	ルシエル元澗江公園	保木間 2-15-5
56	グループホーム ルシエル六月	六月 2-13-8
57	ルシエル六月 Annex	六月 3-5-7
58	元気のぞるはうす	東和 3-4-8
59	コウノトリハウス足立	関原 2-22-19
60	舎人	古千谷本町 2-16-8
61	舎人II	舎人 3-5-24
62	舎人III	舎人 5-29-20
63	舎人IV	西伊興 4-12-11
64	舎人V	古千谷本町 2-16-11
65	彩のいえ足立	神明 2-10-7
66	Ciel Maison A	青井 3-21-26
67	日の出寮	日ノ出町 41-8
68	NIKITerrace 足立青井 I	青井 1-11-31
69	障がい者グループホ ームらっこはうす	本木西町 11-15
70	足立中央寮 1F	中央本町 2-7-3 石川ハイム中央本町
71	足立中央寮 2F	中央本町 2-7-3 石川ハイム中央本町
72	東和エミール	東和 5-10-18

	名称	所在地
73	みんなのいえ	青井 6-9-7
74	こすもす花畑	花畑 6-5-3
75	スマイルホーム	伊興本町 2-11-19
76	グループホーム グリーンプラム	梅田 1-22-17
77	中央本町第1-Ⅱ	中央本町 1-12-14
78	中央本町第1-Ⅲ	中央本町 4-11-8
79	中央本町第1-Ⅳ	中央本町 3-7-7 2F
80	中央本町第1-Ⅴ	中央本町 3-7-7 3F
81	U m e d a	梅田 2-18-5
82	D-LINEHOME 六月	六月 1-13-9
83	でてこいホームオレンジ	足立 1-5-5 第98新井ビル
84	でてこいホームゆず	花畑 3-37-14 エデールビル
85	でてこいホームりん	花畑 3-37-14 エデールビル
86	デフ・クローバーハウス	島根 1-1-2
87	ともがき足立大谷田	大谷田 1-43-18
88	ともがき足立加平	加平 1-2-26
89	ともがき足立鹿浜	鹿浜 2-15-14
90	ともがき足立竹の塚A	六月 2-17-16 A号棟
91	ともがき足立竹の塚B	六月 2-17-16 B号棟
92	伊興ハウス	伊興 1-7-8
93	保木間ハウス	保木間 4-51-12
94	栗原3	栗原 3-14-6
95	江北デザインハウス	江北 2-28-17
96	舎人3	舎人 3-3-1
97	本木東の家	本木東町 29-3
98	のんのハウス 章江式番館	東保木間 2-8-16 章江式番館 3F
99	のんのハウス 章江式番館アネックス	東保木間 2-8-16 章江式番館 2F
100	のんのハウス東保木間	東保木間 2-8-16 章江式番館 1F
101	のんのハウス保木間	保木間 1-5-5
102	のんのハウス梅田	梅田 4-19-1
103	のんのハウス五反野	中央本町 2-7-19 ステップクラフト五反野
104	のんのハウス関原	関原 2-25-7
105	のんのハウス西新井本町	西新井本町 5-2-4 アルソレ西新井
106	のんのハウス西伊興	西伊興 4-11-23
107	はじめのいっぽ伊興Ⅰ	伊興 1-5-9
108	はじめのいっぽ 竹ノ塚Ⅰ	西伊興 1-3-24
109	はじめのいっぽ 西新井Ⅰ	島根 4-6-5

	名称	所在地
110	ハーモニー竹の塚	竹の塚 1-32-1
111	ハーモニー竹の塚第2	東六月町 11-7
112	小台ハウスⅠ	小台 2-39-13
113	古千谷本町ハウスⅠ	古千谷本町 4-6-13
114	六木ハウスⅠ	六木 1-8-16
115	六木ハウスⅡ	六木 1-8-14
116	六木ハウスⅢ	六木 1-8-15
117	六木ハウスⅣ	六木 1-8-1
118	グリーンリーフⅠ	梅島 3-1-3
119	グリーンリーフⅡ	梅田 4-21-1
120	フェリーチェ	本木南町 2-5
121	フェリーチェ2	西保木間 1-22-26 サニハースK1階
122	フェリーチェⅢ	江北 1-31-6
123	結の屋	弘道 1-21-23
124	ホーム虹	六町 1-4-4 2・3階
125	ホーム虹2	六町 1-4-4 1階
126	グランプリマ江北	江北 7-5-2
127	MINOAKA	伊興本町 1-14-2
128	小春の里	綾瀬 1-23-7
129	桃の木寮	谷中 1-1-19
130	青井第一ハウス	青井 6-20-22
131	青井第二ハウス	青井 6-20-22
132	綾瀬ハウス	綾瀬 1-20-11
133	谷中第一ハウス	谷中 5-13-8
134	谷中第二ハウス	谷中 5-13-8
135	ユニライフ梅島	梅田 8-3-13 梅島ビル
136	北加平ユニット	北加平町 8-15
137	北千住ユニット	千住仲町 44-12
138	竹ノ塚ユニット	竹の塚 7-17-2
139	L I F I L L 亀有	中川 4-9-13 マイゾン亀有 1階
140	ルアナ	梅島 6-33-6 第136新井ビルB棟
141	ロッキー	東保木間 1-10-12
142	ハーモニー竹の塚 第3ユニット1	東六月町 11-5 1階
143	ハーモニー竹の塚 第3ユニット2	東六月町 11-5 2階
144	リビットホーム 足立六町Aユニット	六町 1-8-18 1階
145	リビットホーム 足立六町Bユニット	六町 1-8-18 2階

## (15) 精神障がい者グループホーム

名称		所在地
1	ハウス・ウイング	西新井本町 4
2	潤グループホーム	保木間 3
3	クララハイツ	西新井本町 2
4	グループホーム 仲	千住仲町

名称		所在地
5	すてーきホーム	島根 1
6	ハートパル花畑	花畑 4
7	ボヌール	佐野 2
8	さくらホーム	花畑 6

## (16) 保育園

名称		所在地
1	本木	本木東町 18-17
2	上沼田	江北 4-17-20-101
3	あやせ	東綾瀬 2-9-18
4	緑町	千住緑町 2-17-11
5	新田わかば	新田 3-8-20
6	北保木間	南花畑 5-15-3-101
7	中央本町	中央本町 4-11-39
8	南保木間	東保木間 1-5-16-101
9	伊興	伊興 4-11-25
10	東綾瀬	東綾瀬 2-12-13
11	第三上沼田	江北 7-12-3-101
12	梅田	梅田 4-2-19
13	宮城	宮城 1-5-6-101
14	六木	六木 1-5-10-101
15	辰沼	辰沼 1-2-7-101
16	千住あずま	千住東 2-20-17
17	東花畑	南花畑 4-11-6-101
18	西保木間	西保木間 2-17-5-101
19	中島根	島根 2-33-2
20	平野	平野 3-18-1-101
21	花畑桑袋	花畑 8-5-15-101
22	保木間	保木間 3-25-9

名称		所在地
23	本木東	本木 2-13-11
24	いりや第一	舎人 6-12-5-101
25	いりや第二	舎人 6-11-2-101
26	大谷田第一	大谷田 1-1-5-101
27	加賀	加賀 2-31-5-101
28	やよい保育園	中央本町 1-9-3-105
29	さつき保育園	江北 1-15-3-103
30	せきや保育園	千住関屋町 16-1
31	青井保育園	青井 3-24-2-101
32	東保木間保育園	東保木間 1-25-2-101
33	谷在家保育園	谷在家 3-22-10-101
34	伊興大境保育園	西竹の塚 1-10-5-101
35	新田さくら保育園	新田 1-14-12-101
36	水神橋保育園	西保木間 4-12-4
37	竹の塚保育園	竹の塚 3-7-33-106
38	興本保育園	扇 3-24-14
39	竹の塚北保育園	竹の塚 6-18-2
40	五反野保育園	足立 2-26-14
41	新田おひさま保育園	新田 3-14-3
42	青井おひさま保育園	青井 1-7-6

## (17) 私立保育所

	名称	所在地
1	高和保育園	足立 4-31-17
2	興野保育園	西新井本町 4-19-23
3	湧江保育園	竹の塚 2-9-3
4	江北保育園	江北 3-17-4
5	子ひばり保育園	足立 2-33-2
6	三星保育園	宮城 1-28-7
7	いづみ保育園	西新井栄町 1-15-10
8	島根保育園	梅島 3-14-18
9	うめだ「子供の家」	梅田 7-19-23
10	新田保育園	新田 2-1-10
11	東保育園	東和 5-5-23
12	西新井教会保育園	西新井本町 1-22-5
13	チェリー保育園	谷中 2-16-16
14	清水保育園	西新井 4-2-1
15	親隣館保育園	梅田 4-29-6
16	隅田学園	中川 4-37-22
17	足立ひまわり保育園	西新井栄町 1-7-8
18	聖母のさゆり保育園	東和 4-10-9
19	足立若葉保育園	東綾瀬 1-16-21
20	愛隣保育園	東保木間 1-10-16
21	太陽保育園	鹿浜 5-28-18
22	聖保育園	舎人 1-3-13
23	東和保育園	東和 1-11-7
24	伊興すみれ保育園	東伊興 3-3-4
25	東部若葉保育園	東綾瀬 1-25-23
26	六町あづま保育園	南花畑 1-13-4
27	コンビプラザ東和三丁目保育園	東和 3-13-1
28	まなびの森ココロット保育園	新田 3-35-22
29	中部ひまわり保育園	関原 2-10-4
30	西新井きらきら保育園	西新井栄町 1-18-14
	西新井きらきら第二保育園	西新井栄町 1-18-13
31	扇こころ保育園	扇 1-22-28
32	日ノ出町保育園	日ノ出町 15-1
33	東綾瀬きらきら保育園	東綾瀬 2-17-8
34	西新井聖華保育園	西新井本町 2-4-24
35	栗原つくし保育園	栗原 1-14-18
36	西綾瀬りりおっこ保育園	西綾瀬 4-2-4
37	i 一保育園	西新井 4-28-7
38	神明町保育園	神明 2-10-4
39	ういず千住大橋駅前保育園	千住橋戸町 2-6
40	インターナショナルういず千住曙町保育園	千住曙町 17-3
41	島根いちい保育園	島根 4-26-7
42	クリアナーサリー千住大橋	千住橋戸町 1-13 ポンテボルト千住 3 F
43	あやせババール園	東綾瀬 3-9-1
44	ういず西新井保育園	西新井 3-13-15

	名称	所在地
45	北綾瀬聖華保育園	谷中 1-32-9
46	クリアナーサリー足立さくら園	一ツ家 3-4-4
47	ミアヘルサ保育園ひびき梅島	梅田 5-25-33 ロイヤルパークス梅島 1 F
48	東栗原保育園	一ツ家 2-15-14-101
49	アイグラン保育園千住大橋	千住河原町 6-12
50	北千住もみじの森保育園	千住龍田町 6-22
51	ミアヘルサ保育園ひびき西新井	梅島 3-17-20
52	まなびの森ヴィラ・ココロット保育園	新田 2-1-13
53	まなびの森保育園千住大橋	千住緑町 2-5-10
54	レモンド花畑保育園	花畑 3-42-8
55	明日葉保育園青井園	青井 4-6-21
56	北千住こども園	千住宮元町 25-5
57	北千住どろんこ保育園	日ノ出町 41-14
58	恵・YOU保育園	東綾瀬 1-9-4 プラザ 白うめ
59	たんぼぼ保育所六町園	六町 3-7-47 フェルックス1F
60	チェリッシュ綾瀬保育園	綾瀬 3-13-1
61	西新井保育園	西新井 2-21-2
62	六町保育園	南花畑 2-25-11
63	アスクとねり保育園	舎人 5-1-3
64	アスク西新井保育園	西新井 4-18-7
65	足立梅島雲母保育園	中央本町 5-1-2
66	足立このみ保育園	江北 6-29-9
67	エーワン梅島保育園	梅島 1-18-3
68	キッズガーデン足立扇	扇 1-33-3
69	キッズガーデン足立柳原	柳原 1-30-7
70	聖華こうどう保育園	弘道 1-7-1
71	たんぼぼ保育所北千住園	千住宮元町 31-8
72	たんぼぼ保育所第二六町園	六町 2-7-32
73	ナーサリースクールいずみ大谷田	大谷田 1-1-9-101
74	にじいろ保育園綾瀬	綾瀬 6-20-7
75	にじいろ保育園江北	江北 4-25-24
76	野のはな保育園	西加平 1-1-5
77	バンビ保育園梅島園	梅島 3-4-8
78	HOPPA東和親水	東和 2-26-9
79	六町駅前保育園	西加平 2-6-2
80	AIAI NURSERY 保育園綾瀬六丁目	綾瀬 6-7-13
81	AIAI NURSERY 高野	扇 2-27-3
82	愛恵保育園にしあらい	西新井 6-26-11
83	アスク扇保育園	扇 3-5-12
84	足立北綾瀬雲母保育園	大谷田 5-26-19
85	きたあやせこころ保育園	加平 3-12-8
86	北千住太陽保育園	日ノ出町 19-3
87	キッズガーデン足立綾瀬	綾瀬 4-17-4
88	トレジャーキッズあやせ保育園	綾瀬 1-29-9
89	にじいろ保育園梅島	梅島 2-37-10

	名称	所在地
90	まなびの森保育園関屋	千住曙町 10-3
91	未来っ子保育園北加平町園	北加平町 5-2
92	ステラ千住ふたば保育園	千住 1-3-8
93	あい・あい保育園北綾瀬園	谷中 4-12-7
94	明日葉保育園保塚園	保塚町 8-26
95	アスク千住保育園	千住曙町 21-7
96	アスク舎人駅前保育園	舎人 1-13-4
97	足立さくらんぼ保育園	中央本町 1-12-23
98	足立しらゆり保育園	小台 2-45-4
99	大空と大地のなーさりい扇大橋園	江北 1-9-14
100	キッズガーデン足立青井	青井 2-18-12
101	キッズガーデン足立興野	興野 2-14-6

	名称	所在地
102	キッズガーデン足立島根	島根 4-3-6
103	くりはら愛育保育園	栗原 4-6-7
104	江北すきっぷ保育園	江北 4-28-4
105	ソラストたけのつか保育園	東伊興 3-10-31
106	SAKURA保育園谷在家	谷在家 2-14-13
107	ソラストあだち東和保育園	東和 4-12-5
108	たんぼぼ保育所西新井南園	関原 3-31-6
109	チェリッシュやなか保育園	谷中 4-20-15
110	ちやいれつく西新井駅前保育園	西新井栄町 2-3-7
111	帝京科学大学千住桜木保育園	千住桜木 2-3-2
112	まなびの森保育園竹ノ塚	保木間 4-26-10
113	千住保育園	千住元町 16-9

(18) 東京都認証保育所【A型】

	名称	所在地
1	Jキッズルミネ北千住保育園	千住旭町 42-2
2	コンビプラザ綾瀬保育園	綾瀬 2-27-10
3	ニチイキッズさわやか梅島保育園	梅田 7-16-6
4	なのはな共同保育所	栗原 3-9-2-102
5	チェリッシュ北綾瀬	谷中 4-16-3
6	チェリッシュ西新井	西新井 6-29-5
7	保育園ミルキーウェイ竹の塚	竹の塚 1-26-11
8	ちぐさ保育園	梅田 8-1-1-402
9	たんぼぼ保育所竹の塚園	伊興 1-1-1
10	桃の実保育園	西綾瀬 2-21-5
11	どんぐり保育園東和	東和 3-17-8
12	千住あさひ共同保育園	千住旭町 4-31
13	さくらんぼ保育園新田	新田 3-32-14

	名称	所在地
14	きりん保育園	梅田 8-11-3-1F
15	保育所まあむ 六町駅前園	六町 4-2-27
16	潮保育室	江北 4-19-6
17	ばんだ保育園	伊興本町 1-4-3
18	ぼけっとランド千住曙町	千住曙町 16-5
19	ステラ千住保育園	千住 1-3-6
20	こもれび保育園 扇園	扇 1-53-11
21	ぼけっとランド綾瀬	綾瀬 2-30-6
22	ソラストせんじゅ保育園	千住仲町 18-6-2F
23	ばる★キッズ足立	中央本町 4-3-23
24	てのひらこども園	入谷 1-27-15
25	千住大橋駅クローバー保育園	千住橋戸町 8-2

(19) 東京都認証保育所【B型】

	名称	所在地
1	たんぼぼ保育所西新井園	西新井 2-29-9
2	さくらんぼ保育園	綾瀬 5-17-9
3	未来っ子保育園	西新井栄町 2-27-9
4	ミルキーランド保育園	竹の塚 5-7-18

	名称	所在地
5	佐野保育園	佐野 2-25-6
6	おおぞら保育園	鹿浜 4-13-8
7	バンビ保育園	梅田 5-28-14
8	トータス保育園 足立区保木間	保木間 3-2-12-103

(20) 母子生活支援施設

	名称	所在地
1	あすなる大谷田	足立区内

## (21) 家庭の保育事業所

	名称	所在地
1	安倍 真美	本木南町 2-19
2	渋谷 邦枝	西綾瀬 2-8-16
3	村岡 尚子	千住中居町 18-11-101
4	木村 信子	平野 3-20-21 堀口方
5	古川 恵胡	千住緑町 3-23-9
6	水嶋 淳子	島根 2-33-6-102
7	川島 千明	梅田 2-24-12
8	畑山 伸恵	中央本町 3-10-25-105
9	伊良皆 京子	伊興本町 2-2-43-201
10	長塚 麻理子	梅島 3-19-22
11	川人 清美	江北 7-9-18
12	尾白 香織	西新井 1-13-7
13	大村 浩美	谷中 5-11-21
14	船橋 志ま	鹿浜 8-1-16
15	上田 優子	東綾瀬 2-11-1-8-101
16	泉 和代	西伊興 4-6-14 太田方
17	馬場 栄子	古千谷本町 1-13-22
18	小山 智美	青井 2-15-27-102
19	大野 加代子	保木間 3-2-12-204
20	大野 シェリーアン	西新井栄町 1-4-20-101
21	吉野 陶子	青井 2-30-10
22	鈴木 こまつ	日ノ出町 24-6
23	渡邊 みゆき	西竹の塚 1-11-2-909
24	宮城 明美	西保木間 4-13-8-411
25	高松 則子	東和 4-22-18
26	清宮 美紀	中川 4-8-3-101
27	尹 明熙	舎人 2-15-9
28	前田 美保子	南花畑 3-27-4
29	神元 美子	柳原 2 34 7
30	二宮 啓子	青井 2-16-4-902
31	清水 るみ	古千谷本町 3-9-8
32	平川 嘉実	西新井 4-33-16-101
33	深澤 真由美	梅島 3-3-24-104
34	眞山 美容	大谷田 3-12-23-1211
35	鴨下 優美	古千谷本町 2-5-30-106
36	木村 真理	鹿浜 3-30-4-101
37	長岡 恭子	加平 1-9-9-701
38	高桑 秀子	舎人 2-15-9
39	鳥居 智子	中川 2-17-7
40	森田 純子	谷在家 1-1-15-102
41	林 繁子	皿沼 3-7-10
42	照井 稔子	舎人 2-18-22 第二コーポ田口 105
43	福井 律子	千住元町 37-8-703
44	鶴町 美輝	中川 4 41 3 101
45	金子 富貴子	西新井栄町 1-2-4
46	池田 明美	綾瀬 3-17-18-503
47	神立 美砂子	西新井 1-34-16

	名称	所在地
48	大野 真由美	一ツ家 3-19-10
49	奥泉 友紀	西伊興 4-10-18
50	田口 ひろ子	六町 3-7-33
51	茂呂 喜美子	辰沼 2-1-15
52	酒井 弘美	花畑 2-10-12
53	平林 夕子	古千谷本町 1-5-18
54	富樫 真由美	青井 1-8-1
55	荒井 美夏	古千谷本町 3-5-15-103
56	下川 ひとみ	興野 1-10-6
57	川田 香	千住仲町 18-14-1401
58	石塚 悦子	佐野 2-17-8
59	鈴木 美由紀	日ノ出町 14-2
60	津村 伊都子	青井 6-25-23-103
61	熊谷 淳子	西綾瀬 3-21-20-101
62	佐藤 幸江	千住曙町 40-1-428
63	藤田 圭子	神明 2-8-12
64	高橋 香	西伊興 1-3-9
65	青山 磨記	本木北町 4-2
66	小倉 由季子	(休業中)
67	清水 昌美	保木間 5-11-3
68	樋原 幸恵	西新井栄町 3-11-5
69	九鬼 清美	舎人 5-21-4
70	佐藤 幸子	梅島 2-37-2
71	藤田 オリエ	柳原 1-3-3
72	平山 奈穂子	花畑 3-12-8-103
73	小松 美保	舎人 5-3-14
74	篠崎 悦子	皿沼 1-4-15
75	ぽかぽか保育室 (吉田)	西新井 4-26-20
76	赤松 恵	中川 3 3 20 101
77	三井 美穂	西新井 6-17-1
78	藤原 千春	西新井 3-1-5
79	吉田 さおり	(休業中)
80	品田 純子	西新井本町 5-9-31
81	山中 萌	(休業中)
82	辻 麻美	関原 2-41-4
83	梅津 真帆	東保木間 2-17-12-103
84	大森 幸子	東和 4-21-9
85	長谷川 裕子	西伊興 2-9-5
86	鈴木 幸子	綾瀬 7-18-2-101
87	齊藤 江利子	綾瀬 5-20-18-101
88	富田 恵子	保木間 1-18-7-101
89	佐藤 志信	南花畑 2-31-15-401
90	齋藤 泰江	江北 3-42-2
91	小川 奈津江	加賀 1 7 7
92	太田 佐知子	花畑 3-36-3
93	小野田 恵理	梅島 1-16-6

## (22) 私立幼稚園

	名称	所在地
1	あおい幼稚園	西加平 2-7-19
2	足立幼稚園	千住緑町 3-2-18
3	足立愛育幼稚園	本木 2-18-6
4	足立サレジオ幼稚園	江北 3-40-27
5	足立白うめ幼稚園	東綾瀬 1-24-6
6	足立つくし幼稚園	平野 1-19-16
7	足立つばめ幼稚園	古千谷本町 1-9-18
8	足立双葉幼稚園	扇 1-29-1
9	足立みどり幼稚園	入谷 2-7-14
10	石鍋幼稚園	六町 4-4-18
11	梅島幼稚園	梅島 1-21-12
12	小倉幼稚園	保木間 5-8-4
13	栗島幼稚園	青井 5-2-14
14	黒川幼稚園	辰沼 2-5-3
15	弘道幼稚園	西綾瀬 3-35-11
16	興南幼稚園	興野 2-6-3
17	江北さくら幼稚園	堀ノ内 2-13-7
18	江北白百合幼稚園	江北 6-1-5
19	こだま幼稚園	梅島 3-35-7
20	五反野幼稚園	西綾瀬 2-6-18
21	佐藤幼稚園	西伊興 1-12-28
22	鹿浜愛育幼稚園	鹿浜 2-3-15
23	春光幼稚園	足立 3-4-15

	名称	所在地
24	城北幼稚園	足立 4-17-1
25	親愛幼稚園	東和 2-25-2
26	聖和幼稚園	柳原 1-26-1
27	千住寿幼稚園	千住寿町 24-2
28	専念寺幼稚園	関原 3-3-21
29	第一若草幼稚園	関原 2-40-11
30	竹塚幼稚園	竹の塚 5-7-12
31	橋幼稚園	関原 3-47-11
32	チェリー幼稚園	綾瀬 7-17-3
33	東京いずみ幼稚園	佐野 1-20-10
34	とねり伊藤幼稚園	舎人 5-23-17
35	中条幼稚園	千住 1-13-13
36	のぞみ幼稚園	弘道 1-7-11
37	はなぞの幼稚園	伊興 1-16-24
38	花畑八千代幼稚園	花畑 6-20-11
39	福寿院幼稚園	伊興 2-18-19
40	ふちえ幼稚園	竹の塚 1-24-10
41	本行寺第二伊興幼稚園	東伊興 4-11-3
42	満願寺幼稚園	栗原 3-6-6
43	美松学園幼稚園	東和 2-5-24
44	六木幼稚園	六木 3-23-10
45	八千代幼稚園	梅田 1-21-8

## (23) 認定こども園

	名称	所在地
1	杉の子幼稚園	花畑 4-36-5
2	東京白百合幼稚園	宮城 1-16-9
3	舎人幼稚園	古千谷本町 2-12-18
4	舎人保育園(舎人幼稚園分園)	古千谷本町 2-14-22
5	西新井幼稚園	西新井本町 1-17-20

	名称	所在地
6	元宿こども園	千住元町 34-3-101
7	おおやたこども園	大谷田 2-1-9
8	鹿浜こども園第一園舎	鹿浜 5-25-11
9	鹿浜こども園第二園舎	鹿浜 5-24-4-101

## (24) 小規模保育施設

	名称	所在地
1	ぼんだ保育園 西竹の塚園	西竹の塚 1-17-17
2	キングダム・キッズ 西新井	西新井 1-25-3
3	木下の保育園 五反野	足立 4-13-9
4	ステラ中央本町	中央本町 5-2-3
5	SAKURA保育園 竹の塚	竹の塚 1-12-11
6	ステラ竹の塚	竹の塚 6-9-11
7	メリーポピンズ北千住ルーム	日ノ出町 27-4-101
8	ステラ綾瀬	綾瀬 4-31-15
9	木下の保育園 千住大橋	千住橋戸町 1-52
10	てのひら保育園	舎人 1-25-9
11	SAKURA保育園 西新井	関原 3-43-4
12	SAKURA保育園 綾瀬	綾瀬 4-6-5
13	ぴっころきッズ北綾瀬	谷中 1-30-8

	名称	所在地
14	ぴっころきッズ高野駅前	扇 2-39-7
15	ぼんだ保育園 六町園	南花畑 2-2-5
16	ぴっころきッズ保木間	保木間 5-10-23
17	キングダム・キッズ 鹿浜	鹿浜 2-5-3
18	第2 てのひら保育園	舎人 1-25-9
19	デイジー保育園 五反野	足立 3-10-6
20	ぬくもりのおうち保育 綾瀬園	綾瀬 2-24-3
21	フレンドキッズランド 竹の塚園	竹の塚 1-13-16
22	Ohana 西新井保育園	島根 4-6-8-101
23	MI R A T Z 六町保育園	六町 2-7-21-102
24	新田あすか保育園	新田 1-8-6
25	MI R A T Z 東和保育園	東和 2-20-21
26	ちぐさ保育園カノン 千住園	千住 1-30-3

## (25) 子育て短期支援事業の用に供する施設

	名称	所在地
1	児童養護施設クリスマスヴィレッジ	西新井本町 4-13-16

## (26) 直営学童保育室

	名称	所在地
1	花畑第一	花畑 1-29-1(花畑第一小内)
2	湧江第一	保木間 3-27-1(湧江第一小内)
3	湧江第一 ビリーブ	保木間 3-27-1(湧江第一小内)

	名称	所在地
4	みどり 1 組	扇 3-22-1(興本小内)
5	みどり 2 組	扇 3-22-1(興本小内)
6	ゆずりは	西保木間 4-2-1(西保木間小内)

## (27) 指定管理学童保育室

	名称	所在地
1	せきや(2室)	千住関屋町 16-1(千寿第八小内)
2	なかよし	中川 4-41-27(大谷田小内)
3	竹の塚	竹の塚 2-25-17(竹の塚地域学習センター内 2F)
4	亀田 (3室)	西新井栄町 1-1-1(亀田小内)
5	中島根	島根 2-9-22(中島根小内)
6	新田学園第二 (3室)	新田 3-30-16(新田小第二校舎内)
7	足立	足立 3-11-5(足立小内)
8	しまねっ子	島根 3-28-11(島根小内)

	名称	所在地
9	東栗原	一ツ家 3-20-1(東栗原小内)
10	さかえっこ	西新井栄町 3-1-21
11	千寿	千住宮元町 6-1 (千寿小内)
12	新田学園	新田 3-34-2 (新田小内)
13	さくら (3室)	綾瀬 3-12-15 (綾瀬小内)
14	つぼみ	西新井 4-34-1(西新井第二小内)
15	江北五色のさくら	江北 4-21-1 (江北小内)
16	鹿浜未来 (2室)	鹿浜 5-18-1 (鹿浜未来小内)

## (28) 民間委託学童保育室

	名称	所在地
1	栗島	青井 6-13-10 (栗島小内)
2	古千谷	古千谷本町 4-12-16 (古千谷小内)

## (29) 民設学童保育室

	名称	所在地
1	青井わくわくクラブ	青井 3-12-26
2	ドリーム秋桜クラブ	西新井 6-2-20
3	谷中わくわくクラブ	谷中 4-2-3
4	学童ひまわり	梅島 3-4-8 うめじま KS ビル 204
5	ドリームすみれクラブ	西新井 2-18-8
6	学童クラブがじゅまる	鹿浜 8-1-11
7	東和わくわくクラブ	東和 4-21-1
8	ドリーム保木間クラブ	東保木間 2-4-7
9	日の出わくわくクラブ	日ノ出町 27-4-110
10	ハートアイランド新田学童クラブ	新田 3-36-3

	名称	所在地
11	日の出わくわくクラブ 第2	日ノ出町 27-1-102
12	ドリーム水仙クラブ	西新井 6-2-19
13	桑の実ひとつや	一ツ家 2-14-1
14	桑の実千住あけぼの	千住曙町 37-10 段上ビル 1F
15	Mo-ne 千住寿町学童保育室	千住寿町 4-7 クレール II 102
16	学童保育じゃんぷ千寿クラブ	千住中居町 17-18 2階
17	学童クラブ Ohana 関原教室	関原 3-38-34
18	学童クラブ Ohana 舎人教室	入谷 2-6-11
19	Mo-ne やなぎちよう学童保育室	千住柳町 32-1 1階
20	ウィルキッズフィールド足立	関原教室 関原 2-15-16 1階

## (30) 学童保育室

名称		所在地
1	青井	青井 5-11-40-101
2	あおぞら (保塚分室)	六町 3-3-11 (加平小内)
3	綾瀬	綾瀬 3-17-9
4	伊興	伊興 5-22-13
5	入谷	舎人 6-12-4-101
6	梅島	梅島 2-14-5
7	梅田	梅田 6-26-1
8	桜花	花畑 6-4-16
9	扇	扇 1-47-38
10	大谷田	大谷田 1-1-2-101
11	大谷田谷中	大谷田 4-16-6
12	興本(2室)	本木東町 17-10
13	押皿谷	鹿浜 8-27-15
14	加賀	加賀 2-31-6-101
15	加平	加平 1-10-6
16	栗原北(2室)	栗原 4-19-15
17	くすの木 (平野分室)	平野 3-6-3 (平野小内)
18	弘道	弘道 2-16-1-101
19	江南	小台 2-4-18
20	江北	江北 2-8-2
21	五反野	西綾瀬 2-1-13
22	佐野	佐野 2-43-5
23	さくらっこ(千住河原町分室)	千住桜木 1-8-15 (千寿桜小内)
24	鹿浜	鹿浜 6-8-1
25	島根	島根 4-19-1-101
26	しらすぎ (入谷分室)	入谷 3-8-1 (足立入谷小内)
27	新田	新田 2-2-2
28	神明	神明南 2-6-19
29	すばる(大谷田谷中分室)	大谷田 4-16-6 (大谷田谷中住区センター内)
30	千住あずま	千住東 2-21-18
31	千住河原町 (2室)	千住河原町 5-12
32	千住本町	千住 5-6-2
33	千寿常東(千住あずま分室)	千住旭町 10-31 (千寿常東小内)
34	たいよう (弘道分室)	弘道 1-20-8 (弘道第一小内)

名称		所在地
35	たけのこ(竹の塚六月分室)	竹の塚 1-8-1 (竹の塚小内)
36	竹の塚六月	六月 2-26-3-101
37	たんぼぼ (神明分室)	谷中 5-12-1 (辰沼小内)
38	中央本町	中央本町 3-15-1
39	つくしんぼ (梅田分室) (2室)	梅田 7-13-1 (梅田図書館内)
40	東和	東和 3-12-9
41	東和分室 (2室)	東和 3-20-22 (内谷公園内)
42	舎人	舎人 1-3-26
43	とねりこ (舎人分室)	舎人 1-25-32 (舎人小内)
44	長門	中川 2-24-2-101
45	西綾瀬(五反野分室)	西綾瀬 4-7-27 (弘道小内)
46	西新井	西新井 1-4-17
47	西新井栄町	西新井栄町 3-1-6-101
48	西新井本町	西新井本町 2-30-37
49	西伊興	西伊興 1-12-12
50	西伊興ほがらか(西伊興分室)	伊興 2-6-1 (西伊興小内)
51	にじっこ (西新井栄町分室)	西新井本町 4-9-27 (西新井小内)
52	西保木間児童館(淵江分室)	西保木間 3-14-16-101
53	花畑	花畑 4-16-8
54	花保	東保木間 1-25-4-101
55	はやぶさ (伊興分室)	伊興 4-6-7
56	ひがし (大谷田分室)	大谷田 2-1-10 (中川東小内)
57	東綾瀬	東綾瀬 1-28-7
58	東綾瀬分室	東和 1-17-12 (北三谷小内)
59	東伊興	東伊興 1-5-22
60	平野	平野 2-2-14
61	ふたば (千住柳町住区)	千住大川町 17-1 (千寿双葉小内)
62	淵江	西保木間 1-2-1-101
63	保塚	保塚町 7-16
64	南花畑	南花畑 3-14-7
65	六木	六木 3-39-5-101
66	本木関原	関原 1-21-11
67	やよい(中央本町分室)	中央本町 2-5-1 (弥生小内)
68	レインボー (東伊興分室)	東伊興 3-23-6 (東伊興生活館)

## (31) 区立小学校

	名称	所在地
1	千寿小学校	千住宮元町 6-1
2	千寿本町小学校	千住 3-30
3	千寿双葉小学校	千住大川町 17-1
4	千寿常東小学校	千住旭町 10-31
5	足立小学校	足立 3-11-5
6	千寿桜小学校	千住桜木 1-8-15
7	千寿第八小学校	千住関屋町 16-1
8	西新井小学校	西新井本町 4-9-27
9	西新井第一小学校	西新井 6-21-3
10	西新井第二小学校	西新井 4-34-1
11	西伊興小学校	伊興 2-6-1
12	興本小学校	扇 3-22-1
13	本木小学校	本木北町 7-1
14	寺地小学校	扇 1-7-1
15	関原小学校	関原 3-38-3
16	江北小学校	江北 4-21-1
17	扇小学校	扇 2-30-1
18	鹿浜第一小学校	谷在家 2-24-1
19	鹿浜未来小学校	鹿浜 5-18-1
20	鹿浜五色桜小学校	鹿浜 4-20-22
21	皿沼小学校	皿沼 1-19-1
22	新田小学校	①新田 3-34-2 ②新田 3-30-16
23	宮城小学校	宮城 1-27-25
24	舎人小学校	舎人 1-25-32
25	舎人第一小学校	舎人 6-4-1
26	足立入谷小学校	入谷 3-8-1
27	古千谷小学校	古千谷本町 4-12-16
28	梅島小学校	梅田 7-35-1
29	梅島第一小学校	梅島 3-37-4
30	梅島第二小学校	梅田 3-27-4
31	島根小学校	島根 3-28-11
32	中島根小学校	島根 2-9-22
33	亀田小学校	西新井栄町 1-1-1
34	栗原小学校	西新井栄町 2-10-18

	名称	所在地
35	栗原北小学校	栗原 4-25-9
36	栗島小学校	青井 6-13-10
37	加平小学校	六町 3-3-11
38	東栗原小学校	一ツ家 3-20-1
39	平野小学校	平野 3-6-3
40	弥生小学校	中央本町 2-5-1
41	弘道小学校	西綾瀬 4-7-27
42	弘道第一小学校	弘道 1-20-8
43	青井小学校	青井 3-12-2
44	綾瀬小学校	綾瀬 3-12-15
45	東綾瀬小学校	東綾瀬 2-15-15
46	東加平小学校	加平 1-12-12
47	東瀧江小学校	東和 3-20-11 ※
48	中川小学校	大谷田 3-17-20
49	中川北小学校	六木 1-6-10
50	辰沼小学校	谷中 5-12-1
51	中川東小学校	大谷田 2-1-10
52	北三谷小学校	東和 1-17-12
53	大谷田小学校	中川 4-41-27
54	長門小学校	中川 1-19-32
55	花畑小学校	南花畑 3-22-1
56	花畑第一小学校	花畑 1-29-1
57	花畑西小学校	花畑 4-21-1
58	桜花小学校	花畑 6-4-6
59	花保小学校	南花畑 2-19-1
60	六木小学校	六木 3-21-11
61	瀧江小学校	西保木間 1-10-3
62	瀧江第一小学校	保木間 3-27-1
63	西保木間小学校	西保木間 4-2-1
64	保木間小学校	竹の塚 3-6-3
65	竹の塚小学校	竹の塚 1-8-1
66	伊興小学校	伊興 4-16-1
67	東伊興小学校	東伊興 1-4-15

※ 令和9年3月まで施設更新工事予定

## (32) 区立中学校

名称		所在地
1	第一中学校	千住河原町 4-7
2	千寿桜堤中学校	柳原 2-49-1
3	千寿青葉中学校	千住宮元町 27-6
4	第四中学校	梅島 1-2-33
5	第五中学校	西新井本町 2-3-1
6	第六中学校	本木西町 16-1
7	第七中学校	関原 3-32-14
8	第九中学校	梅田 6-32-1
9	第十中学校	梅島 3-23-3
10	第十一中学校	弘道 1-38-15
11	第十二中学校	大谷田 1-37-1
12	第十三中学校	神明南 1-16-1
13	第十四中学校	西竹の塚 1-8-1
14	江南中学校	宮城 1-8-4
15	新田中学校	新田 3-34-2
16	鹿浜菜の花中学校	江北 7-17-11
17	東島根中学校	平野 1-27-2
18	溯江中学校	保木間 3-6-6

名称		所在地
19	竹の塚中学校	西保木間 4-12-13
20	東綾瀬中学校	綾瀬 3-23-14
21	青井中学校	青井 4-19-1
22	花畑中学校	花畑 1-31-1
23	蒲原中学校	東和 3-17-15
24	西新井中学校	西新井 7-22-1
25	入谷中学校	入谷 3-6-1
26	江北桜中学校	江北 1-17-1
27	伊興中学校	伊興 5-17-1
28	花畑北中学校	花畑 6-12-35
29	谷中中学校	谷中 3-14-1
30	花保中学校	南花畑 2-41-1
31	栗島中学校	中央本町 5-23-1
32	扇中学校	扇 3-18-14
33	加賀中学校	加賀 2-25-22
34	入谷南中学校	入谷 1-24-1
35	六月中学校	六月 1-30-1

## (33) 私立中学校

名称		所在地
1	足立学園中学校	千住旭町 40-24

## (34) 各種学校

名称		所在地
1	東京朝鮮第四初中級学校	興野 1-18-12

## (35) 特別支援学校

名称		所在地
1	足立特別支援学校	花畑 7-23-15
2	東京都立花畑学園	南花畑 5-24-49

## (36) 基幹住区センター

	名称	所在地
1	鹿浜いきいき館	鹿浜 2-24-2

## (37) 住区・コミュニティセンター

	名称	所在地
1	梅島住区センター	梅島 2-14-5
2	江北コミュニティセンター	江北 2-8-2
3	青井住区センター	青井 5-11-40-101
4	中央本町住区センター	中央本町 3-15-1
5	六木住区センター	六木 3-39-5-101
6	湧江住区センター	西保木間 1-2-1-101
7	湧江分館(西保木間児童館)	西保木間 3-14-16-101
8	竹の塚六月住区センター	六月 2-26-3-101
9	西新井住区センター	西新井 1-4-17
10	加賀住区センター	加賀 2-31-6-101
11	五反野コミュニティセンター	西綾瀬 2-1-13
12	花保住区センター	東保木間 1-25-4-101
13	東和住区センター	東和 3-12-9
14	佐野住区センター	佐野 2-43-5
15	弘道住区センター	弘道 2-16-1-101
16	島根住区センター	島根 4-19-1-101
17	西新井本町住区センター	西新井本町 2-30-37
18	扇住区センター	扇 1-47-38
19	伊興住区センター	伊興 5-22-13
20	舎人住区センター	舎人 1-3-26
21	南花畑住区センター	南花畑 3-14-7
22	保塚住区センター	保塚町 7-16
23	綾瀬住区センター	綾瀬 3-17-9
24	千住本町住区センター	千住 5-6-2
25	加平住区センター	加平 1-10-6
26	栗原北住区センター	栗原 4-19-15

## (38) 悠々会館

	名称	所在地
1	悠々会館	西保木間 4-9-1

	名称	所在地
27	梅田住区センター	梅田 6-26-1
28	江南住区センター	小台 2-4-18
29	興本住区センター	本木東町 17-10
30	鹿浜住区センター	鹿浜 6-8-1
31	新田住区センター	新田 2-2-2
32	入谷住区センター	舎人 6-12-4-101
33	大谷田住区センター	大谷田 1-1-2-101
34	栗島住区センター	中央本町 4-5-2
35	長門住区センター	中川 2-24-2-101
36	長門分館(中川地域センター)	中川 4-43-4
37	平野住区センター	平野 2-2-14
38	大谷田谷中住区センター	大谷田 4-16-6
39	東綾瀬住区センター	東綾瀬 1-28-7
40	千住あずま住区センター	千住東 2-21-18
41	神明住区センター	神明南 2-6-19
42	千住河原町住区センター	千住河原町 5-12 (児童館) 千住河原町 6-4 (悠々館)
43	西伊興住区センター	西伊興 1-12-12
44	本木関原住区センター	関原 1-21-11
45	東伊興住区センター	東伊興 1-5-22
46	東伊興分館(東伊興生活館)	東伊興 3-23-6
47	押皿谷住区センター	鹿浜 8-27-15
48	花畑住区センター	花畑 4-16-8
49	西新井栄町住区センター	西新井栄町 3-1-6-101
50	千住柳町住区センター	千住柳町 12-5
51	桜花住区センター	花畑 6-4-16
52	桜花分館	花畑 8-2-6

## (39) 保護施設更生施設

	名称	所在地
1	本木荘	関原 1-4-9

## (40) 病院

	名称	所在地
1	医療法人社団日岩会下井病院	綾瀬 3-28-8
2	医療法人社団綾瀬病院	綾瀬 6-3-1
3	医療法人社団苑田会 苑田第三病院	伊興本町 2-5-10
4	医療法人社団 福寿会 足立東部病院	梅島 2-35-16
5	医療法人財団梅田病院	梅田 7-1-2
6	医療法人社団俊和会 寺田病院	扇 1-20-12
7	扇大橋病院	扇 1-55-28
8	米倉脊椎・関節病院	扇 3-13-14
9	医療法人社団 大和会 平成扇病院	扇 3-26-5
10	医療法人社団洪泳会 第二洪誠病院	栗原 4-11-1
11	医療法人社団けいせい 会東京北部病院	江北 6-24-6
12	博慈会記念総合病院	鹿浜 5-11-1
13	長寿リハビリセンター 病院	鹿浜 5-13-7
14	医療法人社団鹿浜会 足立鹿浜病院	鹿浜 3-6-1
15	医療法人社団忠医会 大高病院	島根 3-17-8
16	医療法人社団成仁病院	島根 3-2-1
17	特定医療法人社団潤恵 会敬仁病院	新田 2-18-6
18	医療法人財団健和会柳 原病院	千住曙町 35-1
19	医療法人財団桜会 桜 会病院	千住桜木 2-13-1
20	医療法人社団すずき病 院	千住寿町 8-2
21	愛里病院	千住東 1-20-12
22	医療法人社団哲仁会井 口病院	千住 2-19-地
23	医療法人社団寿英会内 田病院	千住 2-39-地
24	社会福祉法人勝楽堂病 院	千住柳町 5-1
25	医療法人社団三奉会井 上病院	竹の塚 5-12-11
26	医療法人社団弘仁勝和 会勝和会病院	竹の塚 3-12-11
27	医療法人社団苑田会 苑田第一病院	竹の塚 4-1-12
28	医療法人社団苑田会 苑田第二病院	竹の塚 4-2-17

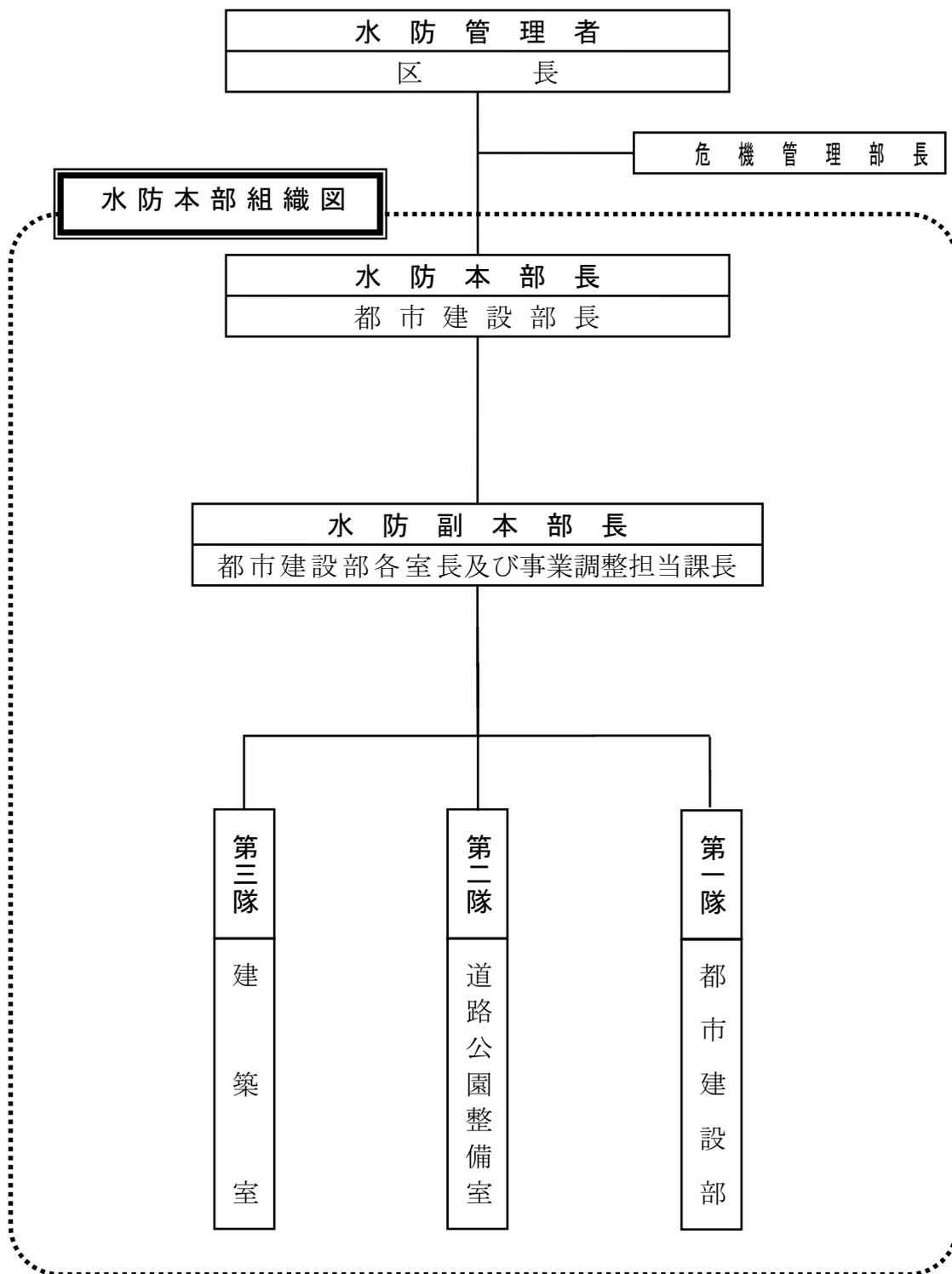
	名称	所在地
29	医療法人社団 苑風会 苑風会病院	中央本町 1-19-5
30	医療法人社団大坪会東 和病院	東和 4-7-10
31	医療法人社団洪泳会 東京洪誠病院	西新井栄町 1-17-25
32	医療法人社団慈英会病 院	西新井栄町 2-8-6
33	医療法人社団大和会大 内病院	西新井 5-41-1
34	社会医療法人社団昭愛 会 水野記念リハビリ テーション病院	西新井 5-5-5
35	西新井病院	西新井本町 1-12-12
36	西新井ハートセンター 病院	西新井本町 1-12-8
37	医療法人社団八葉会 大石記念病院	西新井本町 2-23-1
38	社会医療法人社団昭愛 会水野記念病院	西新井 6-32-10
39	足立十全病院	西保木間 3-20-2
40	医療法人社団苑田会 花はたりリハビリテーシ ョン病院	花畑 5-12-29
41	友愛病院	花畑 4-33-8
42	社会医療法人社団慈生 会 等潤病院	一ツ家 4-3-4
43	医療法人社団東京朝日 会あさひ病院	平野 1-2-3
44	医療法人社団苑田会 苑田会人工関節センタ ー病院	保木間 1-21-10
45	医療法人財団厚生協会 東京足立病院	保木間 5-23-20
46	医療法人社団美誠会足 立北病院	保木間 5-38-15
47	医療法人社団苑田会 竹の塚脳神経リハビリ テーション病院	保木間 4-15-16
48	社会医療法人社団医善 会いづみ記念病院	本木 1-3-7
49	医療法人財団桜会あだ ち共生病院	本木南町 27-6
50	医療法人社団福寿会 福寿会舎人病院	谷在家 1-8-14
51	医療法人社団苑田会 苑田会リハビリテーシ ョン病院	谷中 5-9-11
52	あやせ循環器リハビリ 病院	谷中 3-12-10
53	綾瀬循環器病院	谷中 2-16-7
54	医療法人財団健和会柳 原リハビリテーション 病院	柳原 1-27-5
55	医療法人社団心和会 足立共済病院	柳原 1-36-8

## (41) 診療所 (有床)

名称		所在地
1	医療法人社団栗島診療所	青井 6-15-3
2	医療法人社団福寿会梅田診療所	梅田 8-12-10
3	医療法人社団昭明会大谷田整形外科	大谷田 3-22-2
4	西新井大腸肛門科	島根 3-7-13
5	医療法人社団向仁会真島クリニック	関原 1-21-2
6	医療法人社団三奉会井上クリニック	竹の塚 5-11-8
7	医療法人社団ひとみ会臼井医院	東和 2-12-18
8	医療法人財団ひこばえ会 セツルメント診療所	東和 4-20-7

名称		所在地
9	医療法人財団ひこばえ会 セツルメント診療所分院	東和 4-24-16
10	医療法人社団長門クリニック	中川 2-5-8
11	待木医院	西竹の塚 2-13-17
12	徳山産婦人科医院	東綾瀬 1-6-6
13	医療法人社団容生会ようせいクリニック	東保木間 2-1-1
14	医療法人社団こひつじ会 横川レディースクリニック	保木間 1-22-15
15	医療法人社団三清会足立本木腎クリニック	本木西町 18-16
16	あやせ循環器クリニック	谷中 3-6-9

# 資料9 足立区水防組織



# 資料10 報告様式（水防活動報告表）

（本編 風水害編 P. 113）

付表-4(ア)

＜速報版＞		<b>水防活動報告表</b>				都様式-1
水防管理団体・建設事務所名				平成 年 月 日 時 現在		
担当部所連絡先	部	課	Tel		報告者	
	係	Fax				
水防活動実施箇所	左 岸 川 右 地先					
地名・住所	区 市 町 村					
活動日時	自 月 日 時		～ 至 月 日 時			
出動人員	職 員		消防団		その他	
	人		人		人	
水防活動の概況および工法	工 法					
	延 長		m			
使 用 資 器 材	品 名	単 位	数 量		水位の 状 況	
			水防関係者の 死 傷 状 況			
通 信 欄						

注1. この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。（内水に関する活動も含む）  
 注2. 水防活動終了後3日以内に建設局河川部防災課にFAXで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。  
 注3. 俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

建設局河川部防災課    Tel 03-5320-5431  
 Fax03-5388-1534

# 資料11 報告様式（被害報告表）

（本編 風水害編 P.113）

付表-4(イ)

被害報告表										都様式-2	
建設事務所・区市町村名	第 報			報告者	平成 年 月 日 時 現在						
担当部所				連絡先	調査率 % 気象コード						
異常気象名				災害発生年月日	自平成 年 月 日 : 至 月 日						
気象データ	市町村名	連続雨量最大:			被災中心地:						
	連続雨量	mm	日 時	~	日 時	mm	日 時	~	日 時		
	最大日雨量	mm	日 時	~	日 時	mm	日 時	~	日 時		
	最大時間雨量	mm	日 時	~	日 時	mm	日 時	~	日 時		
	最大平均風速	m/秒	日 時 分	~	時 分	m/秒	日 時 分	~	時 分		
その他											
一般被害等	人的被害				住家被害						
	区分	人数	市町村名	原因 (がけ崩れ、転落等)	区分	戸数	主な市町村名	原因 (破堤、溢水、内水等)			
	死者				全壊						
	行方不明				半壊						
	負傷者				一部損壊						
	避難者				床上浸水						
	避難勧告				床下浸水						
	災害救助法適用市町村名(発令月日)										
	工種	都 工 事		市 町 村 工 事				計			
			箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)	箇所数	金額(千円)			
河川											
海岸(港湾に係るもの)											
海岸(その他)											
砂防設備											
地すべり防止施設											
急傾斜地崩壊防止施設											
道路											
橋梁											
港湾											
下水道											
公園											
計											
道路・橋梁を 除く主な 施設被害	区分	被災位置 (市町村字名)	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 (期間)	被害状況等 (原因、状況等)					
	河川・海岸名等										
主な道路・橋梁施設	区分	被災位置 (市町村字名)	被災延長 m	被害額 千円	応急工法の概要 (期間)	迂回路の有無	交通規制 月 日 全面・一部	被害状況等 (原因、状況、バス路線・孤立集落の有無)			
	路線名										
全面 通行止	都管理国道 路線 箇所	市町村道 路線 箇所	計 路線 箇所	一部 通行規制	都管理国道 路線 箇所	市町村道 路線 箇所	計 路線 箇所				

注1) 第1報は被災後速やかに報告すること。なお、被害状況等については、確認中であれば「調査中」と報告してもよい。  
注2) 第2報以降は、被災状況が確認できた段階で、情報を更新し報告すること。

※避難指示への一本化について修正中。現時点の資料

## 資料12 水防倉庫及び備蓄資器材一覧

(本編 風水害編 P. 88、125)

(令和7年1月1日現在)

備蓄資器材	都市建設部道路維持課			水防倉庫 3箇所計
	中央本町水防倉庫 (中央本町 1-15)	神明南水防倉庫 (神明南 2-14-5) TEL3605-6631	梅島水防倉庫 (梅島 1-30-20)	
土のう袋 (枚)	0	1,500	5,000	6,500
大型土のう袋 (枚)	—	—	44	44
鉄パイプ φ16×120 (本)	45	550	480	1075
ビニールシート 5.4m×7.2m (枚)	—	6	16	22
ビニールシート 5.4m×5.4m (枚)	1	20	25	46
なまし鉄線 #10 (kg)	10	50	10	70
トラロープ φ12mm×200m (巻)	2	15	2	19
剣スコップ (丁)	68	76	92	236
角スコップ (丁)	20	82	69	171
両ツルハシ (丁)	8	12	21	41
掛矢 (丁)	13	47	24	84
大ハンマー (丁)	5	21	13	39
番線カッター (丁)	6	9	32	47
ペンチ (丁)	2	—	13	15
一輪車 (台)	3	31	20	54
シノ (丁)	15	28	29	72
草刈鎌 (丁)	15	29	39	83
バリケード (枚)	25	41	16	82
鼻丸鋸 (丁)	5	22	19	46
玄能 (丁)	4	18	7	29
バール 45 c m (丁)	12	4	3	19
バール 60 c m (丁)	5	4	6	15
バール 90 c m (丁)	9	—	9	18
バール 145 c m (丁)	1	11	8	20
片ツルハシ (丁)	—	—	40	40
唐鍬 [からくわ] (丁)	—	—	27	27
鋤簾 [じょれん] (丁)	—	7	24	31
斧 (丁)	—	—	11	11
鉋 [なた] (丁)	—	6	28	34
チェーンソー	4	—	1	5
エンジンカッター	—	—	6	6
簡易ジャッキ	9	—	5	14
発電機	5	1	4	10
水中ポンプ	5	6	8	19

## 資料 13 土砂・土嚢保有量一覧

(本編 風水害編 P.125)

(令和7年1月1日現在)

	保管場所	真砂土 (m <sup>3</sup> )	土嚢 (袋)	砕石 (m <sup>3</sup> )
都市建設部 道路維持課	中央本町水防倉庫 (中央本町 1-15)		500	2
	神明南水防倉庫 (神明南 2-14-5)	30	3,000	10
	花畑水防倉庫 (花畑 3-16)		2,000	
	諏訪木材料置場 (西新井 3-25)	10	3,000	
	古千谷材料置場 (古千谷本町 2-1)		2,000	
	合計	40	10,500	12

※上記保管場所の他に土のうステーションが区内 20 箇所(R6.12.1 現在)に設置されている。月に1回程度巡回し、適宜土のうの補充を行っている。

設置場所：千住大橋駅入口(千住河原町 1)、京成線ガード下(千住河原町 22)、板垣道路(千住 5-12)、学びピア 2 1 (千住 5-13)、千住旭町アンダーパス(千住旭町 42)、やっちゃば緑道(千住河原町 44)、ギャラクシティ(栗原 1-3)、三味線堀(舎人 4-7)、江南公園(宮城 1-9-1)、新田公園(新田 2-13-1)、水神橋(西保木間 4-14)、伝右橋(花畑 8-4)、千住河原町住区センター(千住河原町 6-4)、江北一丁目公園(江北 1-25-7・26-16)、本木東公園(本木東町 29-21)、千寿青葉中学校(千住宮元町 27-6)、谷中公園(谷中 2-23)、大谷田南公園(中川 4-42)、雪見公園(辰沼 2-17)、旧西部公園管理事務所(西新井 3-25)

## 資料14 土取場一覧

(本編 風水害編 P.125)

(令和7年1月1日現在)

土取場	所在地	保有量
中川防災公園	大谷田 2-25-5	500 m <sup>3</sup>
舎人一号公園	入谷 9-29-1	1,000 m <sup>3</sup>
入谷砂原めいろ公園	入谷 9-9-15	300 m <sup>3</sup>
合	計	1,800 m <sup>3</sup>

## 資料 15 避難情報等の伝達文の例

区分	伝達文の例
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）</li> <li>■ こちらは、足立区です。</li> <li>■ ○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</li> <li>■ ○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、○○地区※2）にいる（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる」）高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</li> <li>■ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3</li> <li>■ それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</li> <li>■ 特に※4、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）</li> <li>■ こちらは、足立区です。</li> <li>■ ○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</li> <li>■ ○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、○○地区※2）にいる方は、（又は、「ハザードマップを確認し、浸水のおそれがある区域にいる方は、」）避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※3</li> <li>■ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※5</li> </ul>
<p>緊急安全確保</p>	<p>(河川氾濫が切迫している状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）</li> <li>■ こちらは足立区です。</li> <li>■ ○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ ○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</li> <li>■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul> <p>(河川氾濫を確認した状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）</li> <li>■ こちらは足立区です。</li> <li>■ ○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生したため、○○地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である○○地区※2）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）</li> <li>■ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 (具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)</li> </ul>

(※1 4.1.2(3)のケース1やケース2の絞り込みの場合)

また、洪水浸水想定区域が公表されていない中小河川沿い等の居住者等に避難を促す場合には河川沿いや低い土地にお住まいの方等を対象に避難を促すことが考えられるが、このような場所は公表されている明確な区域ではないため、「河川沿いで浸水のおそれがある〇〇地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。）

(※2 4.1.2(3)のケース3の絞り込みの場合)

(※3 この呼びかけを行うにあたっては、「2.3.2 屋内安全確保」に記載の条件を満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。)

(※4 この部分は、地域の災害リスク等応じた表現をあらかじめ定めておく。)

(※5 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。)

(注) 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、「警戒レベル5緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

※ 内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ危険な場所からの避難を呼びかける。

## 資料 16 各河川の洪水予報・水防警報伝達系統図

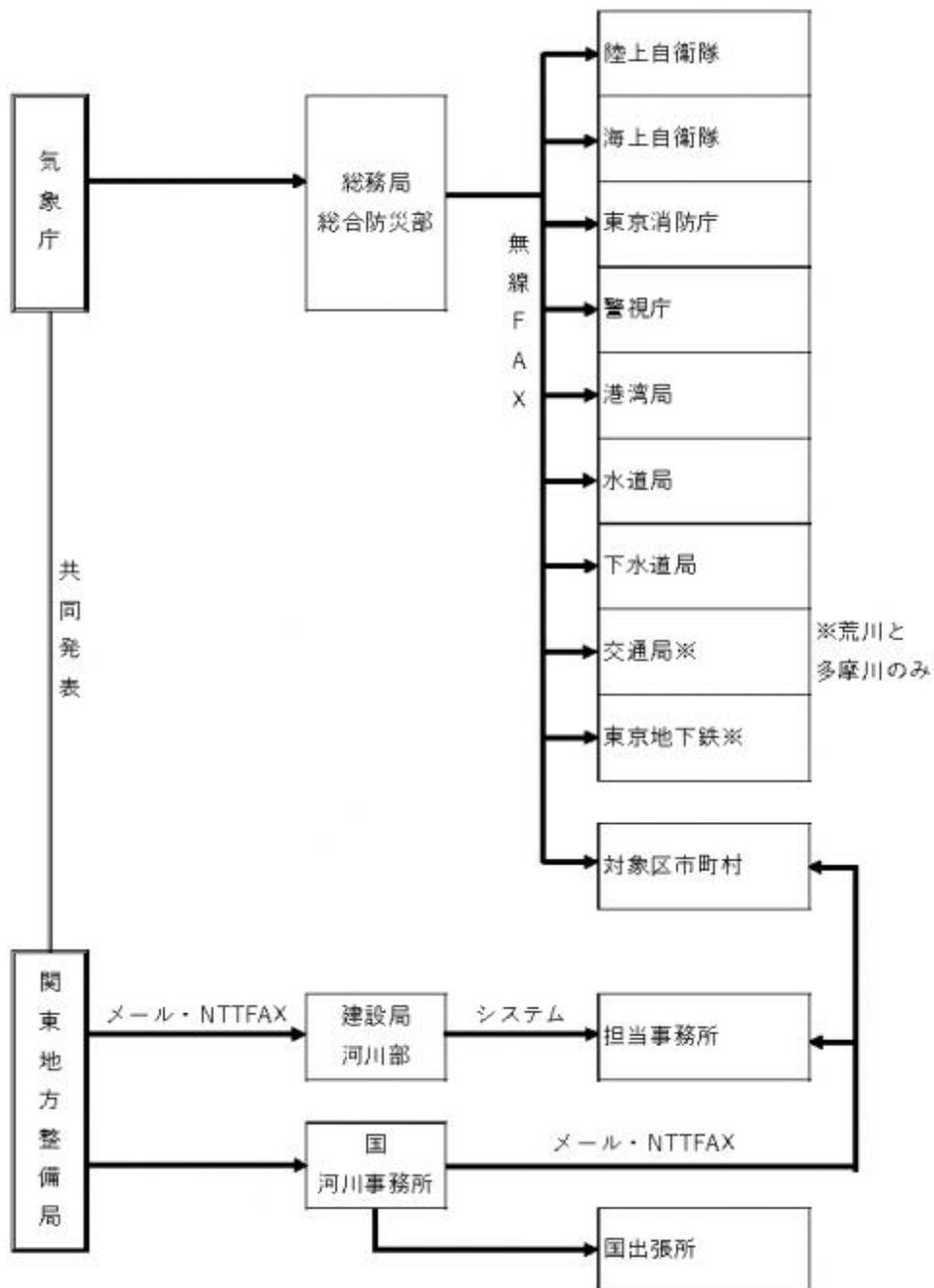
(本編 風水害編 P.109)

### ア 洪水予報河川の伝達系統図 (国管理)

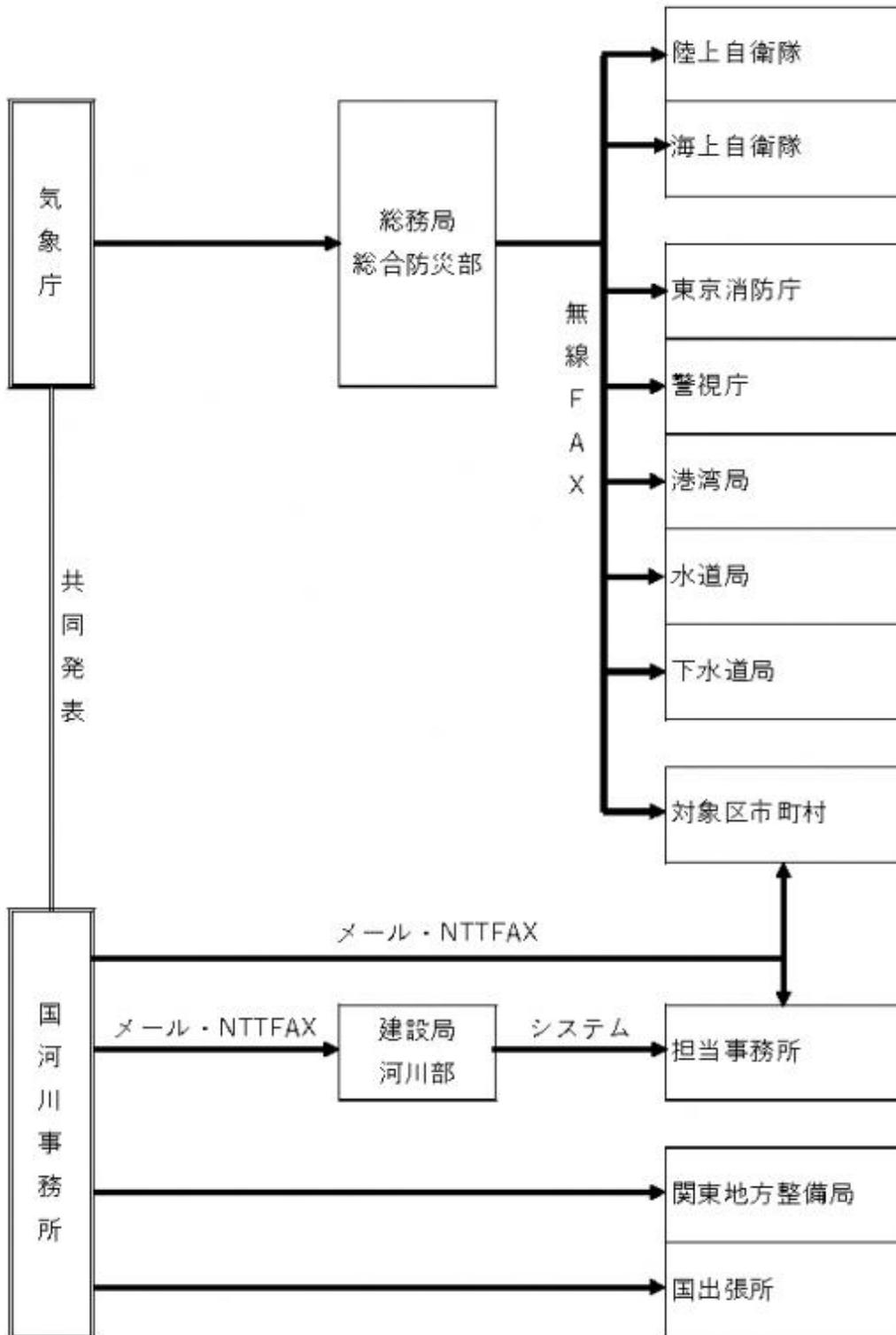
(東京都「令和7年度 東京都水防計画」より)

河川名 (発表単位)	基準地点	国 河川事務所	担当事務所	対象区市町村
利根川 上流部	八斗島 栗橋	利根川上流 河川事務所	第六建設事務所、 第五建設事務所、 江東治水事務所	足立区 江戸川区 葛飾区
江戸川	西関宿 野田	江戸川 河川事務所	第六建設事務所、 第五建設事務所、 江東治水事務所	足立区 江戸川区 葛飾区
中川	吉川	江戸川 河川事務所	第六建設事務所、 第五建設事務所、 江東治水事務所	足立区 江戸川区 葛飾区
綾瀬川 (谷古宇区間)	谷古宇	江戸川 河川事務所	第六建設事務所、 第五建設事務所、 江東治水事務所	足立区 葛飾区
荒川 (旧川を除く)	熊谷 治水橋	荒川上流 河川事務所	第六建設事務所、 第一建設事務所、 第四建設事務所、 第五建設事務所、 江東治水事務所	足立区 北区、千代田区 板橋区、荒川区、 中央区、港区、 文京区、台東区、 墨田区、江東区、 葛飾区、江戸川区
	岩淵水門(上)	荒川下流 河川事務所		

●利根川上流、江戸川、荒川、多摩川



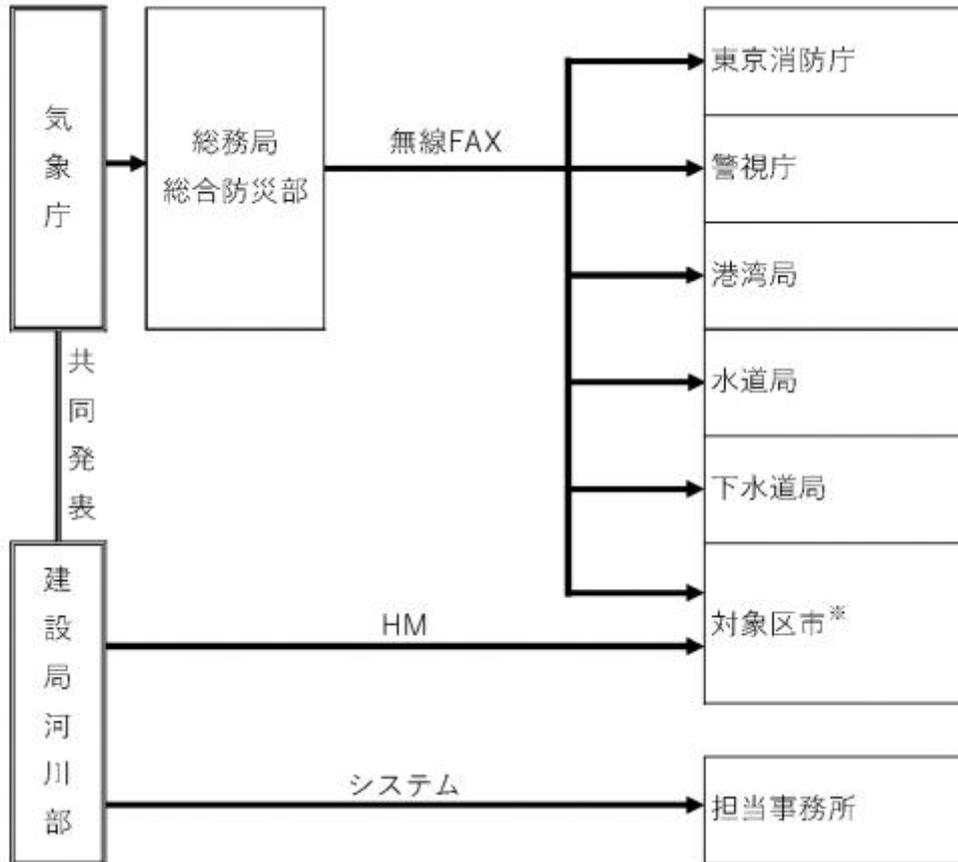
●中川、綾瀬川、入間川、浅川



イ 洪水予報河川の伝達系統図（都管理）

（東京都「令和7年度 東京都水防計画」より）

河川名	基準地点	担当事務所	対象区市町村
芝川・新芝川	青木水門	第六建設事務所、 第五建設事務所、 江東治水事務所	足立区 葛飾区



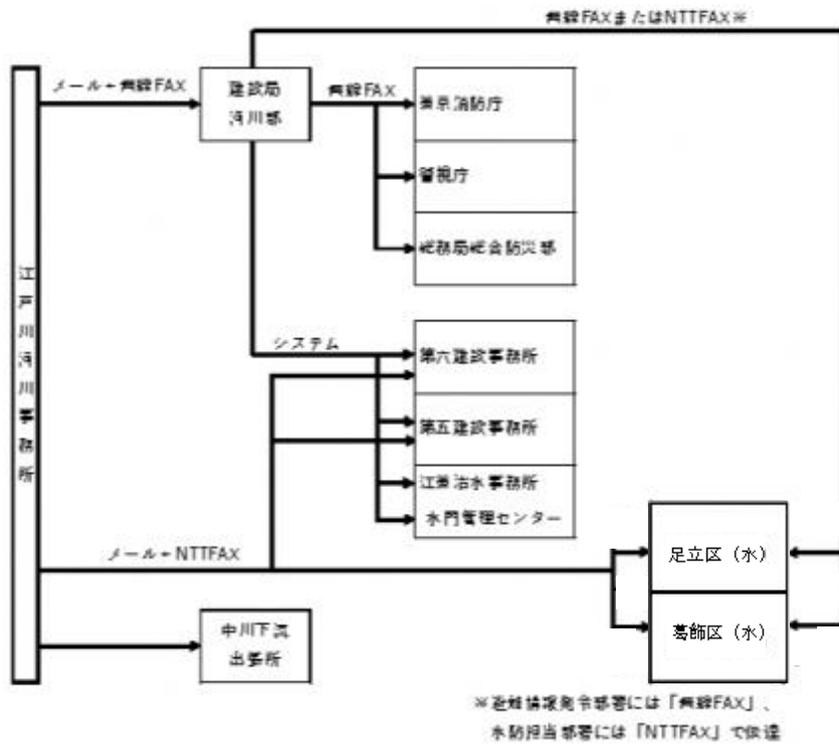
- ・洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達
- ・無線 FAX は避難情報発令担当へ、HM（ホットメール）は避難情報発令担当と水防担当へ伝達

ウ 水防警報河川の伝達系統図（国管理）

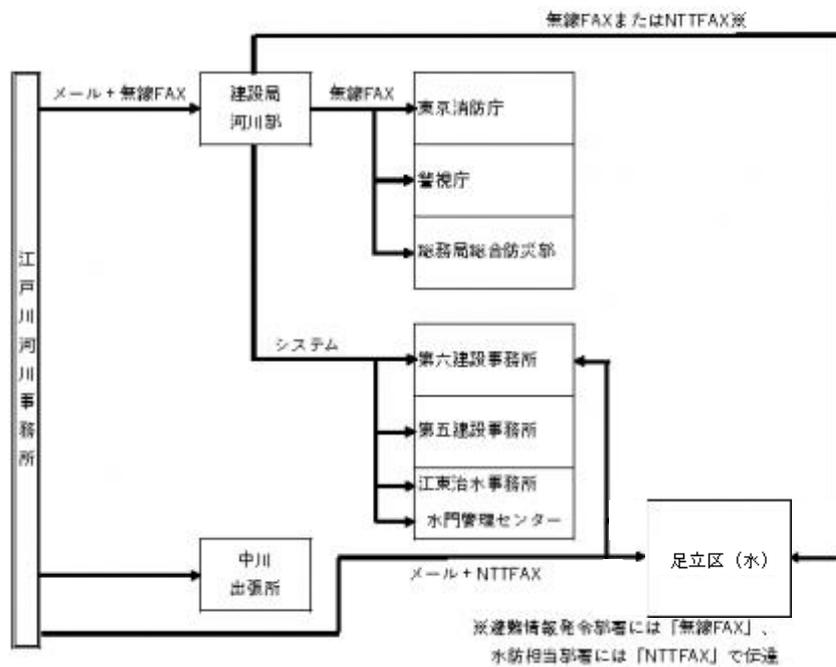
（東京都「令和7年度 東京都水防計画」より）

河川名 (発表単位)	基準地点	国 河川事務所	国 出張所	担当事務所	対象区市町村
中川	高砂	江戸川 河川事務所	中川下流 出張所	第六建設 事務所	足立区
				第五建設 事務所	葛飾区、江戸川区
				江東治水 事務所	—
綾瀬川	谷古宇	江戸川 河川事務所	中川 出張所	第六建設 事務所	足立区
				第五建設 事務所	葛飾区
				江東治水 事務所	—
荒川	岩淵水門(上) 南砂町	荒川下流 河川事務所	—	第六建設 事務所	足立区、 北区、荒川区
				第四建設 事務所	板橋区
				第五建設 事務所	墨田区、江東区、 葛飾区、江戸川区
				江東治水 事務所	—

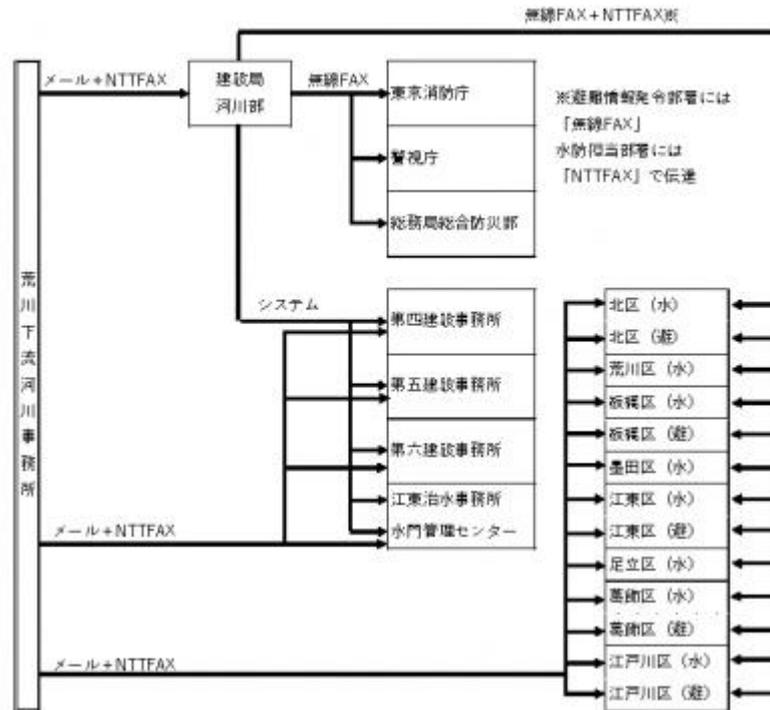
## ●中川水防警報（高砂）



## ●綾瀬川水防警報（谷古宇）



●荒川水防警報（岩淵水門上・南砂町）



## 資料 17 荒川下流タイムライン（拡大試行版）

1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京管区気象台</li> <li>・ 荒川河川事務所</li> <li>・ 東京都総務局総合防災部</li> <li>・ 東京都建設局河川部</li> <li>・ 埼玉県県土整備部</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川口市</li> <li>・ 蕨市</li> <li>・ 戸田市</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葛飾区</li> <li>・ 江戸川区</li> <li>・ 墨田区</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 江東区</li> <li>・ 足立区</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 板橋区</li> <li>・ 北区</li> <li>・ 千代田区</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央区</li> <li>・ 港区</li> <li>・ 文京区</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台東区</li> <li>・ 荒川区</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京消防庁（オブザーバー）</li> <li>・ 福祉施設</li> <li>・ 警視庁（オブザーバー）</li> <li>・ 東京国道事務所</li> <li>・ 埼玉県警察本部（オブザーバー）</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都交通局 総務部</li> <li>・ 東京地下鉄（株）</li> <li>・ 東日本旅客鉄道（株）</li> <li>・ 東武鉄道（株）</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都圏新都市鉄道（株）</li> <li>・ 京成電鉄（株）</li> <li>・ 埼玉高速鉄道（株）</li> <li>・ 東京電力パワーグリッド（株）東京総支社</li> <li>・ （株）NTT 東日本ー南関東</li> </ul>

資料4 荒川下流タイムライン(拡大試行版)【2022年版】総括表(案)

流域警戒ステージやTLレベル(目安の時刻)の設定基準												
流域警戒ステージ	流域警戒ステージⅠ				流域警戒ステージⅡ				流域警戒ステージⅢ			
流域警戒ステージ判断基準(案)	台風警戒区域に台風5日先予測予報の台風3-3日先予報の一部が含まれたとき又は早期注意情報(警戒給の可能性)「中」以上が発令されたとき				台風出現会報等又は「埼玉県気象情報」(北部・南部・秩父地方)で24時間以内に多いところで200~250mm程度の雨量が予測されたとき				右洲水門(上)水位が水防団待機水位(0m)を超過し、さらに水位が上昇する見込み			
TLレベル	1-1											
目安の時刻	-120H	-96H	-72H	-48H	-	-30H	-24H	-	-18H	-	-14H	-
TLレベルと目安の時刻設定基準(想定気象情報)	5日先予報が判定区域に到達予想等	4日先予報が判定区域に到達予想等	3日先予報が判定区域に到達予想等	2日先予報が判定区域に到達予想等	<大雨・洪水注意警報(埼玉・東京) 強風注意警報(埼玉)>、強風、波浪注意警報(東京)>	右洲水門(上)の水位3.0m(水防団待機水位)	右洲水門(上)の水位3.5m	<大雨・洪水警報(埼玉、東京)>	右岸の水位3.5m(右洲水門警戒水位)	<暴風警報(埼玉)、暴風、波浪警報(東京)>	出水橋の水位7.5m(右洲水門警戒水位)	右洲(右)
台風の発生/中心位置	今後、検討予定					水害(右洲水門)			水害(右洲水門)		水害(右洲水門)	
各ステージ等の行動内容												
気象台・荒川下流	流域警戒ステージ等設定											
金橋岡	TL運用											
荒川下流	点検・伝達(IP, Twitter, 紙)											
東京管区	自治体等との連携(以降、随時継続)	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用
荒川事務所		体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用
総合防災東京支部		体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用
河建設局		体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用
国土防災課		体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用	体制の構築・確認、協力機関体制の構築、連絡体制の運用



資料4 荒川下流タイムライン(拡大試行版)【2022年版】総括表(案)

流域警戒ステージやILレベル(目安の時刻)の設定基準												
流域警戒ステージ	流域警戒ステージⅠ			流域警戒ステージⅡ			流域警戒ステージⅢ					
流域警戒ステージ 判断基準(案)	台風警戒区域に台風5日先予測予報の台風5→3日先予報の一部が含まれたとき 又は早期注意情報・警報の可能性がある「中」以上が発令されたとき			台風関係会報等 又は「埼玉県気象情報」(北部・西部・秩父地方)で24時間以内に多いところで250~150mm程度の雨量が予測されたとき			荒瀬水門(上)水位が水防設備水位0.0mを超過し、さらに水位が上昇する見込み					
ILレベル	I-1						I-2					
目安の時刻	-120H	-96H	-72H	-48H	-	-36H	-24H	-	-18H	-	-14H	-
ILレベルと目安の判断基準 (想定気象情報)	台風 5日先予報が判定区域に到達予想等	4日先予報が判定区域に到達予想等	3日先予報が判定区域に到達予想等	2日先予報が判定区域に到達予想等	＜大雨・洪水注意報(埼玉・東京)＞ ＜強風注意報(埼玉・東京)＞ ＜暴風注意報(東京)＞	荒瀬水門(上)の水位1.0m(水防設備水位)	荒瀬水門(上)の水位3.5m	＜大雨・洪水注意報(埼玉・東京)＞	荒瀬水門(上)の水位3.5m(注意水位)	＜暴風注意報(埼玉・東京)＞ ＜暴風警報(埼玉・東京)＞	荒瀬水門(上)の水位7.5m(注意水位)	荒瀬水門(上)の水位
	今後、検討予定					水防設備水位			荒瀬水門(上)水位		荒瀬水門(上)水位	
各ステージ等の行動内容												
気象台・荒川下流	・流域警戒ステージ等設定											
全機関	・加圧運用会議による危機感共有											
荒川下流	・広報・伝達 (IP, twitter, 等)											
川口市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>- 協力機関体制の構築</li> <li>■ 浸水予測範囲の把握</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 浸水予測範囲の把握</li> <li>- 地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>■ 避難誘導の準備・伝達</li> <li>- 高齢者等避難の発表・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 浸水予測範囲の把握</li> <li>- 地下の伝達</li> <li>■ 避難誘導</li> <li>- 避難状況の把握</li> <li>- 地下に避難し、ファン稼働</li> <li>- 要配慮者等避難誘導</li> <li>■ 断水</li> </ul>
蕨市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>- 協力機関体制の構築</li> <li>■ 浸水予測範囲の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>- 体制運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>- 体制運用</li> </ul>								<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 浸水予測範囲の把握</li> <li>- 地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 浸水予測範囲の把握</li> <li>- 地下の伝達</li> <li>■ 避難誘導</li> <li>- 避難状況の把握</li> <li>- 地下に避難し、ファン稼働</li> <li>- 要配慮者等避難誘導</li> <li>■ 断水</li> </ul>
戸田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>- 協力機関体制の構築</li> <li>■ 浸水予測範囲の把握</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 浸水予測範囲の把握</li> <li>- 地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 浸水予測範囲の把握</li> <li>- 地下の伝達</li> <li>■ 避難誘導</li> <li>- 避難状況の把握</li> <li>- 地下に避難し、ファン稼働</li> <li>- 要配慮者等避難誘導</li> <li>■ 断水</li> </ul>



資料4 荒川下流タイムライン(拡大試行版)【2022年版】総括表(案)

流域警戒ステージやILレベル(目安の時刻)の設定基準													
流域警戒ステージ	流域警戒ステージⅠ				流域警戒ステージⅡ				流域警戒ステージⅢ				
流域警戒ステージ 判定基準(案)	台風警戒区域に台風5日先予測予報の台風5～3日先予報の一部が含まれたとき 又は早期注意情報(警報級の可能性)「中」以上が発令されたとき				台風関係会議 又は「埼玉県気象情報」(北群・南群・教父地方)で24時間以内に多いところで250～330mm程度の雨量が予測されたとき				若洲水門(上)水位が水防団待機水位3.0mを超過し、さらに水位が上昇する見込み				
ILレベル	I-1												
目安の時刻	-120H	-96H	-72H	-48H	-	-30H	-24H	-	-18H	-	-14H	-	
ILレベルと目安の時刻設定基準(想定気象情報)	5日先予報が判定区域に到達予想等	4日先予報が判定区域に到達予想等	3日先予報が判定区域に到達予想等	2日先予報が判定区域に到達予想等	<大雨・洪水注意警報(埼玉、東京)・強風注意警報(埼玉、東京)>	若洲水門(上)の水位3.0m(水防団待機水位)	若洲水門(上)の水位3.5m	<大雨・洪水警報(埼玉、東京)>	堤谷の水位2.5m(氾濫注意水位)	<暴風警報(埼玉、東京)>	治水橋の水位7.5m(氾濫注意水位)	若洲(北群)	
高潮/中小洪水	今後、検討予定					水害(河川)発生		洪水(河川)発生	洪水(河川)発生	洪水(河川)発生	洪水(河川)発生		
各ステージ等の行動内容													
気象台・荒川下流	- 流域警戒ステージ等設定												
全機関	- 防災運用会議による名簿等共有												
荒川下流	- 広報・仕通(HP, Twitter, 紙)												
葛飾区	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>■ 体制準備</li> <li>■ 江東5区広域避難</li> <li>■ 防災組合議の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>■ 協力機関体制の構築</li> <li>■ 体制の検証</li> <li>■ 江東5区広域避難</li> <li>■ 防災組合議の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>■ 体制準備</li> <li>■ 関係機関との体制の構築・確認</li> <li>■ 江東5区で広域避難の共同検討を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 江東5区広域避難</li> <li>■ 自主的広域避難実施(広域避難の呼びかけ)を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>■ 体制準備</li> <li>■ 避難情報の発表・伝達</li> <li>■ 避難準備の発表・伝達</li> <li>■ 高潮等避難の発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>■ 体制準備</li> <li>■ 避難情報の発表・伝達</li> <li>■ 避難準備の発表・伝達</li> <li>■ 江東5区長共同による広域避難指示の発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>
江戸川区	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 江東5区広域避難</li> <li>■ 防災組合議の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>■ 協力機関体制の構築</li> <li>■ 体制の検証</li> <li>■ 江東5区広域避難</li> <li>■ 防災組合議の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>■ 体制準備</li> <li>■ 関係機関との体制の構築・確認</li> <li>■ 江東5区で広域避難の共同検討を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 江東5区広域避難</li> <li>■ 自主的広域避難実施(広域避難の呼びかけ)を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>■ 体制準備</li> <li>■ 避難情報の発表・伝達</li> <li>■ 避難準備の発表・伝達</li> <li>■ 高潮等避難の発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>■ 体制準備</li> <li>■ 避難情報の発表・伝達</li> <li>■ 避難準備の発表・伝達</li> <li>■ 江東5区長共同による広域避難指示の発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>
墨田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 江東5区広域避難</li> <li>■ 防災組合議の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>■ 協力機関体制の構築</li> <li>■ 体制の検証</li> <li>■ 江東5区広域避難</li> <li>■ 防災組合議の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>■ 体制準備</li> <li>■ 関係機関との体制の構築・確認</li> <li>■ 江東5区で広域避難の共同検討を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 江東5区広域避難</li> <li>■ 自主的広域避難実施(広域避難の呼びかけ)を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>■ 体制準備</li> <li>■ 避難情報の発表・伝達</li> <li>■ 避難準備の発表・伝達</li> <li>■ 高潮等避難の発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 体制の構築・確認</li> <li>■ 体制準備</li> <li>■ 避難情報の発表・伝達</li> <li>■ 避難準備の発表・伝達</li> <li>■ 江東5区長共同による広域避難指示の発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 洪水予報の伝達</li> <li>■ 地下街等、緊急避難者利用施設等への伝達</li> </ul>

流域警戒ステージIV					流域警戒ステージV-1		流域警戒ステージV-2	
<p>治水機水位が氾濫注意水位7.5mを超過し、さらに水位が上昇する見込み</p>					<p>治水機(上)水位が氾濫危険水位7.5mを超過(乳川下流管内で観測)</p>		<p>治水機(上)水位が氾濫危険水位8.0mを超過(乳川下流管内で観測)</p>	
2					3		4	
-1H	-	-	-0H	(-0H)	-0H	-1H	0H	1H
治水機(上)の水位4.1m (氾濫注意水位)	治水機(上)の水位5.0m(避難判断水位)	記録的短時間最大雨情報(東京)大粒(埼玉、東京)※	治水機(上)の水位5.5m(氾濫危険水位)	治水機(上)の水位6.5m(避難判断水位)	治水機(上)の水位6.5m(避難判断水位)	治水機(上)の水位7.2m(氾濫危険水位)	治水機(上)の水位7.7m(氾濫危険水位)	治水機(上)の水位8.5m(避難判断水位)
治水機(上)の水位	治水機(上)の水位							
<p>24時間の降雨予測は随時開報を想定</p>								
<p><b>■治水予報の伝達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街・地下街等への情報提供</li> <li>各施設の情報に関する情報提供</li> <li>避難方法、手段、避難場所の案内</li> <li>江東区広域避難</li> <li>区内避難避難指示(緊急)の発令・伝達</li> <li>避難所等避難の発生・伝達</li> <li>道路交通状況に関する事前協議</li> <li>道路規制が及ぶ道路、バス運行状況の情報収集</li> <li>地下街と地上鉄道の運行継続及/停止等に関する連絡</li> <li>アンダーパス等も連絡に対する注意喚起の検討</li> <li>要配慮者施設へ通行止めに関する事前協議</li> <li>道路規制後の対応</li> <li>関係機関と連携した車両移動</li> </ul>	<p><b>■治水予報の伝達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街・地下街等への情報提供</li> <li>各施設の情報に関する情報提供</li> <li>避難方法、手段、避難場所の案内</li> <li>江東区広域避難</li> <li>区内避難避難指示(緊急)の発令・伝達</li> <li>避難所等避難の発生・伝達</li> <li>道路交通状況に関する事前協議</li> <li>道路規制が及ぶ道路、バス運行状況の情報収集</li> <li>地下街と地上鉄道の運行継続及/停止等に関する連絡</li> <li>アンダーパス等も連絡に対する注意喚起の検討</li> <li>要配慮者施設へ通行止めに関する事前協議</li> <li>道路規制後の対応</li> <li>関係機関と連携した車両移動</li> </ul>	<p><b>■治水予報の伝達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街・地下街等への情報提供</li> <li>各施設の情報に関する情報提供</li> <li>避難方法、手段、避難場所の案内</li> <li>江東区広域避難</li> <li>区内避難避難指示(緊急)の発令・伝達</li> <li>避難所等避難の発生・伝達</li> <li>道路交通状況に関する事前協議</li> <li>道路規制が及ぶ道路、バス運行状況の情報収集</li> <li>地下街と地上鉄道の運行継続及/停止等に関する連絡</li> <li>アンダーパス等も連絡に対する注意喚起の検討</li> <li>要配慮者施設へ通行止めに関する事前協議</li> <li>道路規制後の対応</li> <li>関係機関と連携した車両移動</li> </ul>	<p><b>■治水予報の伝達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街・地下街等への情報提供</li> <li>各施設の情報に関する情報提供</li> <li>避難方法、手段、避難場所の案内</li> <li>江東区広域避難</li> <li>区内避難避難指示(緊急)の発令・伝達</li> <li>避難所等避難の発生・伝達</li> <li>道路交通状況に関する事前協議</li> <li>道路規制が及ぶ道路、バス運行状況の情報収集</li> <li>地下街と地上鉄道の運行継続及/停止等に関する連絡</li> <li>アンダーパス等も連絡に対する注意喚起の検討</li> <li>要配慮者施設へ通行止めに関する事前協議</li> <li>道路規制後の対応</li> <li>関係機関と連携した車両移動</li> </ul>	<p><b>■治水予報の伝達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街・地下街等への情報提供</li> <li>各施設の情報に関する情報提供</li> <li>避難方法、手段、避難場所の案内</li> <li>江東区広域避難</li> <li>区内避難避難指示(緊急)の発令・伝達</li> <li>避難所等避難の発生・伝達</li> <li>道路交通状況に関する事前協議</li> <li>道路規制が及ぶ道路、バス運行状況の情報収集</li> <li>地下街と地上鉄道の運行継続及/停止等に関する連絡</li> <li>アンダーパス等も連絡に対する注意喚起の検討</li> <li>要配慮者施設へ通行止めに関する事前協議</li> <li>道路規制後の対応</li> <li>関係機関と連携した車両移動</li> </ul>	<p><b>■治水予報の伝達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街・地下街等への情報提供</li> <li>各施設の情報に関する情報提供</li> <li>避難方法、手段、避難場所の案内</li> <li>江東区広域避難</li> <li>区内避難避難指示(緊急)の発令・伝達</li> <li>避難所等避難の発生・伝達</li> <li>道路交通状況に関する事前協議</li> <li>道路規制が及ぶ道路、バス運行状況の情報収集</li> <li>地下街と地上鉄道の運行継続及/停止等に関する連絡</li> <li>アンダーパス等も連絡に対する注意喚起の検討</li> <li>要配慮者施設へ通行止めに関する事前協議</li> <li>道路規制後の対応</li> <li>関係機関と連携した車両移動</li> </ul>	<p><b>■治水予報の伝達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街・地下街等への情報提供</li> <li>各施設の情報に関する情報提供</li> <li>避難方法、手段、避難場所の案内</li> <li>江東区広域避難</li> <li>区内避難避難指示(緊急)の発令・伝達</li> <li>避難所等避難の発生・伝達</li> <li>道路交通状況に関する事前協議</li> <li>道路規制が及ぶ道路、バス運行状況の情報収集</li> <li>地下街と地上鉄道の運行継続及/停止等に関する連絡</li> <li>アンダーパス等も連絡に対する注意喚起の検討</li> <li>要配慮者施設へ通行止めに関する事前協議</li> <li>道路規制後の対応</li> <li>関係機関と連携した車両移動</li> </ul>	<p><b>■治水予報の伝達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街等、要配慮者利用施設等への伝達</li> <li>地下街・地下街等への情報提供</li> <li>各施設の情報に関する情報提供</li> <li>避難方法、手段、避難場所の案内</li> <li>江東区広域避難</li> <li>区内避難避難指示(緊急)の発令・伝達</li> <li>避難所等避難の発生・伝達</li> <li>道路交通状況に関する事前協議</li> <li>道路規制が及ぶ道路、バス運行状況の情報収集</li> <li>地下街と地上鉄道の運行継続及/停止等に関する連絡</li> <li>アンダーパス等も連絡に対する注意喚起の検討</li> <li>要配慮者施設へ通行止めに関する事前協議</li> <li>道路規制後の対応</li> <li>関係機関と連携した車両移動</li> </ul>	





資料4 荒川下流タイムライン(拡大試行版)【2022年版】総括表(案)

流域警戒ステージやTLレベル(目安の時刻)の設定基準													
流域警戒ステージ	流域警戒ステージⅠ			流域警戒ステージⅡ			流域警戒ステージⅢ						
流域警戒ステージ判断基準(案)	台風警戒区域に台風5日先予測予報の台風5~3日先予測予報の一部が含まれたとき 又は早期注意情報(警戒級の可搬性)「中」以上が発令されたとき			台風警戒区域 又は「埼玉警戒情報」(北岸・南岸・秩父地方)で26時間以内(多いところ)で250~350mm程度の雨量が予測されたとき			前淵水門(上)水位が水防団待機水位3.0mを超過し、さらに水位が上昇する見込み						
TLレベル	I-1												
目安の時刻	-120H	-96H	-72H	-48H	-	-20H	-24H	-	-18H	-	-14H	-	
TLレベルと目安の時刻(想定雨量情報)	台風 5日先予測予報が判定区域に到達予想等	台風 4日先予測予報が判定区域に到達予想等	台風 3日先予測予報が判定区域に到達予想等	台風 2日先予測予報が判定区域に到達予想等	大雨・洪水注意情報(埼玉・東京) 強風注意情報(埼玉) 強風注意情報(東京)	前淵水門(上)の水位3.0m(水防団待機水位)	前淵水門(上)の水位3.5m	大雨・洪水警戒(埼玉・東京)	前淵水門(上)の水位3.5m(注意注意水位)	警報(埼玉・東京) 警報(埼玉・東京)	前淵水門(上)の水位3.5m(注意注意水位)	前淵水門(上)の水位3.5m(注意注意水位)	
各ステージ等の行動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域警戒ステージ等設定</li> <li>PEE運用会議による危機感共有</li> <li>広域・広域(HP, Twitter, 風)</li> </ul>												
対象台・荒川下流	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域警戒ステージ等設定</li> </ul>												
全線	<ul style="list-style-type: none"> <li>PEE運用会議による危機感共有</li> </ul>												
荒川下流	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域・広域(HP, Twitter, 風)</li> </ul>												
板橋区	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>協力機関体制構築</li> <li>避難水予報観測の観測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>
北区	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>協力機関体制構築</li> <li>避難水予報観測の観測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>
千代田区	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>協力機関体制構築</li> <li>避難水予報観測の観測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> </ul>

流域警戒ステージⅣ						流域警戒ステージⅤ-1		流域警戒ステージⅤ-2	
出水橋水位が氾濫注意水位7.5mを超過し、さらに水位が上昇する見込み						岩淵水門（上）水位が氾濫危険水位7.7mを超過（荒川下流管内で観測値）		岩淵水門（上）水位が氾濫危険水位9.0mを超過（荒川下流管内で観測値）	
2		3		4		5			
-1H	-	-	-0H	[-0H]	-4H	-3H	-1H	0H	1H
岩淵水門（上）の水位4.1m （氾濫注意水位）	出水の水位 5.0m（避難判断水位）	（記録的短時間大雨情報（暴風）（暴風）（暴風））	出水の水位 5.5m（氾濫危険水位）	岩淵水門（上）の水位5.5m （避難判断水位） 到達予想	出水橋の水位 12.2m（避難判断水位）	【岩淵水門（上）の水位6.5m（避難判断水位）	出水橋の水位 12.7m（氾濫危険水位）	【岩淵水門（上）の水位7.7m（氾濫危険水位）	岩淵水門（上）の水位8.7m （計画氾濫水位）到達のおそれ
水害地（浸水）	水害地（浸水）		水害地（浸水）	水害地（浸水）	水害地（浸水）	水害地（浸水）	水害地（浸水）	水害地（浸水）	水害地（浸水）
~24時間前の観測値を基に臨時判断を想定									
<p>洪水予報の伝達 地下街等、要配慮者利用施設等へ伝達 地下鉄・地下街等への情報提供 各施設の問題に関する関係者連絡方法、手段、避難場所の案内 体制の構築・確認 体制強化 避難情報の発表・伝達 高齢者等避難の発表、伝達 道路交通対策に関する準備 道路規制状況及び状況、バス運行状況の把握 地下鉄と地上鉄道の運行継続及停止等に関する連絡 アンダーパス含む道路に対する注意の呼びかけ 要配慮者施設へ通行止めに関する情報提供 道路閉鎖後の対応 関係機関と連携した事業実施</p>									
<p>洪水予報の伝達 地下街等、要配慮者利用施設等へ伝達 地下鉄・地下街等への情報提供 各施設の問題に関する関係者連絡方法、手段、避難場所の案内 体制の構築・確認 体制強化 避難情報の発表・伝達 高齢者等避難の発表、伝達 道路交通対策に関する準備 道路規制状況及び状況、バス運行状況の把握 地下鉄と地上鉄道の運行継続及停止等に関する連絡 アンダーパス含む道路に対する注意の呼びかけ 要配慮者施設へ通行止めに関する情報提供 道路閉鎖後の対応 関係機関と連携した事業実施</p>									
<p>洪水予報の伝達 地下街等、要配慮者利用施設等へ伝達 地下鉄・地下街等への情報提供 各施設の問題に関する関係者連絡方法、手段、避難場所の案内 体制の構築・確認 体制強化 避難情報の発表・伝達 高齢者等避難の発表、伝達 道路交通対策に関する準備 道路規制状況及び状況、バス運行状況の把握 地下鉄と地上鉄道の運行継続及停止等に関する連絡 アンダーパス含む道路に対する注意の呼びかけ 要配慮者施設へ通行止めに関する情報提供 道路閉鎖後の対応 関係機関と連携した事業実施</p>									
<p>洪水予報の伝達 地下街等、要配慮者利用施設等へ伝達 地下鉄・地下街等への情報提供 各施設の問題に関する関係者連絡方法、手段、避難場所の案内 体制の構築・確認 体制強化 避難情報の発表・伝達 高齢者等避難の発表、伝達 道路交通対策に関する準備 道路規制状況及び状況、バス運行状況の把握 地下鉄と地上鉄道の運行継続及停止等に関する連絡 アンダーパス含む道路に対する注意の呼びかけ 要配慮者施設へ通行止めに関する情報提供 道路閉鎖後の対応 関係機関と連携した事業実施</p>									
<p>洪水予報の伝達 地下街等、要配慮者利用施設等へ伝達 地下鉄・地下街等への情報提供 各施設の問題に関する関係者連絡方法、手段、避難場所の案内 体制の構築・確認 体制強化 避難情報の発表・伝達 高齢者等避難の発表、伝達 道路交通対策に関する準備 道路規制状況及び状況、バス運行状況の把握 地下鉄と地上鉄道の運行継続及停止等に関する連絡 アンダーパス含む道路に対する注意の呼びかけ 要配慮者施設へ通行止めに関する情報提供 道路閉鎖後の対応 関係機関と連携した事業実施</p>									
<p>洪水予報の伝達 地下街等、要配慮者利用施設等へ伝達 地下鉄・地下街等への情報提供 各施設の問題に関する関係者連絡方法、手段、避難場所の案内 体制の構築・確認 体制強化 避難情報の発表・伝達 高齢者等避難の発表、伝達 道路交通対策に関する準備 道路規制状況及び状況、バス運行状況の把握 地下鉄と地上鉄道の運行継続及停止等に関する連絡 アンダーパス含む道路に対する注意の呼びかけ 要配慮者施設へ通行止めに関する情報提供 道路閉鎖後の対応 関係機関と連携した事業実施</p>									
<p>洪水予報の伝達 地下街等、要配慮者利用施設等へ伝達 地下鉄・地下街等への情報提供 各施設の問題に関する関係者連絡方法、手段、避難場所の案内 体制の構築・確認 体制強化 避難情報の発表・伝達 高齢者等避難の発表、伝達 道路交通対策に関する準備 道路規制状況及び状況、バス運行状況の把握 地下鉄と地上鉄道の運行継続及停止等に関する連絡 アンダーパス含む道路に対する注意の呼びかけ 要配慮者施設へ通行止めに関する情報提供 道路閉鎖後の対応 関係機関と連携した事業実施</p>									

資料4 荒川下流タイムライン(拡大試行版)【2022年版】総括表(案)

流域警戒ステージやTLレベル(目安の時刻)の設定基準												
流域警戒ステージ	流域警戒ステージⅠ				流域警戒ステージⅡ			流域警戒ステージⅢ				
流域警戒ステージ判断基準(案)	台風警戒区域に台風5日先達路予想の台風5～3日先達路内のいずれが含まれたとき又は早期注意情報(要警戒の可能性)「中」以上が発令されたとき				台風警戒区域外又は「埼玉気象情報」(北部・南部・秩父地方)で24時間以内に多いところで230～330mm程度の雨量が予測されたとき			若洲水門(上)水位が水防団特捜水位3.0mを超過し、さらに水位が上昇する見込み				
TLレベル	1-1											
目安の時刻	-120H	-96H	-72H	-48H	-	-30H	-24H	-	-18H	-	-14H	-
TLレベルと目安の時刻設定基準(想定気象情報)	台風 5日先達路内 が判定区域に 到達予想等	3日先達路内 が判定区域に 到達予想等	3日先達路内 が判定区域に 到達予想等	2日先達路内 が判定区域に 到達予想等	-	若洲水門 (上)の水位 1.0m(水防団特捜水位)	若洲水門(上) の水位3.5m	-	各河川水位 3.5m(2次警戒水位)	-	治水堤防の 水位2.5m(2次警戒水位)	若洲(北)
想定気象情報	今後、検討予定				-	大雨・洪水注意情報(埼玉、東京) 注意(埼玉、東京) 注意(東京)	大雨・洪水警戒(埼玉、東京)	大雨・洪水警戒(埼玉、東京)	大雨・洪水警戒(埼玉、東京)	大雨・洪水警戒(埼玉、東京)	大雨・洪水警戒(埼玉、東京)	大雨・洪水警戒(埼玉、東京)
各ステージ等の行動内容												
実施台・荒川下流	流域警戒ステージ等設定											
全機関	TL運用											
荒川下流	広域・広域(TP, Twitter, 等)											
中央区	流域警戒の準備・確認 - 広域関係体制調整、連絡体制の確認 - 治水水準等初期の確保					流域警戒の準備・確認 - 体制調整		流域警戒の準備・確認 - 体制調整		治水水準等の確保 - 地下貯水、要配慮者利用施設等への伝達		流域警戒の準備・確認 - 体制調整
港区	流域警戒の準備・確認 - 広域関係体制調整、連絡体制の確認 - 治水水準等初期の確保					流域警戒の準備・確認 - 体制調整		治水水準等の確保 - 地下貯水、要配慮者利用施設等への伝達		治水水準等の確保 - 地下貯水、要配慮者利用施設等への伝達		流域警戒の準備・確認 - 体制調整
文京区	流域警戒の準備・確認 - 広域関係体制調整、連絡体制の確認 - 治水水準等初期の確保					流域警戒の準備・確認 - 体制調整		流域警戒の準備・確認 - 体制調整		治水水準等の確保 - 地下貯水、要配慮者利用施設等への伝達		流域警戒の準備・確認 - 体制調整

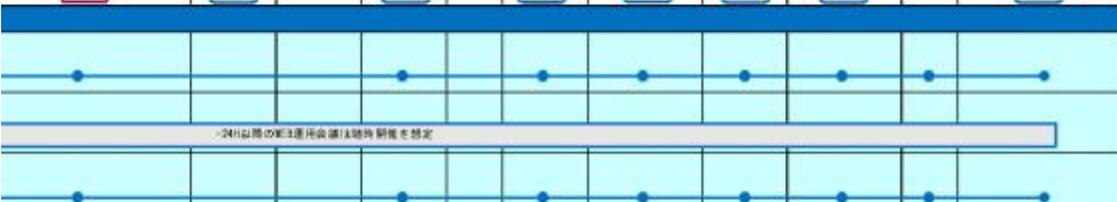


資料4 荒川下流タイムライン(拡大試行版)【2022年版】総括表(案)

流域警戒ステージやTLレベル(目安の時刻)の設定基準												
流域警戒ステージ	流域警戒ステージⅠ				流域警戒ステージⅡ			流域警戒ステージⅢ				
流域警戒ステージ 判断基準(案)	台風警戒区域に台風5日先予測の台風5～3日先予測の範囲が含まれたとき 又は早期注意情報(警報級の可能性)「中」以上が発令されたとき				台風警戒区域外 又は「埼玉気象情報」(北部・南部・秩父地方)で24時間以内(多いところ)で200～350mm程度の雨量が予測されたとき			前淵水門(上)水位が水防関係水位(0.3.0m)を超過し、さらに水位が上昇する見込み				
TLレベル	1-1											1-2
目安の時刻	-120H	-96H	-72H	-48H	-	-30H	-24H	-	-18H	-	-14H	-
TLレベルと目安の時刻設定基準(想定気象情報)	5日先予測が判定区域に到達予想等	4日先予測が判定区域に到達予想等	3日先予測が判定区域に到達予想等	2日先予測が判定区域に到達予想等	<大雨・洪水注意報(埼玉、東京) 浸水注意報(埼玉)>	前淵水門(上)の水位(0.0m)が水防関係水位	前淵水門(上)の水位(0.3.5m)	<大雨・洪水注意報(埼玉、東京)>	前淵水門(上)の水位(0.3.0m)が水防関係水位	<暴風警報(埼玉)、暴風・波浪注意報(東京)>	前淵水門(上)の水位(0.7.5m)が水防関係水位	<記録的短時間大雨情報(埼玉)>
高潮/中小洪水	今後、検討予定					水害(2) 河川決壊			水害(2) 河川決壊		水害(2) 河川決壊	
各ステージ等の行動内容												
気象台・荒川下流	- 流域警戒ステージ等設定											
全機関	- 都道府県等による危機感共有											
荒川下流	- 広域・広域(IP, twitter, 等)											
台東区	■ 体制の構築・確認 - 協力機関体制構築、連絡体制の確立 ■ 浸水予測範囲の把握	■ 体制の構築・確認 - 体制準備	■ 体制の構築・確認 - 体制準備	■ 体制の構築・確認 - 体制準備	■ 体制の構築・確認 - 体制準備	■ 体制の構築・確認 - 体制準備	■ 体制の構築・確認 - 体制準備	■ 浸水予測の伝達 - 地下貯水、配電等利用施設への伝達	■ 浸水予測の伝達 - 地下貯水、配電等利用施設等への伝達	■ 浸水予測の伝達 - 地下貯水、配電等利用施設等への伝達	■ 浸水予測の伝達 - 地下貯水、配電等利用施設等への伝達	■ 浸水予測の伝達 - 地下貯水、配電等利用施設等への伝達
荒川区	■ 体制の構築・確認 - 協力機関体制構築、連絡体制の確立 ■ 浸水予測範囲の把握	■ 体制の構築・確認 - 体制準備	■ 体制の構築・確認 - 体制準備	■ 体制の構築・確認 - 体制準備	■ 体制の構築・確認 - 体制準備	■ 体制の構築・確認 - 体制準備	■ 体制の構築・確認 - 体制準備	■ 浸水予測の伝達 - 地下貯水、配電等利用施設への伝達	■ 浸水予測の伝達 - 地下貯水、配電等利用施設等への伝達	■ 浸水予測の伝達 - 地下貯水、配電等利用施設等への伝達	■ 浸水予測の伝達 - 地下貯水、配電等利用施設等への伝達	■ 浸水予測の伝達 - 地下貯水、配電等利用施設等への伝達





流域警戒ステージⅣ						流域警戒ステージⅤ-1		流域警戒ステージⅤ-2	
治水橋水位が氾濫注意水位7.5mを超過し、さらに水位が上昇する見込み						岩淵水門（上）水位が氾濫危険水位7mを超過（荒川下流管内で氾濫危険）		岩淵水門（上）水位が氾濫危険相当水位8.9mを超過（荒川下流管内で氾濫危険）	
2		3		4		5			
-1H 測水門(上)の水位4.1m (氾濫注意水位) 	- 新谷の水位 5.0m(避難判断水位) 	- 新谷の水位 5.5m(氾濫危険水位) ＜記録的短時間大雨情報(警戒)大雨特別警戒(埼玉、東京)＞ 	-3H 岩淵水門(上)の水位6.5m (避難判断水位) 	-4H 治水橋の水位12.2m(避難判断水位) 	-3H 【岩淵水門(上)の水位8.5m(避難判断水位)】 	-1H 治水橋の水位12.7m(氾濫危険水位) 	0H 【岩淵水門(上)の水位7.7m(氾濫危険水位)】 	1H 岩淵水門(上)の水位8.9m(計画水位)到達のおそれ 	2H 荒川下流で氾濫危険の発生 
→2H以降の水位は推定(記録的短時間大雨情報想定)									
									
体制の構築・確認 体制構築		■体制の構築・確認 体制構築							
体制の構築・確認 体制構築		■体制の構築・確認 体制構築			■体制の構築・確認 体制構築		■体制の構築・確認 体制構築		■体制の構築・確認 体制構築
運送対策に関する事前協議 アンダーパスを含む道路に対する注意の検討									■体制の構築・確認 体制構築 ■交通規制等の把握
		■体制の構築・確認 体制構築			■体制の構築・確認 体制構築		■体制の構築・確認 体制構築		■体制の構築・確認 体制構築

資料4 荒川下流タイムライン(拡大試行版)【2022年版】総括表(案)

流域警戒ステージやTLレベル(目安の時刻)の設定基準												
流域警戒ステージ	流域警戒ステージⅠ				流域警戒ステージⅡ		流域警戒ステージⅢ					
流域警戒ステージ 判断基準(案)	台風警戒区域に台風5日先連続警戒の台風5～3日先予報門が判定区域に到達予想等 又は早期注意情報(警戒級の可能性)「中」以上が発令されたとき				台風警戒区域外 又は「埼玉気象情報」(北緯・南緯・秩交地方)で24時間以内に多いところで20～30mm程度の雨量が予想されたとき		岩淵水門(上)水位が水位予測値3.0mを超過し、さらに水位が上昇する見込み					
TLレベル	I-1											
目安の時刻	-120H	-96H	-72H	-48H	-	-20H	-24H	-	-18H	-	-14H	-
TLレベルと目安の時刻 判断基準 (想定気象情報)	台風 高潮/中小洪水	4日先予報門が判定区域に到達予想等	3日先予報門が判定区域に到達予想等	2日先予報門が判定区域に到達予想等	大雨・洪水注意報(埼玉・秩交)・暴風注意報(埼玉)・強風・波浪注意報(東京)	前測水門(上)の水位3.0m(1次警戒警戒水位)	前測水門(上)の水位3.5m	大雨・洪水注意報(埼玉・秩交)	前測水門(上)の水位3.5m(1次警戒警戒水位)	暴風警戒報(埼玉・秩交)・波浪注意報(埼玉)	前測水門(上)の水位3.5m(1次警戒警戒水位)	前測水門(上)の水位3.5m(1次警戒警戒水位)
各ステージ等の行動内容												
気象台・荒川下流	・流域警戒ステージの発令											
全機関	・加圧運用会議による危機感共有											
荒川下流	・広報・伝達(OP, Twitter, 等)											
東京御文通局 総務部	■体制の構築・確認 - 協力機関体制 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■運行調整の開始 - 鉄道事業者間の運行調整の実施 - 運行状況の判別者への通知 - 運行開始、停止予告等の判別者への通知 - 各社の運行状況の共有	■地下・高水警時警戒 - 地下の停止					
東京地下鉄(株)	■体制の構築・確認 - 協力機関体制 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■運行調整の開始 - 鉄道事業者間の運行調整の実施 - 運行状況の判別者への通知 - 運行開始、停止予告等の判別者への通知 - 各社の運行状況の共有	■地下・高水警時警戒 - 地下の停止					
東日本旅客鉄道(株)	■体制の構築・確認 - 協力機関体制 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■運行調整の開始 - 鉄道事業者間の運行調整の実施 - 運行状況の判別者への通知 - 運行開始、停止予告等の判別者への通知 - 各社の運行状況の共有	■地下・高水警時警戒 - 地下の停止					
東武鉄道(株)	■体制の構築・確認 - 協力機関体制 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■体制の構築・確認 - 体制の調整 ■水警時運用体制の準備・確認 ■高水警時警戒の発令	■運行調整の開始 - 鉄道事業者間の運行調整の実施 - 運行状況の判別者への通知 - 運行開始、停止予告等の判別者への通知 - 各社の運行状況の共有	■地下・高水警時警戒 - 地下の停止					

流域警戒ステージⅣ					流域警戒ステージⅤ-1		流域警戒ステージⅤ-2		
治水機水位が注意水位7.5mを超過し、さらに水位が上昇する見込み					治水機水位が注意水位7.5mを超過し、さらに水位が上昇する見込み		治水機水位が注意水位7.5mを超過し、さらに水位が上昇する見込み		
2		3			4		5		
-1H	-	-	-3H	(-6H)	-4H	-3H	-1H	0H	3H
新治水機(上)の水位4.1m (注意水位)	治水機水位 5.0m (避難判断 断水位)	治水機水位 5.0m (注意水位)	新治水機(上)の水位 5.0m (避難判断断水位)	治水機水位 5.0m (注意水位)	新治水機(上)の水位 5.0m (避難判断断水位)	治水機水位 5.0m (注意水位)	新治水機(上)の水位 5.0m (避難判断断水位)	治水機水位 5.0m (注意水位)	新治水機(上)の水位 5.0m (避難判断断水位)
治水機水位 5.0m (注意水位)	治水機水位 5.0m (注意水位)	治水機水位 5.0m (注意水位)	治水機水位 5.0m (注意水位)	治水機水位 5.0m (注意水位)	治水機水位 5.0m (注意水位)	治水機水位 5.0m (注意水位)	治水機水位 5.0m (注意水位)	治水機水位 5.0m (注意水位)	治水機水位 5.0m (注意水位)
治水機水位が注意水位7.5mを超過し、さらに水位が上昇する見込み					治水機水位が注意水位7.5mを超過し、さらに水位が上昇する見込み		治水機水位が注意水位7.5mを超過し、さらに水位が上昇する見込み		
-24時間以内に発生する可能性を想定									
<p>■地下鉄・地下街等への被害提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商業施設管理者への被害提供</li> <li>避難誘導対策に関する事前協議</li> <li>地下鉄と地上駅連絡の運行継続及び停止等に関する連携</li> </ul>					<p>■地下鉄・地下街等への被害提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商業施設管理者への被害提供</li> <li>避難誘導対策に関する事前協議</li> <li>地下鉄と地上駅連絡の運行継続及び停止等に関する連携</li> </ul>				
<p>■地下鉄・地下街等への被害提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商業施設管理者への被害提供</li> <li>避難誘導対策に関する事前協議</li> <li>地下鉄と地上駅連絡の運行継続及び停止等に関する連携</li> </ul>					<p>■地下鉄・地下街等への被害提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商業施設管理者への被害提供</li> <li>避難誘導対策に関する事前協議</li> <li>地下鉄と地上駅連絡の運行継続及び停止等に関する連携</li> </ul>				
<p>■地下鉄・地下街等への被害提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商業施設管理者への被害提供</li> <li>避難誘導対策に関する事前協議</li> <li>地下鉄と地上駅連絡の運行継続及び停止等に関する連携</li> </ul>					<p>■地下鉄・地下街等への被害提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商業施設管理者への被害提供</li> <li>避難誘導対策に関する事前協議</li> <li>地下鉄と地上駅連絡の運行継続及び停止等に関する連携</li> </ul>				
<p>■地下鉄・地下街等への被害提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商業施設管理者への被害提供</li> <li>避難誘導対策に関する事前協議</li> <li>地下鉄と地上駅連絡の運行継続及び停止等に関する連携</li> </ul>					<p>■地下鉄・地下街等への被害提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商業施設管理者への被害提供</li> <li>避難誘導対策に関する事前協議</li> <li>地下鉄と地上駅連絡の運行継続及び停止等に関する連携</li> </ul>				

資料4 荒川下流タイムライン(拡大試行版)【2022年版】総括表(案)

流域警戒ステージや氾レベル(目安の時刻)の設定基準													
流域警戒ステージ	流域警戒ステージⅠ				流域警戒ステージⅡ			流域警戒ステージⅢ					
流域警戒ステージ (判断基準(案))	台風警戒区域に台風5日先予測情報の台風5～2日先予測情報の一部が含まれたとき 又は早期注意情報(豪雨発の可能性)「中」以上が発令されたとき				台風出現情報 又は「埼玉直気象情報」(北群・南群・教文地方)で24時間以内に多いところで250～350mm程度の雨量が予測されたとき			荒瀬水門(上)水位が水枯印(標高水位)0mを超過し、さらに水位が上昇する見込み					
氾レベル	1-1												
目安の時刻	-120H	-96H	-72H	-48H	-	-30H	-24H	-	-18H	-	-14H	-	
氾レベルと目安の時刻設定基準 (想定気象情報)	5日先予測情報が判定区域に到達予想等	4日先予測情報が判定区域に到達予想等	3日先予測情報が判定区域に到達予想等	2日先予測情報が判定区域に到達予想等	<大雨・洪水注意情報(埼玉、東京)・氾レベル注意情報(埼玉、茨城)・設置注意情報(東京)>	荒瀬水門(上)の水位3.0m(水枯印(標高水位))	荒瀬水門(上)の水位3.9m	<大雨・洪水警戒(埼玉、東京)>	割合の水位3.5m(設置注意水位)	<暴風警戒(埼玉、茨城)・設置注意情報(埼玉、東京)>	治水橋の水位7.5m(注意水位)	荒瀬水門(下流)	
	今後、検討予定					水害(氾)発生			水害(氾)発生		水害(氾)発生		
各ステージ等の行動内容													
気象台・荒川下流	・流域警戒ステージ等設定												
全機関	・荒川運用会議による危機感共有												
荒川下流	・広報・放送(伊、Twitter、見)												
首都圏新都市鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>協力機関体制構築</li> <li>運休体制の検証</li> <li>緊急水害警戒態勢の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行業務の開始</li> <li>鉄道事業者間の運行調整の実施</li> <li>運行状況の利用者への告知</li> <li>運行乗込、停止予定等の利用者への告知</li> <li>各社の運行状況の共有</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>地下・高架線通過</li> <li>地下止まり</li> </ul>	
京成電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>協力機関体制構築</li> <li>運休体制の検証</li> <li>緊急水害警戒態勢の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行業務の開始</li> <li>鉄道事業者間の運行調整の実施</li> <li>運行状況の利用者への告知</li> <li>運行乗込、停止予定等の利用者への告知</li> <li>各社の運行状況の共有</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>地下・高架線通過</li> <li>地下止まり</li> </ul>	
埼玉高速鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>協力機関体制構築</li> <li>運休体制の検証</li> <li>緊急水害警戒態勢の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行業務の開始</li> <li>鉄道事業者間の運行調整の実施</li> <li>運行状況の利用者への告知</li> <li>運行乗込、停止予定等の利用者への告知</li> <li>各社の運行状況の共有</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>地下・高架線通過</li> <li>地下止まり</li> </ul>	
関東鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>協力機関体制構築</li> <li>運休体制の検証</li> <li>緊急水害警戒態勢の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行業務の開始</li> <li>鉄道事業者間の運行調整の実施</li> <li>運行状況の利用者への告知</li> <li>運行乗込、停止予定等の利用者への告知</li> <li>各社の運行状況の共有</li> </ul>								
日本一(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>協力機関体制構築</li> <li>運休体制の検証</li> <li>緊急水害警戒態勢の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運休制の構築・確認</li> <li>体制準備</li> <li>水害時運行体制の準備・検証</li> <li>運行計画の調整</li> <li>特殊運休体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行業務の開始</li> <li>鉄道事業者間の運行調整の実施</li> <li>運行状況の利用者への告知</li> <li>運行乗込、停止予定等の利用者への告知</li> <li>各社の運行状況の共有</li> </ul>								

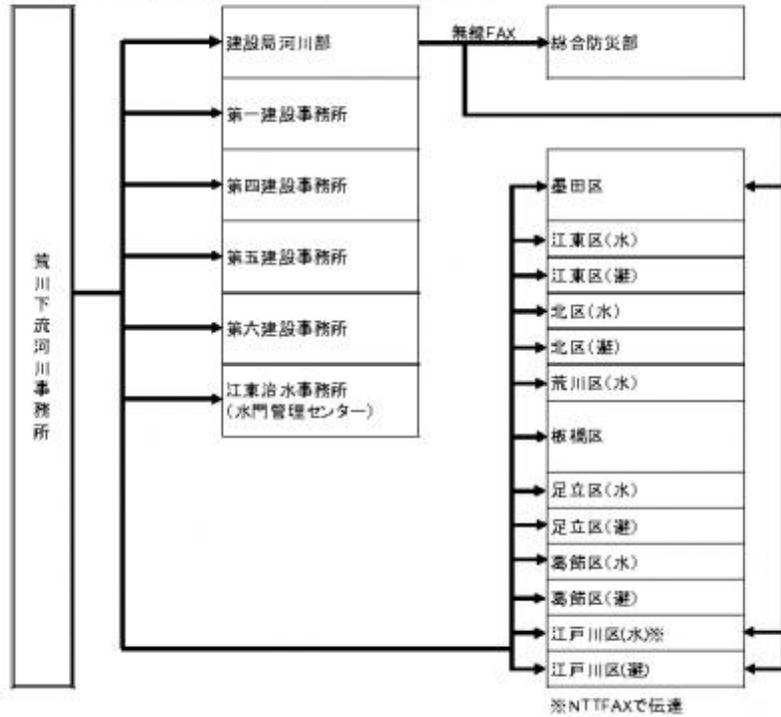


## 資料 18 水防活動における主な機関の活動

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報・水位情報等の収集・伝達</li> <li>○注意報・警報等の受信・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前計画に基づく活動(計画に適用された災害の場合)</li> <li>○災害対策本部、水防本部の設置</li> <li>○水防活動開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等避難</li> <li>○避難指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域応援要請</li> </ul>	
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報・水位情報等の収集・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区市町村への水防活動支援</li> <li>○情報収集・連絡体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○点検対象施設現場調査</li> <li>○被害状況の把握</li> <li>○水門閉鎖</li> <li>○排水機運転</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急復旧</li> </ul>
千住・足立・西新井消防署 東京消防庁第六消防方面本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報・水位情報等の収集・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前計画に基づく活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1非常配備体制以上の発令で水防部隊を編成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知事に対し緊急消防援助隊の派遣要請</li> </ul>	

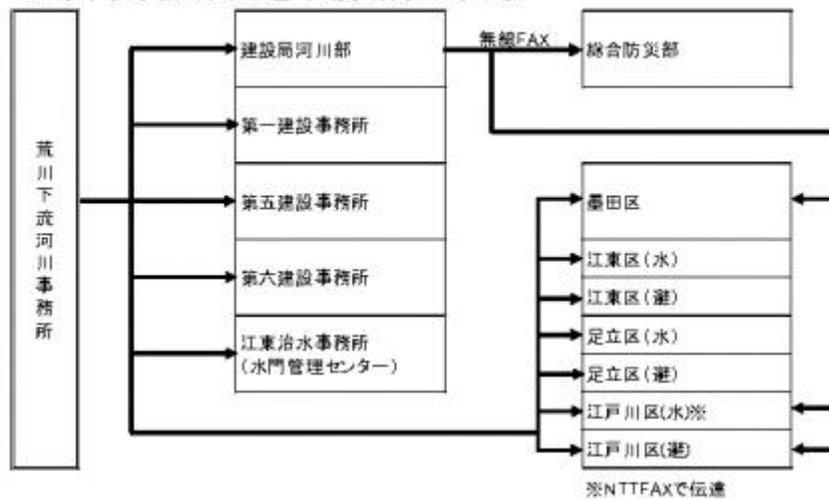
## 資料 19 水門等操作系統図

### ●水門等操作伝達系統(岩淵水門)



R 7年度東京都水防計画より

### ●水門等操作伝達系統(隅田水門)



R 7年度東京都水防計画より

●水門等操作伝達系統（綾瀬水門、綾瀬排水機場、堀切菖蒲水門）



R 7年度東京都水防計画より

●水門等操作伝達系統（六ツ木水門）



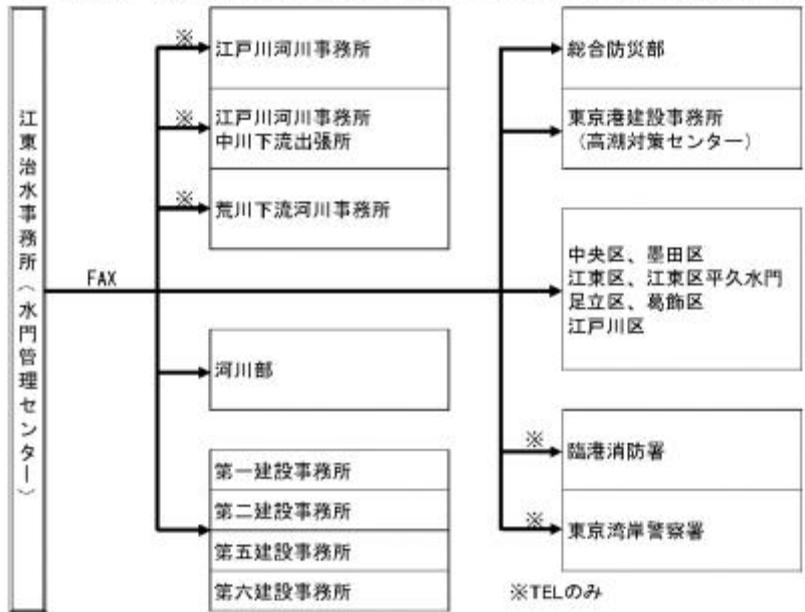
R 7年度東京都水防計画より

●水門操作伝達系統（新川東樋門（第二樋門）、花畑水門、内川水門）



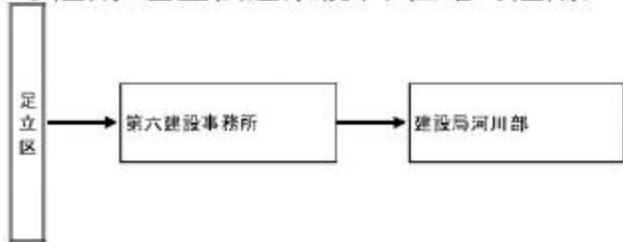
R 7年度東京都水防計画より

● 水門等操作伝達系統(都管理水門、排水機場等)



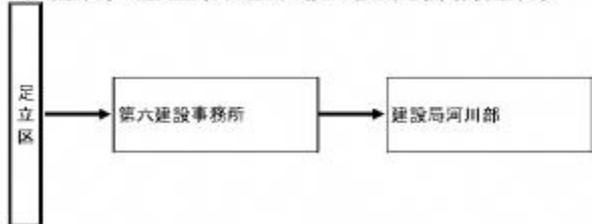
R 7年度東京都水防計画より

● 陸閘・差蓋伝達系統(千住曙町陸閘)



R 7年度東京都水防計画より

● 陸閘・差蓋伝達系統(綾瀬新橋陸閘)



R 7年度東京都水防計画より

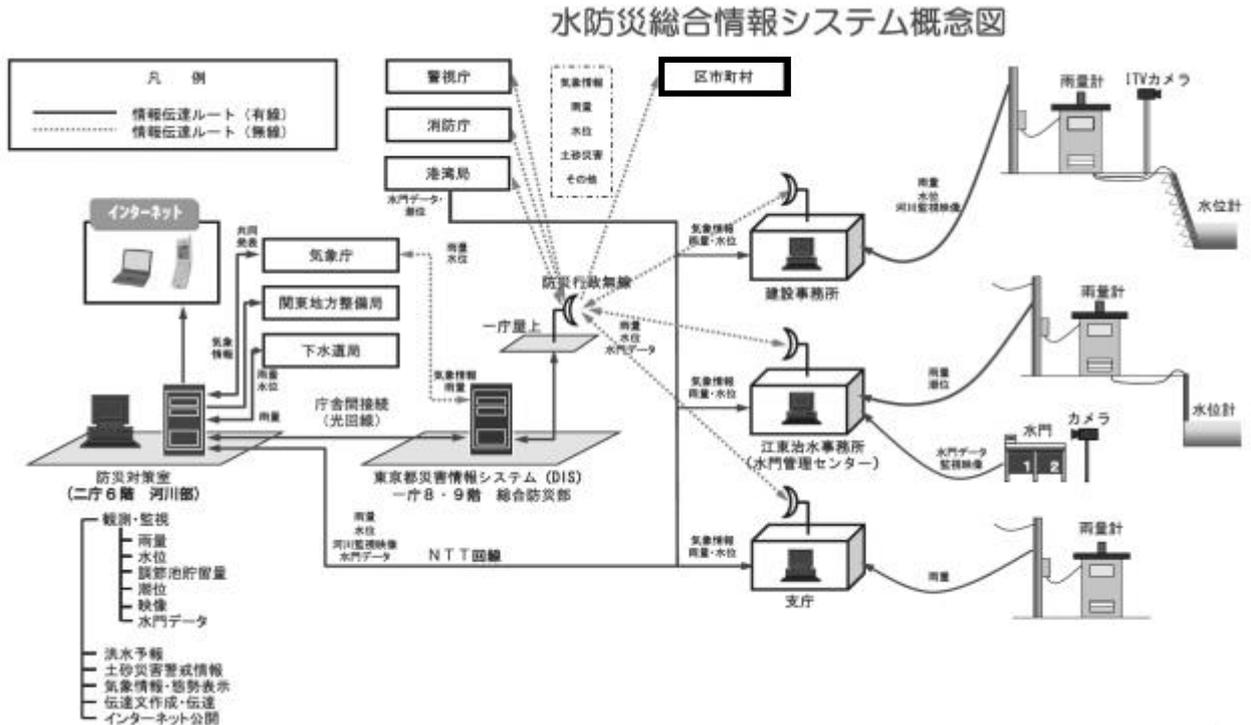
## 資料 20 避難所対策における主な機関の活動

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区	○気象情報の把握・状況の監視				
			○高齢者等避難の発令 ○避難所開設 ○避難指示	○ボランティアの受け入れ	○被災者の生活支援活動
			○都に報告（状況・資器材）		○避難者把握・他地区への移送
都	○気象情報の収集・伝達				
		○避難所の情報収集 ○被害状況の把握		○自衛隊派遣要請 ○資器材の財務局への調達要請	○災害救助法適用 ○被災地外、他県等への移送要請

## 資料 21 雨量・水位通報

### (1) 連絡系統図

雨量・水位及び潮位の連絡は、次の系統図による。



### (2) 雨量観測所一覧表

雨量観測局名	観測局位置	観測者及びシステム
区役所本庁舎	中央本町1-17	水位・雨量監視システム(区)
毛長橋	古千谷本町4-10	水防災総合情報システム(都)
六建足立	千住東2-10-10	〃
六建西新井	西新井3-3-5	〃
花畑	神明1-14-1	〃
志茂橋	北区志茂5-24	〃
荒川	荒川区荒川5-31-2	〃
大六天排水場	葛飾区小菅3-3	安全設備課
栗原四丁目排水場	栗原4-1	〃
千住旭町排水場	千住旭町42-10	〃
栗原排水場	栗原3-3-1	〃
加平谷中トンネル	谷中4-4	〃

### (3) 水位通報の基準

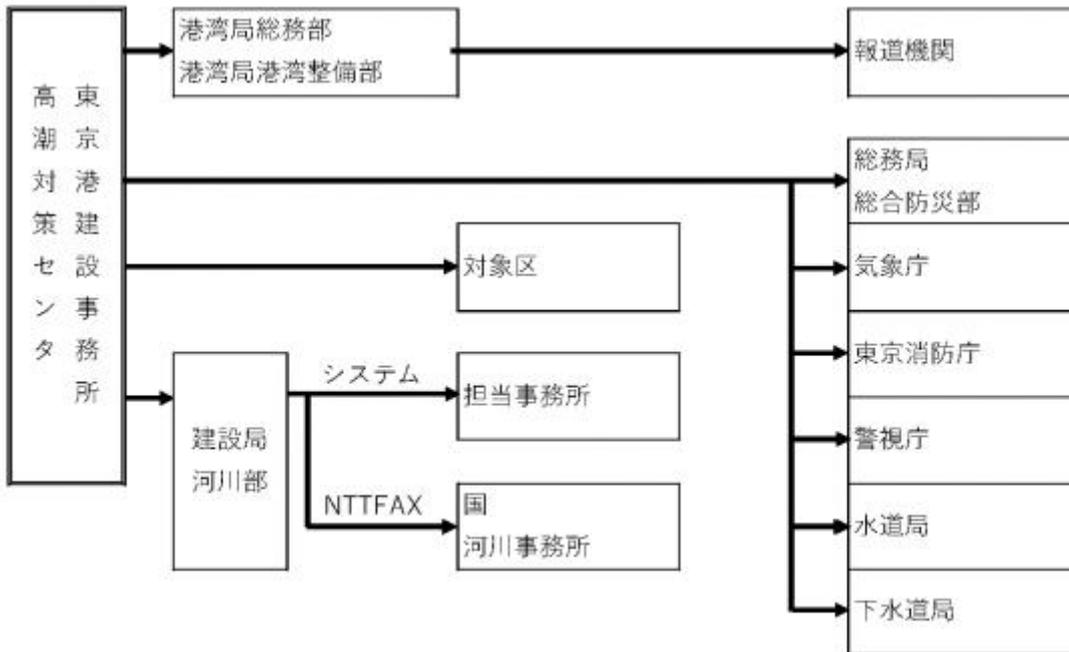
ア 水防本部が設置され、警戒水位に達した時は、水防本部は本部観測の準備を指示する。

イ 現地観測水位に達した時は、水防本部は水位監視をする。

### (4) 水位観測局一覧

水位観測局名	河川名	観測位置	警戒水位 A. P. + (m)	現地観測水位 A. P. + (m)	観測者及びシステム
花見橋	中川	六木3-8	2.25	3.20	水位・雨量監視システム(区)
綾瀬新橋	綾瀬川	綾瀬6-2	2.63	4.00	〃
曙町陸閘	旧綾瀬川	千住曙町39	3.15	4.00	〃
水神橋	毛長川	西保木間3-14	2.50	3.00	〃
桑袋大橋	綾瀬川	花畑8-8	2.80	3.00	〃
毛長橋	毛長川	古千谷本町4-10	2.50	3.00	水防災総合情報システム(都)
鷺宮橋	毛長川	花畑7-19	2.40	2.90	〃
小台	隅田川	小台1-27	3.30	4.50	〃
水戸橋	綾瀬川	葛飾区小菅1-9	3.00	3.80	〃
内匠橋	綾瀬川	南花畑3	2.90	3.90	〃

資料 22 水位周知伝達系統図（都管理海岸）



R 7 年度東京都水防計画より

## 資料 23 水害時避難施設一覧

(各部)

(本編 風水害編 P.135)

### 1 区立小学校

令和7年7月現在

番号	学校名	住所
1	千 寿 小 学 校	千住宮元町 6-1
2	千 寿 本 町 小 学 校	千住 3-30
3	千 寿 双 葉 小 学 校	千住大川町 17- 1
4	千 寿 常 東 小 学 校	千住旭町 10-31
5	足 立 小 学 校	足立 3-11-5
6	千 寿 桜 小 学 校	千住桜木 1-8-15
7	千 寿 第 八 小 学 校	千住関屋町 16-1
8	西 新 井 小 学 校	西新井本町 4-9-27
9	西 新 井 第 一 小 学 校	西新井 6-21-3
10	西 新 井 第 二 小 学 校	西新井 4-34-1
11	西 伊 興 小 学 校	伊興 2-6-1
12	興 本 小 学 校	扇 3-22-1
13	本 木 小 学 校	本木北町 7-1
14	寺 地 小 学 校	扇 1-7-1
15	関 原 小 学 校	関原 3-38-3
16	江 北 小 学 校	江北 4-21-1
17	扇 小 学 校	扇 2-30-1
18	鹿 浜 第 一 小 学 校	谷在家 2-24-1
19	鹿 浜 未 来 小 学 校	鹿浜 5-18-1
20	鹿 浜 五 色 桜 小 学 校	鹿浜 4-20-22
21	皿 沼 小 学 校	皿沼 1-19-1
22	新 田 小 学 校 ( 新 田 学 園 )	<第一校舎> 新田 3-34-2 <第二校舎> 新田 3-30-16
23	宮 城 小 学 校	宮城 1-27-25
24	舎 人 小 学 校	舎人 1-25-32
25	舎 人 第 一 小 学 校	舎人 6-4-1
26	足 立 入 谷 小 学 校	入谷 3-8-1
27	古 千 谷 小 学 校	古千谷本町 4-12-16
28	梅 島 小 学 校	梅田 7-35-1
29	梅 島 第 一 小 学 校	梅島 3-37-4
30	梅 島 第 二 小 学 校	梅田 3-27-4
31	島 根 小 学 校	島根 3-28-11

番号	学校名	住所
32	中 島 根 小 学 校	島根 2-9-22
33	亀 田 小 学 校	西新井栄町 1-1-1
34	栗 原 小 学 校	西新井栄町 2-10-18
35	栗 原 北 小 学 校	栗原 4-25-9
36	栗 島 小 学 校	青井 6-13-10
37	加 平 小 学 校	六町 3-3-11
38	東 栗 原 小 学 校	一ツ家 3-20-1
39	平 野 小 学 校	平野 3-6-3
40	弥 生 小 学 校	中央本町 2-5-1
41	弘 道 小 学 校	西綾瀬 4-7-27
42	弘 道 第 一 小 学 校	弘道 1-20-8
43	青 井 小 学 校	青井 3-12-2
44	綾 瀬 小 学 校	綾瀬 3-12-15
45	東 綾 瀬 小 学 校	東綾瀬 2-15-15
46	東 加 平 小 学 校	加平 1-12-12
47	東 瀏 江 小 学 校	東和 3-20-11 ※
48	中 川 小 学 校	大谷田 3-17-20
49	中 川 北 小 学 校	六木 1-6-10
50	辰 沼 小 学 校	谷中 5-12-1
51	中 川 東 小 学 校	大谷田 2-1-10
52	北 三 谷 小 学 校	東和 1-17-12
53	大 谷 田 小 学 校	中川 4-41-27
54	長 門 小 学 校	中川 1-19-32
55	花 畑 小 学 校	南花畑 3-22-1
56	花 畑 第 一 小 学 校	花畑 1-29-1
57	花 畑 西 小 学 校	花畑 4-21-1
58	桜 花 小 学 校	花畑 6-4-6
59	花 保 小 学 校	南花畑 2-19-1
60	六 木 小 学 校	六木 3-21-11
61	瀏 江 小 学 校	西保木間 1-10-3
62	瀏 江 第 一 小 学 校	保木間 3-27-1
63	西 保 木 間 小 学 校	西保木間 4-2-1
64	保 木 間 小 学 校	竹の塚 3-6-3
65	竹 の 塚 小 学 校	竹の塚 1-8-1
66	伊 興 小 学 校	伊興 4-16-1
67	東 伊 興 小 学 校	東伊興 1-4-15

※ 令和9年3月まで施設更新工事予定

## 2 区立中学校

番号	学校名	住所
1	第一中学校	千住河原町 4-7
2	千寿桜堤中学校	柳原 2-49-1
3	千寿青葉中学校	千住宮元町 27-6
4	第四中学校	梅島 1-2-33
5	第五中学校	西新井本町 2-3-1
6	第六中学校	本木西町 16-1
7	第七中学校	関原 3-32-14
8	第九中学校	梅田 6-32-1
9	第十中学校	梅島 3-23-3
10	第十一中学校	弘道 1-38-15
11	第十二中学校	大谷田 1-37-1
12	第十三中学校	神明南 1-16-1
13	第十四中学校	西竹の塚 1-8-1
14	江南中学校	宮城 1-8-4
15	新田中学校（新田学園）	新田 3-34-2
16	鹿浜菜の花中学校	江北 7-17-11
17	東島根中学校	平野 1-27-2
18	浏江中学校	保木間 3-6-6
19	竹の塚中学校	西保木間 4-12-13
20	東綾瀬中学校	綾瀬 3-23-14
21	青井中学校	青井 4-19-1
22	花畑中学校	花畑 1-31-1
23	蒲原中学校	東和 3-17-15
24	西新井中学校	西新井 7-22-1
25	入谷中学校	入谷 3-6-1
26	江北桜中学校	江北 1-17-1
27	伊興中学校	伊興 5-17-1
28	花畑北中学校	花畑 6-12-35
29	谷中中学校	谷中 3-14-1
30	花保中学校	南花畑 2-41-1
31	栗島中学校	中央本町 5-23-1
32	扇中学校	扇 3-18-14
33	加賀中学校	加賀 2-25-22
34	入谷南中学校	入谷 1-24-1
35	六月中学校	六月 1-30-1

### 3 都立高校

番号	学校名	住所
1	江 北 高 校	西綾瀬 4-14-30
2	足 立 高 校	中央本町 1-3-9
3	足 立 工 科 高 校	西新井 4-30-1
4	淵 江 高 校	東保木間 2-10-1
5	足 立 西 高 校	江北 5-7-1
6	足 立 東 高 校	大谷田 2-3-5
7	青 井 高 校	青井 1-7-35
8	足 立 新 田 高 校	新田 2-10-16
9	小 台 橋 高 校	小台 2-1-31

### 4 その他

番号	施設名	住所
1	足 立 学 園	千住旭町 40-24
2	東 京 朝 鮮 学 校 第 四 初 中 級 学	興野 1-18-12
3	東 京 未 来 大 学	千住曙町 34-12
4	東 京 芸 術 大 学 千 住 校 地	千住 1-25-1
5	帝 京 科 学 大 学	千住桜木 2-2-1
6	帝 京 科 学 大 学 2 号 館	千住元町 34-1
7	文 教 大 学	花畑 5-6-1
8	東 京 電 機 大 学	千住曙町 34-12
9	順天中学校・順天高等学校 新 田 キ ャ ン パ ス	新田 2-9-3
10	東 京 み ら い 中 学 校 ・ 飛 鳥 未 来 高 等 学 校	足立 1-13-26
11	ト ー キ ョ ー ジ ャ ン ボ ー ゴ ル フ セ ン タ ー	入谷 9-26-1

5 福祉避難所（第二次避難所）※配慮を要する避難者のみ、受け入れを行う

番号	施設名	住所
1	総合スポーツセンター	東保木間 2-27-1
2	障がい福祉センターあしすと	梅島 3-31-19
3	こども支援センターげんき	梅島 3-28-8
4	東京都立足立特別支援学校	花畑 7-23-15
5	東京都立花畑学園	南花畑 5-24-49
6	谷在家障がい福祉施設	谷在家 3-13-1
7	すこやかプラザあだち	江北 5-14-5
8	竹の塚地域学習センター	竹の塚 2-25-17
9	舎人地域学習センター	舎人 1-3-26
10	佐野地域学習センター	佐野 2-43-5
11	東和地域学習センター	東和 3-12-9
12	竹の塚保健センター	西竹の塚 1-11-2

6 緊急避難建物（区立小中学校除く）

番号	施設名	住所
1	伊興地域学習センター	伊興 2-4-22
2	梅田地域学習センター	梅田 7-33-1
3	中央本町地域学習センター	中央本町 3-15-1
4	花畑地域学習センター	花畑 4-16-8
5	保塚地域学習センター	保塚町 7-16
6	生涯学習センター	千住 5-13-5（学びピア 21 内）
7	中川地域センター	中川 4-43-4
8	興本地域学習センター	興野 1-18-38
9	江北地域学習センター	江北 3-39-4
10	鹿浜地域学習センター	鹿浜 6-8-1
11	ギャラクシテイ	栗原 1-3-1
12	千住あずま住区センター	千住東 2-21-18
13	押皿谷住区センター	鹿浜 8-27-15
14	桜花住区センター	花畑 6-4-16